

設ケ之ニ吸水管ヲ導クヘシ

第六條 海水唧筒

海水唧筒ニハ船側ニ於テ堅牢ナル「コック」ヲ設ケ乾舷甲板及隔壁甲板ノ中何レカ上層ニ在ルモノヨリ之ヲ開閉シ得ル装置ト爲スヘシ

第七條 測深管

各船艙及水ノ溜ル場所ニハ測深管ヲ設クヘシ

測深管ハ眞直ト爲シ隔壁甲板又ハ何時ニテモ接近シ得ル箇所ニ達セシムヘシ

測深管ノ上端カ隔壁甲板下ニ在ルトキハ「スクルー キヤツプ」ヲ備ヘ紛失セサル様装置スヘシ

測深管ノ直下ノ外板ニハ厚キ鋼板ヲ當テ測深岸ノ衝擊受ト爲スヘシ

第八條 吸水管、測深管等ノ圍

唧筒ノ胴、吸水管、測深管及「コック」開閉桿ハ検査ノ際容易ニ取外シ得ル様構造シタル堅牢ナル圍ヲ以テ之ヲ保護スヘシ

第九條 通水孔

水ノ流通ヲ容易ナラシムル爲メ肋板、肘板等ニ之ヲ過度ニ弱メサル程度ニ於テ十分ナル通水孔ヲ設クヘシ

第十條 蒸氣唧筒

蒸氣唧筒ニ付テハ第四十一章ノ規定ヲ参照スヘシ

第二十九章

「セメント」及「ペイント」工事

第一條 船底ノ「セメント」工事

單底構造ヲ有スル船ノ船底、總テノ船ノ彎曲部及汽罐室内ノ船底ニハ彎曲上部ニ至ル迄「ポートルランドセメント」又ハ其ノ他ノ承認ヲ得タル塗料ヲ施シ外板、肋骨及鉸釘ヲ保護スヘシ

船主ノ承認ヲ得テ汽罐室外ニ於ケル二重底内ニ「セメント」ヲ施ササルトキハ船底外板ノ縱横線ニ「セメント」ノ「ファイレット」ヲ施スヘシ

「ポートルランドセメント」ニハ其ノ約 2 倍ノ砂又ハ適當ナル材料ヲ混和シ之ヲ線ニ於テ $\frac{3}{4}$ 吋以上ノ厚ニ塗リ其ノ硬化期間ハ空氣ノ流通ヲ十分ナラシムヘシ

第二條 水艙内ニ施ス水「セメント」

水艙内部ニ「ペイント」ノ代リニ水「セメント」ヲ塗ルモ妨ナシ

水「セメント」又ハ「ペイント」ハ丁寧ニ塗リ遺漏ノ箇所ナカラシムヘシ

第三條 水艙頂板ノ塗料

水艙頂板上ニ内張板ヲ設クルトキハ頂板上ニ加熱シタル「ストツクホルム ター」ヲ塗リ「セメント」粉末ヲ散布スヘシ

第四條 一般「ペイント」工事

船體ヲ構造スル鋼材又ハ鐵材ニハ成ルヘク二回以上良好ナル「オイル ペイント」ヲ施スヘシ

外板ノ如キ外部鋼材ハ其ノ錆皮ノ除去ヲ容易ナラシムル爲メ當該船舶製造中成ルヘク長期間十分大氣ニ暴露シ其ノ「ペイント」工事ハ船ノ進水間際迄之ヲ見合スヘシ(第三章第九條参照)

第三十章

橋、荷役其ノ他ノ作業ノ設備

第一條 汽船ノ橋、「デリック」及「リギング」

汽船ニ於ケル鋼製ノ橋ニシテ貨物用「デリック」ノ柱トシテ使用セサルモノニ在リテハ甲板ノ部分ニ於ケル徑ハ次ノ算式ニ依リ計算シタルモノヨリモ小ナルヘカラス

$$d=0.4h$$

d ハ橋ノ平均ノ徑 (吋ニテ)

h ハ甲板ヨリ「ハウンド」迄ノ高 (呎ニテ)

「ハウンド」ノ部分ニ於ケル橋ノ徑ハ 0.75d ト爲スコトヲ得

橋板ノ厚ハ橋ノ徑カ 8 吋以下ナルトキハ 0.18 吋トシ徑カ 8 吋ヨリモ大ナルトキハ超過 1 吋ニ付 0.01 吋ノ割合ヲ以テ之ヲ増スヘシ

橋ノ下端、橋環及「ハウンド」ノ部分ニハ橋板ニ短キ二重張板ヲ取付クヘシ

橋環ニ於ケル鉸釘ノ心距ハ釘徑ノ $4\frac{1}{2}$ 倍以下ト爲スヘシ

第二條 「デリック」

委員會ハ揚貨設備ノ能力及効率ニ付テハ責任ヲ負ハスト雖モ次ノ各項ハ之ヲ遂行スルノ要アリト認ム

橋ニ對スル「デリック」ノ位置及荷重ノ詳細ハ承認ヲ受クル爲メ差出ス橋圖ニ記載スヘシ尙「デリック」ノ取附部分ニ於ケル橋ノ補強構造及「デリック」臺ノ構造ニ付テモ承認ヲ受クヘシ

適當ナル靜索ヲ取附ケタル鋼製ノ橋ニ在リテハ之ヲ取附クル「デリック」ノ揚卸スル全荷重カ普通ノ動作状態ニ於テ一回 10 噸ヲ超エサル場合ニ於テハ其ノ徑ハ前條第一項ニ於テ規定シタルモノニ依ル

前項ノ橋ノ橋板ノ厚ハ甲板ノ下方ヨリ「デリック」臺ノ上方迄ノ間ニ於テハ次

ノ算式ニ依リ計算シタルモノニ依ル

$$t=c \times \frac{W \times O}{d^2}$$

t ハ橋板ノ厚 (吋ニテ)

W ハ一回ニ吊ス重量 (噸ニテ)

O ハ「デリック」ノ最大可働半徑 (呎ニテ)

d ハ橋ノ平均ノ徑 (吋ニテ)

c ハ係數ニシテ全重量カ 5 噸以下ナルトキハ 1.25、全重量カ 10 噸ナルトキハ 1.10

橋板ニ二重張板ヲ取附クルトキハ二重張板ノ兩端ハ適當ナル斜形ト爲シ橋板及二重張板ノ合厚ハ前項ノ算式ニ於テ c ノ値トシテ全重量カ 5 噸以下ナルトキハ 1.45、全重量カ 10 噸ナルトキハ 1.30 ヲ用キ計算シタルモノニ依ル

橋ノ一側ニ於テ同時ニ二本以上ノ「デリック」ヲ動作セシムル場合ニ於テハ橋板ノ厚ハ第四項ノ算式ニ於テ W×O トシテ各「デリック」ノ荷重及最大可働半徑ノ積ノ和ヲ用キ計算シタルモノニ依ル

比較的大ナル荷重ヲ低速度ニテ動作セシムル場合ニ於テ荷重状態ニ應シ特ニ靜索ヲ増設スルトキハ二重張板ヲ取附クル橋板ノ厚ハ第四項ノ算式ニ於テ c ノ値トシテ荷重カ 40 噸以上ナルトキハ 0.65、荷重カ 10 噸ト 40 噸トノ間ナルトキハ 1.30 ト 0.65 トノ間ニ挿間法ニ依リ定メタルモノヲ用キ計算シタルモノニ依ル

第三條 靜索ヲ取附ケサル短小ノ「デリック」柱

靜索ヲ取附ケサル短小ノ「デリック」柱ニ在リテハ板ノ厚ハ前條第四項ノ算式ニ於テ c ノ値トシテ 2.50 ヲ用キ計算シタルモノニ依ル

第四條 「リギング」

橋ニ取附クル「リギング」ハ次表ニ掲クル寸法ノ鋼索ヲ以テ作リタル「シユラウド」二本ヲ橋ノ各側ニ於テ「ハウンド」ノ線ノ前後ニ於ケル「チェーン プ

レート」間ノ距離カ0.25hヨリモ小トナラサル様取附ケタルモノト同等以上ノ
 効力ヲ有スルモノト爲スヘシ但シ h ハ甲板ヨリ「ハウンド」迄ノ橋ノ高(呎
 ニテ)トス

「リギング」用鋼索ノ周(吋ニテ)

「デリック」 ニ於ケル荷 重(噸ニテ)	甲板ヨリ「ハウンド」迄ノ橋ノ高(呎ニテ)			
	30	40	50	60
0	2½	2¾	3	3¼
2½	3	3¼	3½	3¾
5	3½	3¾	4	4¼
7½	3¾	4	4¼	4¾
10	4	4¼	4½	

「リギング」用鋼索ハ遞信省令錨鎖索試験規程ニ依ル試験ニ合格シタルモノヲ
 用ウヘシ但シ索ノ寸法及配置カ適當ニシテ「リギング」ノ効力カ本條第一項ニ
 規定スルモノト同等以上ナル場合ニ於テハ該試験規程ニ定ムルモノヨリモ小ナ
 ル強力ノ鋼索ヲ用ウルコトヲ得

「リギング スクルー」其ノ他ノ寸法ハ次表ニ依ル

種 別	「リギング」用鋼索ノ周(吋ニテ)										
	2½	2¾	3	3¼	3½	3¾	4	4¼	4½	4¾	5
「リギング ス クルー」ノ徑 (吋ニテ)	1¼	1⅝	1½	1⅝	1¾	1⅞	2	2⅛	2¼	2⅜	2½
同 栓 ノ 徑 (吋ニテ)	1	1	1⅛	1¼	1½	1⅝	1⅞	1⅞	1⅞	1⅞	1¾
「チェーンプレ ートアイ」ノ 徑(吋ニテ)	1¼	1⅝	1½	1¾	1¾	1⅞	2	2⅛	2⅜	2⅜	2½

第五條 橋等ニ用ウル鍛造金具 橋、「デリック」又ハ「リギング」用ノ鍛造金
 具ハ良質ニシテ適當ナル寸法ノモノナルコトヲ要ス

第六條 揚貨設備 揚貨設備ハ適當ナル構造及裝置ノモノナルコトヲ要ス

第三十一章

艦 装 品

第一條 艦 裝 品

艦裝品ニ付テハ以下本章ノ規定ニ依ルノ外遞信省令船舶設備規程ノ規定ニ依リ
 之ヲ完備スヘシ

第二條 錨、錨鎖等ノ試験

錨、錨鎖、錨索、挽索及大索ハ遞信省令錨鎖索試験規程ニ依ル試験ニ合格シタ
 ルモノヲ用ウヘシ

第三條 錨鎖ニ關スル注意

艦裝品トシテ使用セントスル錨鎖類ハ進水ノ際曳鎖トシテ使用スヘカラス
 錨鎖ノ内端ハ堅牢ナル「アイプレート」ニ「シャツクル」止メト爲スカ又ハ同
 等效力ノ繫止裝置ヲ爲スヘシ

第四條 揚 錨 機

揚錨機ハ動作良好、構造堅牢ニシテ錨鎖ノ寸法ニ適合スルモノナルコトヲ要ス
 又揚錨機ヨリ錨鎖孔管ニ至ル錨鎖ノ運動ハ特ニ圓滑ナラシムヘシ
 揚錨機ハ強固ナル臺ニ螺釘ヲ以テ堅牢ニ取附ケ其ノ下部ノ甲板梁ノ寸法ヲ増シ
 之ニ梁柱ヲ増設スヘシ

第五條 起 錨 機

起錨機ノ寸法ハ第二十一號表ニ適合スルモノト爲シ其ノ可働半徑ハ之ヲ十分大
 ナラシムヘシ

第六條 錨 鎖 孔 管

錨鎖孔管ハ堅牢ニシテ十分ナル大サヲ有スルモノトシ錨鎖ノ磨損ヲ減スル爲メ
 其ノ兩端ニハ大ナル丸味ヲ有スル錨ヲ設ケ滑リヲ良好ナラシムヘシ
 錨鎖孔管ハ釘徑ノ7倍ヲ超エサル心距ニ配置シタル鉸釘ヲ以テ外板及甲板ニ固

著スヘシ但シ外板及甲板ノ厚不十分ナルトキハ二重張ト爲スヘシ
 錨鎖孔管ハ之ヲ取附ケタル後成ルヘク布管内ノ壓力一平方吋ニ付 30 封度以上
 ノ水ヲ注射シ其ノ水密ヲ試験スヘシ
 無錐錨用錨鎖孔管ハ錨ノ出入ニ差支ナキ様其ノ内徑ヲ十分大ト爲シ検査員立會
 ノ上錨ノ揚卸試験ヲ行フヘシ

第七條 操舵機具

航洋船ニ在リテハ已ムヲ得サル場合ヲ除クノ外船尾ニ於ケル操舵機具ヲ蔽圍シ
 タル場所ニ置クヘシ
 汽力ニ依ル操舵機具ヲ備フル船ニ在リテハ之ト全ク獨立シタル手用又ハ他ノ動
 力ニ依ル操舵機具及事故ノ爲メ操舵機具ノ聯結換ヲ爲ス際舵ヲ一定ノ位置ニ保
 チ得ル制動装置並舵柄又ハ舵柄弧ノ運動カ回轉止ニ依リテ停止セラルル以前ニ
 操舵機具ノ動作ヲ止ムルニ適當ナル装置ヲ設クヘシ
 舵柄又ハ舵柄弧ノ半徑ハ成ルヘク舵幹材ノ徑ノ 7 倍以上ト爲シ舵頭孔部ノ深及
 腕ノ幅ハ成ルヘク舵幹材ノ徑ニ等シクシ腕ノ厚ハ成ルヘク其ノ幅ノ $\frac{1}{2}$ 以上ト爲
 スヘシ
 二箇ノ腕ヲ有スル舵柄弧ニ在リテハ腕ノ幅及厚ヲ前項ニ掲クルモノノ 85%、三
 箇ノ腕ヲ有スル舵柄弧ニ在リテハ 77%、四箇ノ腕ヲ有スル舵柄弧ニ在リテハ
 70% ト爲スコトヲ得
 舵柄弧ノ半徑ヲ舵幹材ノ徑ノ 7 倍ト爲ストキハ操舵鎖及操舵圓材ノ徑ヲ成ルヘ
 ク夫々舵幹材ノ徑ノ 0.145 倍以上及 0.175 倍以上ト爲スヘシ
 導鎖滑車ハ成ルヘク操舵鎖ヲ小角度ニ屈折セシメサル様之ヲ配置シ其ノ徑ハ舵
 幹材ノ徑ノ約 2 倍、車針ノ截面積ハ操舵鎖ノ截面積ノ約 3 倍ト爲スヘシ
 操舵鎖ハ良質ノ材料ヲ以テ作り遞信省令錨鎖索試験規程ニ依ル試験ニ合格シタ
 ルモノナルコトヲ要ス

第三十二章

油 艙 船

第一條 總 則

油ヲ直接ニ船艙ニ搭載シ其ノ用途ニ應スル船級登録ヲ受ケントスル船ノ構造ハ
 船内ノ區劃適當ニシテ油ノ積入及取出作業中及其ノ他一切ノ載貨状態ニ於テ船
 體ノ復原性ニ十分ナル餘裕ヲ保ツニ足リ且ツ船艙ノ長、膨脹室及縱隔壁ノ位置
 モ亦適當ニシテ油ノ動搖又ハ打撃ニ因リテ生スル異常ナル内カヲ防止シ得ヘキ
 様設計セラレタルモノナルコトヲ條件トシテ之ヲ定ム
 前項ノ規定ニ適合セシムル必要上縱隔壁ヲ設ケル場合ニ於テハ之ヲ油密ニ構造
 スヘシ

第二條 油 運 搬 船

引火點カ華氏 150 度(攝氏 65.5 度)未滿ナル油ヲ直接ニ船艙ニ搭載シ油艙船
 (Bulk Oil Carrier) ノ登録ヲ受ケントスル船ノ構造ニ付テハ本章ノ規定ニ依
 ルヘシ

第三條 「コツフアーダム」

油ヲ搭載スル部分ノ兩端ニハ幅 3 呎以上ニシテ完全ニ油密構造ト爲シタル「コ
 ツフアーダム」ヲ設ケ油ヲ搭載スル部分ト貨物艙及機關室トヲ完全ニ隔離シ之
 ニ十分ナル通風装置ヲ設クヘシ
 一切ノ機關及廚房ハ油ヲ搭載スル場所及油唧筒室ヨリ完全ニ隔離スルコトヲ要
 ス

第四條 通 風 裝 置

油ヲ搭載スル場所ニハ瓦斯ノ停滯スル虞アル箇所ニ通氣孔ヲ設ケテ其ノ脱出ヲ
 容易ナラシムヘシ(第三章第八條参照)
 「コツフアーダム」、唧筒室及其ノ他ノ場所ニモ亦有效ナル通風装置ヲ設クヘシ
 油ヲ搭載スル場所ニハ人工通風又ハ蒸氣ヲ以テ有害瓦斯ヲ排除スルニ必要ナル

設備ヲ爲スヘシ

油艙ノ底部ニハ出入及通氣ヲ容易ナラシムル爲メ堅牢ナル蓋板ヲ有スル人孔ヲ設クルヲ可トス

第五條 排水装置

油ヲ搭載セサル場所ニ對スル唧筒装置ハ油唧筒装置ト全ク之ヲ區別シ吸水管ハ成ルヘク油ヲ搭載スル場所ヲ通過スルコトナカラシメ油唧筒装置ニ屬スル管ハ水艙ヲ通過スルコトナカラシムルヲ要ス

油艙ノ「クラウン」ヲ構造スル甲板上ニハ十分ナル排水装置ヲ設クヘシ

第六條 船底「セメント」

專ラ油ヲ搭載スル場所ノ底部ニハ「セメント」ヲ施スコトヲ要セス

第七條 電燈装置

電燈装置ハ複線式構造ト爲スヘシ

「スイッチ」及「カットアウト」ハ瓦斯ノ蓄積スル虞アル箇所ニ設クルコトヲ得ス

瓦斯ノ蓄積スル虞アル箇所ニ取附クル電燈ハ硝子製氣密球内ニ密閉スヘシ

電線ノ絶縁物カ油ノ爲メ障害ヲ受ケ易キモノナルトキハ之ヲ鉛ヲ以テ被覆スヘシ(第四十三章第十八條參照)

第八條 工事及構造

油艙船ノ安全及効率ハ工事ノ良否ニ依ルモノナルヲ以テ委員會ハ検査員及造船者ニ對シ最良ノ工事ニ非サレハ之ヲ拒否スルノ必要ナルコトヲ勸告ス

油ヲ搭載スル場所、船樓等ノ末端ニ於ケル局部的補強及船體ノ各部ヲ通シ鉸釘ノ心距小ナル爲メニ必要ナル補強ハ特ニ十分ニ行フヘシ

油艙船ニハ成ルヘク單材ヲ用キ組合材ノ使用ヲ避クヘシ

肋骨及防撓材ヲ支持スル特設桁材ハ以下各號ニ示スカ如ク之ヲ同一平面ニ設ケ内縁形材ノ交叉部ニハ覆板ヲ附シ之ヲ接續スヘシ

一、船側横肋骨ヲ支持スル水平特設桁材ハ之ヲ隔壁ノ堅防撓材ヲ支持スル水

平特設桁材ト同一水平面ニ設クヘシ

二、船側縦肋骨ヲ支持スル直立特設桁材ハ船底縦肋骨、縦梁及縦隔壁ノ防撓材ヲ支持スル桁材ト共ニ船體横強力主要材ヲ構成スルコトヲ要ス

三、横隔壁ニ附シタル横防撓材ヲ支持スル直立特設桁材ハ成ルヘク頂部及底部ニ設クル有效ナル縦通桁材ト同一平面内ニ在ルコトヲ要ス

四、底部ニ於ケル普通肋骨ヲ支持スル縦特設桁材ハ隔壁防撓材ト同一平面内ニ在リH.ツ隔壁ノ前後ニ於テ同一線内ニ在ルコトヲ要ス

肋骨、梁及防撓材ヲ支フル水平及直立ノ特設桁材及縦肋骨ヲ支フル肋板ハ其ノ間隔ヲ成ルヘク 10 呎以下ト爲スヘシ

膨脹室ノ下部ニハ堅牢ナル水平特設桁材ヲ設クヘシ

第九條 構造材料ノ寸法

構造材料ノ寸法ハ普通ノ船ニ要スルモノ以上ト爲シ又油ヲ搭載スル場所ニ於ケル構造材料ノ寸法ハ深水艙ニ於テハ滿載状態ニ於テ油ノ達スル最高面迄ノ距離、指定試験水高ノ $\frac{2}{3}$ 及 5.5 呎ノ中大ナルモノトシテ計算シタルモノヨリモ小ナルヘカラス(第十六章參照)

油ヲ搭載スル場所ニ於ケル水平及直立ノ特設桁材、肋骨、梁及防撓材ノ寸法ハ兩端ヲ短山形材固著ト爲ス場合ノ規定ニ依リ之ヲ定ムヘシ

同一平面ニ於テ交叉スル特設桁材ニ在リテハ表ニ用ウル長(l)ハ交叉スル内縁形材間ノ距離ニ 6 吋ヲ加ヘタルモノ(呎ニテ)トス

水平及直立ノ特設桁材ハ 10 呎以下ノ間隔ニ於テ其ノ内縁ニ相互ノ結合材ヲ附スルカ其ノ他有效ナル方法ニ依リ屈曲ヲ防止スヘシ

「スロット」ヲ有セサル水平及直立ノ特設桁材ノ寸法ハ第八號表又ハ第九號表ニ依リ、「スロット」ヲ有スル是等特設桁材ノ寸法ハ第八號補表又ハ第九號補表ニ依リ之ヲ定ムヘシ

底部横桁材ノ上縁ハ「ライズ オブ フローア」ニ竝行ナラシムヘシ

肋骨毎ニ設クル肋板ハ曲部ヲ除キタル水平邊ノ截面積ヲ表ニ掲クル副肋材ノ截

面積以上ナラシムルトキハ其ノ上縁ヲ曲線ト爲スコトヲ得

第十條 龍骨板

龍骨板ハ之ヲ中心線堅龍骨板ニ固著スル山形材ノ部分ニ於テハ屈曲セシムルコトヲ得ス

龍骨板ハ單板ト爲シ其ノ厚ハ第三號表ニ依リ之ヲ定メ其ノ幅ハ縱縁ヲ除キタル部分ニ於テ二箇ノ鉸釘ヲ以テ肋骨ヲ固著スルニ必要ナル幅(例ヘハ肋骨ヲ固著スル鉸釘ノ徑 $\frac{7}{8}$ 吋ナルトキハ 48 吋)及第三號表ニ掲クルモノ以上ト爲スヘシ

第十一條 中心線堅龍骨板

油密中心線隔壁ノ下部ヲ構造スル中心線堅龍骨板ノ厚ハ横隔壁板ニ要スル厚ト爲シ其ノ高ハ成ルヘク肋板トノ固著部ノ上端以上ニ達セシムヘシ

中心線堅龍骨板ト龍骨板トヲ固著スル山形材ハ二重ト爲シ其ノ邊ノ幅ハ釘徑カ $\frac{5}{8}$ 吋ナルトキハ 3 吋、 $\frac{3}{4}$ 吋ナルトキハ $3\frac{1}{2}$ 吋、 $\frac{7}{8}$ 吋又ハ 1 吋ナルトキハ 4 吋、 $1\frac{1}{8}$ 吋ナルトキハ $4\frac{1}{2}$ 吋ト爲シ其ノ厚ハ第三號表ニ掲クル中心線桁板ノ底部山形材ノ厚ニ等シカラシムヘシ

第十二條 梁

油艙ノ「クラウン」ヲ構造スル甲板ニハ梁ヲ肋骨毎ニ取附クヘシ

半梁ハ膨脹室ノ側部ニ附スル防撓材ヲ其ノ端ニ堅牢ニ固著スル爲メ之ヲ該室ノ内部ニ延長スヘシ

特設肋骨ノ頂部及長大ナル油艙ニ於テ必要アルトキハ特設肋骨以外ノ箇所ニモ適當ナル寸法ヲ有スル全通梁ヲ設クヘシ

乾舷甲板ノ上部ニ於ケル膨脹室ノ頂部ニ設クル梁ノ寸法ハ第十六條ノ規定ニ依リ之ヲ定ムヘシ

第十三條 特設梁柱

膨脹室ヲ堅牢ニ船底ニ結合シ且ツ適當ニ之ヲ支持スル爲メ必要ニ應シ膨脹室ノ側壁線ニ溝形其ノ他適當ナル形狀ノ特設梁柱ヲ配置シ大ナル肘板ヲ以テ其ノ兩端ヲ固著スヘシ

第十四條 隔 壁

隔壁ニ取附クル防撓材及之ヲ支持スル特設桁材等ハ成ルヘク區劃室一箇置ニ同一區劃室内ニ設ケ是等ノ構造材料ヲ有スル區劃室ト之ヲ有セサル區劃室トヲ交互ニ配列スヘシ

防撓材ト該材ヲ支持スル直立又ハ水平ノ特設桁材トハ短山形材固著ト爲シ又防撓材ノ上下兩端ハ山形材固著又ハ肘板固著ト爲シ短山形材固著ト同等以上ノ效力ヲ有セシムヘシ

周圍山形材ハ二重ト爲シ其ノ邊ノ幅ハ釘徑カ $\frac{5}{8}$ 吋ナルトキハ 3 吋、 $\frac{3}{4}$ 吋ナルトキハ $3\frac{1}{2}$ 吋、 $\frac{7}{8}$ 吋又ハ 1 吋ナルトキハ 4 吋ト爲シ其ノ厚ハ隔壁板ノ厚以上ト爲スヘシ

滿載中常ニ片面ノミニ壓力ヲ受ケサル中心線隔壁ニシテ適當ナル装置ノ設ケアル爲メ膨脹室ノ頂部迄ノ距離ニ相當スル高以上ノ水高壓力ヲ受クルコトナキモノニ在リテハ第九條ニ規定スル h ノ $\frac{2}{3}$ ヲ用キ其ノ寸法ヲ定ムルコトヲ得

中心線隔壁ノ上半部ニ於ケル隔壁板ノ厚ハ第十九號表ニ掲クル強力甲板ノ鋼甲板ノ厚以上ト爲スヘシ

第十五條 強力甲板下ニ於テ油艙ノ頂部ヲ構造スル甲板ノ梁上側板

強力甲板下ニ於テ油艙ノ頂部ヲ構造スル甲板ノ梁上側板ヲ外板ニ固著スル山形材ノ厚ハ梁上側板ノ厚ニ 0.08 吋ヲ増シタルモノト爲スヘシ

船側ニハ「タムブル ホーム」ヲ附スルコトナク油艙ノ頂部ノ梁ニハ梁矢ヲ附セサルヲ可トス之ヲ附スル場合ト雖モ適當ノ方法ニ依リ前項ニ掲クル山形材ノ邊ノ間ノ角度ヲ銳角ナラシメサルコトヲ要ス。

第十六條 膨 脹 室

膨脹室ノ側圍壁及頂部ニ用ウル板ノ厚ハ第十九號表ニ掲クル強力甲板ノ鋼甲板ノ厚以上ト爲スヘシ

膨脹室ノ部分ニハ該室ノ上下及水平ノ撓動ヲ防止スル爲メ有效ナル支持構造ヲ爲スヘシ

油艙ノ通風ヲ完全ナラシムル爲メ膨脹室ノ頂部ニ十分ナル大サノ艙口ヲ設ケ且ツ承認ヲ得タル型ノ鋼製油密蓋ヲ備ヘ之ニ適當ナル螺込栓及「エーアコック」ヲ設クヘシ

油艙ノ頂部ヨリ上方ニ在ル甲板ノ梁ハ膨脹室ノ側部ニ於テ切斷シ肘板ヲ以テ膨脹室側壁ニ堅牢ニ固著スヘシ

第十七條 外 板

中心線縱隔壁ヲ設クル船ニ在リテハ外板ノ厚ハ第十四號表ニ依ルヘシ

二箇以上ノ縱隔壁ヲ設クル船ニ在リテハ船側外板ノ厚ハ表ニ掲クルモノヨリモ減スルコトヲ得

第十八條 鋼 甲 板

船尾部ニ機關室ヲ有スル船ニシテ油艙ノ配置宜シキヲ得タルモノニ在リテハ強力甲板ノ有效截面積ハ表ニ掲クルモノヨリモ20%ヲ増スヘシ但シ0.06Lナル吃水ニ對シ必要ナル截面積ヨリ小ナルヘカラス

船内ニ於ケル重量ノ分布カ一層不良ナル船ニ在リテハ強力甲板ノ有效截面積ヲ更ニ増スヘシ

油艙ノ頂部ヲ構造スル鋼甲板ノ厚ハ隔壁板ニ要スル厚ニ0.04吋ヲ増シタルモノ及第十九號表ニ掲クル鋼甲板ノ厚、前二項ノ規定並第十五號表乃至第十七號表及第十九章ノ規定ニ適合セシムル爲メ必要ナル厚ノ中最大ナルモノヨリ小ナルヘカラス

第十九條 機 關 室

船尾部ニ設クル機關室ニ於テハ船體ノ横防撓性ヲ特ニ十分ナラシムヘシ

機關室端ニ於テハ縱通諸材ノ構造及配置ヲ特ニ有效ナラシメ該部分ニ内力ノ局部的増加ヲ生スルコトナカラシムヘシ

膨脹室ノ側部ハ成ルヘク之ヲ機關室口圍壁ニ連續セシメ中心線隔壁ノ連續セサル爲メニ生スル防撓性ノ急激ナル變化ヲ防クヘシ

二重底構造ヨリ單底構造ニ移ル部分ニ於テハ船底外板ノ厚及内龍骨ノ截面積ヲ

増スカ其ノ他適當ノ補強構造ヲ爲スヘシ

第二十條 隧 道

油ヲ搭載スル場所ヲ貫通シテ車軸隧道ヲ設クルトキハ汽機室又ハ發動機室ト隔離シ、圍壁ニ依リ甲板上ヨリ之ヲ出入シ得ル構造ト爲シ且ツ其ノ兩端ニ大形ノ通風筒ヲ設クヘシ

圓形隧道ヲ構造スル板ノ厚ハ次ノ算式ニ依リ計算シタルモノヨリ小ナルヘカラス

$$t = \frac{d \times h \times 0.41}{10,000} + 0.36$$

t ハ隧道ヲ構造スル板ノ厚 (吋ニテ)

d ハ隧道ノ直徑 (吋ニテ)

h ハ隧道ノ底部迄測リタル水高 (呎ニテ) (第九條參照)

第二十一條 直立筒形油艙

直立筒形油艙ノ胴板ノ厚ハ次ノ算式ニ依リ計算シタルモノヨリ小ナルヘカラス

$$t = \frac{d \times h \times 0.41}{22,000} + 0.12$$

t ハ胴板ノ厚 (吋ニテ)

d ハ油槽ノ直徑 (吋ニテ)

h ハ胴板ノ下端迄測リタル水高 (呎ニテ) (第九條參照)

第二十二條 水 密 試 驗

油ヲ搭載スル場所及「コックアードム」ハ進水前又ハ入渠シタル際管、艙口又ハ其ノ他ノ場所ニ於ケル最高油面上2呎以上ノ箇所ニ達スル水高壓力ヲ以テ水密試験ヲ行フヘシ但シ水高ハ膨脹室頂板上8呎ヲ下ルヘカラス

第三十八章ニ規定スル油槽ハ前項ニ掲ケタル水高壓力ヲ以テ之ヲ試験スヘシ試験水高壓力ハ承認ヲ受クル爲メ差出ス圖面ニ之ヲ明記スヘシ

第二十三條 燃料油ヲ搭載スル船 (第三十八章參照)

「エーベル」式水密試驗ニ依リ定メタル引火點カ華氏150度 (攝氏65.5度)以

上ナル燃料油ヲ搭載シ燃料油搭載船 (Fuel Oil Carrier) ノ登録ヲ受ケントスル船ハ第一條ノ規定ニ適合スル構造ト爲スヘシ
船體ノ構造配置ニ付テハ原則トシテ前數條ノ規定ヲ準用ス但シ鉸釘ノ心距等ハ普通ノ水密工事ニ依ルコトヲ得

第二十四條 燃料油ヲ搭載スル二重底

燃料油ヲ搭載スル二重底ニ於テハ船首尾部ニ於ケル容量大ナラサル二重底ヲ除クノ外中心線桁板ニハ孔ヲ設ケサルヲ可トス但シ中心線桁板ハ「コーキング」ヲ施シ或ハ水密試験ヲ行フコトヲ要セス
前項ノ場合ニ於テハ排氣管ノ徑ヲ4吋以上ト爲シ且ツ排氣管ノ截面積ノ和ヲ注油管ノ截面積ノ和以上ト爲スヘシ
二重底内ノ燃料油及潤滑油ヲ搭載スル區劃室ト養糞水及飲料水ヲ搭載スル區劃室トノ間ニハ「コッフアーダム」ヲ設クヘシ
漏油カ石炭又ハ貨物ニ接觸スルヲ防キ且ツ容易ニ之ヲ「リムバー」及「ウエル」ニ流入セシムル爲メ必要ナル装置ヲ設クヘシ (第四十四章第一條ヲモ参照)
内底板上ニ張ル内張板ノ下部ニハ横木ヲ設クルコトヲ要ス
内底板上ニ内張板ヲ張ラサル場合ニ於テハ頂板ノ縱横線ノ鉸釘ノ心距ハ之ヲ釘徑ノ4倍ト爲シ且ツ漏油ヲ容易ニ「リムバー」及「ウエル」ニ流入セシムル様適當ニ敷板ヲ敷クヘシ

第二十五條 燃料油ヲ搭載スル二重底以外ノ場所

二重底以外ノ場所ニ燃料油ヲ搭載スル場合ニ於テハ油ノ遊動及油高ノ變動ノ影響ヲ緩和スル爲メ委員會ノ適當ト認ムル處ニ從ヒ縱横ニ之ヲ區劃シ且ツ局部的補強ヲ爲スヘシ

第二十六條 唧筒装置

油唧筒装置ハ他ノ唧筒装置ト全ク之ヲ區別シ唧筒管ノ系統カ錯雜スル危險ヲ防ク爲メ有效ナル防止装置ヲ設クヘシ
「ストーク ホールド」ヘノ送油ヲ遮斷スル装置ハ「ストーク ホールド」及甲

板ノ何レヨリモ動作シ得ヘカラシムルコトヲ要ス

機關室内ノ燃料油唧筒装置ハ成ルヘク常ニ見易キ場所ニ之ヲ据附クヘシ (第三十八章ヲモ参照)

油ヲ搭載スル場所ニ在ル蒸氣「コイル」ヨリノ復水ハ成ルヘク直接ニ冷汽器ニ導クコトナク上部開放セル水槽ヲ通過セシメタル後冷汽器ニ導クヘシ

第二十七條 「ストーク ホールド」

燃料油ヲ用ウル「ストーク ホールド」内ニハ木製ノ器具及梁ヲ備フヘカラス
汽鐘側ニ油庫ヲ設クル場合ニ於テハ通氣ノ爲メ十分ナル空所ヲ設ケ且ツ有效ナル絶縁装置ヲ施スヘシ

失火ニ備フル爲メ蒸氣、水及砂ヲ用ウル有效ナル消防装置ヲ施スヘシ

第三十三章

對 氷 構 造

本章ニ於テ規定スル特別構造ト同等以上ノ效力ヲ有スル特別ノ構造ヲ設ケタル船ニ對シテハ「對氷構造ヲ有ス」(Ice strengthening)ノ登録ヲ爲ス

氷中ヲ航行スル爲メ設ケル特別構造ハ次ニ掲ケル船體部分ニ施スコトヲ要ス

一、船首端ヨリ測リ船ノ長ノ $\frac{1}{5}$ 以上ノ間

二、満載吃水線上3呎以上ノ箇所ヨリ輕吃水線下3呎以上ノ箇所迄ノ間

前項ノ船體部分ニハ第九章ノ規定ニ依リ設ケタル肋骨ノ中間ニ成ルヘク第九章及第七號表ノ規定ニ依リ船首艙ニ設ケヘキ「正肋材及副肋材ヲ以テ構造シタル肋骨」ノ副肋材ノ寸法以上ノ寸法ヲ有スル補強肋骨ヲ取附クルコトヲ要ス

前項ノ補強肋骨ハ成ルヘク之ヲ特別構造ヲ施ス部分ノ直上ノ甲板ヨリ艙内肋骨ノ下端ニ附スル肘板又ハ單底肋板ノ頂部線ノ稍下方ニ迄達セシムヘシ

中央部船ノ長ノ $\frac{1}{2}$ 間ト特別構造ヲ施ス部分トノ間ニ於ケル船側外板ノ厚ハ之ヲ中央部ニ於ケル厚以上トシ又特別構造ヲ施ス部分ニ於ケル船側外板ノ厚ハ長250呎以下ノ船ニ在リテハ0.60呎以上、長500呎以上ノ船ニ在リテハ1.00呎トシ船ノ長カ250呎ト500呎トノ間ナルトキハ0.60呎ト1.00呎トノ間ニ插間法ニ依リ計算シタルモノ以上ト爲スヘシ

舵幹材其ノ他ノ舵材ノ寸法、操舵鎖ノ徑等ハ夫々ノ章ニ於テ規定シタルモノヨリモ成ルヘク10%以上大ナラシムヘシ

螺旋軸ノ徑ハ當該章ニ於テ規定シタルモノヨリモ成ルヘク5%以上大ナラシムヘシ

螺旋推進器翅ハ鑄鐵製ト爲サス鑄鋼又ハ他ノ承認ヲ得タル材料ヲ以テ作ルヘシ海水ニ通スル瓣其ノ他ハ氷ノ爲メ外板トノ取附部分ヲ毀損セラレサル様又低溫度ノ爲メ破損セサル様装置スルヲ可トス

第三十三章ノ二

危険物其ノ他ノ特殊貨物ノ積附設備

火藥類、甲板積木材貨物又ハ穀類貨物ノ積附ヲ爲サントスル船ハ遞信省令船舶設備規程ノ規定ニ依ルコトヲ要スルモノトス

第三十三章ノ三

滿 載 吃 水 線

第一條 満載吃水線ニ付テハ遞信省令船舶安全法施行規則及船舶満載吃水線規程ニ依ル

第二條 前條ノ規定ニ拘ラス満載吃水線ニ關シ日本政府ト互認協定アル國ニ屬スル外國非旅客船ノ満載吃水線ニ付テハ當該所屬國ノ規定ニ依ル

機 關 部 規 則

第三十四章

總 則

第一條 委員會ノ承認ヲ經タル圖面及仕様書ニ依リ製造シ製造中特別検査ヲ受ケタル機關ニシテ試運轉ノ結果良好ナルトキハ船舶原簿ニ符號 **M.N.S.*** ヲ附記シテ登録シ機關證書ヲ發行ス

第二條 本會ノ製造中特別検査ヲ受ケサル機關ニ對シ機關登録ノ申込アリタルトキハ特別船級検査ヲ行フ

前項ノ場合ニ於テ機關ノ構造及現状良好ト認メタルトキハ委員會ノ承認ヲ經テ船舶原簿ニ符號 **M.N.S.** ヲ附記シテ登録シ機關證書ヲ發行ス

第二條ノ二 第一章第二條ノ二ノ規定ハ假機關證書ニ、同章第二條ノ三ノ規定ハ機關證書及假機關證書ニ之ヲ準用ス

第三條 製造中特別検査ヲ受ケントスルトキハ次ニ掲クル圖面及仕様書ヲ差出シ工事著手前承認ヲ受クルコトヲ要ス

- 一、汽罐及過熱器ノ圖面
- 二、汽罐及過熱器ノ材料ニ關スル仕様書
- 三、汽機及軸ノ圖面

次ニ掲クル圖面其ノ他ハ夫々工事著手前承認ヲ受クルコトヲ要ス

- 一、汽機臺、推力受臺及各取附螺釘配置ノ圖面
- 二、軸受臺及汽罐臺ノ圖面
- 三、「ビルジ」、「バラスト」及燃料油ニ關スル唧筒配置ノ圖面
- 四、蒸化器、給水濾過器及給水加熱器ニ關スル構造ノ要目
- 五、主汽管及給水管ノ配置圖

圖面ニハ機關要部ノ寸法、鉸釘ノ配置其ノ他審査ニ必要ナル事項ニ付出來得ル

限リ漏レナク明瞭ニ記載スルコトヲ要ス

検査員ニ於テ必要トスルトキハ圖面ノ副本ヲ請求スルコトアルヘシ

第四條 機關ハ据附工事ヲ完了シ汽罐ノ安全弁ヲ調整シ其ノ他ノ附屬品ヲ航海中ト同様ノ状態ニ取附ケタル後検査員立會ノ上試運轉ヲ行フコトヲ要ス

第五條 船舶ノ機關部備品ハ本則ノ規定ニ依ルノ外遞信省船舶機關規程ニ適合セシムルコトヲ要ス

第六條 本則ニ依リ製造シ本會ノ船級登録ヲ受ケタル外國船舶ノ機關ニシテ當該船舶ノ所屬國政府ノ規定ニ適合セサル場合ナキヲ保シ難キニ依リ船主及製造者ハ此ノ點ニ付特ニ注意セラルヘシ (第一章第八條及第九條參照)

第三十五章

材 料

材料ノ試験及検査ニ付テハ船舶機關規程ニ關スル遞信省内規ノ範圍内ニ於テ斟酌ヲ爲スヲ得

第一條 汽罐用鋼材

汽罐ノ製造ニ用ウル鋼材ハ平爐ニ依リ製造シタル最良ノ軟鋼ニシテ鈍飾、裂疵又ハ有害ナル表面疵ナク且ツ以下ニ規定スル試験ニ合格スルコトヲ要ス

第二條 試験材ハ検査員之ヲ採擇スルモノトス

試験材ハ之ニ識別シ得ヘキ様適當ナル符號ヲ刻印シ鋼材發送前其ノ製造所ニ於テ検査員立會ノ上之ヲ試験スルコトヲ要ス

抗張力及柔軟性ハ第四章ノ規定ニ依リ壓延鋼材ヨリ壓延ノ方向ニ沿ヒ又ハ之ヲ横キリテ切取リタル試験材ニ付之ヲ定ムルモノトス

第三條 鋼板ニ在リテハ壓延シタル儘ノ板毎ニ抗張試験及焼入又ハ常溫屈曲試験ヲ行フコトヲ要ス

重量 2500 kg ヲ超ユル板ニ在リテハ其ノ兩端ヨリ採リタル各試験材ニ付前項ノ試験ヲ行フコトヲ要ス

胴板、覆板及其ノ他ノ板ニシテ曲線工事ヲ施ササルモノ、加熱シテ加工ヲ要セサルモノ又ハ使用ノ際火焰ニ接觸セサルモノニ在リテハ常溫屈曲試験ヲ行フコトヲ要ス

抗張力 53 kg/mm² 以上ニシテ汽罐又ハ氣槽ノ胴ニ用ウル板ニ在リテハ前項ノ試験ノ外更ニ焼入屈曲試験ヲ行フコトヲ要ス

曲線工事ヲ施スヘキ板、加熱シテ加工ヲ要スル板又ハ使用ノ際火焰ニ接觸スヘキ板ニ在リテハ焼入屈曲試験ヲ行フコトヲ要ス

山形材、鉸釘用丸棒及支柱用丸棒ニ在リテハ同一鎔解ヨリ壓延シタル同種、同

一断面寸法ノモノ毎ニ次表ニ掲クル數ノ試験材ヲ採リ抗張試験ヲ行フコトヲ要ス

鋼材ノ種類	試験材ノ數
山形材及徑 45mm 以上ノ丸棒	十五箇又ハ其ノ未滿毎ニ一箇
徑 45mm 未滿ノ丸棒	五十箇又ハ其ノ未滿毎ニ一箇

山形材、支柱用丸棒ニ在リテハ同一鎔解ヨリ壓延シタル同種、同一断面寸法ノモノ十五箇又ハ其ノ未滿毎ニ焼入及常溫屈曲試験ヲ行フコトヲ要ス

第四條 胴板、支梁板及主支柱ノ抗張力ハ 44 kg/mm² 以上 55 kg/mm² 以下トス但シ同一ノ汽罐ニ於テ同一ノ用途ニ使用スヘキモノニ在リテハ各抗張力ノ差ハ 6.5 kg/mm² ノ範圍ヲ超ユルコトヲ得ス

山形材及丁字形材ノ抗張力ハ 44 kg/mm² 以上 50 kg/mm² 以下トス

曲線又ハ鍛接工事ヲ施スヘキ板、燃燒室用板、火爐用板、燃燒室支柱用丸棒及鉸釘用丸棒ノ抗張力ハ 41 kg/mm² 以上 48 kg/mm² 以下トス

抗張力ヲ緊要トセサル用途ニ用ウル鋼材ニシテ汽罐製造者ニ於テ特ニ之ヲ指定シ且ツ容易ニ識別シ得ヘキ様記號ヲ刻印シタルモノニハ屈曲試験ノミヲ行ヒ抗張試験ヲ行ハス

第五條 伸長率ハ標點間ノ長カ 200 mm 又ハ徑ノ 8 倍ナルトキニ於テ抗張力カ 44 kg/mm² 以上 55 kg/mm² 以下ナルヘキ鋼材ニ在リテハ 20% 以上、抗張力カ 41 kg/mm² 以上 48 kg/mm² 以下ナルヘキ鋼材ニ在リテハ 23% 以上トス厚 9 mm 未滿ノ鋼材ニ在リテハ前項ノ伸長率ヲ各 3% 宛減スルコトヲ得

丸棒ニ在リテ標點間ノ長ヲ徑ノ 4 倍ト爲シタル場合ニ於テハ伸長率ハ第一項ノ鋼材中前者ニ在リテハ 24% 以上、後者ニ在リテハ 28% 以上トス

鉸釘用丸棒ノ伸長率ハ標點間ノ長カ徑ノ 8 倍ナルトキハ 25% 以上、標點間ノ長カ徑ノ 4 倍ナルトキハ 30% 以上トス

第六條 板、山形材及支柱用丸棒ノ屈曲試験ニ於テハ常溫又ハ燒入ノ何レノ場合ニ於テモ試験材ヲ其ノ厚又ハ徑ノ $1\frac{1}{2}$ 倍以下ノ内半徑ヲ以テ百八十度屈曲スルモ裂疵ヲ生セサルコトヲ要ス

鉸釘用丸棒ニ在リテハ試験材ヲ百八十度屈曲シテ相接着セシムルモ裂疵ヲ生セサルコトヲ要ス

屈曲試験ハ押壓又ハ打撃ノ何レニ依リ之ヲ行フモ妨ナシ

第七條 本會ノ承認シタル製造所ニ於テ平爐ニ依リ製造シタル特殊強力鋼板ニシテ次ニ掲クル各號ノ規定ニ適合スルモノハ之ヲ胴板及胴板縦接合用覆板ニ使用スルコトヲ得

一、抗張試験片及屈曲試験片ハ各板ノ兩端ヨリ縦及横ノ方向ニ切取ルコトヲ要ス

二、抗張力ハ 55 kg/mm^2 以上 66 kg/mm^2 以下トス但シ同一汽罐ニ使用スヘキモノニ在リテハ各抗張力ノ差ハ 6.5 kg/mm^2 ノ範圍ヲ超ユルコトヲ得ス

三、伸長率ハ標點間ノ長カ 200 mm 又ハ徑ノ 8 倍ナルトキ 20% 以上トス但シ厚 9 mm 未滿ノ鋼材ニ在リテハ 3% ヲ減スルコトヲ得

四、彈性限度 (Limit of Proportionality) ハ抗張試験毎ニ仲度計ニ依リ之ヲ定メ少クトモ 23.5 kg/mm^2 以上ナルコトヲ要ス但シ抗張力ノ 40% 未滿ナルコトヲ得ス

五、屈曲試験ハ前條ノ規定ニ依ルモノトス

第八條 鋼材ノ檢印、不合格材ノ排却、「アドヴァイス ノート」ノ發行等ニ付テハ船體材料ト同一ノ方法ニ依ルモノトス (第四章參照)

鋼材ノ表面ニハ磨飾其ノ他ノ加工ヲ爲スコトヲ得ス但シ検査員ノ同意ヲ經タルトキハ此ノ限ニ在ラス此ノ場合ニ於テハ加工ヲ爲シタル局部ノ周圍ニ塗料ヲ以テ輪ヲ畫キ検査員檢印ヲ刻シ之ヲ明示スルコトヲ要ス

第九條 鉸 釘

鐵製及鋼製ノ鉸釘ハ検査員ノ指定ニ依リ適宜ニ採リタル試料ニ付屈曲試験及壓潰試験ヲ行フコトヲ要ス

鋼製鉸釘ハ常溫ノ儘桿部ヲ百八十度屈曲シテ相接着セシメ又頭部ヲ加熱シテ扁平ニ打壓シ其ノ徑ヲ桿部ノ徑ノ $2\frac{1}{2}$ 倍迄ニ至ラシムルモ裂疵ヲ生セサルコトヲ要ス

第十條 支 柱

鋼製支柱ハ本章第一條乃至第六條ノ試験ニ合格スルコトヲ要ス

鐵製支柱ハ 31 kg/mm^2 以上ノ抗張力ヲ有スル最良ノ鍊鐵ヲ用キテ製造スルコトヲ要ス

第十一條 螺旋支柱ニ鐵丸棒ヲ用ウル場合ニ於テ其ノ徑ヲ鋼丸棒ヲ用ウル場合ニ要スル徑ト同一寸法ト爲サントスルトキハ鐵丸棒ハ以下各項ノ試験ニ合格スルコトヲ要ス

抗張試験材ニ付テハ鋼丸棒ノ標準抗張試験材ニ關スル規定ヲ準用ス (第四章第三條參照)

抗張力ハ 34 kg/mm^2 以上ニシテ伸長率ハ標點間ノ長カ徑ノ 8 倍ナルトキハ 25% 以上、標點間ノ長カ徑ノ 4 倍ナルトキハ 30% 以上ナルコトヲ要ス

屈曲試験材ハ壓延シタル儘又ハ徑 25 mm ニ削リ常溫ノ儘其ノ徑ヨリ大ナラサル内徑ヲ以テ百八十度屈曲スルモ裂疵ヲ生セサルコトヲ要ス

鐵丸棒ニ在リテハ壓延シタル儘ノモノ二十箇ヲ以テ一組ト爲シ各組ヨリ一箇ノ試験材ヲ採リ抗張試験ヲ行フコトヲ要ス

前項ノ試験材カ試験ニ合格セサルトキハ更ニ同一組ヨリ二箇ノ丸棒ヲ撰ヒ抗張試験ヲ行ヒ二箇ノ丸棒カ共ニ合格シタル場合ニ於テハ其ノ組ヲ合格トス

鐵丸棒ニ在リテハ第四項ニ定メタル各組ヨリ一箇ノ試験材ヲ採リ屈曲試験ヲ行フコトヲ要ス又其ノ各組ヨリ別ニ一箇ノ屈曲試験材ヲ採リ銳利ナル刃物ヲ以テ桿部ノ一方ニ輕微ナル傷痕ヲ刻シ押壓又ハ打撃ニ依リ百八十度屈曲シテ之ヲ挫折スヘシ此ノ場合ニ於テ挫折面ハ纖維狀ヲ呈シ銹滓、不純物又ハ結晶組織ヲ有

セサルコトヲ要ス

前項ノ試験材カ二種ノ試験中其ノ何レカニ合格セサルトキハ更ニ同一組ヨリ二箇ノ丸棒ヲ撰ヒ其ノ試験ヲ繰返シ二箇ノ丸棒カ共ニ合格シタル場合ニ於テハ其ノ組ヲ合格トス

第十二條 水管汽罐及過熱器用管

水管汽罐及過熱器ニ用ウル管ニシテ内部ヨリ壓力ヲ受クルモノハ引拔鋼管ナルコトヲ要ス

管ノ製造ニ用ウル鋼材ハ酸性又ハ鹽基性ノ平爐又ハ電爐ニ依リ製造シタルモノナルコトヲ要ス

鋼材及管ノ製造者ハ管カ前二項ノ規定ニ適合スルモノナルコトヲ證明スルコトヲ要ス

外徑 40mm 未滿ノ管ハ常溫仕上ナルコトヲ要ス

常溫引拔管ハ検査ヲ受クル前適當ニ之ヲ燒鈍スルコトヲ要ス

扁平試験 管ノ端ヨリ適宜ノ長ノ管狀試験材ヲ取り常溫ノ儘之ヲ扁平ト爲シ其ノ屈曲部カ次表規定ノ内側半徑ニ達スルモ裂疵ヲ生セサルコトヲ要ス

管ノ厚	内側半徑	
	常溫引拔管	熱間仕上管
4mm 未滿ナルトキ	厚ノ 0.5 倍	厚ノ 1.0 倍
4mm 以上ナルトキ	厚ノ 1.0 倍	厚ノ 1.5 倍

擴大試験 管ノ端ヨリ約 30mm 迄ノ部分ヲ常溫ノ儘次表規定ノ程度迄擴大スルモ裂疵ヲ生セサルコトヲ要ス

管ノ厚	擴大ノ程度
3mm 未滿ナルトキ	外徑ノ 1.10 倍

3mm 以上 5mm 以下ナルトキ	外徑ノ 1.07 倍
5mm ヲ超ユルトキ	外徑ノ 1.06 倍

燒入屈曲試験 管ノ端ヨリ適宜ノ長及幅ノ試験材ヲ切取り鈍打シテ平片ト爲シ約 650°C ニ熱シタル後之ヲ約 28°C ノ水中ニテ急冷シ次表ノ程度ニ屈曲スルモ裂疵ヲ生セサルコトヲ要ス

管ノ厚	屈曲角度	内側半徑
4mm 未滿ナルトキ	180°	厚ノ 1.5 倍
4mm 以上ナルトキ	180°	厚ノ 2.0 倍

抗張試験 抗張試験ニ於テハ管狀試験材又ハ管ヨリ縦ニ切取り鈍打シテ平片ト爲シタル板狀試験材(幅 25mm、標點距離 50mm、平行部ノ長約 70mm ト爲シ厚ハ原厚ノ儘)ヲ用キ次表ノ規定ニ合格スルコトヲ要ス但シ板狀試験材ハ試験前之ヲ燒鈍スルコトヲ得

種類	抗張力	伸長率(50mmニ付)
常溫引拔管	41 kg/mm ² 以下	35% 以上
熱間仕上管	43 kg/mm ² 以下	35% 以上

第六項乃至第九項ノ試験ハ同種同一寸法ノ管五十箇又ハ其ノ未滿ヲ以テ一組ト爲シ各組ヨリ各試験毎ニ一箇ノ試験材ヲ取りテ之ヲ行フコトヲ要ス

試験材カ試験ノ結果合格セサルトキハ其ノ試験材各一箇ニ付更ニ二箇ノ試験材ヲ取り再試験ヲ行フコトヲ得此ノ場合ニ於テ其ノ内一箇タリトモ合格セサルトキハ其ノ試験材ニ依リ代表セラルル組ハ全部之ヲ不合格トス

管ハ總テ其ノ製造所ニ於テ 100 kg/cm² 以上ノ水壓力ヲ以テ試験スルコトヲ要ス

罐水ノ降路ニ用ウル管ハ汽管ニ關スル規定ニ準シ試験スルコトヲ要ス

管ハ特ニ指定セテレタル場合ヲ除ク外眞直ナルコトヲ要ス又管ハ其ノ全長ニ亙リ成ルヘク之ヲ同心圓ト爲スヘシ

管ノ外徑及厚ノ公差ハ次表ニ掲クル寸法以下ナルコトヲ要ス

種類	公差
常溫引拔管ノ外徑	+1%、-0.5% 但シ最小値 ±0.3 mm
熱間仕上管ノ外徑	±1% " ±0.5 mm
常溫引拔管ノ厚	+10%、-5% " +0.3 mm、-0.15 mm
熱間仕上管ノ厚	+15%、-10% " ±0.4 mm

第六項乃至第十三項ノ試験ハ管製造者ニ於テ之ヲ行ヒ其ノ成績證明書ヲ差出シ検査員ノ承認ヲ求ムルコトヲ得此場合ニ於テハ管ハ所要寸法ヨリ 25 mm 長ク之ヲ作り其ノ過剩ノ部分ハ扁平試験ノ用ニ供スル爲メ一部切離シ置クコトヲ要ス

第十三條 繼目無鋼管

蒸汽、給水、壓縮空氣及壓力ヲ有スル燃料油ニ用ウル繼目無鋼管、罐用繼目無鋼管及支柱管ハ平爐鋼又ハ電爐鋼ヨリ製造シタルモノナルコトヲ要ス
管ハ次ニ掲クル試験ニ合格スルコトヲ要ス

扁平試験 扁平試験ニハ前條第六項ノ規定ヲ適用ス但シ支柱管ニ在リテハ屈曲部ノ内側半徑ハ常溫引拔管ニ在リテハ厚ノ 1.5 倍又熱間仕上管ニ在リテハ厚ノ 2.0 倍トス

燒入屈曲試験 燒入屈曲試験ニハ前條第八項ノ規定ヲ適用ス但シ支柱管ニ在リテハ屈曲部ノ内側半徑ハ厚ノ 3.0 倍トス

抗張試験 抗張試験ニハ前條第九項ノ規定ヲ適用ス但シ熱間仕上繼目無鋼管ニ在リテハ支柱管ニ限リ本試験ヲ行フ

第十三條ノ二 累鍛接及鉸釘接合鋼管

累鍛接及鉸釘接合管ニ使用スル鋼板ハ平爐鋼又ハ電爐鋼ヨリ製造シタルモノニシテ其ノ抗張力ハ 44 kg/mm² 以下又伸長率ハ標點間ノ長 200 mm ナルトキ 25% 以上ナルコトヲ要ス

第十四條 鑄鋼材

打物ヲ通常使用スヘキ箇所ニ使用スル鑄鋼材ハ第四章ノ規定ニ適合スルコトヲ要ス

鑄鐵ヲ通常使用スヘキ箇所ニ使用スル鑄鋼材ニハ墜落試験及錠打試験ヲ行フコトヲ要ス

曲拐腕カ鑄鋼製ナルトキハ其ノ抗張力ハ 50 kg/mm² 以下又伸長率ハ標點間ノ長 50 mm ナルトキ 20% 以上ナルコトヲ要ス

第十四條ノ二 鍛造材

軸、吸鑄錐、接續錐其ノ他機械ノ重要ナル部分ニ使用スル鍛造材ハ精選シタル屑鐵壓延鐵棒又ハ瑕瑾ナキ塊鋼ヨリ製造スルコトヲ要ス又組立軸鑄及組立曲拐腕ハ屑鋼又ハ鑄鋼ヨリ製造スルコトヲ得

「ニツゲル」鋼其ノ他特殊ノ材料ハ特ニ指定スル試験ニ合格シタルモノニ限リ之ヲ使用スルコトヲ得

塊鋼ヨリ鍛造スル軸ノ鑄ハ水壓力ニ依リ軸端ヲ据込ミ製造スルコトヲ得此ノ場合ニ在リテハ試験材ハ軸鑄ノ縁ヨリ採ルコトヲ得

第十五條 鍊鐵材

鍊鐵材ノ試験ハ特別ノ理由ニ依リ必要ト認ムル場合ニ限リ之ヲ行フモノトス此ノ場合ニ於テハ其ノ幹部ヨリ試験材ヲ採ルコトヲ要ス

抗張力ハ 31 kg/mm² 以上 38 kg/mm² 以下又伸長率ハ標點間ノ長カ徑ノ $3\frac{1}{2}$ 倍ナルトキ 20% 以上トス

屈曲試験材ハ 25 mm 角ニ作り常温ノ儘 38 mm ノ内半径ヲ以テ九十度屈曲スルモ裂疵ヲ生セサルコトヲ要ス

第十六條 鍛鋼材

鍛鋼材ハ平爐、坩堝爐又ハ電爐ニ依リ製造シタル鋼塊ヲ用キ通常ノ鋼塊ニ在リテハ其ノ下部三分ノ二ヲ採リ之ヲ鍛鍊シテ製造スルコトヲ要ス

鍛鋼材ハ其ノ幹部ノ截面積ヲ原鋼塊ノ截面積ノ四分ノ一以内ニ其ノ他ノ部分ノ截面積ヲ原鋼塊ノ截面積ノ三分ノ二以内ニ鍛鍊スルコトヲ要ス但シ一體型又ハ半組成型ノ曲拐軸ノ曲拐部ニ用ウル鍛鋼材ニ付テハ其ノ截面積ノ割合ハ二分ノ一以内トス

鍛鋼材ハ焼鈍爐ニ依リ適當ニ焼鈍シ瑕瑾ナキコトヲ要ス

抗張力ハ 44 kg/mm² 以上 63 kg/mm² 以下トス但シ其ノ上限及下限ノ指定範圍ハ 65 kg/mm² ヲ超ユルコトヲ得ス

伸長率ハ標點間ノ長カ徑ノ $3\frac{1}{2}$ 倍以上ナルトキハ抗張力ノ數値ト伸長率ノ 1.58 倍トノ和カ 90% 以上ナルコトヲ要ス

屈曲試験材ハ幅 25 mm 厚 19 mm ニ作り其ノ四隅ニ半径 1.6 mm ノ丸味ヲ附シ常温ノママ抗張力 44 kg/mm² 乃至 50 kg/mm² ノモノハ 6 mm ノ内半径、抗張力 50 kg/mm² ヲ超エ 57 kg/mm² 以下ノモノハ 9.5 mm ノ内半径又抗張力 57 kg/mm² ヲ超エ 63 kg/mm² 以下ノモノハ 16 mm ノ内半径ヲ以テ百八十度屈曲スルモ裂疵ヲ生セサルコトヲ要ス

試験材ハ鍛鋼材ノ幹部ヨリ小ナラサル截面積ヲ有スル部分ヨリ縦ニ切取ルコトヲ要ス又鍛鋼材ヲ焼鈍シ検査員ノ檢印ヲ刻シタル後ニアラサレハ之ヲ切斷スルコトヲ得ス

軸ノ計畫仕上徑 250 mm 以上ノ一體型曲拐軸又ハ半組成型曲拐軸ノ曲拐部ハ該鍛造物ノ成ルヘク中心部ニ於テ二方向ニ採取シタル試験材ニ付抗張試験及屈曲試験ヲ執行シ次表ノ規定ニ適合スルコトヲ要ス此ノ場合ニ於テハ前二項ノ規定ニ關スル試験ハ之ヲ省略スルコトヲ得

試験材 採取方向	抗張力 (kg/mm ²)	伸長率 百分率	裂疵ヲ生ゼザルコトヲ要スル 屈曲角度
軸ノ中心線ニ平行ナル方向	42 以上 53 未滿	抗張力ト標點間伸長百分率ノ 1.58 倍トノ和ガ 90 以上	180
	53 以上 58 未滿	抗張力ト標點間伸長百分率ノ 1.5 倍トノ和ガ 88 以上	
「クランク」腕ノ中心線ニ平行ナル方向	42 以上 53 未滿	抗張力ト標點間伸長百分率ノ 1.58 倍トノ和ガ 89 以上	150
	53 以上 58 未滿	抗張力ト標點間伸長百分率ノ 1.5 倍トノ和ガ 87 以上	
備考 屈曲試験ニ於ケル試験材ハ常温ノ儘屈曲スルモノトシ其ノ屈曲ノ内側半径ハ軸ノ中心線ニ平行ナル方向ノ抗張力ガ 48 kg/mm ² 未滿ノモノニ付テハ 6 mm 以下、48 kg/mm ² 以上 53 kg/mm ² 未滿ノモノニ付テハ 10 mm 以下、53 kg/mm ² 以上ノモノニ付テハ 16 mm 以下トナスヘシ			

前項ノ曲拐軸ノ曲拐部ニシテ鍛造ノ方法其ノ他ノ事由ニ依リ同項ノ規定ニ依リ難キモノハ第五項及第六項ノ規定ニ合格スル外委員會ノ適當ト認ムル試験ニ合格シタルモノナルコトヲ要ス

鍛鋼材ハ材毎ニ抗張試験及屈曲試験ヲ行フコトヲ要ス

同一鋼塊ヨリ造レル小形鍛造品ニ在リテハ原鋼塊ノ兩端ヲ代表スル各試験材ニ付抗張試験及屈曲試験ヲ行ヒ其ノ他ノ部分ニ付テハ之ヲ省略スルコトヲ得
鍛鋼材ニハ原鋼塊ノ銘解ヲ追跡シテ識別シ得ヘキ様適當ナル記號ヲ刻印シ又上記ノ試験ニ合格シタルモノハ符號 AR 及検査員ノ指定スル記號ヲ明瞭ニ刻印スルコトヲ要ス

第十七條 「ブロンズ」推進器及翼

「ブロンズ」推進器及翼ノ抗張力ハ 44 kg/mm² 以上ナルコトヲ要ス

伸長率ハ標點間ノ長カ徑ノ $3\frac{1}{2}$ 倍以上ナルトキ抗張力ノ數値ト伸長率ノ 1.58 倍トノ和カ 76 以上ナルコトヲ要ス但シ伸長率ハ 15% ヨリ小ナルコトヲ得ス 鑄造品毎ニ少クモ一箇ノ抗張試験材ヲ採ルコトヲ要ス

第三十六章

汽 罐

第一條 強カノ計算

銅製汽罐ノ最大汽壓ニ對スル各部ノ寸法及構造又ハ其ノ各部ノ寸法及構造ニ對スル最大汽壓ハ以下ニ掲クル算式及規定ニ依リ之ヲ定ムルコトヲ要ス

第二條 筒形胴板

筒形胴板ノ強カハ次ノ各號ニ掲クル算式ニ依リ之ヲ定ムルコトヲ要ス

一、胴板ノ厚 45 mm 以下ナルトキ

$$W.P. = \frac{(t-1.6) \times S \times J}{C \times D} \quad t = \frac{W.P. \times D \times C}{J \times S} + 1.6$$

二、胴板ノ厚 45 mm ヲ超ニ且ツ縦接合ニ兩覆板ヲ有スルトキ

$$W.P. = \frac{t \times S \times J}{2 \times D} \quad t = \frac{2 \times W.P. \times D}{J \times S}$$

W.P. ハ最大汽壓 (kg/cm² = テ)

t ハ胴板ノ厚 (mm = テ)

S ハ胴板ノ最小抗張力 (kg/mm² = テ)

J ハ縦接合ノ強率ニシテ次項ニ掲クル規定ニ依ル

C ハ定數ニシテ次表ニ依ル

縦 接 合 ノ 種 類	C
兩 覆 板	1.92
累 接 三 列 鉸 釘	1.98
累 接 二 列 鉸 釘	2.03
累 接 單 列 鉸 釘	2.31

D ハ 鑷 胴 ノ 最 大 内 徑 (mm = テ)

備考 胴板ノ安全率ハ4以上ナルコトヲ要ス

前項縦接合ノ強率ハ次ニ掲ケル算式中其ノ最小ナルモノヲ用ウルコトヲ要ス

但シ(丙)ハ鉸釘ノ數外列ニ於テ半數ナル場合ニ限リ之ヲ適用ス

(甲) 接合ニ於ケル胴板ノ強率

$$\frac{100(p-d)}{p}$$

(乙) 接合ニ於ケル鉸釘ノ強率

$$\frac{100(S_2 \times a \times n \times C)}{S_1 \times p \times T}$$

(丙) 鉸釘ノ數外列ニ於テ半數ナル場合ノ胴板及鉸釘ノ聯合強率

$$\frac{100(p-2d)}{p} + \frac{100(S_2 \times a \times C)}{S_1 \times p \times T}$$

p ハ 外 列 ニ 於 ケ ル 鉸 釘 ノ 心 距 (mm = テ)

d ハ 鉸 釘 孔 ノ 徑 (mm = テ)

a ハ 鉸 釘 孔 ノ 面 積 (mm² = テ)

n ハ p ナル心距ニ於ケル鉸釘ノ數

T ハ 胴 板 ノ 厚 (mm = テ)

C ハ 定 數 ニ シ テ 次 表 ニ 依 ル

鉸釘カ受クル剪力ノ種類	C
單 剪 力	1.00
兩 剪 力	1.875

S₁ ハ 胴 板 ノ 最 小 抗 張 力 (kg/mm² = テ)

S₂ ハ 鉸 釘 ノ 抗 剪 力 ニ シ テ 通 常 36 kg/mm² ト ス 又 鉸 釘 用 丸 棒 ノ 最 小 抗 張 力 ノ 85% ト 爲 ス モ 妨 ナ シ

第三條 覆 板

胴板ノ縦接合ニ兩覆板ヲ用ウルトキハ外覆板ノ強力ハ胴板ノ強力ノ0.625倍以

上又厚ハ其ノ外縁ニ於テ填隙ヲ爲スニ十分ナルモノト爲スコトヲ要ス

内覆板ノ厚ハ外覆板ノ厚ニ3mmヲ加ヘタルモノト爲スヘシ

鉸釘ノ數外列ニ於テ半數ナル場合ニ於ケル兩覆板ノ厚ハ次ノ算式ニ依リ之ヲ定ムヘシ

$$t = \frac{5 \times (p-d)}{8 \times (p-2d)} \times T$$

$$t_n = \frac{5 \times (p-d)}{8 \times (p-2d)} \times T + 3$$

T ハ 胴 板 ノ 厚 (mm = テ)

t ハ 外 覆 板 ノ 厚 (mm = テ)

t_n ハ 内 覆 板 ノ 厚 (mm = テ)

p 及 d ハ 前 條 ニ 同 シ

第四條 鉸釘列間ノ距離及鉸釘ト板端トノ距離

鉸釘孔ノ中心ト板端トノ距離ハ鉸釘孔徑ノ1 $\frac{1}{2}$ 倍以上ト爲スヘシ

累接又ハ衝接ノ何レノ場合ニ於テモ二列以上ノ鉸釘ナルトキハ鉸釘列間ノ距離

ハ少クトモ次ノ各號ニ掲ケル算式ニ依リ計算シタルモノト爲スヘシ

一、鉸釘ノ數各列同數ナルトキ各列間ノ距離

(甲) 千鳥形鉸釘ナルトキ 0.33p + 0.67d

(乙) 竝列鉸釘ナルトキ 2d

二、鉸釘ノ數外列ニ於テ半數ナルトキ外列ト内列トノ距離

(甲) 内列ニ於テ千鳥形鉸釘ナルトキ 0.2p + 1.15d

(乙) 内列ニ於テ竝列鉸釘ナルトキ 次ノ二式中其ノ大ナルモノニ依ル

$$0.33p + 0.67d, \quad 2d$$

三、前號ノ場合ニ於ケル各内列間ノ距離

(甲) 千鳥形鉸釘ナルトキ 0.165p + 0.67d

(乙) 並列鉸釘ナルトキ $2d$

p 及 d ハ本章第二條ニ同シ

第五條 鉸釘ノ最大心距

銅板ノ縦接合ニ於ケル鉸釘ノ最大心距ハ次ノ算式ニ依リ之ヲ定ムルコトヲ要ス

$$p = C \times T + 41$$

p ハ鉸釘ノ最大心距 (mm = テ)

T ハ板ノ厚 (mm = テ)

C ハ定數ニシテ次表ニ依ル

最大心距内ニ於ケル鉸釘數	C	
	累 接	兩覆板衝接
1	1.31	1.75
2	2.62	3.50
3	3.47	4.63
4	4.14	5.52
5	—	6.00

第六條 筒形火爐

一、平坦火爐 平坦火爐、「アダムソン」式又ハ其ノ他ノ接合ニ依リ補強シタル

火爐及燃燒室ノ筒形底板ニ在リテハ次ニ掲クル二種ノ算式ニ依リ最大汽壓ヲ

計算シ其ノ中小ナルモノヲ用ウルコトヲ要ス

$$W.P. = \frac{C(t-0.8)^2}{(L+610) \times D} \quad t = \sqrt{\frac{W.P. \times (L+610) \times D}{C} + 0.8}$$

又ハ

$$W.P. = \frac{C_1}{D} \times [320(t-0.8) - L] \quad t = \frac{W.P. \times D}{320 \times C_1} + \frac{L}{320} + 0.8$$

W.P. ハ最大汽壓 (kg/cm² = テ)

D ハ火爐又ハ燃燒室底板ノ外徑 (mm = テ)

t ハ板ノ厚 (mm = テ)

L ハ火爐平坦部又ハ燃燒室底板ノ長 (mm = テ) ニシテ其ノ補強部ト

接合スル箇所ニ於テハ鉸釘列ノ中心線又ハ曲線ノ起點ヨリ測リタルモ

ノ

C 及 C₁ ハ定數ニシテ次表ニ依ル

火 爐 縦 接 合 ノ 種 類	C	C ₁
鍛 接	104,400	3.50
鉸 釘 接 合	93,600	3.16

二、皺形火爐 皺形火爐ノ強力ハ次ノ算式ニ依リ之ヲ定ムルコトヲ要ス

$$W.P. = \frac{C(t-0.8)}{D} \quad t = \frac{W.P. \times D}{C} + 0.8$$

W.P. ハ最大汽壓 (kg/cm² = テ)

D ハ皺ノ底部ニ於ケル火爐ノ外徑 (mm = テ)

t ハ皺ノ底部ニ於ケル板ノ厚 (mm = テ)

C ハ定數ニシテ次表ニ依ル

火 爐 ノ 種 類	C
「フオックス」式、「モリソン」式、「デイトン」式、「パーヴス」式又ハ此等ノ種類ニ屬スル式	1,080
「リーズ フォー ジ バルブ サスペンション」式	1,150

備考 火爐板ノ厚ハ平坦又ハ皺形ノ何レノ場合ニ於テモ 21 mm 以下ト爲ス

ヘシ

第七條 平 板

平板ノ強力ハ次ノ算式ニ依ル但シ抗張力 41 kg/mm² 未滿ノ銅板ヲ使用スルト

キハ其ノ割合ヲ以テ最大汽壓ヲ減スルコトヲ要ス

$$W.P. = \frac{(t-0.8)^2 \times C}{a^2 \times b^2} \quad t = \sqrt{\frac{W.P. \times (a^2 + b^2)}{C} + 0.8}$$

W.P. ハ最大汽壓 (kg/cm² = テ)

- t ハ板ノ厚 (mm = テ)
- a ハ支柱列間ノ距離 (mm = テ)
- b ハ各列ニ於ケル支柱ノ心距 (mm = テ)
- C ハ定數ニシテ次表ニ依ル

支柱ノ配置カ正方形又ハ長方形ヲ爲ササルトキハ a^2+b^2 ノ代リニ d^2 ヲ用ウルコトヲ要ス此ノ場合ニ於ケル d ハ三箇以上ノ支點(支柱ノ中心又ハ曲線ノ起點)ヲ通シテ畫キタル圓ノ中其ノ最大ナルモノノ徑トス

前項ノ場合ニ於ケル定數 C ハ各支點ノ支柱取附法ニ該當スル定數ノ平均トス

支柱取附法ノ種類	C	
	板カ火焰ノ接觸ヲ受クルトキ	板カ火焰ノ接觸ヲ受ケサルトキ
(一) 支柱ヲ板ニ捻込ミ且ツ其ノ端ヲ絞縮スルトキ	3,600	4,100
(二) 支柱管ヲ管板ニ捻込ミ且ツ之ヲ擴張スルトキ	3,740	
(三) (二)ノ取附法ニシテ支柱管ヲ母螺ニテ締ムルトキ	5,180	
(四) 支柱ヲ板ニ捻込ミ且ツ其ノ外端ヲ母螺ニテ締ムルトキ	5,400	6,200
(五) 支柱ヲ板ニ挿込ミ且ツ板ノ内外ヨリ母螺ニテ締ムルトキ		6,900
(六) 板ノ厚ノ2½倍以下ノ内半徑ヲ有スル曲線ヲ以テ板ヲ補強スルトキ	6,900	7,900

(一)ノ場合ニ於ケル板ノ厚ハ規定ニ依ル支柱ノ徑ノ二分ノ一以上ナルコトヲ要ス

(六)ノ場合ニ於ケル板ハ曲線ノ起點ニ於テ支柱ヲ有スルモノト看做シ其ノ心距ヲ定ムルコトヲ要ス

燃焼室ノ管板又ハ背板ニ於ケル曲線ノ起點ト之ニ隣接スル頂板又ハ側板ニ於ケ

ル支柱列トノ距離ハ支柱列間ノ距離 a 以下ナルコトヲ要ス

燃焼室ノ支柱ハ成ルヘク母螺ヲ取外スコトナクシテ板ノ接合部ヲ填隙シ得ヘキ様之ヲ配置スヘシ

燃焼室ノ頂板ト側板トノ接合部ニ於ケル彎曲ノ外半徑カ規定ニ依ル支梁心距ノ二分ノ一未滿ナルトキハ側板ノ内面ト之ニ隣接スル支梁中心線トノ距離ヲ上記ノ支梁心距以下ト爲スヘシ

前項彎曲ノ外半徑カ規定ニ依ル支梁心距ノ二分ノ一ヲ超ユルトキハ彎曲ノ起點ト之ニ隣接スル支梁中心線トノ距離ヲ上記支梁心距ノ二分ノ一以下ト爲スヘシ
平板ノ一局部ニ於テ之ヲ支フル支柱ノ取附法カ一樣ナラサルトキハ定數 C ハ當該各支柱ノ取附法ニ該當スル定數ノ平均トス

第八條 大ナル座金、條板又ハ覆板ヲ有スル平板

平板ニ支柱ヲ挿込ミ内外ヨリ母螺ニテ締ムル場合ニ於テ外面ニ大ナル座金、條板又ハ覆板ヲ當テ之ヲ補強スルトキハ次ノ各號ニ掲クル算式ニ依リ其ノ強カヲ定ムルコトヲ要ス

前項ノ座金、條板又ハ覆板ノ厚ハ平板ノ厚ヲ超エス且ツ其ノ三分ノ二以上ナルコトヲ要ス

一、支柱徑ノ $3\frac{1}{2}$ 倍以上ノ徑ヲ有スル座金ヲ取附クルトキ

$$W.P. = \frac{7,200}{a^2 + b^2} [(t - 0.8)^2 + 0.15 t_w^2]$$

$$t = \sqrt{\frac{W.P. \times (a^2 + b^2)}{7,200} - 0.15 t_w^2 + 0.8}$$

二、支柱心距ノ三分ノ二以上ノ徑ヲ有スル座金ヲ絞釘ニテ取附クルトキ

$$W.P. = \frac{7,300}{a^2 + b^2} [(t - 0.8)^2 + 0.35 t_w^2]$$

$$t = \sqrt{\frac{W.P. \times (a^2 + b^2)}{7,300} - 0.35 t_w^2 + 0.8}$$

三、支柱心距ノ三分ノ二以上ノ幅ヲ有スル條板ヲ絞釘ニテ取附クルトキ

$$W.P. = \frac{7,200}{a^2 + b^2} [(t-0.8)^2 + 0.55 t_w^2]$$

$$t = \sqrt{\frac{W.P. \times (a^2 + b^2)}{7,200} - 0.55 t_w^2 + 0.8}$$

Ⅱ、覆板ヲ鉸釘ニテ取附クルトキ

$$W.P. = \frac{7,200}{a^2 + b^2} [(t-0.8)^2 + 0.85 t_w^2]$$

$$t = \sqrt{\frac{W.P. \times (a^2 + b^2)}{7,200} - 0.85 t_w^2 + 0.8}$$

t_w ハ座金、條板又ハ覆板ノ厚 (mm = テ)

$W.P.$, t , a 及 b ハ前條ニ同シ

第九條 管 板

燃燒室内ニ於ケル支柱管端ニハ母螺ヲ取附クルコトヲ得ス

焔管巢ニ於ケル管板ノ強力ハ次ノ算式ニ依リ之ヲ定ムルコトヲ要ス

$$W.P. = \frac{C(t-0.8)^2}{p^2} \quad t = \sqrt{\frac{W.P. \times p^2}{C} + 0.8}$$

$W.P.$ ハ最大汽壓 (kg/cm² = テ)

t ハ管板ノ厚 (mm = テ)

p ハ支柱管ノ平均心距 (mm = テ) ニシテ支柱管ノ中心ヲ連結スル四角形ノ四邊ノ和ヲ4ニテ除シタル商

C ハ定數ニシテ次表ニ依ル

支柱管取附法ノ種類	C
支柱管ヲ捻込ミ且ツ之ヲ擴張シ母螺ヲ取附ケサルトキ	2,740
支柱管ヲ捻込ミ且ツ之ヲ擴張シ母螺ヲ取附クルトキ	3,530

焔管巢間及焔管巢ト胴板トノ間ノ充水部ニ於ケル前管板ノ強力ハ次ノ算式ニ依リ之ヲ定ムルコトヲ要ス

$$W.P. = \frac{C [(t-0.8)^2 + 0.55 t_w^2]}{a^2 + b^2}$$

$$t = \sqrt{\frac{W.P. (a^2 + b^2)}{C} - 0.55 t_w^2 + 0.8}$$

$W.P.$ ハ最大汽壓 (kg/cm² = テ)

t ハ前管板ノ厚 (mm = テ)

t_w ハ覆板ノ厚 (mm = テ)

a ハ充水部ノ兩側ニ於ケル支柱管列間ノ水平距離 (mm = テ)

b ハ充水部ノ兩側ニ於ケル支柱管ノ垂直心距 (mm = テ)

C ハ定數ニシテ次表ニ依ル

端列ニ於ケル支柱管取附法ノ種類	C
支柱管ヲ捻込ミ且ツ之ヲ擴張シ母螺ヲ取附ケサルトキ	3,740
支柱管ヲ捻込ミ且ツ之ヲ擴張シ各支柱管ニ母螺ヲ取附クルトキ	5,180
支柱管ヲ捻込ミ且ツ之ヲ擴張シ支柱管一本置ニ母螺ヲ取附クルトキ	4,540

第十條 管板ノ抗壓力

管板ノ抗壓力ハ次ノ算式ニ依リ之ヲ定ムルコトヲ要ス

$$W.P. = 1,970 \times \frac{(D-d) \times t}{W \times D} \quad t = \frac{W.P. \times W \times D}{1,970(D-d)}$$

$W.P.$ ハ最大汽壓 (kg/cm² = テ)

t ハ管板ノ厚 (mm = テ)

D ハ焔管ノ水平心距 (mm = テ)

d ハ焔管ノ内徑 (mm = テ)

W ハ燃燒室ノ幅 (mm = テ) ニシテ管板、背板各内面間ノ距離、又兩口汽鑪ニ於テ前後ニ共通ナル燃燒室ニ在リテハ兩管板内面間ノ距離

前項ノ算式ニ於テハ板ノ抗壓力ヲ 9.8 kg/mm² トス

第十一條 焰 管

焰管ノ徑、厚及最大汽壓ハ次表ニ依リ之ヲ定ムヘシ

外徑	標準厚	最大汽壓	標準厚	最大汽壓	標準厚	最大汽壓	標準厚	最大汽壓
mm	mm	kg/cm ²	mm	kg/cm ²	mm	kg/cm ²	mm	kg/cm ²
51			3.00	11	3.25	15	3.65	21
57	3.00	10	3.25	13.5	3.65	18	4.00	22
63.5	3.00	9	3.25	12.5	3.65	16	4.00	21
70	3.00	8	3.25	11	3.65	15	4.00	19.5
76	3.25	10	3.65	13.5	4.00	17.5	4.5	21
83.5	3.25	9	3.65	12.5	4.00	16	4.5	19.5
89	3.25	8.5	3.65	11.5	4.00	15	4.5	18

第十二條 支 梁

燃燒室ノ頂板ヲ支フル支梁ノ強力ハ次ノ算式ニ依リ之ヲ定ムルコトヲ要ス

$$W.P. = \frac{C \times d^2 \times t}{(L-p) \times D \times L} \times \frac{S}{44} \quad t = \frac{44 \times W.P. \times (L-p) \times D \times L}{C \times d^2 \times S}$$

W.P. ハ最大汽壓 (kg/cm² = テ)

d ハ支梁中央部ノ深 (mm = テ)

t ハ支梁中央部ノ厚 (mm = テ) = シテ支梁カ二枚合ナルトキハ各厚ノ和トス

L ハ支梁ノ長 (mm = テ) = シテ管板、背板各内面間ノ距離、又兩口汽罐 = 於テ前後 = 共通ナル燃燒室 = 在リテハ兩管板内面間ノ距離

p ハ支梁上 = 在ル支柱ノ心距 (mm = テ)

D ハ支梁ノ心距 (mm = テ)

S ハ支梁カ鋼板製ナルトキハ其ノ最小抗張力 (kg/mm² = テ)、鍊鐵製

ナルトキハ 38 又鍛鋼製ナルトキハ 44

C ハ次ノ各號ニ依ル

(甲) 各支梁 = 備フル支柱ノ數ガ奇數ナルトキ

$$\frac{n}{n+1} \times 1,100$$

(乙) 各支梁 = 備フル支柱ノ數カ偶數ナルトキ

$$\frac{n+1}{n+2} \times 1,110$$

n ハ各支梁上 = 在ル支柱ノ數

第十三條 支 柱

支柱ノ強力ハ次ノ各號ニ掲クル算式ニ依リ之ヲ定ムルコトヲ要ス

一、鋼製又ハ第三十五章第十一條ノ試験ニ合格シタル鐵丸棒ヲ用キテ製造シタル螺旋支柱ニシテ螺糸ノ數カ 25.4 mm = 付九箇以上ナルトキ

$$W.P. = \frac{580 \times (d-6.8)^2}{a} \quad d = \sqrt{\frac{W.P. \times a}{580} + 6.8}$$

螺旋支柱ノ内力ハ 6.33 kg/mm² ヲ超ユルコトヲ得ス

第一項ノ試験ヲ行ハサル鐵丸棒ヲ用キテ製造シタル螺旋支柱 = 在リテハ上記ノ算式中 580 ノ代リ = 460 ヲ用ウルコトヲ要ス

二、主支柱ニシテ螺糸ノ數カ 25.4 mm = 付六箇以上ナルトキ

(甲) 鋼製主支柱

$$W.P. = \frac{670 \times (d-8.6)^2}{a} \times \frac{S}{44} \quad d = \sqrt{\frac{W.P. \times a}{670 \times S} + 8.6}$$

最小抗張力 44 kg/mm² ノ鋼丸棒ヲ用キテ製造シタル主支柱ノ内力ハ 7.73 kg/mm² ヲ超ユルコトヲ得ス

(乙) 鐵製主支柱

$$W.P. = \frac{(d-8.6)^2 \times D}{a} \quad d = \sqrt{\frac{W.P. \times a}{C} + 8.6}$$

三、主支柱ニシテ螺糸ノ數カ 25.4 mm = 付六箇未滿ナルトキ又ハ其ノ兩端

＝於テ幹部ヨリ大ナル徑ヲ有シ且ツ螺糸ノ底部＝於ケル徑カ幹部ノ徑ヨリ大ナルトキ

(甲) 鋼製主支柱

$$W.P. = \frac{670 \times (d_1 - 3.2)^2}{a} \times \frac{S}{44} \quad d_1 = \sqrt{\frac{44 \times W.P. \times a}{670 \times S} + 3.2}$$

(乙) 鐵製主支柱

$$W.P. = \frac{(d_1 - 3.2)^2 \times C}{a} \quad d = \sqrt{\frac{W.P. \times a}{C} + 3.2}$$

W.P. ハ最大汽壓 (kg/cm² ニテ)

d ハ支柱ノ螺糸頂部＝於ケル徑 (mm ニテ)

d₁ ハ支柱ノ螺糸底部＝於ケル徑又ハ支柱幹部ノ最小徑 (mm ニテ)

a ハ各支柱ノ支フル面積 (mm² ニテ)

S ハ鋼丸棒ノ最小抗張力 (kg/mm² ニテ)

C ハ定數ニシテ次表ニ依ル

支 柱 ノ 種 類	C
鐵製支柱ニシテ鍛接セサルモノナルトキ	490
鐵製支柱ニシテ鍛接シタルモノナルトキ	350

第十四條 支柱管

鐵製支柱管及累鍛接鋼製支柱管ノ内力ハ螺糸底部ノ斷面積＝於テ 5.27 kg/mm² ヲ超ユルコトヲ得ス

支柱管ノ最小厚ハ螺糸ノ底部＝於テ之ヲ測リ焔管巢ノ周圍＝於ケル支柱管ニ在リテハ 6.13 mm 以上、又其ノ他ノモノニ在リテハ 4.55 mm 以上ナルコトヲ要ス

一 般 構 造

第十五條 胴板ト鏡板トノ接合

筒形胴板ト鏡板トノ鉸釘接合ノ強率ハ 42 % 以上ナルコトヲ要ス

胴板ノ厚 16 mm ヲ超ユルトキハ胴板ト鏡板トノ接合ヲ二列鉸釘ト爲スコトヲ要ス

第十六條 胴板ノ周圍接合

筒形胴板ノ中央部＝於ケル周圍接合ノ強率ハ單口汽罐ニ在リテハ 60 % 以上又兩口汽罐ニ在リテハ 62 % 以上ト爲スヘシ

周圍接合＝於ケル鉸釘列ノ數ハ次表ニ依リ之ヲ定ムルコトヲ要ス

汽 罐 ノ 種 類	胴 板 ノ 厚	鉸 釘
單 口 汽 罐	35 mm ヲ超ユルトキ	三 列
兩 口 汽 罐	13 mm ヲ超ユルトキ	二 列 以 上
	30 mm ヲ超ユルトキ	三 列

第十七條 板ノ鍛接其ノ他ノ工事

鍛接シタル鋼板ハ直接張力ヲ受クル箇所ニ使用スルコトヲ得ス但シ鍛接シタル上覆板ヲ施シタルモノハ此限ニ在ラス

小汽兜ヲ厚 13 mm 以下ノ鋼板ヲ用キテ製造スル場合ニ於テ鉋打ニ依リ板ヲ鍛接スルトキハ本會ニ於テ同意シタル場合ニ限り覆板ヲ省略スルコトヲ得此ノ場合ニ於ケル鍛接ノ強率ハ 50 % ト看做ス

鍛接、皿形又ハ曲線ヲ施シ若ハ一部ヲ加熱シテ加工シタル鋼板ハ工事後適當ニ燒鈍スルコトヲ要ス

第十八條 覆板

覆板ハ板ヲ用キテ製造スルコトヲ要ス壓延條材ハ之ニ使用スルコトヲ得ス

第十九條 鉸釘孔

鉸釘孔ハ適當ニ錐揉スルコトヲ要ス又出來得ル限リ板ヲ組立テタル儘錐揉スヘシ

鉸釘孔ハ其ノ「返リ」ヲ削除シ、板ノ接合面ヲ掃除シ孔ノ外縁ニ於ケル尖端ヲ

削除スヘシ

第二十條 支柱ノ製法其ノ他

銅製支柱ハ鍛接スルコトヲ得ス

銅製支柱ハ丸棒ノ兩端ヲ壓大スルカ又ハ其ノ中央部ヲ伸延シテ之ヲ製造スルコトヲ得

前項ノ製法中其ノ何レカニ依ルトキハ工事後其ノ支柱全部ヲ燒鈍スルコトヲ要ス

兩口汽鍋ニ在リテハ全通主支柱ヲ其ノ中央部ニ於テ支持スルコトヲ要ス

燃燒室ノ螺旋支柱ニシテ母螺ヲ取附クルモノハ成ルヘク板ニ垂直ト爲スヘシ

前項ノ規定ニ依リ難キトキハ母螺ト板トノ間ニ勾配ヲ有スル座金ヲ挿入スルコトヲ要ス

螺旋支柱ハ成ルヘク其ノ外端ニ於テ軸心ニ小孔ヲ穿テ徑ヲ 5 mm. 深ヲ胴板又ハ鏡板内面ヲ超ユルコト 13 mm ト爲スヘシ

第二十一條 支柱螺糸數

主支柱又ハ螺旋支柱ニ於ケル螺糸ノ數ハ次ノ各號ニ依ルヘシ

一、徑 32 mm 以上ノ螺旋支柱ナルトキ 25.4 mm = 付九個

二、徑 50 mm 以上ノ支柱ヲ板ニ挿込ミ且ツ板ノ内外ヨリ母螺ニテ締ムルトキ 25.4 mm = 付六箇以下

螺旋支柱ノ兩板間ニ於ケル部分ハ成ヘク螺糸ヲ削除スヘシ

第二十二條 胴板ニ於ケル螺旋支柱ノ配置

胴板ニ於テ四箇以上ノ螺旋支柱ヲ同一水平線ニ配置スルトキハ次ノ算式ニ依リ計算シタル強率ヲ胴板ニ於ケル縦接合ノ所要強率以上ト爲スヘシ

$$\frac{100(p-d)}{p}$$

d ハ螺旋支柱ノ徑 (mm = テ)

p ハ螺旋支柱ノ水平心距 (mm = テ)

前項ノ規定ニ依リ難キトキハ螺旋支柱ヲ千鳥形ニ配置スルコトヲ要ス

第二十三條 燃燒室ノ螺旋支柱ニ於ケル母螺ノ最小厚ハ次表ニ依リ之ヲ定ムルコトヲ要ス

主支柱ノ母螺ハ母螺ニ關スル日本標準規格ニ依リ板ノ外側ニ在ルモノハ普通ノ母螺ニ準シ、板ノ内側ニ在ルモノハ副母螺ニ準シ夫々支柱ノ徑ニ相當スルモノト爲スコトヲ要ス

母螺ハ鍊鐵又ハ鍛接セサル軟鋼ヲ用キテ之ヲ製造スルコトヲ要ス又鐵製ニシテ火焰ニ接觸スヘキモノニ在リテハ之ヲ鍛接スルコトヲ得ス

螺糸ノ頂部ニ於ケル螺旋支柱ノ徑	母螺ノ厚
38 mm 以下	19 mm
41 mm, 45 mm	22 mm
48 mm, 50 mm	25 mm
50 mm ヲ超ユルトキ	29 mm

第二十四條 充汽部ニ於ケル鏡板ニシテ煙路ノ一部ヲ構成スルモノニハ防板ヲ備ヘ火焰ノ接觸ヲ防クコトヲ要ス

第二十五條 管板ニ於ケル主支柱

栓接合ヲ有スル主支柱ヲ前後兩管板間ニ取附クルトキハ次ノ各號ニ掲クル構造ト爲スヘシ

一、栓ノ有效截面積ハ成ルヘク支柱ノ有效截面積ノ $1\frac{1}{4}$ 倍ト爲スヘシ

二、栓徑ト栓孔徑トノ差ハ 1.6 mm 以下ト爲スヘシ

三、栓ハ出來得ル限リ「アイ フォージング」(Eye forging) ノ鑄ニ接近セシムヘシ

四、「アイ フォージング」ニハ其ノ管板ニ接スル部分ニ鑄ヲ備ヘ其ノ徑ヲ少クトモ管板ノ孔徑ニ 25 mm ヲ加ヘタルモノト爲スヘシ

第二十六條 検査及掃除ニ關スル装置

汽鍋ニハ火焰ノ接觸ヲ受クル板及管ヲ検査又ハ掃除スル爲メ鑑内ニ出入シ得ヘ

キ適當ナル装置ヲ設クヘシ

小汽罐ノ場合ニ於テ前項ノ規定ニ依リ難キトキハ之ヲ掃除スルニ十分ナル徑ヲ有スル泥孔及視孔ヲ適當ニ設クルコトヲ要ス

第二十七條 筒形胴板ニ於ケル人孔ハ其ノ短徑ヲ罐ノ長ニ並行セシムルコトヲ要ス

第二十八條 平板ニ於ケル人孔及泥孔

平板ニ於ケル人孔又ハ視孔ヲ曲線ヲ以テ補強スルトキハ曲線ノ深ヲ少クトモ次ノ算式ニ依リ計算シタルモノト爲スコトヲ要ス此ノ場合ニ於ケル平板ハ孔ヲ有セサルモノト同等ノ強力ヲ有スルモノト看做ス

$$D = \sqrt{t \times W}$$

D ハ曲線ノ深 (mm ニテ) ニシテ板ノ外面ヨリ測リタルモノ

t ハ板ノ厚 (mm ニテ)

W ハ孔ノ短徑 (mm ニテ)

第二十九條 人孔ノ補強環

筒形胴板ニ人孔ヲ設クルトキハ之ニ補強環ヲ取附ケ其ノ強率ヲ胴板ノ縦接合ニ於ケル所要強率以上ト爲スコトヲ要ス

第三十條 附屬品ヲ取附クル場合ノ補強

瓣又ハ其ノ他ノ附屬品ヲ取附クル爲メ胴板ニ孔ヲ穿ツ場合ニ於テ孔徑カ板ノ厚ノ $2\frac{1}{2}$ 倍ニ 70 mm ヲ加ヘタルモノヲ超ユルトキハ人孔ノ場合ニ準シ之ヲ補強スルコトヲ要ス

第三十一條 人孔、泥孔及視孔ノ蓋ハ板ヲ二枚合ト爲スカ、板ヲ所要ノ形ニ「ブ

レツス」シタル上燒鈍スルカ、又ハ板ノ周圍ニ衛帶ヲ施スヘキ機械仕上ノ溝ヲ穿ツカ、其ノ中何レカノ方法ニ依リ之ヲ製造スルコトヲ要ス

蓋ノ突出部ハ其ノ周圍ニ於テ 1.6 mm ヲ超ユル遊隙ヲ有スルコトヲ得ス

蓋ノ植込螺釘ハ板ニ捻込ミタル上其ノ内端ニ母螺ヲ取附クヘシ又頭部ヲ有スル螺釘ヲ用ウルトキハ板ノ内側ヨリ之ヲ捻込ムヘシ

第三十二條 支柱管ノ兩端ニ於ケル螺糸及兩管板ニ於テ之ニ該當スル螺糸ハ前後相連續スルモノナルコトヲ要ス

支柱管ノ螺糸ハ 25.4 mm ニ付九箇ヲ標準數トス但シ之ニ依ラサルトキト雖モ 25.4 mm ニ付十箇以下ト爲スヘシ

支柱管ハ「ローラー」管擴器ヲ以テ之ヲ擴張スルコトヲ要ス又填隙ノミニ依リ之ヲ水密ト爲スコトヲ得ス

支柱管ノ螺糸底部ニ於ケル厚ヲ其ノ幹部ノ厚ト略等シキモノト爲サントスルトキハ管ヲ壓大スルコトヲ要ス此ノ場合ニ於テハ鍛接又ハ銲接スルコトヲ得ス又壓大シタル管ハ之ヲ燒鈍スルコトヲ要ス

第三十三條 汽罐ハ肋板又ハ内底板上出來得ル限り高キ位置ニ之ヲ据附クルコトヲ要ス又汽罐下ノ空隙ハ本會ニ於テ特ニ同意シタル場合ヲ除クノ外 460 mm 未滿ト爲スコトヲ得ス (第八章第十一條及第十一章第三條參照)

汽罐ノ底部ニハ成ルヘク適當ナル不傳熱装置ヲ設クヘシ

汽罐臺ハ堅牢ナル構造ト爲シ其ノ圖面ハ承認ヲ受クルコトヲ要ス

汽罐ハ肘板又ハ支柱ヲ以テ固定シ前後左右ノ移動ヲ防クコトヲ要ス

汽罐附屬品

第三十四條 驗水器

汽罐ニハ少クトモ二箇ノ獨立驗水装置ヲ備ヘ且ツ其ノ見易キ箇所ニ燃燒室最高部ヲ標示スルコトヲ要ス

驗水装置ハ其ノ中一箇ヲ硝子驗水器又ハ之ト同等ノモノト爲スコトヲ要ス

最大内徑 4.9 m 以上ノ單口汽罐ニ在リテハ其ノ兩側ニ各硝子驗水器一箇ヲ備ヘ又徑 4.9 m 未滿ノ單口汽罐ニ在リテハ硝子驗水器一箇及驗水嘴子又ハ之ト同等ノモノ一組ヲ備フルコトヲ要ス

兩口汽罐ニ在リテハ兩端又ハ其ノ附近ニ於テ各硝子驗水器一箇及驗水嘴子又ハ之ト同等ノモノ一組ヲ備ヘ又硝子驗水器ハ左右相互ニ之ヲ配置スルコトヲ要ス

硝子驗水器ノ嘴子ハ硝子カ破損シタルトキ容易ニ閉鎖シ得ヘキモノナルコトヲ要ス

第三十五條 驗水嘴子ハ出來得ル限リ直接鑷胴ニ取附クヘシ

驗水嘴子ハ少クトモ三箇ヲ以テ一組ト爲スコトヲ要ス但シ徑 2.3m 以下ノ汽罐ニ在リテハ之ヲ二箇ト爲スコトヲ得

第三十六條 驗水器ノ管柱ハ次表ニ依リ其ノ徑ヲ定ムルコトヲ要ス

汽 罐 ノ 徑	管 柱 ノ 内 徑
3 m ヲ超ユルトキ	63 mm 以上
3 m 以下ニシテ 2.3 m ヲ超ユルトキ	50 mm 以上
2.3 m 以下ナルトキ	45 mm 以上

管柱ハ成ルヘク直接鑷胴ニ取附クヘシ

管柱ヲ銅又ハ其ノ他ノ鑄蝕シ難キ金屬製ノ管ヲ以テ汽罐ニ連結スルトキハ次表ニ依リ管ノ内徑ヲ定ムルコトヲ要ス

管 柱 ノ 内 徑	管 ノ 内 徑
63 mm	38 mm 以上
50 mm	32 mm 以上
45 mm	25 mm 以上

管ト汽罐トノ間ニハ瓣又ハ嘴子ヲ備ヘ又管ノ上端ニハ水ノ停滯スヘキ彎曲部ヲ有セサルコトヲ要ス

管ハ煙路ヲ貫通スルコトヲ得ス但シ已ムヲ得サルトキハ煙路ヲ貫通スル圍壁ヲ設ケ管ノ周圍ニ 50 mm 以上ノ通氣路ヲ設クルコトヲ要ス

第三十七條 驗 鹽 裝 置

汽罐ニハ驗鹽嘴子又ハ瓣ヲ備ヘ便宜ノ箇所ニ於テ直接鑷胴ニ取附クルコトヲ要ス

驗鹽嘴子又ハ瓣ハ之ヲ驗水器ノ管柱ニ取附クルコトヲ得ス

第三十八條 驗 壓 計

汽罐ニハ獨立ノ驗壓計ヲ備ヘ容易ニ見得ヘキ場所ニ之ヲ取附ケ又兩口汽罐ニ在リテハ之ヲ二箇ト爲シ罐ノ兩端ニ配置スルコトヲ要ス

第三十九條 給 水 瓣

汽罐ニハ少クトモ二箇ノ獨立給水装置及之ニ連結スル獨立給水瓣ヲ備フルコトヲ要ス

副汽罐ニ在リテハ前項ノ給水装置ノ中其ノ一箇ヲ給水注射器ト爲スコトヲ得

第四十條 放 水 瓣

汽罐ニハ放水瓣ヲ備ヘ直接鑷胴ニ取附クルコトヲ要ス

放水瓣又ハ管ノ徑ハ汽罐ノ徑 1 m ニ付約 8.5 mm ノ割合ト爲スヘシ但シ 38 mm ヲ超ユルコトヲ要セサルモ 19 mm 未滿ト爲スヘカラス

第四十一條 放 水 管

二箇以上ノ汽罐ヲ有スルトキハ放水瓣又ハ表面放水瓣ヲ一箇ノ共通放水管ニ連結スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ罐水ノ逆流ヲ防ク爲メ汽罐毎ニ不還塞止瓣ヲ備フルコトヲ要ス

船體外板ニ取附クル放水嘴子又ハ瓣ハ汽罐室ノ床板線以上ニ於テ容易ニ接近シ得ヘキ場所ニ之ヲ設ケ且容易ニ其ノ閉閉ヲ檢査シ得ヘキ様装置スルコトヲ要ス放水嘴子ハ之ヲ閉鎖シタル後ニアラサレハ其ノ把手ヲ取外スコトヲ得サル構造ト爲シ又放水瓣ノ把輪ハ之ヲ瓣鐸ニ固著スルコトヲ要ス

第四十二條 主及補助塞汽瓣

汽罐ニハ主塞汽瓣一箇ヲ備ヘ直接鑷胴ニ取附クルコトヲ要ス

補助塞汽瓣ハ出來得ル限リ其ノ數ヲ減シ必要ナル場合ヲ除クノ外鑷胴ニ孔ヲ穿ツコトナキ様設計スルコトヲ要ス

二箇以上ノ汽罐ヲ有スルトキハ汽笛、操舵汽機又ハ發電汽機用ノ蒸氣ヲ少クトモ二箇ノ汽罐ヨリ供給シ得ヘキ様補助塞汽瓣ヲ配置スルコトヲ要ス

第四十三條 安全弁

汽罐ニハ二箇以上ノ安全弁ヲ備ヘ次ノ各號ニ掲クル規定ニ適合スル様之ヲ装置スルコトヲ要ス

- 一、發條及弁ヲ匣内ニ装置スルコト
- 二、弁ノ荷重ヲ最大汽壓ニ相當スルモノ以上ニ増スコトヲ得サルコト
- 三、弁ハ揚弁装置ヲ以テ之ヲ揚開シ又手ヲ以テ弁座上ニ旋回シ得ルコト
- 四、弁ハ發條カ破損スルコトアルモ弁座ヨリ脱出セサルコト

揚弁装置ハ容易ニ接近シ得ヘキ安全ナル場所ニ於テ汽罐毎ニ其ノ弁ヲ悉ク且ツ同時ニ揚開シ得ルモノナルコトヲ要ス

安全弁ハ汽罐毎ニ一箇ノ匣内ニ装置スルコトヲ得又該弁匣ハ其ノ他ノ弁匣ト別箇ノモノト爲シ直接罐胴ニ取附クルコトヲ要ス

安全弁匣ノ頸部ハ強固ナル構造ト爲スコトヲ要ス又其ノ通汽路ニハ弁ノ總面積ノ二分ノ一以上ノ截面積ヲ有セシムヘシ

安全弁匣ニハ排水装置ヲ備ヘ排水管ハ直接船底又ハ水槽ニ之ヲ導クコトヲ要ス安全弁ノ徑ハ 38 mm 以上ニシテ普通型ノモノニ在リテハ次ノ算式ニ依リ其ノ最小總面積ヲ定ムルコトヲ要ス

次ノ算式ハ石炭又ハ油ヲ燃料ト爲スモノ、又自然通風ナルモノ又ハ強壓若ハ誘引通風装置ヲ有スルモノ其ノ何レニモ之ヲ適用ス

$$(甲) \text{ 飽和蒸氣ナルトキ } A = \frac{20.83 \times H \times E}{W.P. + 1}$$

$$(乙) \text{ 過熱蒸氣ナルトキ } A_1 = A \times \left(1 + \frac{S}{470}\right)$$

A 及 A₁ ハ安全弁ノ總面積 (mm² ニテ)

H ハ汽罐ノ蒸發量ヲ定ムルニ用ウル總受熱面積 (m² ニテ)

W.P. ハ最大汽壓 (kg/cm² ニテ)

E ハ全力使用ノトキ一時間受熱面積一平方米ノ蒸發量 (kg ニテ) 但シ最小値ヲ 29.3 トス

S ハ蒸氣ノ過熱度數 (C° ニテ)

第四十四條 排汽管

排汽管又ハ之ニ連結スル通汽路ノ截面積ハ少クトモ前條ノ規定ニ依リ定メタル安全弁ノ總面積ノ 1.1 倍ト爲スヘシ

第四十五條 過熱器ノ安全弁及排水装置

過熱器ヲ有スル汽罐ニ於テ兩者ノ間ニ其ノ連結ヲ遮斷シ得ヘキ装置ヲ有スルトキハ過熱器ニモ安全弁ヲ備ヘ揚弁装置其ノ他ヲ設クルコトヲ要ス

前項ノ安全弁ノ構造ハ汽罐ノ安全弁ニ關スル規定ニ依ルコトヲ要ス但シ此ノ場合ニ於ケル揚弁装置ハ汽罐室ニ於テノミ之ヲ操縦シ得ヘキモノト爲スコトヲ得過熱器ニハ排水嘴子又ハ排水弁ヲ備フルコトヲ要ス

第四十六條 汽罐附屬品ノ設計

汽罐ニ取附クル弁ニシテ徑 38 mm ヲ超ユルモノハ瓣錐ノ螺旋部ヲ弁匣外ニ裝置シ又弁匣蓋ハ螺釘又ハ植込螺釘ヲ以テ取附クルコトヲ要ス

前項以外ノ弁匣蓋ニ在リテハ弁ヲ開ク動作ニ依リ蓋ノ捻込カ弛マサル装置トナスコトヲ要ス

弁ハ其ノ把輪ヲ右ニ回轉スルトキ之ヲ閉鎖シ得ヘキ構造ト爲スコトヲ要ス

嘴子又ハ弁ニハ其ノ開閉ヲ容易ニ識別シ得ヘキ様装置ヲ設クルコトヲ要ス

汽罐附屬品ヲ植込螺釘ヲ以テ取附クルトキハ板ニ捻込ムヘキ螺旋部ノ長ヲ螺釘ノ徑以上ト爲スコトヲ要ス

前項ノ場合ニ於テ螺釘孔カ板ヲ貫通スルトキハ螺釘ヲ捻込ミタル上内端ニ母螺ヲ取附クルコトヲ要ス

汽罐附屬品ヲ頭部ヲ有スル螺釘ヲ以テ取附クルトキハ板ノ内側ヨリ之ヲ捻込ムコトヲ要ス

第四十七條 弁匣用材料

塞汽弁匣、安全弁匣其ノ他汽管ノ附屬品ハ鑄鐵製ト爲スコトヲ得但シ蒸氣ノ溫度 218°C ヲ超ユルトキハ鑄鋼又ハ本會ニ於テ承認スル材料ヲ用キテ之ヲ製造

スルコトヲ要ス

豎 汽 罐

第四十八條 周 圍 接 合

豎汽罐ノ胴板ニ於ケル周圍接合ノ強率ハ 42 % 以上ナルコトヲ要ス
前項ノ接合ハ其ノ接合カ全周ニ亘ラサルトキ又ハ板ノ厚カ 16 mm ヲ超ユルト
キハ二列鉸釘ト爲スコトヲ要ス

第四十九條 泥孔及覗孔 (本章第二十八條乃至第三十一條参照)

横通管 (Cross tube) ヲ有スル豎汽罐ニハ管内ヲ掃除スル爲メ 適當ナル装置ヲ
設クルコトヲ要ス

横通管ノ徑大ナルトキハ胴板ノ容易ニ接近シ得ヘキ部分ニ於テ管毎ニ一箇ノ覗
孔ヲ設ケ其ノ徑ヲ掃除及検査ニ十分ナルモノト爲スコトヲ要ス

第五十條 平 坦 火 爐

豎汽罐ノ豎平坦火爐ニシテ截頭圓錐形ナルモノニ付本章第六條ノ算式ヲ適用ス
ルトキハ火爐ノ外徑及長ハ次ノ各號ニ依ルコトヲ要ス

一、火爐ノ外徑ハ其ノ頂部及底部ニ於ケル曲線又ハ補強環トノ接合部ニ於テ
測リタル各外徑ノ平均トス

二、火爐平坦部ノ長ハ其ノ頂板ニ接合スル鉸釘列ノ中心線ヨリ底部ノ補強部
ニ接合スル箇所迄又ハ胴板ト火爐トヲ貫ク螺旋支柱列ノ中心線迄ノ距離ト
ス此ノ場合ニ於ケル螺旋支柱ノ心距ハ支柱端ヲ鉸締スルトキハ火爐板ノ厚
ノ 14 倍以下、之ニ母螺ヲ取附クルトキハ火爐板ノ厚ノ 16 倍以下ニシテ又
其ノ螺糸上ノ徑ハ火爐板ノ厚ノ $2\frac{1}{4}$ 倍以上ナルコトヲ要ス

第五十一條 半 球 火 爐

上方ニ凸出スル半球狀火爐ニシテ支柱又ハ其ノ他ノ補強ヲ有セサルトキハ次ノ
算式ニ依リ其ノ強力ヲ定ムルコトヲ要ス

$$W.P. = \frac{620(t-0.8)}{R} \quad t = \frac{W.P. \times R}{620} + 0.8$$

W.P. ハ最大汽壓 (kg/cm² = テ)

t ハ頂板ノ厚 (mm = テ)

R ハ半球ノ外半徑 (mm = テ)

第五十二條 「オジー」環 (Ogee Ring)

「オジー」環ヲ以テ火爐ノ底部ヲ胴板ニ接合シ且ツ之ヲ以テ火爐ニ於ケル垂直方
向ノ荷重ヲ悉ク支フルトキハ次ノ算式ニ依リ其ノ強力ヲ定ムルコトヲ要ス

$$W.P. = \frac{10,100(t-0.8)^2}{D \times (D-d)} \quad t = \sqrt{\frac{W.P. \times (D-d) \times D}{10,100}} + 0.8$$

W.P. ハ最大汽壓 (kg/cm² = テ)

t ハ「オジー」環ノ厚 (mm = テ)

D ハ胴板ノ内徑 (mm = テ)

d ハ火爐ノ底部ニ於ケル外徑 (mm = テ) ニシテ火爐ト「オジー」環
トノ接合部ニ於テ測リタルモノ

第五十三條 焰 管 及 管 板

水平ノ焰管巢ヲ有スル豎汽罐ニ於テ管板カ垂直及水平ノ方向ニ胴板カ受クル荷
重ト同一ノ荷重ヲ受クル構造ナルトキハ管板ノ厚及焰管ノ心距ヲ適當ニ定メ其
ノ截面積ヲ胴板ノ強力以上ノ強力ヲ有セシムルニ十分ナルモノト爲スコトヲ要
ス

前項ノ場合ニ於テハ焰管巢ノ兩端ニ於ケル縦管列ニ一本置ニ支柱管ヲ配置シ又
焰管巢ニ於ケル管板ハ本章第九條ノ規定ノ外次ノ算式ニ依リ其ノ強力ヲ定ムル
コトヲ要ス

$$W.P. = \frac{100 \times (t-1.6) \times S \times (p-d)}{2.03 \times D \times p} \quad t = \frac{2.03 \times W.P. \times D \times p}{100 \times S \times (p-d)} + 1.6$$

W.P. ハ最大汽壓 (kg/cm² = テ)

S ハ管板ノ最小抗張力 (kg/mm² = テ)

t ハ管板ノ厚 (mm = テ)

D ハ罐胴ノ中心線ヨリ焔管集端ニ於ケル縦管列中心線迄ノ距離ノ 2 倍 (mm = テ)

p ハ縦列ニ於ケル管ノ心距 (mm = テ)

d ハ管板ニ於ケル管孔ノ徑 (mm = テ)

第五十四條 外方ニ凸出スル皿形板

豎汽罐ノ端板其ノ他汽兜ノ端板等ニシテ外方ニ凸出スル皿形ヲ爲シ支柱ヲ有セサルトキハ次ノ算式ニ依リ其ノ強力ヲ定ムルコトヲ要ス

$$W.P. = \frac{21.4 \times S(t-0.8)}{R} \quad t = \frac{W.P. \times R}{21.4 \times S} + 0.8$$

W.P. ハ最大汽壓 (kg/cm² = テ)

t ハ端板ノ厚 (mm = テ)

R ハ皿形ノ内半徑 (mm = テ) ニシテ胴ノ徑ヲ超ユルコトヲ得ス

S ハ端板ノ最小抗張力 (kg/mm² = テ)

人孔ヲ有スル皿形板ニ在リテハ前項ノ算式ニ依リ計算シタル厚ニ 3mm ヲ加フルコトヲ要ス

皿形板ニ於ケル曲線ノ内半徑ハ少クトモ板ノ厚ノ 4 倍以上ニシテ且ツ 63mm 以上ナルコトヲ要ス

皿形板ノ人孔ニ於ケル曲線ノ深ハ少クトモ次ノ算式ニ依リ計算シタルモノト爲スコトヲ要ス

$$D = \sqrt{t \times w}$$

D ハ曲線ノ深 (mm = テ) ニシテ板ノ外面ヨリ測リタルモノ

t ハ端板ノ厚 (mm = テ)

w ハ人孔ノ短徑 (mm = テ)

二箇以上ノ板ヨリ成ル完全ナル半球狀ノ端板ニシテ支柱又ハ其ノ他ノ補強ヲセサルトキハ次ノ算式ニ依リ其ノ強力ヲ定ムルコトヲ要ス

$$W.P. = \frac{(t-1.6) \times S \times J}{C \times R} \quad t = \frac{W.P. \times R \times C}{S \times J} + 1.6$$

W.P. ハ最大汽壓 (kg/cm² = テ)

t ハ端板ノ厚 (mm = テ)

S ハ端板ノ最小抗張力 (kg/mm² = テ)

J ハ接合ノ強率

R ハ球ノ内半徑 (mm = テ)

C ハ定數ニシテ次表ニ依ル

鉸 釘 列 ノ 數	C
單 列	2.31
二 列	2.03
三 列	1.98

第五十五條 驗水器

豎汽罐ニハ二箇ノ獨立驗水装置ヲ備ヘ其ノ中一箇ハ硝子驗水器ト爲スコトヲ要ス

高 2.15 m ヲ超ユル豎汽罐ノ驗水嘴子ハ少クトモ三箇ヲ以テ一組ト爲スコトヲ要ス

第五十六條 水壓試驗

汽罐又ハ過熱器ハ次ノ各號ニ掲クル水壓力ヲ以テ試験スルコトヲ要ス

一、汽罐ハ最大汽壓カ 7 kg/cm² 以下ナルトキハ其ノ 2 倍、7 kg/cm² ヲ超

ユルトキハ其ノ $1\frac{1}{2}$ 倍 = 3.5 kg/cm² ヲ加ヘタルモノ

二、過熱器ハ最大汽壓ノ 2 倍

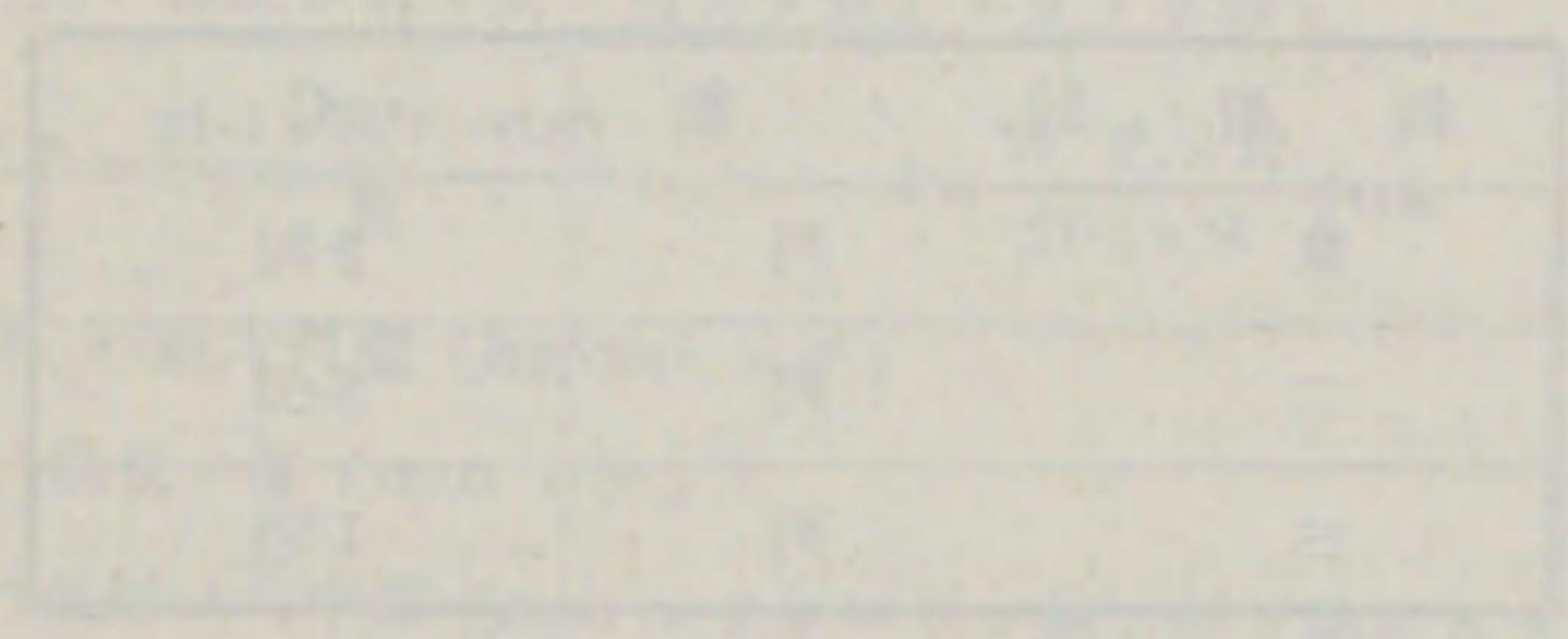
汽罐ノ塞汽弁及其ノ他ノ附屬品ハ少クトモ最大汽壓ノ 2 倍ノ水壓力ヲ以テ試験スルコトヲ要ス但シ給水弁ノ試験壓力ハ最大汽壓ノ 2.5 倍トス

第五十七條 安全弁ノ調整

安全弁ハ汽力ヲ以テ之ヲ調整スルコトヲ要ス此ノ場合ニ於ケル汽壓ハ計畫最大汽壓以上其ノ 3% ヲ超ユルコトヲ得ス

安全弁ハ塞汽弁ヲ閉チ十五分間十分ニ焚火スルモ計畫蒸發状態ニテ汽壓ノ昇騰カ調整汽壓以上其ノ 10% ヲ超エサルコトヲ要ス

前項ノ試験中ハ罐水ノ表面カ危険水準線ヲ下ラサル限リ給水ヲ爲ササルヲ可トス



第三十七章

水管汽罐及過熱器

第一條 一般構造

水管汽罐ノ構造及之ニ用ウル鋼材並其ノ試験ニ關シ特ニ本章ニ規定ナキモノハ筒形汽罐ニ關スル規定ニ依ルコトヲ要ス

水管汽罐ノ火焰ニ接觸スル部分ハ總テ罐水ノ循環ヲ容易ナラシムル様設計スルコトヲ要ス又其ノ高熱ニ暴露スル部分ハ成ルヘク罐水中ニ在ル固形物ノ沈澱ニ依リ危険ヲ惹起スル惧ナキ様設計スヘシ

筒形「ドラム」ノ内徑カ其ノ縦接合部ニ於ケル板ノ厚ノ 100 倍未滿ナルトキハ縦接合ハ「ドラム」ノ内面カ横截面ニ沿ヒ眞圓ヲ爲ス様設計スルコトヲ要ス

「ドラム」又ハ管寄 (Header) ヲ連結スル管ニシテ 蒸氣發生ノ際罐水ノ循環ヲ爲サシムルモノハ水平線ト 15 度以上傾斜セシムルコトヲ要ス但シ各管カ互ニ「シリーズ」(series) ヲ成シ連續セル管聯ヲ構成スル汽罐ニ在リテハ前記ノ傾斜ヲ 5 度以上ト爲スモ妨ナシ

蒸氣「ドラム」ノ底部カ焚火ヨリ放射スル高熱ニ暴露シ又ハ高熱瓦斯ノ衝擊ヲ受クルモノナルトキハ當該部分ニ於ケル板ハ適當ニ其ノ厚ヲ減スルコトヲ要ス

第二條 管

管ハ第三十五章第十二條ノ規定ニ依リ製造シタル引拔鋼管ニシテ汽壓 44.25 kg/cm² 以内計畫蒸氣溫度 398.8°C 以内ニ使用スルモノニ在リテハ其ノ最小厚ハ次ニ掲クル二種ノ算式ニ依リ計算シ其ノ値ノ小ナルモノニ依リ之ヲ定ムルコトヲ要ス但シ管ノ厚ハ 7.6 mm ヲ超ユルコトヲ得ス

$$W.P. = \frac{(t-1.8)}{d} \times C \quad t = \frac{W.P. \times d}{C} + 1.8$$

$$\text{又ハ } W.P. = \frac{1,406(t-t_1)}{d} - 28 \quad t = \frac{d}{1,406} (W.P. + 28) + t_1$$

W.P. ハ最大汽壓 (kg/cm² = テ)

d ハ管ノ外徑 (mm = テ)

t ハ管ノ厚 (mm = テ)

C 及 t₁ ハ定數ニシテ次表ニ依ル

管ノ種類	C	t ₁
焚火竝高熱瓦斯ノ通路ニ面スル管列及其ノ次ノ管列ニ於ケル管ナルトキ	390	2.3
前項以外ノ管及過熱器ニ用ウル管ナルトキ	530	1.5

管ハ打込管擴器又ハ「ローラー」管擴器ニ依リ管板ニ於ケル管孔ニ丁寧ニ擴張スルコトヲ要ス

管ノ端末ハ管孔ニ於ケル管受部ヲ超エ 6mm 以上内方ニ突出セシメ脱出セサル様其ノ兩端ヲ固定スルコトヲ要ス此ノ場合ニ於テ管ノ端末ヲ鐘狀ニ擴大スルコトノミニ依リ之ヲ固定スルトキハ其ノ外端ニ於ケル徑ハ次ノ算式ニ依リ之ヲ定ムヘシ

$$d' = d + \frac{1}{32}d + 1.6$$

d' ハ鐘狀ニ擴大セル管端ノ外徑 (mm = テ)

d ハ管ノ外徑 (mm = テ)

第三條 管板

筒形「ドラム」ノ一部ヲ構成スル管板ノ管孔部ニ於ケル最小厚ハ次ノ算式ニ依リ之ヲ定ムルコトヲ要ス

$$W.P. = \frac{(t-3.2) \times S \times J}{2.1 \times D} \quad t = \frac{2.1 \times W.P. \times D}{S \times J} + 3.2$$

W.P. ハ最大汽壓 (kg/cm² = テ)

D ハ「ドラム」ノ内徑 (mm = テ)

t ハ管板ノ厚 (mm = テ)

S ハ管板ノ最小抗張力 (kg/mm² = テ)

J ハ管孔部ニ於ケル管板ノ強率ニシテ次ノ算式ニ依リ之ヲ定ム

$$J = \frac{p-d}{p} \times 100$$

p ハ「ドラム」ノ軸ノ方向ニ測リタル管ノ心距 (mm = テ)

d ハ管孔ノ徑 (mm = テ)

「ドラム」、「ポケット」又ハ管寄ノ管板ニ於ケル管孔ハ之ニ管ヲ十分ニ密著シ得ヘキモノナルコトヲ要ス

管ノ端カ管板ニ垂直ナラサルトキハ管孔ノ内面ニ於テ管ヲ其ノ軸ニ垂直ノ方向ニ圍繞スル部分ノ深ハ之ヲ管軸ノ方向ニ測リ 13mm 以上ナルコトヲ要ス

管ノ端カ管板ニ垂直ナルトキ又ハ實用上垂直ト看做シ得ル場合ニ於テハ前項ノ深ハ 9.5mm 以上トス

管板ハ其ノ接合部ニ於テ厚ヲ減スル場合ニハ勾配ヲ附シ丁寧ニ之ヲ機械仕上ト爲スコトヲ要ス

第四條 管寄 (Header) 其ノ他之ニ類スル部分品

管寄其ノ他之ニ類スル部分品ハ鍛鋼、鑄鋼又ハ其ノ他ノ承認スル材料ヲ用キテ之ヲ製造スヘシ

前項ノ鑄鋼材ハ第四章第十五條ノ規定ニ適合スルコトヲ要ス但シ抗張試験ノ伸長率及屈曲試験ノ角度ハ同條ニ掲ケタルモノヨリ夫々 5% 及 30 度ヲ減スルモ妨ナシ

管寄ノ平坦部又ハ之ニ類スル部分ニシテ管孔ヲ設ケサルモノノ最小厚ハ次ノ算式ニ依リ之ヲ定ムルコトヲ要ス

$$W.P. = \left(\frac{t-2.4}{b} \right)^2 \times C \quad t = b \sqrt{\frac{W.P.}{C} + 2.4}$$

W.P. ハ最大汽壓 (kg/cm² = テ)

t ハ平坦部ノ厚 (mm = テ)

b ハ平坦部ノ幅 (mm = テ) ニシテ兩支持部ノ内側ニ於テ測リタルモノ

C ハ定數ニシテ次ノ各號ニ依ル

- | | |
|----------|-------|
| 一、鍛鋼ナルトキ | 5,830 |
| 二、鑄鋼ナルトキ | 4,600 |

管寄ニシテ焚火ヨリ放射スル高熱ニ暴露シ又ハ高熱瓦斯ノ衝擊ヲ受ケ且ツ蒸氣ノミヲ保有スルモノ(例ヘハ過熱器ニ於ケルモノノ如シ)ナルトキハ前項ノ厚ハ算式ニ依リ定メタルモノニ其ノ 12.5% ヲ加フルコトヲ要ス

管寄ノ管孔部ニ於ケル最小厚ハ次ノ算式ニ依リ之ヲ定ムルコトヲ要ス

$$t = 0.472\sqrt{d} + 6.35$$

t ハ管孔部ノ厚(mmニテ)

d ハ管孔ノ徑(mmニテ)

管寄ノ視孔ノ周圍ニ於テ其ノ蓋ニ接觸スル部分ハ之ヲ機械仕上ト爲シ其ノ面ヲ正確ナラシムルコトヲ要ス又該部ノ厚ハ前項ノ算式ニ依リ定メタル管孔部ノ厚ヨリ 2.4 mm ヲ減シタルモノト爲スコトヲ得但シ 8 mm ヲ下ルコトヲ得ス視孔ノ蓋ハ頑丈ナル構造ト爲シ取外及取附作業ヲ繰返スモ效力又ハ安全ヲ害スル惧ナキコトヲ要ス又之ヲ螺釘ニ依リ取附クル構造ト爲ストキハ螺釘ノ折損ニ際シ蓋カ吹飛サルル惧ナキ様設計スルコトヲ要ス

耳鈎(Flange)ト頸部トノ連續部ニハ丸味ヲ附シ其ノ半徑ヲ頸部ノ厚以上ト爲スコトヲ要ス

第五條 安全瓣

安全瓣ノ數、設計及構造ニ關シテハ第三十六章第四十三條ノ規定ニ依ルコトヲ要ス

排汽管又ハ之ト安全瓣トヲ連結スル通汽路ノ截面積ハ少クとも安全瓣ノ總面積ノ 1.1 倍ト爲スコトヲ要ス

安全瓣ニハ蒸氣ノ蓄積試験ヲ行フコトヲ要ス此ノ場合ニ於テハ塞汽瓣ヲ閉テ十分ニ焚火シ尙汽壓ノ昇騰カ瓣ノ調整汽壓以上其ノ 10% ヲ超エサルコトヲ要ス前項ノ試験ハ罐水ノ安全ニ持續スル限リ成ルヘク長時間之ヲ行フモノトス但シ

七分間ヲ超ユルコトヲ要セス

第六條 塞汽瓣

二箇以上ノ汽罐ヲ連結スルトキハ塞汽瓣ハ成ルヘク自働閉塞式又ハ不還瓣ト爲スヲ可トス

第七條 驗水器

汽罐ニハ少クとも二箇ノ驗水器ヲ備ヘ各驗水器ハ全ク獨立セル装置ト爲スコトヲ要ス

前項ノ驗水器ノ中一箇ハ之ヲ硝子驗水器ト爲スコトヲ要ス其ノ他ハ之ト同等ノモノヲ代用スルモ妨ナシ但シ水蒸氣ヲ保有スル「ドラム」ノ長カ 4 m ヲ超エ且ツ之ヲ船幅ノ方向ニ据附クルトキハ「ドラム」ノ兩端又ハ其ノ附近ニ於テ各一箇ノ硝子驗水器ヲ備フルコトヲ要ス

第八條 給水装置

汽罐ニハ少クとも二箇ノ全ク獨立セル給水装置ヲ備ヘ其ノ給水瓣ハ各装置ニ專屬トシ且ツ之ヲ直接汽罐ニ取附クルコトヲ要ス

前項ノ給水装置ノ中少クとも一箇ニハ給水ヲ自働的ニ加減シ得ヘキ装置ニシテ委員會ノ承認ヲ受ケタルモノヲ備フルコトヲ要ス

給水瓣ニハ焚火室ノ床板上又ハ其ノ他容易ニ接近シ得ヘキ場所ニ於テ之ヲ開閉シ得ヘキ適當ナル装置ヲ備フルコトヲ要ス

第九條 人孔

「ドラム」ニハ總テ其ノ内部ノ検査又ハ管ノ取附作業ヲ完全ニ行フ爲メ其ノ部分ニ接近スルニ十分ナル徑ヲ有スル人孔ヲ設クルコトヲ要ス

第十條 水管汽罐及過熱器ハ完成シタルトキ次ノ各號ニ掲クル水壓力ヲ以テ試験スルコトヲ要ス

- 一、水管汽罐ハ最大汽壓ノ $1\frac{1}{2}$ 倍 = 3.5 kg/cm² ヲ加ヘタルモノ
- 二、過熱器ハ最大汽壓ノ 2 倍

第三十八章

燃油装置

本會ノ船級登録ヲ受ケントスル外國船ニ付テハ第一章第十條ヲ參照セラルヘシ

第一條 燃料油ヲ搭載スル船ニ於テ搭載油ノ引火點（「エーベル」氏密閉式試験ニ依ル） 65.5°C 未滿ナルトキハ油艙、唧筒室、油管其ノ他ノ装置ハ第三十二章第二條、第三條、第五條及第七條ノ規定ニ依リ之ヲ設計シ承認ヲ受クルコトヲ要ス

第二條 前條ノ装置ニシテ引火點 65.5°C 以上ノ油ニ限リ使用スルモノナルトキハ第三十二章第二十三、二十四、二十六及二十七條ノ規定ニ依リ之ヲ設計シ又唧筒装置ハ承認ヲ受クルコトヲ要ス

第三條 燃料油艙又ハ油槽ニハ空氣管又ハ溢油管ヲ備ヘ其ノ總截面積ハ注油管ノ截面積以上ナルコトヲ要ス

空氣管ノ末端ニハ掃除又ハ新換ノ爲メ容易ニ取外シ得ヘキ金網製ノ隔膜ヲ備フルコトヲ要ス

第四條 燃料油艙ニハ油深ヲ測ル爲メ測深管又ハ其ノ他委員會ノ承認スル装置ヲ備フルコトヲ要ス

測深管ハ暴露甲板又ハ滿載吃水線上ノ甲板ノ接近シ得ヘキ場所ニ達セシメ直下ノ外板等ニハ當板ヲ爲スヘシ

機關室又ハ車軸隧道内ニ於ケル短キ測深管ニハ自動閉鎖装置ヲ有スル蓋又ハ錠附捻込蓋ヲ備フルコトヲ要ス

第五條 硝子管驗油器ハ之ヲ燃料油庫ニ取附クルコトヲ得ス

厚キ硝子板、自動閉鎖装置ノ弁又ハ嘴子及適當ノ保護装置ヲ有シ委員會ノ承認シタル構造ノ驗油器ハ之ヲ沈澱油庫又ハ常用油庫ニ取附クルコトヲ得

第六條 燃油装置ヲ備フル汽罐ニハ適當ナル包裝ヲ施シ汽罐ト油庫トノ間ニハ十

分ナル空隙ヲ存スルコトヲ要ス

水管汽罐ヲ燃料油艙上ニ裝置スルトキハ油艙ノ頂板ト汽罐燃燒室ノ底部ヲ構成スル灰皿ノ下面トノ間隙ハ 760 mm 以上ナルコトヲ要ス

第七條 煙突内ニ「ダンパー」ヲ設クルトキハ之ヲ開キタル状態ニ於テ固定シ得ヘキ適當ナル装置ヲ備フルコトヲ要ス

油ノミヲ燃料トスル汽罐ニ在リテハ煙突又ハ煙路内ニ「ダンパー」ヲ設クヘカラス

第八條 燃油装置ノ唧筒、加熱器及濾過器ハ二重装置ト爲シ且ツ其ノ他ノ唧筒装置ト全ク別箇ノモノト爲スコトヲ要ス

第九條 燃料油唧筒ニハ適當ナル逃出弁ヲ備ヘ其ノ逃出管ハ之ヲ唧筒ノ吸油側ニ導クコトヲ要ス

燃料油唧筒及附屬ノ弁匣ハ割仕上ヲ爲シタルトキ最大壓力ノ2倍ノ水壓力ヲ以テ試験スルコトヲ要ス

第十條 壓力ヲ受クル燃料油管ニハ引拔鋼管ヲ用キ且ツ日常見易キ場所ニ之ヲ設置スルコトヲ要ス

前項ノ管ノ接合ニ用ウル填材ハ出來得ル限リ薄ク且ツ 120°C ニ熱シタル油ヲ滲徹セサル性質ノモノナルコトヲ要ス

壓力ヲ受クル油管、加熱器及其ノ附屬品ハ之ヲ取附ケタル後其ノ場所ニ於テ最大壓力ノ2倍又ハ 28 kg/cm^2 ノ中其ノ何レカ大ナル水壓力ヲ以テ試験スルコトヲ要ス

其ノ他ノ燃料油管及油艙内ヲ通スル吸水管ニハ鐵管又ハ鋼管ヲ用キ又其ノ接合ニ用ウル填材ハ油ヲ滲徹セサル性質ノモノナルコトヲ要ス

吸油管ハ之ヲ取附ケタル後其ノ場所ニ於テ 2 kg/cm^2 ノ水壓力ヲ以テ試験スルコトヲ要ス

二重底上ニ在ル燃料油庫ノ吸油管ニハ弁又ハ嘴子ヲ備ヘ之ヲ直接油庫ニ取附ケ且ツ甲板又ハ該油庫ヲ設置セサル他ノ區劃室ニ於テ之ヲ開閉シ得ル様裝置スル

コトヲ要ス

前項ノ油庫ノ注油管ハ之ヲ油庫ノ頂部ニ取附クル場合ノ外ハ前項ノ規定ニ準スルカ又ハ油庫ニ不還瓣ヲ取附クルカ又ハ内管ヲ備ヘ之ヲ油庫内頂部ニ導クカ其ノ中何レカノ装置ヲ備フルコトヲ要ス

機關室ニ於ケル油管ハ検査及修繕シ易キ位置ニ之ヲ通スヘシ

第十一條 吸油管ニハ其ノ機關室ニ入ル箇所ニ於テ隔壁ノ内側ニ瓣又ハ嘴子ヲ設クヘシ

機關室内ノ燃料油管ニ備フル瓣又ハ嘴子ハ機關室ノ床板上ニ於テ開閉シ得ルモノト爲スヘシ

第十二條 燃料油唧筒ニハ瓣又ハ嘴子ヲ備ヘ唧筒ヲ開放スルトキ其ノ吸油管及送油管ヲ閉鎖シ得ル様装置スルコトヲ要ス

沈澱水ヲ排除スル爲メ燃料油庫ニ瓣又ハ嘴子ヲ備ヘ其ノ末端ヲ開放スルトキハ自働閉鎖装置ト爲スコトヲ要ス

第十三條 燃油装置ニ用ウル瓣ハ之ヲ開閉スルモ瓣匣蓋カ弛緩スルコトナキ構造ト爲スコトヲ要ス

第十四條 燃料油唧筒ニ用ウル動力及消火用汽管ノ蒸氣ハ之等ヲ常置スル區劃室外ニ於テモ之ヲ操縦シ得ル様装置スルコトヲ要ス

第十五條 汽罐ノ焚火口ニハ油受ヲ備ヘ又燃料油庫、加熱器、唧筒等ニハ之レヨリ漏洩スル油ヲ阻止又ハ處理スル爲メ油道又ハ其ノ他ノ適當ナル装置ヲ備フルコトヲ要ス

第十六條 燃料油庫内ニ於ケル加熱用ノ汽管ニハ鐵管又ハ鋼管ヲ用キ又之ヲ取附ケタル後其ノ場所ニ於テ最大汽壓ノ2倍ノ水壓力ヲ以テ試験スルコトヲ要ス
前項ノ汽管ノ復水ハ之ヲ直接冷汽器ニ導クコトナク開放シタル驗水槽ヲ通過セシメタル後給水ニ用ウルコトヲ要ス

第十七條 汽罐室及沈澱油庫、燃料油唧筒又ハ加熱器ヲ有スル機關室ニ於ケル「ビルジ」及「バラスト」水管ニハ鉛管ヲ使用スルコトヲ得ス

第十八條 汽罐室内及沈澱油庫ヲ設クル區劃室内ニハ木材ヲ用ウヘカラス

第十九條 蒸氣唧筒ノ送水管及布管ハ海水ヲ汽罐室床板ニ灌キ「ビルジ」ニ流シ落ス爲メ適當ノ場所ニ之ヲ設クヘシ

汽罐室ニハ其ノ下部ニ蒸氣ヲ噴出セシメ得ヘキ多孔管ヲ設クヘシ

第二十條 油艙ヲ脚荷水艙ニ兼用スルトキハ吸油管ヨリ吸油唧筒ニ導ク瓣又ハ嘴子ト吸油管ヨリ排水唧筒ニ導ク瓣又ハ嘴子ノ装置ハ吸油唧筒ヲ以テ油艙ヨリ吸油中排水唧筒ヲ以テ他ノ箇所ノ排水ヲ爲シ得ヘキモノナルコトヲ要ス但シ容積大ニシテ屢補充ヲ要セサル沈澱油庫又ハ常用油庫ヲ備フル場合ニ於テハ此ノ限ニ在ラス

深水艙ヲ貨物、脚荷水及燃料油ニ共用スルトキハ貨物積載ニ當リテハ脚荷水及燃料油ノ注入管及吸出管ニ又燃料油積載ニ當リテハ海水ノ吸出管ニ盲蓋ヲ取附ケ得ル装置ヲ爲スヘシ

第三十九章 汽管及其ノ他ノ管

銅 管

第一條 電氣分解法ニ依リ製造シタル銅管ハ汽管、給水管、放水管、燃油管又ハ壓縮空氣管ニ之ヲ使用スルコトヲ得ス

第二條 銅製ノ汽管、給水管、放水管、燃油管及壓縮空氣管ハ之ヲ取附クル前適當ニ燒鈍スルコトヲ要ス

第三條 5.25 kg/cm² ヲ超ユル壓力ヲ受クル汽管、給水管、放水管、燃油及壓縮空氣管ハ引拔管ナルコトヲ要ス

第四條 12.65 kg/cm² ヲ超ユル壓力ヲ受クル汽管ニシテ内徑 125 mm ヲ超ユルモノニハ銅管ヲ使用スルコトヲ得ス

218.3°C ヲ超ユル蒸氣溫度ニ使用スル管ニハ銅管ヲ使用スルコトヲ得ス

第五條 銅製汽管ハ完成後之ヲ取附クル前少クトモ最大汽壓ノ 2 倍ノ水壓力ヲ以テ試験スルコトヲ要ス

給水管ハ總テ汽罐ニ於ケル最大汽壓ノ $2\frac{1}{2}$ 倍ノ水壓力ヲ以テ試験スルコトヲ要ス

第六條 銅管ノ強力ハ次ノ算式ニ依リ之ヲ定ムルコトヲ要ス

$$W.P. = \frac{(t-0.8)}{D} \times F \quad t = \frac{W.P. \times D}{F} + 0.8$$

W.P. ハ最大汽壓 (kg/cm² ニテ)

D ハ管ノ内徑 (mm ニテ)

t ハ管ノ厚 (mm ニテ)

F ハ定數ニシテ次表ニ依ル

管ノ種類		F
汽 管	引 拔 銅 管	422
	鑛 附 銅 管	316
給 水 管	引 拔 銅 管	337
	鑛 附 銅 管	253

第七條 銅管ヲ彎曲スルトキハ厚ノ減少ヲ補フ爲メ豫メ厚ノ大ナル管ヲ使用スルコトヲ要ス

管ノ中心線ニ於ケル彎曲ノ半徑ハ管ノ外徑ノ 2 倍以上ト爲スヘシ

鍊 鐵 管 及 鋼 管

第八條 管ノ継目ハ鍛接スルコトヲ要ス

第九條 管ノ継目ヲ鍛接シ、管ト鏝トヲ銲接シ又ハ彎曲其ノ他ノ工事ノ爲メ管ヲ加熱シタルトキハ竣工後丁寧ニ燒鈍スルコトヲ要ス

第十條 銅製給水管ニハ常溫引拔鋼管ヲ使用スヘシ

第十一條 鐵製又ハ鋼製ノ汽管ハ之ヲ取附クル前少クトモ最大汽壓ノ 3 倍ノ水壓力ヲ以テ試験スルコトヲ要ス

第十二條 鐵製又ハ鋼製ノ給水管ハ少クトモ汽罐ニ於ケル最大汽壓ノ 4 倍ノ水壓力ヲ以テ試験スルコトヲ要ス

第十三條 継目無燃油管及壓縮空氣管ハ最大壓力ノ 2 倍ノ水壓力ヲ以テ試験スルコトヲ要ス、但シ最大壓力カ 70 kg/cm² ヲ超ユルトキハ最大壓力ニ 70 ヲ加ヘタル水壓力ヲ以テ試験スルモノトス

第十四條 鐵管及鋼管ノ強力ハ次ノ算式ニ依リ之ヲ定ムルコトヲ要ス

$$W.P. = \frac{(t-t_0)}{D} \times F \quad t = \frac{W.P. \times D}{F} + t_0$$

W.P. ハ汽管ナルトキハ最大汽壓 (kg/cm² ニテ)、給水管ナルトキハ汽罐

=於ケル最大汽壓 (kg/cm² =テ)

D ハ管ノ内徑 (mm =テ)

t ハ管ノ厚 (mm =テ)

t₀ 及 F ハ定數ニシテ次表ニ依ル

管ノ種類		t ₀	F
汽管	常溫引抜鋼管	2.5	844
	熱間仕上鋼管	3	844
	鍛接鐵管又ハ鋼管	3	633
給水管		2	703
引拔燃油管及壓縮空氣管		1	802

第十五條 管ニ螺糸ヲ切り錨ヲ取附クル場合ニ在リテハ螺糸ヲ「ヴァニツシング スレツド」ト爲スコトヲ要ス

前項ノ螺糸ハ錨又ハ錨ノ頸部ヲ超エテ之ヲ切ルコトヲ得ス

第十六條 主汽管ニハ伸縮ノ餘裕ヲ與フル様適當ナル装置ヲ爲スコトヲ要ス

主汽管ハ其ノ管系中ニ水ノ停滯セサル様之ヲ装置スヘシ但シ之ニ依リ難キトキハ適當ナル排水装置ヲ爲スヘシ

第四十章

汽機

第一條 軸打物

軸打物ハ塊鋼ヨリ鍛鍊シテ製造シ其ノ抗張力ハ 44 kg/mm² 以上 50 kg/mm² 以下ナルコトヲ要ス

軸打物ハ製造中粗削ヲ爲シタルトキ及仕上ヲ終リタルトキ検査ヲ受クルコトヲ要ス

軸ノ材料ノ試験ニ關シテハ第三十五章第十四條乃至第十六條ノ規定ニ依ルコトヲ要ス

第二條 軸

往復動汽機ノ軸ノ最小徑ハ次ノ算式ニ依リ之ヲ定ムルコトヲ要ス但シ主軸受間ノ距離普通ノモノト異ルモノニ在リテハ特ニ其ノ影響ヲ考慮シテ之ヲ定ムヘシ

$$D = \sqrt[3]{\frac{14.22 \times W.P. \times L^2 \times S}{B \left(\frac{L^2}{H^2} + 2 \right)}} \times C$$

D ハ軸ノ徑 (mm =テ)

W.P. ハ汽機ノ最大汽壓 (kg/cm² =テ)

S ハ吸錨ノ行長 (mm =テ)

L ハ低壓汽管ノ徑 (mm =テ) ニシテ低壓汽管二箇以上ナルトキハ之等ヲ綜合シタル汽管ノ徑ニ相當スルモノ

H ハ高壓汽管ノ徑 (mm =テ)

B ハ定數ニシテ次表ニ依ル

曲拐ノ數	曲拐間ノ角度	B	
		航路=制限ナキ船ナルトキ	航路=制限アル船ナルトキ
二 曲 拐	90 度	1,900	2,100
	180 度	1,350	1,500
三 曲 拐	120 度	2,150	2,400
四 曲 拐	均勢シタルモノ	2,150	2,400
	90 度	2,100	2,300

C ハ定數ニシテ次ノ各號ニ依ル

- 一、曲拐軸又ハ推力軸（推力鏢ノ間ニ於テ）ナルトキ 1.05
- 二、中間軸ナルトキ 1.00

直結式又ハ齒車連結式「タービン」汽機ノ軸ノ最小徑ハ次ノ算式ニ依リ之ヲ定ムルコトヲ要ス

$$D = \sqrt[3]{\frac{S.H.P. \times B}{R} \times C}$$

D ハ軸ノ徑 (mmニテ)

S.H.P. ハ計畫最大軸馬力

R ハ最大軸馬力ニ對シ一分間ニ於ケル回轉數

B ハ定數ニシテ次ノ各號ニ依ル

- 一、航路ニ制限ナキ船ナルトキ 64
- 二、航路ニ制限アル船ナルトキ 58

C ハ定數ニシテ次ノ各號ニ依ル

- 一、推力軸（推力鏢ノ間ニ於テ）ナルトキ 26.67
- 二、中間軸ナルトキ 25.40

往復動汽機ト排汽「タービン」ヲ機械裝置又ハ電氣裝置ニ依リ聯結シタル汽機ノ軸ノ最小徑ハ前項ノ算式ニ於ケル S.H.P.ニ次ニ掲クルモノヲ用キ之ヲ定ム

ルコトヲ要ス

S.H.P. = 0.9 × (往復動汽機ノ I.H.P.) + 0.95 (排汽「タービン」ノ初齒車軸ニ於ケル S.H.P.)

前項ニ依ル軸ノ徑ハ排汽「タービン」ヲ用キサル場合ニ於ケル第一項ノ往復動汽機ノ軸ノ算式ニ依リタルモノヨリ小ナルコトヲ得ス

第一項乃至第三項中航路ニ制限アル船ト稱スルハ遞信省令船舶安全法施行規則ニ定ムル沿海區域以下ニ用ウル船ヲ謂フ又其ノ場合ニ於ケル定數ハ船體ノ船級資格ト照合シタル上其ノ使用ヲ承認スルモノトス

推力軸ハ推力鏢ノ外部ニ於テ前後ニ漸次其ノ徑ヲ減シ其ノ最小徑ヲ中間軸ニ要スル徑ト等シクスルコトヲ得

船尾管ヲ貫通スル中間軸ノ徑ハ前算式ニ依リ定メタル中間軸ノ徑ノ 1.05 倍以上ト爲スコトヲ要ス但シ船尾管内ニ於テ海水ニ接觸スル部分ハ 1.075 倍以上トス

齒車連結式「タービン」汽機ノ主齒車軸ノ最小徑ハ中間軸ニ要スル徑ノ 1.05 倍以上ト爲スコトヲ要ス但シ之ニ連結スル小齒車ノ數一箇ナルトキ又ハ二箇ニシテ之等ノ中心ト主齒車軸ノ中心トヲ連結スル線カ 120 度未滿ノ角度ヲ爲ストキハ 1.1 倍以上トス

前項但書ノ場合ニ於テハ軸受部ノ後部ニ於テ軸徑ヲ漸次ニ減シ其ノ最小徑ヲ中間軸ニ要スル徑ノ 1.05 倍ト爲スコトヲ得

第三條 螺旋軸

螺旋軸ノ最小徑ハ次ノ算式ニ依リ之ヲ定ムルコトヲ要ス

$$T = D + \frac{P}{K}$$

T ハ螺旋軸ノ徑 (mmニテ)

D ハ中間軸ニ要スル徑 (mmニテ)

P ハ推進器ノ徑 (mmニテ)

K ハ定數ニシテ次ノ各號ニ依ル

一、全通黄銅卷ヲ有スルモノナルトキ 144

二、其ノ他ノモノナルトキ 100

船尾管ヲ貫通スル螺旋軸ハ船尾管填篋ノ前部ニ於テ徑ヲ漸次ニ減シ軸鏑部ニ於テ之ヲ $1.05D$ 迄達セシムルモ妨ナシ

第四條 中空軸

中空軸ノ内徑カ中間軸ニ要スル徑ノ三分ノ一以下ナルトキハ其ノ外徑ヲ中實軸ノ徑ニ止ムルモ妨ナシ

第五條 黄銅卷其ノ他

軸ノ黄銅卷ヲ製造スルトキ其ノ軸受部ニ於ケル最小厚ハ次ノ算式ニ依リ之ヲ定ムヘシ

$$t = \frac{T + 235}{32}$$

t ハ黄銅卷ノ厚 (mm = テ)

T ハ黄銅卷ヲ施スヘキ軸ニ要スル徑 (mm = テ)

全通黄銅卷ノ軸受部ノ間ニ於ケル部分ノ厚ハ $0.75t$ ト爲スヘシ

全通黄銅卷ハ之ヲ一體ニ鑄造スルカ又ハ二箇以上ニ之ヲ作り其ノ全厚ヲ通シテ一體ニ銲接スルカ其ノ何レカニ依リ製造スルコトヲ要ス

黄銅卷ハ之ヲ軸ニ丁寧ニ燒嵌スルカ又ハ水壓力ニ依リ押嵌スルコトヲ要ス又軸ニ固定スル目的ヲ以テ之ニ目釘ヲ貫通スルコトヲ得ス

推進器ニ隣接スル螺旋軸受ノ長ハ螺旋軸ニ要スル徑ノ4倍以上ト爲スヘシ

螺旋軸ノ黄銅卷ノ後端ト推進器殼トノ間ニ於ケル部分ハ海水ニ接觸スルコトナキ様適當ナル装置ヲ施スヘシ

第六條 軸鏑

軸鏑ノ厚ハ螺釘孔ノ心圏ニ於テ該孔ノ軸鏑連結面ニ於ケル徑以上ト爲スコトヲ要ス但シ螺旋軸ニ在リテハ中間軸ニ要スル徑ノ四分ノ一ヲ下ルコトヲ得ス
軸鏑ト軸トノ連續部ニ於ケル丸味ノ半徑ハ軸徑ノ 0.125 倍以上ト爲スヘシ
軸鏑ハ之ヲ軸ト別箇ニ製造シタルトキハ船カ後進スル場合ニ於ケル牽引力ニ對

シテモ十分ナル様軸ニ固定スルコトヲ要ス

第七條 軸鏑螺釘

軸鏑螺釘ノ軸鏑連結面ニ於ケル最小徑ハ次ノ算式ニ依リ之ヲ定ムヘシ

$$d = \sqrt{\frac{D^3}{3.5 \times n \times r}}$$

d ハ螺釘ノ徑 (mm = テ)

D ハ中間軸ニ要スル徑 (mm = テ)

r ハ螺釘心圏ノ半徑 (mm = テ)

n ハ螺釘ノ數

第八條 曲拐腕

組立曲拐軸ニ於ケル曲拐腕ノ最小寸法ハ次ノ算式ニ依リ之ヲ定ムヘシ

$$h = 0.625D$$

$$t = \sqrt{\frac{0.12 \times D^3}{h}}$$

h ハ曲拐腕ノ軸ノ方向ニ測リタル厚 (mm = テ)

t ハ曲拐腕ノ受軸孔ノ周圍ニ於ケル厚 (mm = テ) ニシテ軸ニ垂直ノ方向ニ測リタルモノ

D ハ曲拐軸ノ徑 (mm = テ)

曲拐腕ハ之ヲ曲拐軸及曲拐栓ニ確實ニ燒嵌スルカ又ハ水壓力ニ依リ押嵌シ又曲拐腕ト曲拐軸トノ接合部ニハ一箇又ハ二箇ノ「キー」若クハ圓栓ヲ施スコトヲ要ス

第九條 一般ノ構造

主機床又ハ推力受ヲ直接内底板ニ取附クルトキハ當該箇所ニ於ケル内底板ノ厚ヲ 19mm 以上ト爲シ尙汽機ノ大サ又ハ馬力ニ應シ之ヲ増スコトヲ要ス

推力受下ノ二重底ハ適當ニ補強シ又其ノ構造ハ委員會ノ承認ヲ受クルコトヲ要ス

推力受下ノ二重底ハ適當ニ補強シ又其ノ構造ハ委員會ノ承認ヲ受クルコトヲ要ス

ス

内底板=於ケル主機其ノ他ノ取附螺釘ハ山形材ノ邊ヲ貫通セシムルカ又ハ出來得ル限リ之ニ接近セシムルコトヲ要ス又螺釘カ山形材ヲ貫通スルトキハ其ノ邊ハ母螺ヲ取附クルニ十分ナル幅ヲ有スルコトヲ要ス(第八章第十條參照)

前項ノ取附螺釘孔ニハ螺糸ヲ設ケ螺釘ヲ捻込ミ其ノ下端ニ母螺ヲ取附クルコトヲ要ス

第十條 長 55m 以上ノ船ニ在リテハ主汽機ニ「ビルジ」唧筒及給水唧筒各二箇ヲ備ヘ其ノ中一箇ヲ使用スルトキト雖モ他ノ一箇ヲ開放シ得ヘキ様装置スルコトヲ要ス

長 55m 未滿ノ船ニ在リテハ主汽機ニ「ビルジ」唧筒及給水唧筒各一箇ヲ備フルコトヲ要ス

前二項ノ唧筒ハ何レモ獨立ノ汽機ヲ以テ運轉スルコトヲ得

「ビルジ」唧筒ハ船内何レノ區劃室ヨリモ「ビルジ」ヲ排出シ得ヘキ様装置スルコトヲ要ス

主汽機ニ附屬スル給水唧筒ニハ發條逃出瓣ヲ備フルコトヲ要ス

唧筒、瓣匣、嘴子、吸水管、送水管其ノ他海水ニ通スル瓣又ハ嘴子ハ水カ不時ニ船内ニ流出スルコトナキ様装置スルコトヲ要ス

第十一條 海水ニ通スル瓣又ハ嘴子ハ出來得ル限リ機關室ノ床板線以上ニ設ケ床板上ニ於テ容易ニ開閉シ得ヘキ様装置スルコトヲ要ス

主又ハ補助海水瓣ニシテ之ヲ直接船體外板ニ取附クルトキ長キ頸部ヲ要スルモノニ在リテハ之ヲ短縮スル爲メ船體外板ニ鋼板製ノ匣ヲ設ケ之ニ瓣ヲ取附クヘシ

船體外板ニ於ケル海水瓣又ハ嘴子ノ取附螺釘ハ外板ニ捻込ムカ又ハ埋頭ト爲スルコトヲ要ス

船外排出口ハ成ルヘク滿載吃水線以上ニ設クヘシ又其ノ瓣ハ船側ノ容易ニ接近シ得ヘキ場所ニ取附クルコトヲ要ス

汽罐放水管ノ船外排出口ニハ瓣又ハ嘴子ヲ備フルコトヲ要ス

前項ノ瓣又ハ嘴子ニハ外板ヲ貫通スル突出口ヲ備ヘ其ノ周圍ニ環鑄ヲ取附クルコトヲ要ス

第十二條 機關室ニハ補助唧筒ヲ備ヘ船外及温水溜ヨリ副給水管及副制限瓣ヲ通シテ汽罐ニ給水シ海水ヲ甲板上及冷汽器ニ送り竝船内各區劃室ヨリ「ビルジ」ヲ排出シ得ヘキ様装置スルコトヲ要ス但シ次項ノ「バラスト」唧筒ヲ備フル船ニ在リテハ海水ヲ甲板上及冷汽器ニ送り且ツ「ビルジ」ヲ排出シ得ル装置ヲ爲ササルモ妨ナシ

二重底及水艙ヲ有スル船ニ在リテハ機關室ニ前項ノ唧筒ノ外其ノ排水ニ適スル「バラスト」唧筒ヲ備ヘ各區劃室ヨリ「ビルジ」ヲ取り之ヲ船外ニ排水シ且ツ海水ヲ冷汽器及上甲板上ニ送り得ヘキ様装置スルコトヲ要ス但シ獨立ノ循環唧筒二箇以上ヲ備ヘ其ノ吐出口ニ於テ互ニ連結スル装置アルトキハ冷汽器ニ送水スル装置ヲ省略スルモ妨ナシ

二箇以上ノ主汽罐ヲ有スル場合ニ於テ補助唧筒ヲ以テ罐水ヲ循環セシムル爲メ汽罐底部ニ吸水管ヲ備フルトキハ之ニ不還瓣ヲ備ヘ又汽罐ト補助唧筒トノ間ニ於ケル吸水主管ニ塞止瓣又ハ嘴子ヲ備フルコトヲ要ス

強壓注油装置ヲ有スル船ニ在リテハ咄嗟ノ使用ニ適スル豫備油唧筒一箇ヲ備ヘ又冷油器ノ循環水ハ少クトモニツノ獨立セル方法ニ依リ送水シ得ルモノト爲スルコトヲ要ス

第十三條 石炭庫内其ノ他機關室外ノ區劃室内ヲ通過スル諸管ニハ堅牢ナル覆箱ヲ備フルコトヲ要ス

第十四條 水 壓 試 驗

往復動汽機ノ汽筒ハ削仕上ノ後次ノ水壓力ヲ以テ試験ヲ執行スヘシ但シ内外全面ヲ削仕上ケタル内常ニ付テハ検査員ノ見込ニ依リ之ヲ省略スルコトヲ得

一、單 式 汽 機

最大汽壓 6 kg/cm^2 以上ナルトキ $\text{W.P.} + 6 \text{ kg/cm}^2$

最大汽壓 6 kg/cm^2 未滿ナルトキ 2 W.P.

二、二聯成汽機

高 壓 汽 笛

最大汽壓 6 kg/cm^2 以上ナルトキ $W.P. + 6 \text{ kg/cm}^2$

最大汽壓 6 kg/cm^2 未滿ナルトキ $2 W.P.$

低 壓 汽 笛

$0.5 W.P.$

三、三聯成汽機

高 壓 汽 笛

$W.P. + 6 \text{ kg/cm}^2$

中 壓 汽 笛

$0.75 W.P.$

低 壓 汽 笛

$0.3 W.P.$

四、四聯成汽機

高 壓 汽 笛

$W.P. + 6 \text{ kg/cm}^2$

第一中壓汽笛

$W.P.$

第二中壓汽笛

$0.5 W.P.$

低 壓 汽 笛

$0.25 W.P.$

弁重、收汽室、收汽管、汽包室、汽笛蓋及弁匣蓋ハ其ノ附屬スル汽笛ニ於ケル

ト同一ノ水壓力ヲ以テ試験ヲ執行スヘシ

「タービン」汽機ノ外筐及配汽室ハ粗削後次ノ水壓力ヲ以テ試験スルコトヲ要ス

一、外 筐 $1.5 p$ 及 2 kg/cm^2 ノ

中大ナル壓力

二、高壓「タービン」ノ配汽室 $1.5 W.P.$

但シ適當ナル逃出弁ヲ備フルモノニ在リテハ $1.5 V$

三、中壓又ハ低壓「タービン」ノ配汽室 $1.5 V$

$W.P.$ ハ汽鐘ノ最大汽壓 (kg/cm^2 ニテ)

p ハ各膨脹階段ノ初壓力 (kg/cm^2 ニテ)

V ハ配汽室内蒸氣壓力 (kg/cm^2 ニテ)

第十五條 主又ハ補助塞汽弁ハ検査員立會ノ上最大汽壓ノ2倍ノ水壓力ヲ以テ試

驗スルコトヲ要ス

第十六條 蒸化器ハ其ノ製造所ニ於テ検査員立會ノ上其ノ適當ト認ムル水壓力ヲ以テ之ヲ試験スルコトヲ要ス

排汽ヲ用ウル給水加熱器ハ之ニ附屬スル安全弁ヲ調整スヘキ壓力ノ2倍ノ水壓力ヲ以テ試験スルコトヲ要ス但シ安全弁ヲ備ヘサルモノニ於テハ 3.5 kg/cm^2 ノ水壓力ヲ以テ試験スルモノトス

給水唧筒及其ノ送水側ニ於ケル弁、嘴子、給水加熱器、給水濾過器等ニシテ給水ノ壓力ヲ受クル部分ハ削仕上ヲ爲シタルトキ汽鐘ニ於ケル最大汽壓ノ2倍ノ水壓力ヲ以テ試験スルコトヲ要ス

強壓注油唧筒ハ削仕上ヲ爲シタルトキ最大壓力ノ2倍ノ水壓力ヲ以テ試験スルコトヲ要ス

循環唧筒ハ削仕上ヲ爲シタルトキ 4 kg/cm^2 ノ水壓力ヲ以テ試験スルコトヲ要ス排汽唧筒及溢水唧筒ハ削仕上ヲ爲シタルトキ又最大吃水線以下ノ外板ニ取附クル弁重、嘴子等ハ之ヲ製造シタルトキ 2 kg/cm^2 ノ水壓力ヲ以テ試験スルコトヲ要ス

冷汽器ハ冷汽管ヲ取附クル前ニ 1.5 kg/cm^2 ノ水壓力ヲ以テ試験シ之ヲ取附ケタル後 2 m 以上ノ水高壓力ヲ以テ其ノ漏否ヲ試験スヘシ

第十七條 豫 備 品 (第三十四章第五條注意)

近海區域以上ニ使用スル船ニ在リテハ次ノ通り豫備品ヲ備フルコトヲ要ス

一、往復動汽機ナルトキ

主機吸鑄鋁用金屬衛帶	一 組
接續鋁上部ノ黃銅及螺釘	各一組
接續鋁下部ノ黃銅及螺釘	各一組
單環式推力軸「パッド」	半 組
主軸受ノ螺釘	二 箇
接軸鑄ノ螺釘	一 組

給水及「ビルジ」唧筒ノ瓣	各一組
抽氣唧筒ノ瓣	一組
循環唧筒ノ瓣	一組
各種獨立唧筒ノ瓣	各一組
吸鑄彈環ノ發條	一組(普通ノ發條ナルトキ)
安全瓣發條	各種一箇
螺釘、母螺及植込螺釘	取合若干
汽笛蓋及滑瓣更蓋ノ植込螺釘	各六箇
銅板及銅棒	取合若干
二、「タービン」汽機ナルトキ	
「ロートル」、主齒車及小齒車ノ軸受ニ於ケル螺釘又ハ植込螺釘及母螺	各種二箇
主軸推力受ノ普通型推力片又ハ環	二箇
但シ「ミツチエル」式ナルトキハ「パッド」	半組
接軸鑄ノ螺釘	各種一組
「ロートル」、主齒車及小齒車ノ軸受黃銅	各種一組
「ロートル」軸「グランド」ノ彈環及發條又ハ「グランドフィン」	各「グランド」毎ニ半組
外筐及齒車筐ノ接合部ニ於ケル螺釘又ハ植込螺釘及母螺	總數ノ百分ノ五
「ミツチエル」式「アヂヤスチングブロック」ノ「ピボット」及「パッド」	各種一組
「アヂヤスチング ブロック」ノ調整片	各調整部毎ニ厚ヲ異ニスルモノニ二箇
注油唧筒ノ瓣	一組

各種唧筒瓣、安全瓣發條、螺釘母螺及植込螺釘、銅板及銅棒ハ前號ノ規定ニ依ル

三、正 汽 鍋

正給水制限瓣	一 箇
管塞器完備セルモノ	十二箇
火 床 棧	火爐一箇分
油ヲ燃燒スルモノニアリテハ	
噴 油 器	一箇分

四、補 助 汽 鍋

給水制限瓣	一 箇
管塞器完備セルモノ	六 箇
油ヲ燃燒スルモノニアリテハ	
噴 油 器	一 組
給水唧筒ノ給水瓣	一 組

前項ニ於テ近海區域ト稱スルハ逓信省令船舶安全法施行規則ニ定ムル近海區域ヲ謂フ

第十八條 對 氷 構 造

氷中ヲ航行スル船舶ノ機關ノ構造ニ付テハ次ノ各號ニ適合セシムルコトヲ要ス

- 一、螺旋軸ノ徑ハ當該章ニ於テ規定シタルモノヨリモ5%以上大ナラシムヘシ
- 二、螺旋翅ハ鑄鋼又ハ本會ノ承認ヲ受ケタル材料ヲ使用シ鑄鐵ハ之ヲ使用セサルヲ可トス
- 三、海水ニ通スル瓣其ノ他ハ氷ノ爲メ外板トノ取附部分ヲ毀損セラレサル様又低溫度ノ爲メ破損セサル様装置スルヲ可トス

第四十一章

蒸氣唧筒裝置

第一條 汽船ニハ適當ナル蒸氣唧筒ヲ備ヘ船カ龍骨ヲ水平ニシテ直立シタル場合又ハ左右ニ五度傾斜シタル場合ニ於テ各區劃室內又ハ區劃室ノ各支水室内ニ於ケル水ヲ少クトモ一箇ノ吸水管ヲ以テ完全ニ排出シ得ヘキ様裝置シ又水艙頂板上ニハ排水ノ目的ヲ遂行シ得ヘキ様適當ナル裝置ヲ爲スコトヲ要ス (第四十章第十條及第十二條參照)

船尾部ニ機關ヲ有シ機關室隔壁ト船首隔壁トノ間ニ支水隔壁ノ設ケナキ船ニ在リテハ該船艙ノ前部ニ於テモ吸水管ヲ備フルコトヲ要ス

石炭庫又ハ貨物艙ニ隣接スル横置艙内ニ燃料油ヲ搭載スル船ニ於テ該艙内ニ之ヲ通過スル諸管ヲ保護スヘキ油密隧道ヲ設ケサルトキハ油艙内ニ於ケル管ハ鍊鐵管又ハ鋼管ト爲シ且ツ外部ヨリ損傷ヲ受クルコトナキ様適當ニ之ヲ保護スルコトヲ要ス

前項ノ艙内ヲ通過スル「ビルジ」吸水管ニハ不還瓣ヲ備ヘ又其ノ他ノ吸水管若ハ吸油管ニハ其ノ隔壁ニ於テ之ニ塞止瓣ヲ備ヘ管カ破損スルコトアルモ容易ニ油ノ流出ヲ防止シ得ル様裝置スルコトヲ要ス

第二條 貨物艙内又ハ機關室内ノ「ビルジ」ヲ排出スル目的ニ使用スル管ハ水艙内ニ送水シ又ハ之ヨリ吸水スル目的ニ使用スル管ト別箇ノモノト爲スヘシ

瓣其ノ他ノ裝置ハ海水又ハ水艙内ノ水カ貨物艙内又ハ機關室ニ、若ハ一ノ區劃室内ノ水カ他ノ區劃室内ニ流通スルコトナキ様配置スヘシ

石炭、「バラスト」水、液體又ハ其ノ他ノ貨物ヲ交互ニ搭載スル區劃室ニ在リテハ必要ニ應シ吸出及注入用ノ諸管ニ盲蓋ヲ施シ得ヘキ適當ノ裝置ヲ備フルコトヲ要ス

汽機室ヨリ船首艙ニ通スル吸水管ヲ内底板上ニ敷設スルトキハ船首艙内ニ於テ

之ニ塞止瓣ヲ備ヘ隔壁甲板上ニ於テ開閉シ得ヘキ様裝置スヘシ

第三條 「ビルジ」吸水管

「ビルジ」吸水管ノ最小内徑ハ次ノ各號ニ掲クル算式ニ依リ之ヲ定ムヘシ

一、唧筒ニ通スル「ビルジ」吸水主管

$$d = \sqrt{\frac{L \times (B + D)}{0.360}} + 25$$

二、貨物艙又ハ機關室ニ通スル「ビルジ」吸水枝管

$$d = \sqrt{\frac{l \times (B + D)}{0.216}} + 25$$

d ハ管ノ内徑 (mmニテ)

L ハ船ノ長 (mニテ)

B ハ船ノ幅 (mニテ)

D ハ隔壁甲板ニ至ル船ノ深 (mニテ)

l ハ區劃室ノ長 (mニテ)

「ビルジ」吸水主管ノ内徑ハ 65 mm 以上又「ビルジ」吸水枝管ノ内徑ハ 50 mm 以上ト爲スヘシ但シ「ビルジ」吸水枝管ニ在リテハ其ノ最大内徑 100 mm ヲ超エサルモ妨ナシ

第四條 「バラスト」吸水管

「バラスト」吸水管ノ内徑ハ次表ニ依リ之ヲ定ムルコトヲ要ス

水艙ノ容積 tons		吸水管ノ内徑 mm	水艙ノ容積 tons		吸水管ノ内徑 mm
20 未滿		65	270 以上	365 未滿	125
20 以上	40 未滿	70	365 "	480 "	140
40 "	60 "	75	480 "	625 "	150
60 "	85 "	85	625 "	800 "	165
85 "	120 "	90	800 "	1,000 "	180
120 "	190 "	100	1,000 "	1,300 "	190
190 "	270 "	115			

唧筒=通スル「バラスト」吸水主管ノ内徑ハ最大水艙=要スル内徑以上ナルコトヲ要ス又本章第一條ノ規定=依リ水艙内ニ二箇以上ノ「バラスト」吸水枝管ヲ設クルトキハ其ノ總截面積ヲ適當=増スヘシ

第五條 「ビルジ」唧筒

主及補助「ビルジ」唧筒ハ船内何レノ區劃内ヨリモ吸水シ得ヘキ様装置スルコトヲ要ス

補助「ビルジ」唧筒=ハ前項ノ外別=汽機室「ビルジ」吸水主管ヲ備フルコトヲ要ス

「ビルジ」唧筒ハ通常ノ場合=於テ毎分時 120 m 以上ノ速度ヲ以テ管内=通水シ得ヘキ能力ヲ有スルコトヲ要ス

主循環唧筒=ハ「ビルジ」吸水主管ヲ備ヘ機關室ノ最低部ヨリ直接吸水シ得ヘキ様装置シ又其ノ内徑ハ少クモ循環唧筒吸水主管ノ内徑ノ三分ノ二ト爲スヘシ内燃機關ヲ備フル船舶=在リテハ冷却用海水唧筒=「ビルジ」吸水主管ヲ備ヘサルモ妨ナシ此ノ場合=於テ「ビルジ」又ハ「バラスト」=使用シ得ヘキ唧筒二箇以上ヲ備フルトキハ其ノ内二箇ノ唧筒=ハ各別=機關室「ビルジ」吸水主管ヲ備フルコトヲ要ス

第六條 瓣匣 其ノ他

瓣匣、瓣及嘴子ハ日常容易=接近シ得ヘキ場所=取附クルコトヲ要ス

第七條 「ビルジ」及「バラスト」吸水管

「ビルジ」及「バラスト」吸水管ハ適當=固定シ且ツ適當ナル伸縮接合ヲ備フルコトヲ要ス

彎曲シタル鉛管ヲ以テ管ノ各聯ヲ連結スルトキハ彎曲ノ半徑及其ノ中心間ノ距離ハ管徑ノ 3 倍以上又彎曲部ノ長ハ管徑ノ 8 倍以上ト爲スヘシ

第八條 芥除及泥箱

芥除及泥箱ハ容易=検査又ハ掃除シ得ルコトヲ要ス

機關室又ハ車軸隧道ノ「ビルジ」溜=通スル「ビルジ」吸水主管=ハ泥箱ヲ備ヘ

成ルヘク床板線以上=於テ容易=接近シ得ヘキ場所=取附ケ彎曲セサル吸水主管ヲ以テ「ビルジ」溜=連結スヘシ

其ノ他ノ場所=設クル「ビルジ」吸水主管=ハ末端=芥除ヲ備フヘシ

芥除=穿テル小孔ノ總面積ハ吸水主管ノ截面積ノ 3 倍以上ト爲シ又該箱ハ吸水主管ヲ取外スコトナクシテ掃除シ得ヘキ構造ト爲スヘシ

第九條 測深管

區劃室及二重底=ハ測深管ヲ備ヘ又其ノ直下ノ外板=ハ厚キ鋼板ヲ取附クルコトヲ要ス

測深管ハ彎曲スルコトヲ得ス又其ノ上端ハ隔壁甲板又ハ其ノ下=於テ日常容易=接近シ得ヘキ場所=達セシムルコトヲ要ス但シ隔壁甲板下=止ムルトキハ之=鎖附捻込蓋ヲ備フルコトヲ要ス

第十條 空氣管

水艙ノ各隅=ハ其ノ容積=相當シ少クモ 50 mm ノ内徑ヲ有スル空氣管ヲ備フルコトヲ要ス但シ容積特=小ナル水艙=在リテハ其ノ内徑ヲ 50 mm 未滿ト爲スコトヲ得

空氣管ノ總截面積ハ送水管ノ截面積以上又深水艙=在リテハ送水管ノ截面積ノ 2 倍以上ト爲スヘシ

水艙ハ充水ノ際内部ノ空氣ヲ容易=排出シ得ヘキ様適當=装置スルコトヲ要ス頂板カ平坦ナラサル水艙=在リテハ其ノ最高ノ箇所=空氣管ヲ取附クルコトヲ要ス

第十一條 空氣管、測深管及吸水主管=ハ適當ナル圍ヲ設ケ貨物、石炭其ノ他ノ爲メ損傷ヲ受クルコトナキ様保護スルコトヲ要ス

第四十二章

内 燃 機 關

第一條 總 則

本會ノ機關登録ヲ受クル目的ヲ以テ内燃機關、補助装置及副汽鐘ヲ製造スルトキハ製造中特別検査ヲ受クルコトヲ要ス

製造者ハ工事著手前次ニ掲クル事項ニ付詳細ニ記載シタル圖面ヲ差出シ委員會ノ承認ヲ受クルコトヲ要ス

- 一、内燃機關ノ構造
- 二、主機關臺ノ構造及取附螺釘ノ配置
- 三、「ビルジ」及「バラスト」ニ關スル唧筒装置
- 四、氣槽ノ構造
- 五、燃料油槽、燃料油濾過器及燃料油加熱装置ノ配置
- 六、汽鐘ノ構造及其ノ船内ニ於ケル配置

前二項ニ依リ製造シ完成ノ上良好ト認メタル機關ハ船舶原簿ニ符號 **M.N.S.*** ヲ附記シテ登録ス

以下各條ハ内燃機關、補助装置、氣槽及油槽ノ構造ニ關スル特別ノ規定ニシテ第三十五章以下ノ打物、唧筒其ノ他一般ニ關スル規定ニ之ヲ補足スルモノトス

第二條 内燃機關ノ製造ニ使用スル材料ハ總テ第三十五章第十四條乃至第十六條ノ規定ニ適合シ氣槽ニ使用スル鋼材ハ汽鐘用鋼材（第三十五章參照）ニ、又油槽ニ使用スル鋼材ハ船體用鋼材ニ關スル規定（第四章參照）ニ適合スルコトヲ要ス

第三條 機關室ハ通風良好ニシテ可燃性瓦斯ノ蓄積セサルコトヲ要ス

機關ニハ之ヨリ燃料油ガ溢出スルコトナキ様適當ナル装置ヲ爲スコトヲ要ス

常用油槽ハ副汽鐘、煙突又ハ排氣管ヨリ適當ノ距離ヲ有スル場所ニ据附クルコ

トヲ要ス

「エーベル」式密閉試験ニ依ル引火點 65.5°C 未滿ノ油ヲ使用スルトキハ副汽鐘ハ機關室及油槽ヨリ隔離シ且ツ通風良好ナル區劃室内ニ之ヲ据附クルコトヲ要ス

第四條 推進用ノ機關ニハ空轉ヲ防ク爲メ調速機又ハ其ノ他ノ適當ナル装置ヲ設クルコトヲ要ス

前項ノ機關ニシテ純馬力 300 ヲ超ユルモノハ反轉式ト爲スヘシ

第五條 軸

抗張力 41 kg/mm^2 以上 50 kg/mm^2 以下ノ鋼製曲拐軸、推力軸、中間軸及螺旋軸ノ最小徑ハ次ノ各號ニ掲クル算式ニヨリ之ヲ定ムルコトヲ要ス

$$\text{一、曲拐軸} \quad d = \sqrt[3]{\frac{14.22 \times D^2 \times (PL + K_p S)}{C}}$$

$$\text{二、中間軸} \quad d = \sqrt[3]{\frac{S.H.P. + (1 + Y)}{R} \times 102}$$

d ハ軸ノ徑 (mm = テ)

D ハ氣笛ノ徑 (mm = テ)

S ハ吸錨ノ行長 (mm = テ)

L ハ曲拐ノ兩側ニ於ケル軸受内側間ノ距離 (mm = テ)

P ハ氣笛内最大壓力 (kg/cm^2 = テ) 但シ第二表又ハ第三表ヲ使用スル場合ハ 42.2 ヲリ小ナラサルコト

p ハ氣笛内平均實效壓力 (kg/cm^2 = テ)

K ハ定數ニシテ第一表、第二表及第三表ニ依ル

C ハ定數ニシテ第一表ニ依ルトキハ 10,000、第二表又ハ第三表ニ依ルトキハ 10,500

S.H.P. ハ計畫最大軸馬力

W ハ飛輪ノ重量 (kg = テ)

F ハ飛輪ノ徑 (mm = テ)

w ハ平衡重量ノ總重量 (kg =テ)

G ハ平衡重量ノ環動半徑 (mm =テ)

R ハ機關ノ毎分時ニ於ケル回轉數

X ハ定數ニシテ第四表及第五表ニ依ル

Y ハ定數ニシテ次ノ各號ニ依ル

一、飛輪又ハ平衡重量ヲ有セサルトキノ第四表及第五表ニ依ル

二、飛輪又ハ平衡重量ヲ有スルトキハ次ノ算式ニ依ル

$$Y = \frac{81,900 \times D^2 \times P \times S}{(WP^2 + 6 \cdot 24 wG^2) R^2 \times X}$$

(第一表) 單働機關ニシテ $\left\{ \begin{array}{l} P \text{ カ } 21.1 \text{ kg/cm}^2 \text{ 乃至 } 49.2 \text{ kg/cm}^2 \\ p \text{ カ } 2.8 \text{ kg/cm}^2 \text{ 乃至 } 4.2 \text{ kg/cm}^2 \end{array} \right\}$ ナルトキ

氣 筒 ノ 數		K							
		P = 21.1		P = 28.1		P = 35.2		P = 42.2 乃至 49.2	
4 サイクル	2 サイクル	p = 2.8	p = 4.2	p = 2.8	p = 4.2	p = 2.8	p = 4.2	p = 2.8	p = 4.2
1, 2, 3, 4	1, 2	5.0	4.2	10.3	8.1	11.5	9.8	11.8	10.1
5, 6	3	6.0	5.3	11.7	9.3	13.0	11.2	13.3	11.5
7, 8	4	6.6	5.9	12.1	9.9	13.3	11.4	13.6	11.8
9, 10	5	7.1	6.3	12.5	10.4	13.6	11.8	13.9	12.0
11, 12	6	7.5	6.7	12.8	11.0	14.2	12.2	14.3	12.3
	7	8.1	7.2	13.3	11.6	14.7	12.5	14.8	12.6
	8	8.5	7.7	13.8	12.2	14.9	12.7	15.1	12.8

P 及 p ノ値カ前表ニ掲ケタルモノノ間ニ在ルトキハ K ノ値ハ挿間法ニ依リ之ヲ定ム

(第二表) 單働機關ニシテ $\left\{ \begin{array}{l} P \text{ カ } 42.2 \text{ kg/cm}^2 \text{ 以上} \\ p \text{ カ } 5.6 \text{ kg/cm}^2 \text{ 乃至 } 9.8 \text{ kg/cm}^2 \end{array} \right\}$ ナルトキ

氣 筒 ノ 數		K			
		p = 5.6	p = 7.0	p = 8.4	p = 9.8
1, 2, 3, 4	1, 2	8.8	8.2	7.6	7.3
5, 6	3	9.8	9.0	8.5	8.2
7, 8	4	10.7	9.9	9.5	9.2
9, 10	5	11.0	10.5	10.0	9.7
11, 12	6	11.6	10.9	10.5	10.0
	7	11.8	11.2	10.8	10.5
	8	12.3	11.7	11.4	11.2
	9	13.0	12.4	12.0	11.8
	10	14.0	13.6	13.3	13.1
	11	14.4	14.0	13.7	13.5
	12	15.2	14.8	14.5	14.3
二筒ノ氣筒 カ同時ニ著 火スルトキ	8	19.2	18.9	18.8	18.4
	10	19.4	19.1	18.8	18.6
	12	19.6	19.3	19.0	18.8

p ノ値カ前表ニ掲ケタルモノノ間ニ在ルトキハ K ノ値ハ挿間法ニ依リ之ヲ定ム

(第三表) 複働機關ニシテ $\left\{ \begin{array}{l} P \text{ カ } 42.2 \text{ kg/cm}^2 \text{ 以上} \\ p \text{ カ } 5.6 \text{ kg/cm}^2 \text{ 乃至 } 8.4 \text{ kg/cm}^2 \end{array} \right\}$ ナルトキ

氣筒ノ數 及 曲拐ノ 配 置	4 サ イ ク ル			氣筒ノ數 及 曲拐ノ 配 置	2 サ イ ク ル		
	K				K		
	p=5.6	p=7.0	p=8.4		p=5.6	p=7.0	p=8.4
1	7.0	6.3	5.9	1	6.9	6.0	5.6
2	9.2	8.5	8.1	2	9.8	9.0	8.6
3	9.2	8.5	8.1	3	7.9	7.1	6.7
4	10.3	9.6	9.2	4	14.0	13.6	13.3
5	12.2	11.6	11.2	4	10.9	10.4	10.1
6	11.2	10.6	10.2	5	11.7	11.2	10.9
7	14.0	13.6	13.4	6	14.0	13.5	13.2
8	12.5	11.9	11.6	6	15.1	14.6	14.3
8	14.6	14.2	14.0	6	14.0	13.5	13.2
(二筒ノ氣筒カ同時ニ著火スルモノ)				7	14.5	14.0	13.7
				8	17.4	16.9	16.7
				9	18.1	17.7	17.5
				10	20.4	20.0	19.8
				10	24.8	24.5	24.3

p ノ値カ前表ニ掲ケタルモノノ間ニ在ルトキハ K ノ値ハ挿間法ニ依リ之ヲ定ム

(第四表) 單働機關ニシテ $\left\{ \begin{array}{l} P \text{ カ } 21.1 \text{ kg/cm}^2 \text{ 以上} \\ p \text{ カ } 2.8 \text{ kg/cm}^2 \text{ 乃至 } 9.8 \text{ kg/cm}^2 \end{array} \right\}$ ナルトキ

4 サ イ ク ル 單 働			2 サ イ ク ル 單 働		
氣筒ノ數	X	飛輪又ハ平 衡重量ヲ有 セサルトキ Y	氣筒ノ數	X	飛輪又ハ平 衡重量ヲ有 セサルトキ Y
5	6		3	12	
6	12	.6	4	18	
7	20	.4	5	50	.15
8	30	.2	6	200	.05
9	80	.1	7	400	.02
10	200	.05	8	Y=0	
11	400	.02	9	Y=0	
12	Y=0		10	Y=0	
			11	Y=0	
			12	Y=0	
			8	12	.45
			10	35	.15
			12	130	.05

二筒ノ氣筒カ
同時ニ著火ス
ルモノ

第五表) 復働機關ニシテ $\left\{ \begin{array}{l} P \text{ カ } 42.2 \text{ kg/cm}^2 \text{ 以上} \\ p \text{ カ } 5.6 \text{ kg/cm}^2 \text{ 乃至 } 8.4 \text{ kg/cm}^2 \end{array} \right\}$ ナルトキ

氣筒ノ數 及 曲拐ノ配置	4サイクル復働	
	X	飛輪又ハ平 Y 衡重量ヲ有 セサルトキ
1	2.5	
2	2.5	
3	3	
4	6	
5	15	.46
6	33	.27
7	27	.4
8	40	.21
8	30	.28

(二筒ノ氣筒カ同時ニ著火スルモノ)

氣筒ノ數 及 曲拐ノ配置	2サイクル復働	
	X	飛輪又ハ平 Y 衡重量ヲ有 セサルトキ
1	7	
2	7	
3	23	.35
4	11	.7
4	22	.35
5	200	.05
6	300	.03
6	15	.35
6	300	.03
7	400	.02
8	400	.02
9	Y=0	
10	Y=0	
10	130	.05

飛輪軸ノ徑ハ曲拐軸ニ要スルモノ以上ナルコトヲ要ス

推力軸ノ推力鏢間ニ於ケル徑ハ中間軸ニ要スル徑ニ其ノ5%ヲ増シタルモノ以上ナルコトヲ要ス

中間軸ノ徑ハ必要ト認ムルトキハ震動ノ同時發生ヲ避クル爲メ適當ニ之ヲ増ス

螺旋軸ノ徑ハ第四十章第三條ニ掲ケタル算式ニ依リ之ヲ定ムルコトヲ要ス

組立曲拐軸ニ於ケル曲拐腕ハ第四十章第八條ノ規定ニ依リ其ノ寸法ヲ定ムヘシ

一體ニ鍛造シタル曲拐軸ニ於ケル曲拐腕ノ寸法ハ次ノ算式ニ依リ之ヲ定ムルコ

トヲ要ス

$$b \times t^2 = \frac{d^3}{2.4}$$

d ハ曲拐軸ノ徑 (mm = テ)

b ハ曲拐腕ノ幅 (mm = テ)

t ハ曲拐腕ノ厚 (mm = テ)

前項ノ曲拐腕ノ厚ハ 0.55d 以上ナルコトヲ要ス

曲拐腕ト軸又ハ栓トノ連續部ニハ丸味ヲ附シ其ノ半徑ヲ 0.05d 以上ト爲スコ

トヲ要ス

補助機關ノ曲拐軸ノ徑ハ本條ノ算式ニ依リ定メタルモノヨリ其ノ5%ヲ減スルモ妨ナシ

第六條 軸 鏢

軸鏢ハ第四十章第六條ノ規定ニ依リ之ヲ定ムルコトヲ要ス

第七條 軸鏢螺釘

軸鏢螺釘ノ軸鏢ノ連結面ニ於ケル最小徑ハ次ノ算式ニ依リ之ヲ定ムルコトヲ要ス

$$d = \sqrt{\frac{D^3}{3.5 \times n \times r}}$$

d ハ螺釘ノ徑 (mm = テ)

D ハ軸ノ徑ニシテ次ノ各號ニ依ル

一、推力軸、中間軸又ハ螺旋軸ノ場合ハ中間軸ニ要スル徑 (mm = テ)

二、曲拐軸又ハ飛輪軸ノ場合ハ曲拐軸ニ要スル徑ニ .95 ヲ乘シタルモノ (mm = テ)

r ハ螺釘心圈ノ半徑 (mm = テ)

n ハ螺釘ノ數

第八條 水壓試驗

ディーゼル式發動機ノ氣筒、内筒、氣筒蓋、鑄造吸鑄、氣筒高壓部ニ附屬スル諸瓣匣又ハ噴油唧筒ハ削仕上ヲ爲シタルトキ次表ニ掲クル水壓力ヲ以テ試験スルコトヲ要ス但シ内外面ヲ削仕上ケタル内筒、内外面ヲ削仕上ケタル吸鑄又ハ空氣冷却吸鑄ハ検査員ノ見込ニ依リ之ヲ省略スルコトヲ得

水 壓 試 験 箇 所	試 験 壓 力
氣筒ノ高壓部ニシテ行長ノ三分ノ一ニ相當スル間	氣筒内最大壓力ノ 1.5 倍
氣筒蓋ノ高温高壓ノ氣體ニ接觸スル部分	同 上
吸鑄ノ高温高壓ノ氣體ニ接觸スル部分	同 上
氣筒ノ高壓部ニ附屬スル諸瓣匣	同 上
吸鑄ノ冷却部	4 kg/cm ²
氣筒及氣筒蓋ノ水套	2 kg/cm ²
噴 油 唧 筒	最大壓力ノ 1.5 倍

前項ノ規定ハ船舶ノ推進ニ關係ヲ有スル發電機又ハ空氣壓縮機ヲ働作スルディーゼル式發動機ニ之ヲ準用ス

空氣壓縮機ノ氣筒、氣筒蓋及壓縮空氣瓣匣ハ削仕上ヲ爲シタルトキ最大壓力ノ 1.5 倍ノ水壓力ヲ以テ又其ノ水套ハ 2 kg/cm² ノ水壓力ヲ以テ試験スルコトヲ要ス

壓縮空氣冷却器ハ之ヲ製造シタルトキ空氣部ハ該部ニ於ケル最大壓力ノ 1.5 倍ノ水壓力ヲ以テ又水部ハ該部ニ於ケル最大壓力ノ 2 倍ノ水壓力ヲ以テ試験スルコトヲ要ス

強壓注油唧筒、燃料油唧筒及循環唧筒ハ削仕上ヲ爲シタルトキ最大壓力ノ 2 倍ノ水壓力ヲ以テ試験スルコトヲ要ス

油冷却器及清水冷却器ハ附屬具ヲ取附ケタル後最大壓力ノ 2 倍ノ水壓力ヲ以テ試験スルコトヲ要ス

第九條 氣 槽

氣槽ハ中間充氣ヲ行ハスシテ主機關ノ發動 12 回以上ヲ行フニ十分ナル空氣ヲ貯藏シ得ルモノナルコトヲ要ス

鉸釘接合ヲ用ウル筒形氣槽ノ鋼板ハ第三十五章ニ掲ケタル汽罐用胴板ノ試験及検査ニ關スル規定ニ適合シ又其ノ胴板ノ厚ハ筒形汽罐胴板ノ厚ニ關スル算式ニ依リ之ヲ定ムルコトヲ要ス

製造者ハ前項ノ鉸釘接合其ノ他ニ關シ詳細ナル圖面ヲ差出シ承認ヲ受クルコトヲ要ス

鉸釘接合ヲ用ウル氣槽ノ端板カ外方ニ凸出スル皿形ナルトキハ其ノ板ノ厚ハ次ノ算式ニ依リ之ヲ定ムルコトヲ要ス

$$W = \frac{25.7 \times S \times t}{R} \quad t = \frac{W \times R}{25.7 \times S}$$

W ハ最大壓力 (kg/cm²)

S ハ端板ノ最小抗張力 (kg/mm²)

t ハ端板ノ厚 (mm)

R ハ皿形端板ノ彎曲内半徑 (mm)

端板カ内方ニ凹入スル皿形ナルトキハ前項ニ依ル厚ニ其ノ 45 %ヲ増シタルモノトナスコトヲ要ス

第三十六章第五十四條第二項乃至第四項ノ規定ハ氣槽ノ端板ニ之ヲ適用ス無接合又ハ鍛接合ノ氣槽ニ用ウル鋼材ハ平爐ニ依リ製造シタル最良ノ軟鋼ニシテ抗張力ハ 36 kg/cm² 以上又伸長率ハ標點間ノ長 200 mm ナルトキ 25% 以上ナルコトヲ要ス

前項ノ氣槽ニ於ケル鋼板ノ厚ハ次ノ各號ニ掲クル算式ニ依リ之ヲ定ムルコトヲ要ス

一、筒形胴板

$$W = \frac{C(T-1.6)}{D} \quad T = \frac{W \times D}{C} + 1.6$$

二、扁平端板

$$W = \frac{C(t-1.6)^2}{D^2} \quad t = \sqrt{\frac{W \times D^2}{C}} + 1.6$$

三、皿形端板

$$W = \frac{C(t-1.6)}{R} \quad t = \frac{W \times R}{C} + 1.6$$

T ハ胴板ノ厚 (mm = テ)

t ハ端板ノ厚 (mm = テ) = シテ T 以上ナルコトヲ要ス

W ハ最大壓力 (kg/cm² = テ)

D ハ胴ノ最大内徑 (mm = テ)

R ハ皿形端板ノ彎曲内半徑 (mm = テ)

C ハ定數 = シテ次表 = 依ル

板ノ種類		C
胴板	鍛接合ナルトキ	1,265
	無接合ナルトキ	1,830
扁平端板		5,625
皿形端板		1,265

胴板 = 在リテハ抗張力 36 kg/mm² 超ユルトキハ其ノ割合ヲ以テ C ヲ増スコトヲ得

鍛接合胴板ノ抗張力ハ 47 kg/mm² ヲ超ユルトコトヲ得ス

材料ハ總テ検査員 = 於テ検査及試験ヲ行フモノトス

氣槽ハ端板ヲ取附クル前内部ノ検査ヲ受クルコトヲ要ス

氣槽ノ縦接合ヲ鍛接スルトキハ累鍛接ト爲スコトヲ要ス又電氣、「オキシアセチリン」瓦斯又ハ酸水素瓦斯ヲ用ウル銲接ハ之ヲ氣槽ニ施スコトヲ得ス

氣槽ハ鉸釘接合又ハ無接合ノモノナルトキ最大壓力ノ 1.5 倍ノ水壓力ヲ以テ又鍛接合ノモノナルトキ最大壓力ノ 2 倍ノ水壓力ヲ以テ試験スルコトヲ要ス

氣槽 = 附屬スル弁及噴子等ハ削仕上ヲ爲シタルトキ最大壓力ノ 1.5 倍ノ水壓力ヲ以テ試験スルコトヲ要ス

氣槽ノ端板 = ハ若シ出來得ルトキハ内部ヲ検査スル爲メ検査孔ヲ設クヘシ人孔ヲ設クル = 十分ナル徑ヲ有スル氣槽 = ハ總テ之ヲ設クヘシ

氣槽ノ底部 = ハ水又ハ油ヲ排出スル爲メ排水弁ヲ備フルコトヲ要ス又氣槽 = ハ失火ノ場合 = 於テ氣壓ノ過度 = 昇騰スルヲ防ク爲メ逃出口ヲ備フヘシ

空氣管系 = ハ封鎖シ得ヘキ構造ノ安全弁ヲ備フルコトヲ要ス又燃料噴射用ノ氣管 = ハ成ルヘク不還弁又ハ其ノ他ノ適當ナル裝置ヲ設ケ噴油弁匣内 = 於テ發火スルコトアルモ氣管ヲ通シテ氣槽内 = 延燒スルコトナキ様裝置スヘシ

第十條 空氣壓縮機

空氣壓縮機ハ内然機關ノ曲拐室内ヨリ吸氣スルコトナキ様設計スヘシ

壓縮空氣ハ一回ノ壓縮毎 = 適當 = 冷却スルコトヲ要ス又其ノ溫度ハ氣槽 = 送入スル前冷却用水ノ溫度ヨリ 11°C ヲ超ユルトナカラシムヘシ

空氣壓縮機ノ氣管 = ハ安全弁又ハ之 = 類スル適當ノ裝置及壓力計ヲ備ヘ又塵埃ノ侵入及油霧ノ逸出ヲ防ク爲メ適當ナル裝置ヲ設クルコトヲ要ス

前項ノ安全弁ハ壓縮機ノ塞氣弁ヲ閉チタル儘通常使用ノ状態 = 於テ之ヲ運轉スルモ尙氣壓ノ昇騰カ調整氣壓以上其ノ 10% ヲ超エサルモノナルコトヲ要ス

壓縮空氣ノ冷却 = 用ウル管ハ容易 = 掃除シ又ハ取外シ得ルコトヲ要ス

機關室 = ハ補助空氣壓縮機ヲ備ヘ主機關ヲ起動スル場合又ハ之 = 附屬スル空氣壓縮機ヲ使用シ得サル場合ノ用 = 供スルコトヲ要ス

補助空氣壓縮機ノ能力ハ主機關一組 = 附屬スル空氣壓縮機ノ能力ノ $\frac{1}{2}$ 以上ト爲スヘシ

壓縮機ノ循環水ハ循環唧筒カ破損スルコトアルモ其ノ他ノ獨立唧筒ヲ以テ送水シ得ヘキ様設置スヘシ

第十一條 機關床ハ適當ナル肋骨ヲ有スル堅牢ナル構造ト爲シ又機柱ハ張力 = 耐エ得ル様特 = 注意シテ設計スルコトヲ要ス

曲拐室ヲ蔽圍シタル機關ニ於テハ曲拐軸、主軸受等ヲ検査スル爲メ容易ニ取外シ得ヘキ戸ヲ設ケ又適當ナル換氣装置ヲ設クルコトヲ要ス

機關室ノ床板ヲ支フル架構ハ金屬性トシ木材ハ之ニ使用スルコトヲ得ス

第十二條 氣笛頭ニハ氣笛内ニ於ケル過大ノ壓力ヲ警告セシムル爲メ逃出瓣ヲ備フヘシ

氣笛ノ水套ニハ驗水嘴子及排水嘴子ヲ備フヘシ

第十三條 淺水ニ使用スル目的ノ船ニ在リテハ船底及彎曲部上方ニ各一箇ノ循環水吸水瓣ヲ備フヘシ

循環水吸水瓣ト循環唧筒トノ間ニハ適當ナル濾水器ヲ備ヘ且ツ該器ハ機關ノ運轉中ト雖モ開放又ハ掃除シ得ヘキ様設計スヘシ

氣笛ノ水套ヨリ排出スル循環水ハ之ヲ見得ル様装置スルカ又ハ驗水嘴子若ハ其ノ他ノ方法ニ依リ各水套内ノ水流カ連續セルコトヲ知り得ヘキ装置ヲ設クルコトヲ要ス

第十四條 燃料油ノ貯藏及移送ニ關スル装置ニ付テハ第三十二章及第三十八章ニ掲クル規定ニ依ルコトヲ要ス

燃料油槽ハ附屬具ヲ取附ケタル後頂板上 2.5 m 以上ノ水高壓力ヲ以テ試験スルコトヲ要ス但シ強壓油槽ノ試験壓力ハ其ノ最大壓力ノ 2 倍トス

第十五條 燃料油濾過器ノ逃出瓣ニハ排出管ヲ備ヘ油槽内又ハ甲板上ニ導キ後者ノ場合ニ於テハ管端ヲ下方ニ彎曲セシメ之ニ金網製ノ隔膜ヲ備フルコトヲ要ス

第十六條 燃料油管及壓縮空氣管ニハ鋼管又ハ燒鈍シタル引拔銅管ヲ用ウルコトヲ要ス其ノ壓力 28 kg/cm² ヲ超ユルトキハ管ノ接合ハ成ルヘク金屬直接ノ接合トナシ填材ヲ用キサルヲ可トス

前項ノ管ハ最大壓力 70 kg/cm² 以下ナルトキハ其ノ 2 倍以上又 70 kg/cm² ヲ超ユルトキハ之ニ 70 kg/cm² ヲ加ヘタルモノ以上ノ水壓力ヲ以テ試験スルコトヲ要ス

第十七條 排氣管カ木甲板ヲ貫通シ又可燃性物ニ接近スルトキハ適當ナル防熱裝

置ヲ設クルコトヲ要ス

排氣管ヲ船外ニ導キ水線ノ附近ニ達セシムルトキハ海水カ吸揚作用ニ依リ氣笛内ニ侵入セサル様装置スルコトヲ要ス

消音器ハ掃除又ハ検査ノ爲メ容易ニ開放シ得ヘキ構造ナルコトヲ要ス

第十八條 強壓注油装置ノ冷油槽ニハ冷却用ノ水管ヲ備ヘ循環水管系ニ連結セシムルコトヲ要ス

強壓注油唧筒ニハ壓力計ヲ備フルコトヲ要ス又該唧筒ハ空氣ノ停滯ニ依リ其ノ動作ヲ妨クルコトナキ様設計スヘシ

油溜ハ出來得ル限り航海中管内ニ空氣ヲ吸入セシメサル様装置スルコトヲ要ス機關室ニハ何時ニテモ使用シ得ヘキ豫備強壓注油唧筒ヲ備ヘ又油冷却器ヲ備フルトキハ之ニ單獨ニ送水シ得ヘキ二様以上ノ装置ヲ備フルコトヲ要ス

第十九條 電氣點火導線ハ完全ニ絶縁シ又外部ヨリ損傷ヲ受クルコトナキ様適當ニ保護スルコトヲ要ス

前項ノ導線ハ揮發管ヨリ適當ナル距離ヲ有セシメ又油ト接觸スル處ナキ場所ニ之ヲ敷設スヘシ

「コンミュテーター」ハ之ヲ蔽圍スルコトヲ要ス又火花線輪ハ爆發性ノ瓦斯ニ暴露スヘキ場所ニ取附クルコトヲ得ス

露出火花間隙ハ之ヲ使用スルコトヲ得ス

揮發油又ハ重油ヲ使用スル機關ニ於テ點火又ハ氣化ノ目的ニ燈ヲ使用スルトキハ適當ナル臺上ニ之ヲ固持シ又其ノ火焰ハ之ヲ蔽圍スヘシ

第二十條 機關室ニハ適當ナル消火装置ヲ備フルコトヲ要ス

第二十一條 近海區域以上ニ使用スル船ニ在リテハ次ノ通り豫備品ヲ備フヘシ (第三十四章第五條參照)

一、室内燃機關

氣 笛 蓋 瓣其ノ他ヲ完備セルモノ

一箇

吸 鈔 完備セルモノ

一箇

軸 錨 螺 釘 曲 拐 軸 及 中 間 軸 用 ノ モ ノ	各種一組
吸 錨 冷 却 用 「テ レ ス コ ピ ッ ク」 管 吸 錨 一 箇 = 對 ス ル 分	一組
吸 錨 鐸 用 衛 帶 環 (複 働 式 ナ ル ト キ)	一組
單 環 式 推 力 軸 「パ ッ ド」	半組
遠 洋 區 域 = 使 用 ス ル 船 舶 = 在 リ テ ハ 次 = 掲 ク ル 豫 備 品 ヲ 増 備 ス ル コ ト ヲ 要 ス	
氣 笛 ノ 內 筭	一 筭 分
吸 錨 鐸 (複 働 式 ナ ル ト キ)	一 箇
二、主及補助内燃機關	
氣 笛 = 屬 ス ル 瓣、瓣 坐、發 條 其 ノ 他 氣 笛 一 箇 = 對 ス ル 分	一 組
燃 料 油 針 狀 瓣	總 數 ノ 二 分 ノ 一
吸 錨 彈 環	一 組
接 續 鐸 上 部 ノ 黃 銅 及 螺 釘 各 一 組 又 ハ 「ピ ス ト ン」 栓	一 箇
接 續 鐸 下 部 ノ 黃 銅 及 螺 釘	各 一 組
主 軸 受 ノ 螺 釘 及 母 螺	各 二 箇
氣 笛 蓋 ノ 螺 釘 及 母 螺	一 筭 分 ノ 二 分 ノ 一
主 及 補 助 空 氣 壓 縮 機 ノ 吸 錨 彈 環 壓 縮 機 ノ 各 段 階 = 付	一 組
主 及 補 助 空 氣 壓 縮 機 ノ 瓣	總 數 ノ 二 分 ノ 一
燃 料 油 唧 筒 ノ 働 作 部 完 備 セ ル モ ノ	一 組
三、補助唧筒	
掃 除 空 氣 唧 筒 ノ 瓣	一 組
常 用 燃 料 油 唧 筒 ノ 瓣	一 組
循 環 唧 筒 ノ 瓣	一 組
注 油 唧 筒 ノ 瓣	一 組
給 水 唧 筒 ノ 瓣	一 組
四、雜 品	
螺 釘、母 螺、植 込 螺 釘、銅 棒、銅 板、高 壓 燃 料 油 管、高 壓 空 氣 管 及	

是等管ノ附屬品

各取合セ若干

前項 = 於テ近海區域ト稱スルハ遞信省令船舶安全法施行規則ニ定ムル近海區域ヲ謂フ

第四十三章

電氣裝置

船舶ノ推進ニ電力ヲ使用セムトスルモノハ其ノ計畫ニ關スル圖面及仕様書ヲ提出シ工事着手前承認ヲ受クルコトヲ要ス

船舶ノ推進以外ノ目的ニ使用スル電氣裝置ハ此ノ規定ニ依ルコトヲ要シ且ツ配電盤及電纜ノ構成並電線系統圖ヲ提出シ工事着手前承認ヲ受クルコトヲ要ス

第一條 供給電壓

供給電壓ハ次ノ各號ニ掲クルモノヲ超ユルコトヲ得ス

一、直流不變電壓式

甲、動力用 500「ヴォルト」

乙、點燈及電熱用 250「ヴォルト」

二、交流不變電壓式

甲、動力用及電熱用 250「ヴォルト」

乙、點燈用 150「ヴォルト」

三、直流不變電流直列式 650「ヴォルト」

引火點 65.5°C 未滿ノ油ヲ搭載スル船ニ在リテハ第十八條ノ規定ニ依ルコトヲ要ス

第二條 發電機

發電機カ蒸氣機關又ハ内燃機關ニ依リ運轉セラルルモノナルトキ各機關ニハ之ニ急激ニ全負荷ヲ加ヘ若ハ除キタル場合其ノ速度ノ變化ヲ自動的ニ第一表ニ掲クル割合以內ニ止ムル調速器ヲ備フルコトヲ要ス

發電機規格ハ附録第一號ニ依ルコトヲ要ス但シ船内ノ特ニ高溫度ノ場所ニ於ケルモノ又ハ熱帶地方ニ於テ使用セラルルモノハ定格全負荷ヲ超エテ使用スヘカラス且ツ其ノ定格全負荷ニ於ケル溫度ノ上昇ハ捲線及鐵心ニ於テ 35°C ヲ超ユ

第一表

容 量	瞬間的	永久的	
50「キロワット」以下ナルトキ	10%	5%	
50「キロワット」ヲ超ユルトキ	蒸氣機關	10%	3%
	内燃機關	10%	5%

ルコトヲ得ス

溫度ハ凡テ寒暖計ニ依リ測定スルモノトス

發電機カ並行運轉セラルル場合ニ在リテノ各發電機ハ各負荷ニ對シ標準電壓以上其ノ5%、以下10%ノ範圍内ニ於テ發電機ノ電壓ヲ調整シ得ル様分捲線輪ニ直列ニ25以上ノ等階段ヲ有スル加減シ得ヘキ調整抵抗ヲ備フルコトヲ要ス發電機ニハ布線ニ便ニシテ接近シ易キ位置ニ於テ記號ヲ附シタル端子ヲ設ケ之ニ適當ナル電纜取附承口ヲ備フルコトヲ要ス

發電機ハ通風良好ニシテ燃エ易キ瓦斯ノ蓄積セサル區劃内ニ於テ燃エ易キ物質ニ接近セス且ツ機械的損傷又ハ水、蒸氣若ハ油ニ依ル損害ヲ受クル惧ナキ場所ニ設置スルコトヲ要ス

海洋ヲ航行スル船ニ在リテハ發電機ハ其ノ回轉軸ヲ船ノ前後ノ方向ニ向ケ設置スルコトヲ要ス

發電機ノ臺及枠ハ有效ニ接地シ原動機ト發電機トノ間ニ絶緣物ヲ挿入セサルモノトス

第三條 配電盤

配電盤ハ燃エ易キ瓦斯又ハ酸性瓦斯ナク取扱容易ニシテ燃エ易キ物質ニ接近セス且ツ機械的損傷又ハ水、蒸氣、熱若ハ油ニ依ル損害ヲ受クル惧ナキ場所ニ設置スルコトヲ要ス

配電盤ハ凡テ耐久、不燃性、不吸收性物質ヲ以テ構成シ其ノ絶緣ハ永ク良好ナル絶緣耐力及絶緣抵抗ヲ有スルモノナルコトヲ要ス

大理石又ハ石板ノ如キ半絶縁性物質ヲ配電盤ニ使用シタル場合ニ在リテハ導電部ハ凡テ雲母又ハ其ノ他ノ不吸濕性物質ヲ以テ石板又ハ大理石盤ト絶縁シ又盤ハ全體トシテ同様ニ其ノ枠ト絶縁シ且ツ枠ハ有效ニ接地スルコトヲ要ス

各帶電部ハ其ノ間ニ弧光ノ持續セサル様配置スルコトヲ要ス

配電盤上ノ母線及導線並該装置中ノ「プラグ」、「ソケット」及「カッタウト」(可銻片ヲ除ク)ノ各部ハ定格全電流ヲ連續シテ通スルモ其ノ溫度カ周圍溫度以上 30°C ヲ超エサルモノト爲スコトヲ要ス

各電壓計、表示燈、接地燈及其ノ接續線ハ各絶縁極ニ取附ケタル可銻片ニ依リ保護スルコトヲ要ス

開閉器ハ開キタルトキ其ノ又又ハ可動部カ帶電セサル様母線ニ接續シ又開閉器ト可銻片トヲ同一極ニ取附クル場合ニ在リテハ開閉器ハ母線ト可銻片トノ間ニ置クコトヲ要ス

此ノ規程ニ依リ單極開閉器又ハ可銻片附開閉器ヲ要スル場合ニ在リテハ該開閉器ハ其ノ装置中凡テ之ヲ同一極ニ取附クルコトヲ要ス

此ノ規程ニ依リ可銻片ト開閉器又ハ可銻片ト連繫開閉器トヲ要スル場合ニ在リテハ便宜可銻片附開閉器又ハ可銻片附連繫開閉器ヲ以テ之ニ代用スルコトヲ得

第四條 主開閉装置

各主配電盤ニハ少クトモ次ノ各號ニ依リ開閉装置ヲ備フルコトヲ要ス

一、二線式

甲、發電機一臺ナル場合

イ、發電機ニ對シ

單線又ハ兩線接地式(兩線ヲ用キ其ノ一線ヲ裸線トシ接地セルモノ)

ニ在リテハ單極過負荷遮斷器又ハ單極可銻片及單極開閉器ヲ絶縁極ニ備フルコト

兩線絶縁式ニ在リテハ兩極過負荷遮斷器又ハ可銻片及兩極連繫開閉器ヲ備ヘ可銻片ハ各極ニ附スルコト

ロ、各送電回路ニ對シ

單線又ハ兩線接地式ニ在リテハ單極可銻片及單極開閉器ヲ絶縁極ニ備フルコト

兩線絶縁式ニ在リテハ可銻片ヲ各極ニ備ヘ且ツ單極開閉器ヲ一極ニ備フルコト但シ開閉器ハ凡テ同一極ニ附スルモノトス

乙、發電機二臺以上ニシテ並行運轉セラレサル場合

イ、各發電機ニ對シ

單線又ハ兩線接地式ニ在リテハ單極過負荷遮斷器又ハ單極可銻片及單極開閉器ヲ絶縁極ニ備フルコト

兩線絶縁式ニ在リテハ兩極過負荷遮斷器又ハ可銻片及兩極連繫開閉器ヲ備ヘ可銻片ハ各極ニ附スルコト

ロ、各送電回路ニ對シ

單線又ハ兩線接地式ニ在リテハ單極可銻片及單極切換開閉器ヲ絶縁極ニ備フルコト

兩線絶縁式ニ在リテハ可銻片ヲ各極ニ備ヘ且ツ單極切換開閉器ヲ一極ニ備フルコト但シ切換開閉器ハ凡テ同極ニ附スルモノトス

丙、發電機二臺以上ニシテ並行運轉セラルル場合

イ、分捲式ナルトキハ各發電機ニ對シ

過負荷及逆流引外シ装置ヲ有スル遮斷器ヲ備フルコト但シ該遮斷器ハ次ノ各號ニ依ルコトヲ要ス

單線又ハ兩線接地式ニ在リテハ單極

兩線絶縁式ニ在リテハ兩極

ロ、複捲式ナルトキハ各發電機ニ對シ

過負荷及逆流引外シ装置ヲ有スル遮斷器並單極均壓開閉器ヲ備ヘ均壓開閉器ハ遮斷器カ閉サル以前ニ於テ閉チ且ツ主回路カ遮斷サルルマテ開キ得サル様装置スルコト

前項ノ遮斷器ハ次ノ各號ニ依ルコトヲ要ス

單線又ハ兩線接地式ニ在リテハ單極

兩線絶縁式ニ在リテハ兩極

ハ、各送電回路ニ對シ

單線又ハ兩線接地式ニ在リテハ單極可鎔片及開閉器ヲ絶縁極ニ備フルコト

兩線絶縁式ニ在リテハ可鎔片ヲ各極ニ備ヘ且ツ單極開閉器ヲ一極ニ備フルコト但シ開閉器ハ凡テ同一極ニ附スルモノトス

二、三線式

全電壓用又ハ均壓機トシテ使用セラルル半電壓用發電機二臺以上ニシテ並行運轉セラルル場合

分捲式ナルトキハ各發電機ニ對シ過負荷及逆流引外シ装置ヲ有スル兩極遮斷器ヲ備フルコト

複捲式ナルトキハ各發電機ニ對シ過負荷及逆流引外シ装置ヲ有スル兩極遮斷器並單極均壓開閉器ヲ備ヘ均壓開閉器ハ遮斷器カ閉サル以前ニ於テ閉チ且ツ主回路カ遮斷サルルマテ開キ得サル様装置スルコト

三線ニテ送電スル三線式各送電回路ニ對シテハ外側線ヲ制御スル兩極過負荷遮斷器ヲ備フルカ又ハ可鎔片ヲ各外側線ニ備ヘ且ツ外側線ヲ制御スル兩極連繫開閉器ヲ備フルコト、可鎔片又ハ開閉器ハ中性線ニ附スヘカラス但シ試験用ノ斷路器ヲ備フルヲ妨ケス

三線式ノ中性線及一外側線ヨリ分岐スル兩線絶縁式ノ各送電回路ニ對シテハ兩極過負荷遮斷器ヲ備フルカ又ハ兩極連繫開閉器及其ノ各極ニ可鎔片ヲ備フルコト

三線式ノ中性線及一外側線ヨリ分岐スル單線又ハ兩線接地式ノ各送電回路ニ對シテハ外側線ニ接續スル極ニ過負荷引外シ装置ヲ有スル兩極遮斷器ヲ備フルカ又ハ單極可鎔片及兩極連繫開閉器ヲ備ヘ可鎔片ハ外側線ニ接續

スル極ニ附スルコト

第五條 計器

主配電盤ニハ少クトモ次ノ各號ニ依リ計器ヲ備フルコトヲ要ス

一、二線式

發電機一臺ナル場合ニ在リテハ電壓計及電流計各一箇

發電機二臺以上ニシテ並行運轉セラレサル場合ニ在リテハ電壓計各一箇及各發電機毎ニ電流計一箇但シ電壓計ニハ連繫兩極複式開閉器又ハ「プラグ」ヲ附シ之ヲ各發電機ニ共用シ得ル様爲スモノトス

發電機二臺以上ニシテ並行運轉セラルル場合ニ在リテハ電壓計二箇及各發電機毎ニ電流計一箇又交流發電機ニ在リテハ並行運轉用同期裝置一組複捲發電機ニ在リテハ電流計ハ均壓線ヲ接續シタル極ノ反對極ニ取附クルコトヲ要ス

電壓計中其ノ一箇ハ連繫兩極複式開閉器又ハ「プラグ」ヲ裝備シ之ニ依リ任意ノ發電機カ回路ニ接續セラルル前發電機ト連結セシメ得ルモノト爲シ他ノ一箇ハ永久的ニ母線ト連結スルモノトス

二、三線式

二線式ニ要スルモノノ外中性線ト各外側母線トノ間ニ電壓計一箇又主中性線ニ中央零位ナル電流計一箇

一極ヲ永久的ニ接地シタル場合ヲ除キ主配電盤ニハ電燈、電壓計又ハ其ノ他ノ方法ニ依リ電路ノ絶縁状態ヲ表示スル適當ノ装置ヲ設クルコトヲ要ス

第六條 開閉器及遮斷器

開閉器ノ各部ノ溫度上昇ハ定格電流ヲ連續シテ通スルトキ定格電流 100「アマペア」未滿ノモノニ在リテハ周圍溫度ヨリ 20°C、定格電流 100「アマペア」以上ノモノニ在リテハ周圍溫度ヨリ 30°Cヲ超エサルモノトス

開閉器トシテ回路ヲ遮斷スル可鎔片附開閉器及開閉器ハ定格電壓ノ 1.5 倍ノ電壓ヲ以テ定格電流ノ 1.5 倍ノ電流ヲ通シタルトキ孤光ヲ持續スルコトナク回路

ヲ遮斷シ得ルモノト爲スコトヲ要ス

可鎔片トシテ回路ヲ遮斷スル可鎔片附開閉器及遮斷器ニ付テハ第七條ノ規定ニ依ルモノトス

臺ハ耐久、不燃性ノ絶縁體ニシテ不吸收性ナル物質ヲ以テ構成スルコトヲ要ス配電盤上ニ取附ケサル開閉器ハ不燃性ノ覆ヲ以テ圍ヒ且ツ機械的損傷ヲ受ケサル様保護スルコトヲ要ス

125「ヴォルト」ヲ超ユル電壓ニ於テ6「アムペア」ヲ超ユル電流ヲ通スル開閉器ノ金屬性外面ニハ不燃性絶縁物ヲ以テ内張スルコトヲ要ス

雨露又ハ強度ノ濕氣ニ暴露スル場所ニ設置スル開閉器ハ防水函内ニ收ムルコトヲ要ス

第七條 可鎔「カッタウト」

可鎔片ノ鎔解電流ハ該可鎔片ヲ以テ保護スヘキ電纜中最小電纜ノ最大容量電流ノ2倍ヲ超ユルコトヲ得ス

各「カッタウト」ニハ適當ナル不燃性絶縁體ノ可鎔片支持具ヲ備フルコトヲ要ス

接觸點及其ノ端子ハ可鎔片カ切レタルトキ弧光ノ持續セサル様互ニ間隔ヲ保タシムルカ又ハ遮蔽ヲ設ケテ保護スルコトヲ要ス

可鎔片ハ開閉器、壁附「プラグ」、承口又ハ紐線吊ニ取附ケサルモノトス

第八條 接續函、區電盤及分電盤

接續函、區電盤及分電盤ノ構造ハ第三條ノ規定ニ依ルモノトス

區電盤又ハ分電盤ハ船内ノ別箇ノ區劃又ハ場所ニ設置スル場合ヲ除キ凡テ保護函内ニ收ムルコトヲ要ス

金屬製函ハ開閉器及可鎔片（密閉式ナルト否トヲ問ハス）ニ面スル部分ヲ不燃性絶縁物ヲ以テ内張りシ函内ノ帶電部ハ凡テ函ト38mm以上隔離スルコトヲ要ス

軟木製函ハ不燃性ノ物質ヲ以テ内張りシ函内ノ帶電部ハ凡テ之ト25mm以上

隔離スルコトヲ要ス但シ「チーク」ノ如キ硬木ヲ以テ製シタル函ニ在リテハ此ノ限リニアラス

後面ナキ覆函ニ在リテハ内部ノ電氣部分品ト之ヲ取附クヘキ隔壁又ハ其ノ他ノ構造物トノ間ニ不燃絶縁性遮蔽ヲ設クルモノトス

硝子蓋ヲ備フル函ニ在リテハ硝子蓋ト帶電部トハ25mm以上隔離スルコトヲ要ス

金屬製函ニ在リテハ硝子蓋ハ絶縁保護物ト看做スコトヲ得

雨露又ハ強度ノ濕氣ニ暴露スル場所ニ設置スヘキ函ハ凡テ防水構造ト爲スコトヲ要ス

第九條 導線

導線ハ凡テ附録第二號ニ依ル軟銅タルヘキモノトス

導線ノ絶縁被覆カ硫黄ヲ含有スルモノナルトキハ不純物ヲ含有セサル錫ヲ以テ各線ヲ有效ニ且ツ一様ニ鍍金スルコトヲ要ス

斷面積1mm²未滿ノ導線ヲ有スル電纜ハ使用スルコトヲ得ス但シ之ニ依リ難キ裝飾用電氣器具類ノ布線ニ在リテハ其ノ導線ノ斷面積ヲ0.4mm²マテ減スルコトヲ得

有效斷面積2.1mm²ヲ超ユル導線ハ撚線ト爲スモノトス

導線ハ最大負荷ニテ主配電盤上ノ母線ト該装置中ノ各點トノ間ニ於ケル電壓降

下カ點燈用回路ニ在リテハ2「ヴォルト」ニ母線電壓ノ3%ヲ加ヘタルモノヲ

超エス又動力及電熱用回路ニ在リテハ2「ヴォルト」ニ母線電壓ノ5%ヲ加ヘ

タルモノヲ超エサル様其ノ太サヲ定ムルコトヲ要ス但シ電流ハ各導線ノ太サニ

對シ第二表乃至第四表ニ掲クルモノヲ超ユヘカラス

均壓線ノ斷面積ハ發電機用主電纜ノ斷面積ノ二分ノ一以下タルヲ得ス

第十條 電纜ノ絶縁及保護被覆

一、護謨絶縁電纜 護謨絶縁電纜ハ純護謨ヲ以テ直接導線ヲ包ミ其ノ上ヲ更ニ

二層ノ硫化護謨ヲ以テ被覆シタルモノ又ハ二層ノ硫化護謨ノミヲ以テ直接

導線ヲ被覆シ此等三層又ハ二層ノ被覆ヲシテ絶縁體ヲ構成セシメ其ノ厚ヲ第六表第三欄ニ掲クルモノ以上ト爲シ更ニ防水「テープ」ヲ以テ之ヲ捲キ其ノ全體ニ硫化ヲ施シタルモノトス但シ特ニ承認ヲ得タル場合ニ限り本項以外ノ絶縁方法ヲ採用スルコトヲ得

編組電纜ハ護謨又ハ鍍裝ニ有害ナラサル保護混和物ヲ充分ニ含浸セシメタル麻、木綿又ハ「ジュート」ヲ以テ其ノ外部ニ編組ヲ施シタルモノトス600「メガオーム」級ヲ超ユル絶縁抵抗ヲ有スル電纜ハ高温度ノ場所ニ使用セサルヲ可トス

二、紙絶縁電纜 紙絶縁電纜ハ化學的中性ナル絶縁混和物ヲ以テ含浸セシメタル紙ノ被覆ヲ以テ絶縁トシ之ヲ鉛被ノ外徑ノ10倍ノ半徑ヲ以テ彎曲スルモ絶縁體ヲ毀損セス又電纜ヲ切斷スルモ絶縁混和物ノ認識シ得ル程度ニ滲出セサルモノトス

絶縁體ノ厚ハ第七表第三欄ニ掲クルモノヨリ小ナルコトヲ得ス

三、鉛被 電纜ニ鉛被ヲ施ス場合ニ在リテハ均等ノ厚ヲ有スル純鉛ノ密著セル外装ヲ施シ其ノ厚ハ第六表及第七表ニ掲クルモノヨリ小ナラサルコトヲ要ス

四、鍍裝 鉛被電纜ヲ鍍裝スル場合ニ在リテハ鉛被上ニ耐濕防腐劑ヲ含浸セシメタル「ジュートヤーン」、「ヘシアンテープ」又ハ他ノ適當ナル物質ヲ纏捲シ其ノ上ヲ第六表及第七表ニ掲クル徑ヲ有スル亜鉛鍍軟鋼線ヲ以テ鍍裝スルコトヲ要ス

鍍裝用軟鋼線ハ均等ノ撚程ト爲シ其ノ撚程ハ徑2mmヲ超ユル軟鋼線ナルトキハ層心徑ノ10倍ヲ超エス、徑2mm以下ノ軟鋼線ナルトキハ其ノ8倍ヲ超エサルモノト爲スコトヲ要ス

編組電纜ヲ鉛被ヲ施サシテ鍍裝スル場合ニ在リテハ前項ニ準シ編組上ヲ鍍裝スルモノトス

五、「カムブリック」絶縁電纜 「ワニス」ヲ浸潤シタル「カムブリック」

ヲ以テ絶縁シタル電纜ハ第五表及第八表ニ適合シ且ツ附録第二號ニ規定スル600「ヴォルト」ノ電壓ニ使用セララルル紙絶縁電纜ニ關スル試験ニ合格スルコトヲ要ス

本電纜ハ鉛被ヲ施シ又ハ鉛被ヲ施シタル上鍍裝ヲ行ヒタルモノニシテ本條第二號第二項ノ規定ニ合格スルモノナルコトヲ要ス

六、電纜ノ絶縁試験 護謨絶縁電纜又ハ紙絶縁電纜(可撓紐線ヲ除ク)ノ絶縁體ハ附録第二號ニ依ル耐壓試験及其ノ他ノ試験ニ合格スルコトヲ要ス

前項ノ耐壓試験ヲ執行シタル後電纜ヲ水ニ浸シタル儘少クトモ500「ヴォルト」ノ電壓ヲ以テ一分間課電ノ後絶縁抵抗ハ15.6°Cノ温度ニ於テ第七表ニ掲クルモノヨリ小ナルコトヲ得ス

多心電纜(可撓紐線ヲ除ク)ノ各線心ノ絶縁抵抗ハ之ト同一斷面積ヲ有スル單心電纜ノ絶縁抵抗(第十表參照)ヨリ小ナルコトヲ得ス

同心電纜ノ二線間ニ於ケル絶縁體ノ絶縁抵抗ハ内部線ト同徑ノ單心電纜ノ絶縁抵抗(第十表參照)ヨリ小ナルコトヲ得ス

第十一條 電纜ノ布設及取附

電纜ハ成ルヘク水又ハ油ノ滴下若ハ停滯ナク汽罐、汽管等ニ依ル高温度ニ暴露セス取扱容易ナル場所ニ之ヲ布設シ且ツ機械的損傷ヲ受ケサル様適當ニ保護スルコトヲ要ス

機關室、雨露又ハ海水ニ暴露スル場所ニ布設スル電纜ニハ鉛被ヲ施スコトヲ要ス、該電纜ハ鍍裝スルコトヲ得又其ノ鍍裝上ニ編組ヲ施スコトヲ得

乾燥セル場所ニ在リテハ電纜ハ其ノ種類ノ如何ニ拘ラス之ヲ木製樋内ニ收ムルコトヲ得但シ電纜カ交叉スル場合ニ在リテハ各電纜ヲ別箇ノ溝ニ通シ確實ニ隔離スル様適當ノ方法ヲ講スルモノトス此ノ場合各種内ノ電纜ニ容易ニ接近シ得ル構造ト爲スコトヲ要ス

木製樋内ヲ通ササル鍍裝電纜及鉛被電纜ハ適當ノ間隔ニ設ケタル金屬製「クリップ」ヲ以テ取附ケ且ツ適當ノ方法ニ依リ該電纜ノ金屬被覆ノ任意ノ二點間ニ

於ケル電氣抵抗カ 2「オーム」ヲ超エサル様爲スモノトス
 斷面積 160 mm² 以上ノ鍍裝電纜ニ在リテハ金屬製吊子ヲ以テ支持シ前項ノ「クリップ」ニ代用スルコトヲ得
 金屬製鈎釘ハ電纜ノ種類ノ如何ニ拘ラス使用スルコトヲ得ス
 冷凍室ニ引込ム電纜ハ該室ノ防熱被覆ニ直角ニ通シ兩端ニ鈎ヲ有スル全通鉛管ヲ以テ保護スルコトヲ要ス
 冷凍室内ニ布設スル電纜ハ防熱被覆内ニ埋設スルコトヲ得ス
 前項ノ電纜ハ之ニ鉛被ヲ施シ且ツ之ヲ接地シ磁氣、硬木又ハ非金屬耐濕性物質ノ「クリップ」ヲ以テ支持スルコトヲ要ス
 反對極ノ電纜ハ直流ナルトキハ導管内ニ於テ束ヌルコトヲ得、交流ナルトキハ之ヲ束ヌルコトヲ要ス
 木製樋ヲ以テ保護スル場合ニ在リテハ同極ノ編組電纜ハ束ヌルコトヲ得但シ反對極ノモノハ別箇ノ溝ニ通スモノトス
 鉛被鍍裝電纜ハ極ノ如何ニ拘ラス束ヌルコトヲ得
 大ナル護謨絶縁電纜相互ノ接續ハ凡テ接續函ニ於ケル螺止メ「スリーブ」又ハ「テイー」等ノ方法ニ依リ又小ナル電纜相互ノ接續及小ナル電纜ト可撓紐線トノ接續ハ適當ナル受器内ニ於ケル締付接續ノ方法ニ依ルモノトス但シ電燈器具ノ場合ニ在リテハ其ノ一部ヲ受器ト爲スコトヲ得
 可撓紐線相互ノ接續ハ爲スコトヲ得ス
 鉛被紙絶縁電纜相互ノ接續ハ護謨絶縁電纜ノ場合ト同一ノ方法ニ依リ之ヲ行ヒ接續端ノ絶縁體ニ濕氣ヲ受ケサル様適當ニ封スルカ又ハ導線ヲ銅「スリーブ」ニ依リ接合シ其ノ全體ヲ鑢附スルモノトス
 前項後段ノ接合部ハ使用直前ニ含浸シタル紙又ハ純木綿ノ「テープ」ヲ以テ纏捲シ之ヲ函内ニ收ムルカ又ハ寧ロ上記ノ如ク被覆シタル上鉛「スリーブ」又ハ「テイー」ニテ包ミ該受器内ニハ防濕性絶縁混和物ヲ填充スルモノトス
 前項ノ鉛「スリーブ」及「テイー」ニハ接合完了後強靱ナル彈性「エナメル」

ノ二回塗ヲ施スコトヲ要ス

甲板又ハ支水隔壁ヲ貫通スル電纜ニハ甲板管又ハ水防「グラウンド」ヲ使用スルコトヲ要ス

無鍍裝電纜カ梁及非支水隔壁ヲ貫通スル場合ニ在リテハ其ノ貫通スル孔ニ鉛又ハ其ノ他ノ軟質非鐵物質ノ「ブツシュ」ヲ施スコトヲ要ス

第十二條 主配線

單獨電燈及其ノ他小電流ヲ要スル装置ハ之ヲ 6「アムペア」以下ノ最終回路ニ併合スルモノトス但シ各最終回路内ニ於ケル電燈及其ノ他ノ装置ノ數ハ 10 ヲ超ユルコトヲ得ス

前項ノ最終回路ハ小分電盤ヨリ分岐スルモノトス

機關室ニ於ケル回路ハ可鎔片カ切レタルトキ室内カ暗黒トナラサル様之ヲ配置スルコトヲ要ス

各小分電盤並 6「アムペア」ヨリ大ナル電流ヲ要スル各電燈及其ノ他ノ電氣裝置ハ區分電盤又ハ主分電盤ヨリ別途ニ分岐スルモノトス

各區分電盤又ハ主分電盤ハ順次ニ更ニ大ナル電流ニ對スル分電盤又ハ主配電盤ヨリ分岐スルモノトス

三線式ニシテ外側線間ノ電壓カ 250「ヴォルト」ヲ超ユル場合ニ在リテハ携帯器具又ハ其ノ附屬品ノ使用セラルル場所又ハ一區劃ニ於ケル任意ノ二點間ノ電壓ハ 250「ヴォルト」ヲ超ユルコトヲ得ス但シ携帯器具又ハ其ノ附屬品ヲ互ニ 1.8 m 以内ニ接近セシメ得サル場合ニ在リテハ此ノ限ニアラス

分電盤ニ屬スル各二線式回路ハ各絶縁極ニ附スル可鎔片及一絶縁極ニ附スル開閉器ニ依リ制御スルモノトス但シ小分電盤ノ場合ニ在リテハ開閉器ヲ附スルニ及ハス

可鎔片又ハ開閉器ノ接地シタル極又ハ接地シタル導線ヨリ導キタル極ニ連結セサルモノトス

三線式又ハ三相四線式ノ中性線ハ接地シタルト否トニ拘ラス之ニ可鎔片又ハ開

閉器ヲ附セサルモノトス

三相式ノ三線ヨリ送電スル各三線式回路ハ少クトモ二相ニ於テ過負荷引外シ装置ヲ有スル三極遮斷器ヲ備フルカ又ハ三極連繫開閉器及其ノ各極ニ可鎔片ヲ備ヘ制御スルモノトス

直流ナルト交流ナルトヲ問ハス三線式ノ中性線ハ電壓ノ如何ニ拘ラス一點又ハ多クノ點ニ於テ接地スルコトヲ得但シ電壓カ三線式ノ外側線間又ハ二線式ニ於テ 250「ヴォルト」ヲ超ユルトキ（直流ノ場合ニ限ル）中性線ハ少クトモ一點ニ於テ確實ニ且ツ永久的ニ接地スルコトヲ要ス而シテ後者ノ場合ハ發電機ニ於テ靜電線輪ニ依リ接地スルモノトス

常ニ電流カ通ラサル接地用導線ニハ銅線ヲ用キ其ノ斷面積ハ次ノ各號ニ依ルモノトス

- 一、電線ノ斷面積カ 4.5 mm^2 以下ナルトキハ之ト同面積但シ 1.95 mm^2 未滿ナルコトヲ得ス
- 二、電線ノ斷面積カ 4.5 mm^2 ヲ超ユルトキハ電流 50「アムペア」又ハ其ノ未滿毎ニ 4.5 mm^2 以上但シ 64.5 mm^2 ヨリ大ナルヲ要セス

單線式ニ於テ船體ニ接續スル導線ハ絶縁極ニ接續スル導線ト同斷面積ヲ有スルモノトス

前項ノ導線ハ徑 9.5 mm ヨリ小ナラザル専用ノ螺釘ヲ以テ取扱ヒ易キ場所ニ周到ニ取附クルコトヲ要ス

二線式回路ニ 250「ヴォルト」ヲ超ユル電壓（直流ノ場合ニ限ル）ヲ以テ送電スル場合ニ在リテハ次ノ各號ニ依ルコトヲ要ス

- 一、發電機又ハ電動機ハ開放型ナルコトヲ得ス
- 二、電動機以外ノモノニ對シテ送電スルコトヲ得ス、電動機ニシテ可搬式ノモノ又ハ 22「キロワット」未滿ノモノニ對シテ亦同シ
- 三、帶電部以外ノ金屬製ノ部分ハ有效ニ接地スルコトヲ要ス
- 四、布線ハ鉛被鎧裝電纜又ハ編組鎧裝電纜トシ鎧裝及鉛被ハ共ニ電氣的ニ連

續セシメ且ツ完全ニ接地スルコトヲ要ス

五、電動機及其ノ附屬品ハ通常ノ取扱ニ際シテ感電スルコトナク且ツ火災ノ危険ナカラシムル様蔽圍保護サレタル構造ト爲スモノトス

配電盤ハ凡テ適當ニ保護シ不慮ニ接觸スルノ危険ナカラシムルコトヲ要ス

第十三條 磁氣羅針儀ニ對スル影響

發電機、電動機、二次電池、制御装置、抵抗及其ノ他使用中外部磁場ヲ生スル凡テノ装置ハ羅針儀ニ有害ナル影響ヲ及ホササル位置ニ設置スルコトヲ要ス前項規定ノ條件ハ羅針儀調整ノ場合ニ於テ試験シテ之ヲ確メ計測シタル誤差ノ記録ヲ保存スルコトヲ要ス

直流單線式回路ハ標準羅針儀又ハ操舵羅針儀ヨリ 9.15 m 未滿ノ距離ニ布設スルコトヲ得ス

二線式ニ在リテハ往復電流ヲ互ニ中和セシムル爲メ羅針儀ノ附近ニ於ケル導線ハ成ルヘク二心電纜ト爲スモノトス

前項ノ導線カ分離セルモノナルトキハ成ルヘク互ニ接近セシメ且ツ全長ニ互リ各線ヲ羅針儀ヨリ等距離ト爲スモノトス

羅針盤函内ノ導線ハ出來得ル限リ短キ直線ト爲シ導線カ分離セル場合ニ在リテハ互ニ之ヲ撚リ合スコトヲ要ス、該導線ハ螺旋狀ニ捲クコトヲ得ス

羅針牌照明用電燈ノ電流ハ 0.6「アムペア」ヲ超ユルコトヲ得ス

前項ノ電燈ハ其ノ帶電部カ羅針盤ノ磁石ニ對シテ 180 mm 未滿ノ距離ニ在ラサル様設備スルモノトス

第十三條ノ二 船 燈

船燈ハ燈毎ニ獨立ノ配線ヲ備ヘ別箇ノ開閉器及可鎔片ニヨリ制御セラルルモノナルコトヲ要シ開閉器及可鎔片ハ一分電盤ニ集メ當直運轉土ノ取扱ヒ易キ場所ニ設置スヘシ

船燈ニハ燈火ノ減シタル場合之ヲ自動的ニ表示スル設備ヲ備フヘシ

第十三條ノ三 避 雷 針

木製ノ檣又ハ上檣ヲ備フル船ニ在リテハ該檣ニ避雷針ヲ裝備スルコトヲ要ス
 導體ハ截面積 95 mm² 以上ノ銅索又ハ銅帶トシ其ノ上端ハ銅製避雷針ニ取附
 ケ下端ハ最モ近キ船體金屬部ニ連結スルコトヲ要ス但シ銅索ニシテ靜索ニ沿ヒ
 取附クルモノニ在リテハ徑 12.5 mm 以上ノモノト爲スヘシ
 導體ノ抵抗ハ檣頭ト接地端子間ニ於テ 0.02「オーム」ヲ超エサルモノトス

第十四條 點燈用及動力用二次電池

電池ハ船體ノ動搖ニ依リ移動シ又ハ電解液ノ散出スルコトナキ様適當ナル構
 造、配置及取附ヲ爲スモノトス

電池ハ通風良好ナル區劃室内ニ設置シ該室内ノ船體構造部ニ酸又ハ酸氣ノ接觸
 セサル様適當ニ保護スルコトヲ要ス

電池室内ノ總テノ導線ハ裸導體又ハ鉛被電纜タルコトヲ要ス

第十五條 取附部分品

暴露甲板、汽罐室、機械室及其ノ他露滴又ハ濕氣ニ暴露スル場所ニ設置スル器
 具ハ防水型ト爲スモノトス

開放型器具ハ燃エ易キ若ハ爆發性ノ塵又ハ瓦斯ノ存在シ易キ場所又ハ燃エ易キ
 物質ヲ貯藏スル場所ニ使用スルコトヲ得ス

開閉器及其ノ他ノ器具ニシテ使用ノ際孤光ヲ發生シ易キモノハ石炭庫又ハ其ノ
 他燃エ易キ若ハ爆發性ノ塵又ハ瓦斯ノ存在シ易キ場所ニ設置スルコトヲ得ス

弧光燈ノ回路ニハ各絶緣極ニ可鎔片及開閉器ヲ設ケ二極以上絶緣シタル回路ニ
 在リテハ開閉器ハ連繫式ト爲スモノトス

弧光燈ハ可燃物ヲ貯藏スル場所又ハ燃エ易キ瓦斯ノ蓄積スル惧アル場所ニ設置
 スルコトヲ得ス

第十五條ノ二 煖房及炊事裝置

煖房及炊事裝置ハ取扱者ノ操作スル部分カ 54°C ヲ超ユル溫度ニ上ラサル構造
 ト爲スコトヲ要ス

前項裝置ノ各接合部、開閉器及外部導線ノ取附部等ハ鑲附ヲ行フコトヲ得ス

150「ヴォルト」ヲ超ユル電壓ニ使用スル裝置ハ絶緣ヲ施ササル各帶電部ヲ接
 地セシムル適當ナル裝置ヲ備フルコトヲ要ス

煖房器ノ各帶電部ハ損傷又ハ短絡セサル構造ト爲スコトヲ要ス

直接輻射ニ依リ加温スル煖房器ハ公室ニ限リ之ヲ使用スルコトヲ得

煖房及炊事器具ハ移動式タルト固定式タルトヲ問ハス固定シタル開閉器ニ依リ
 操作シ且ツ各絶緣極ニハ可鎔片ヲ備フルコトヲ要ス

煖房及炊事裝置ノ附近ニ於ケル總テノ燃エ易キ材料ハ適當ナル防火材料ニ依リ
 有效ニ保護スルコトヲ要ス

第十六條 電動機

電動機ハ開放檢査ニ便ニシテ運轉中震動セサル様均衡セルモノタルコトヲ要
 ス

界磁線輪ハ凡テ枠内ニ收メ容易ニ取換ヘ得ルモノナルコトヲ要ス

刷子ハ炭素製トシ可撓銅結線ヲ備ヘ縱ニ調整シ得ルモノトス

電動機ニハ布線ニ便ニシテ接近シ易キ位置ニ於テ記號ヲ附シタル適當ナル端子
 ヲ備フルコトヲ要ス

端子ハ不慮ニ接地、短絡又ハ接觸スルコトナキ様適當ノ間隔ヲ保タシメ且ツ遮
 蔽ヲ設クルカ又ハ其ノ何レカニ依リ保護スルモノトス

電動機枠ニハ接地線ヲ連結スヘキ適當ナル端子ヲ備フルモノトス

電動機、制御裝置及抵抗ハ成ルヘク通風良好ニシテ燃エ易キ瓦斯ノ蓄積セサル
 區劃内ニ於テ燃エ易キ物質ニ接近セサル様設置スルコトヲ要ス但シ之ニ依リ難
 キ場合ニ在リテハ電動機ハ防焰型タルコトヲ要ス

電動機及制御裝置ハ成ルヘク機械的損傷又ハ水、蒸氣若ハ油ニ依ル損害ヲ受ク
 ル惧ナキ場所ニ設置スルモノトス

前項ノ規定ニ依リ難キ場合ニ在リテハ電動機及制御裝置ハ全閉型又ハ防滴型タ
 ルコトヲ要ス

電動機規格ハ附録第一號ニ依ルモノトス

第十七條 制御装置及抵抗

發電機ノ界磁調整器及電動機ノ速度調整器、起動器並制御器ハ取扱者ニ感電セサル様構成サレタルモノトス

抵抗ハ過熱セサル様適當ノ寸法ト爲スモノトス

内部ノ接続ハ鐵附スルコトヲ得ス又該接続ハ單獨ニ支持シ得ルモノ又ハ固定シタルモノヲ除キ凡テ磁器製聯珠ヲ以テ連續的ニ絶縁スルモノトス

外部導線取附用端子ハ導線カ如何ナル點ニ於テモ高温度ニ暴露サレサル様設置スルモノトス

制御装置及抵抗ノ温度上昇及耐壓試験ハ附録第一號ニ依ルモノトス

第十八條 引火點 65.5°C 未滿ノ油ヲ搭載スル船舶ニ對スル特殊規程

供給電壓ハ次ノ各號ニ掲クルモノヲ超ユルコトヲ得ス

一、直流ナルトキ

甲、動力用 220「ヴォルト」

乙、點燈及電熱用 110「ヴォルト」

二、交流ナルトキ

凡テノ用途ニ對シ 110「ヴォルト」

主配電盤ヨリ出ツル各回路及可銻片附接続盤又ハ區分電盤ヲ制御スル各分岐回路ニハ二極連繫開閉器ヲ備フルモノトス

接続函、區分電盤及分電盤用ノ函ハ高級船員室區域ニ於ケルモノヲ除キ凡テ金屬製ト爲シ電纜引込口ニ水防「グラウンド」ヲ備フルモノトス

高級船員室區域ニ於ケル分電盤ハ第八條ノ規定ニ依ルコトヲ得

電纜ハ凡テ鉛被又ハ鉛被鍍裝電纜タルコトヲ要ス

配線ハ各極ニ絶縁シタル別個ノ導線ヲ有スル二線式ト爲シ其ノ何レノ部分ヲモ接地スルコトヲ得ス

油艙又ハ「コッフアーダム」ニハ電燈又ハ各種ノ器具及布線ヲ設クルコトヲ得ス

油艙又ハ「コッフアーダム」ヲ電燈ニ依リ照明スル場合ニ在リテハ布線ハ凡テ外部ニ設ケ電燈ハ氣密ニ裝置セル堅固ナル硝子球ヲ以テ内部ト隔離スルコトヲ要ス

唧筒室、中甲板及油艙ニ隣接スル場所ニ於ケル電燈ハ氣密裝具ヲ以テ覆ヒ其ノ開閉器ハ凡テ外部ニ設クルコトヲ要ス

前項電燈用ノ開閉器ハ凡テ兩極型ト爲シ又布線ハ氣密管内ニ密閉スルコトヲ要ス

鑛山用電池附安全燈以外ノ携帶電燈ハ危險ナル場所ニ於テ使用スルコトヲ得ス

第十九條 不變電流直列式ヲ使用スル場合ノ特殊規程

發電機ハ回路中ノ一點カ遮斷シタル場合ニ於テ之ヲ短絡スル様裝置シタル自働回路短絡器ヲ備フルコトヲ要ス

發電機及電動機ハ開放型ト爲スコトヲ得ス

裸線(電熱線ヲ含ム)ハ凡テ金屬製ノ函内ニ收メ其ノ扉又ハ蓋ニ凡テ連鎖裝置ヲ設ケ内部ノ導線カ回路ヨリ全ク遮斷サルルニ在ラサレハ之ニ接近シ得サルモノト爲スコトヲ要ス

主回路ハ開閉器ノ働作ニ依リ遮斷サルルコトアルヘカラス

電動機、電燈其ノ他電力ヲ受クル裝置ハ其ノ主開閉器ニ依リ遮斷サレタルトキ兩極共回路ヨリ遮斷サルルモノナルコトヲ要ス

本裝置ハ其ノ何レノ部分ト雖モ接地スルコトヲ得ス

第二十條 試運轉

電氣裝置ハ完成ノ後試験スルコトヲ要ス

絶縁抵抗ハ電線ト大地トノ間ニ於テ電燈回路ニ在リテハ 10 ヲ該回路上ノ電燈ノ數ニテ除シタルモノ(「メガオーム」ニテ)ヨリ小ナルヘカラス但シ最終回路ノ絶縁抵抗カ 1「メガオーム」ヲ超ユルコトヲ要セサル場合ハ此ノ限ニアラス
發電機、電動機、電熱器、アーク燈及其ノ他ノ施設(開閉器、管制裝置、抵抗加減器及類似ノ器具ヲ含ム)ノ外筐又ハ外枠ト各帶電部ノ間ニ於ケル絶縁抵抗

ハ 1/2「メガオーム」ヨリ小ナラサルコトヲ要ス
 前二項ノ試験ノ外電氣装置ヲ一體トシテ其ノ使用状態ニ於テ相當時間繼續運轉
 ヲ執行シ發電機、電動機等ヲ充分ニ試験スルコトヲ要ス
 試運轉執行中開閉器及遮斷器ハ凡テ之ヲ試験シ又電燈、電熱器及其ノ他ノ施設
 ニ對シテハ検査員ノ適當ト認ムル試験ヲ執行スヘキモノトス

第二十一條 豫備品

近海區域以上ニ使用スル船ノ各種ノ發電機及電動機ニ對シテハ次ノ豫備品ヲ備
 フヘシ

發電機	刷子保持器	各種二箇
	炭素刷子	一組
電動機	刷子保持器	各種二箇
	炭素刷子	一組
電動機用起動機	「コンタクト」	一組
	發條	一組
	抵抗片	十箇毎ニ一箇
		但シ各種ニ付最小 一箇
	「コイル」	各種一箇
開閉器盤及分電盤	「コンタクト」	一組
	發條	一組
	分捲引外線輪	各種一箇
	抵抗片	各種一箇
	可鎔片ヲ取替得サル可鎔「カットアウト」	
		各種 10%
		但シ各種ニ付最小 十二箇

第二表

單心電纜ノ電壓降下ニ對スル電流容量及之ニ相當スル電壓降下

(連續負荷ノ場合)

導體ノ公 稱斷面積 mm ² (1)	導體ノ有 效斷面積 mm ² (2)	素線ノ 數及徑 (徑)mm (3)	護謨絕緣電纜		紙絕緣電纜	
			許容最 大電流 (アムペア) (4)	1「ヴォルト」 ノ電壓降下ニ 相當スル概略 ノ長(往復) m (5)	許容最 大電流 (アムペア) (6)	1「ヴォルト」 ノ電壓降下ニ 相當スル概略 ノ長(往復) m (7)
.65	.60	1/0.90	4.1	9.15	4.1	9.15
.97	.98	1/1.10	6.1	9.15	6.1	9.15
1.30	1.25	3/0.75	7.8	9.15	7.8	9.15
1.95	1.93	3/0.90	12.0	8.84	12.0	8.84
1.95	2.08	1/1.60	12.9	8.84	22.9	8.84
2.90	2.94	7/0.75	18.2	8.54	18.2	8.54
4.50	4.52	7/0.90	24.0	10.06	28.2	8.23
6.45	6.75	7/1.10	31.0	11.89	42.0	8.23
9.35	9.45	7/1.30	37.0	13.72	57.0	8.54
14.50	14.25	7/1.60	46.0	16.77	75.0	9.76
19.40	18.30	19/1.10	53.0	18.60	87.0	10.67
25.80	25.60	19/1.30	64.0	21.65	104.0	12.50
38.70	38.70	19/1.60	83.0	25.31	135.0	14.64
48.50	49.00	19/1.85	97.0	27.45	157.0	15.86
64.50	65.00	19/2.10	118.0	29.89	191.0	17.38
77.50	75.30	37/1.60	130.0	31.41	210.0	18.30
97.00	95.40	37/1.85	152.0	34.16	246.0	19.82
129.00	127.00	37/2.10	184.0	37.51	296.0	21.96
161.00	159.00	37/2.35	214.0	40.26	343.0	23.79
194.00	195.00	37/2.60	240.0	44.22	385.0	25.92
258.00	262.00	61/2.35	288.0	49.41	464.0	28.97
322.00	321.00	61/2.60	332.0	52.46	540.0	30.50
387.00	391.00	91/2.35	384.0	55.20	624.0	32.02
485.00	480.00	91/2.60	461.0	56.42	738.0	33.24
548.00	546.00	127/2.35	512.0	57.95	815.0	35.38
645.00	670.00	127/2.60	595.0	61.00	932.0	36.90

第三表

二心可撓紐線ノ電流容量及電壓降下

導體ノ公稱斷面積 mm ² (1)	素線ノ數及徑 mm (2)	許容最大電流 (電壓降下ニ對スルモノ) (アムペア) (3)	1「ヴォルト」ノ電壓降下ニ該當スル長(往復) m (4)
39	14/19	1.8	17.99
65	23/19	3.0	17.99
110	40/19	5.0	17.38
195	70/19	8.5	17.38
310	110/19	13.0	17.08
450	162/19	17.0	21.04
645	97/30	24.0	15.55
935	60/46	28.0	18.91
1452	91/46	35.0	22.57

第四表

單心電纜ノ電流容量
(斷續的負荷ノ場合)

導體ノ公稱斷面積 mm ² (1)	護謄絶縁電纜			紙絶縁電纜		
	半時間 定格 (アムペア) (2)	一時間 定格 (アムペア) (3)	附録第三號ニ依ル連續定格 (アムペア) (4)	半時間 定格 (アムペア) (5)	一時間 定格 (アムペア) (6)	附録第三號ニ依ル連續定格 (アムペア) (7)
9.35	38	37	37	60	57	57
14.50	47	46	46	79	75	75
19.40	56	54	53	94	89	87
25.80	68	65	64	113	105	104
38.70	92	85	84	151	138	135
48.50	113	101	97	180	162	157
64.50	142	124	118	225	199	191
77.50	160	138	130	252	220	210
97.00	191	164	152	303	261	246
129.00	247	204	184	376	320	296
161.00	295	244	214	453	377	343
194.00	351	283	240	523	435	385
258.00	452	357	288	663	543	464
322.00	534	422	332	804	648	540
387.00	641	499	384	960	767	624
485.00	774	604	461	1,180	930	738
548.00	900	680	512	1,325	1,045	815
645.00	1,036	803	595	1,548	1,211	932

第五表

「ワニス」ヲ施シタル「カムブリック」電纜ノ電流容量 (使用電壓600「ヴォルト」以下)

導體ノ公稱斷面積 mm ²	素線ノ數及徑 mm	速 續 定 格			斷續定格單心 (對)	
		單心(對) (アムペア)	二 心 (アムペア)	三 心 (アムペア)	全時間 (アムペア)	一時間 (アムペア)
1.95	3/0.91	10.8	10.8	10.8	—	—
1.95	1/1.62	11.6	11.6	11.6	—	—
2.90	7/0.75	16.4	16.2	16.2	—	—
4.50	7/0.90	25	23	21	—	—
6.45	7/1.10	38	31.5	28	—	—
9.25	7/1.30	51	40	37	54	51
14.50	7/1.60	68	54	50	71	68
19.40	19/1.10	78	64	59	84	80
25.80	19/1.30	94	76	70	102	95
38.70	19/1.60	122	103	91	136	124
48.50	19/1.85	141	117	105	162	146
64.50	19/2.10	172	141	128	203	179
77.50	37/1.60	189	157	145	226	198
79.00	37/1.85	223	180	167	273	235
129.00	37/2.10	266	218	204	338	288
161.00	37/2.35	309	252	238	407	340
193.00	37/2.60	346	290	274	470	392
258.00	61/2.35	417	354	—	596	488
322.00	61/2.60	486	412	—	723	584
387.00	91/2.35	561	—	—	864	690
485.00	91/2.60	664	—	—	1,061	838
548.00	127/2.35	733	—	—	1,190	940
645.00	127/2.60	839	—	—	1,390	1,090

第六表 單心護謨絕緣電纜ノ寸法

導體 公稱斷面積 mm ²	外 徑 mm	厚 mm	外 徑 mm	編 組		鉛 被 電 纜		鉛 被 電 纜		鉛 被 電 纜	
				編裝用 線ノ徑 mm	編裝上 徑 mm	鉛ノ厚 mm	鉛被上 徑 mm	編裝用 線ノ徑 mm	編裝上 徑 mm	編裝及編 組上ノ徑 mm	
(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)
0.65	0.91	0.865	4.18	1.62	8.55	10.60	1.00	5.10	1.62	10.35	12.65
0.77	1.10	0.855	4.40	1.62	8.55	10.80	1.00	5.30	1.62	10.60	12.85
1.30	1.60	0.915	4.95	1.62	9.10	11.35	1.00	5.85	1.62	11.10	13.40
1.95	2.00 (0.78)	0.955	5.45	1.62	9.60	11.90	1.00	6.35	1.62	11.60	13.90
1.95	1.63	0.915	5.00	1.62	9.15	11.40	1.00	5.90	1.62	11.20	13.45
2.90	2.20	0.990	5.75	1.62	9.90	12.15	1.00	6.62	1.62	11.90	14.20
4.50	2.75	1.040	6.58	1.62	10.75	13.00	1.27	8.00	1.62	13.25	15.55
6.45	3.35	1.090	7.30	1.62	11.40	13.70	1.27	8.70	1.62	14.00	16.25
9.25	4.00	1.170	8.05	1.62	12.20	14.50	1.52	9.95	1.62	15.20	17.50
14.50	4.90	1.245	9.10	1.62	13.25	15.55	1.52	11.00	1.83	17.70	20.00
19.40	5.60	1.320	10.00	1.62	14.10	16.40	1.52	11.90	1.83	18.60	20.90
25.80	6.60	1.420	11.20	1.62	15.30	17.60	1.52	13.10	1.83	19.80	23.10
38.70	8.15	1.575	13.00	1.83	18.60	20.90	1.78	15.45	1.83	22.20	24.40
48.50	9.15	1.680	15.10	1.83	19.80	22.10	1.78	16.70	1.83	23.40	25.70
64.50	10.50	1.830	16.80	1.83	21.50	23.60	1.78	18.40	1.83	25.10	27.30
77.50	11.40	1.900	17.80	1.83	22.50	24.80	1.78	19.40	1.83	26.00	29.10
79.00	12.80	2.030	19.50	1.83	24.20	26.50	2.03	21.00	2.03	28.60	33.70
129.00	14.75	2.240	22.50	1.83	26.80	29.80	2.03	24.10	2.03	31.20	36.30
161.00	16.50	2.410	24.70	2.03	31.30	34.40	2.28	26.80	2.28	37.10	40.20
193.00	18.30	2.590	26.80	2.03	33.40	36.50	2.23	28.30	2.23	39.20	42.30
258.00	21.30	2.900	30.40	2.25	38.20	41.30	2.54	33.00	2.25	43.30	46.40
322.00	23.60	3.080	33.00	2.25	40.80	44.00	2.80	36.10	2.25	47.70	50.60
387.00	26.00	3.180	36.20	2.25	44.80	47.80	2.80	38.80	2.25	50.40	53.50
485.00	28.80	3.230	39.30	2.25	47.80	51.00	3.05	42.30	2.25	55.40	58.50
548.00	30.70	3.430	41.40	2.25	50.00	53.00	3.05	44.50	2.25	57.70	60.70
645.00	34.00	3.580	45.00	2.25	55.20	58.20	3.05	48.10	2.25	61.20	64.30

第七表 単心紙絶縁電纜ノ寸法

導 體	絶 縁 體	鉛 被 電 纜	鍍 裝 電 纜			
公稱斷面積 mm ²	外 徑 mm	厚 mm	鉛ノ厚 mm	鉛被上ノ徑 mm	鍍裝用線ノ徑 mm	鍍裝上ノ徑 mm
(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)
0.65	0.91	1.27	1.14	5.74	1.62	11.00
0.97	1.10	1.27	1.14	5.94	1.62	11.20
1.30	1.57	1.27	1.14	6.40	1.62	11.79
1.95	2.00	1.27	1.14	6.81	1.62	12.10
1.95	1.63	1.27	1.14	6.45	1.62	11.73
2.90	2.20	1.52	1.27	7.80	1.62	13.10
4.50	2.75	2.03	1.52	9.85	1.62	15.14
6.45	3.35	2.03	1.52	10.45	1.83	17.20
9.35	4.00	2.03	1.52	11.10	1.83	17.80
14.50	4.90	2.03	1.52	12.00	1.83	18.70
19.40	5.60	2.03	1.52	12.70	1.83	19.40
25.80	6.60	2.03	1.52	13.70	1.83	20.40
38.70	8.15	2.03	1.52	15.24	1.83	21.90
48.50	9.15	2.03	1.78	16.77	1.83	23.40
64.50	10.50	2.03	1.78	18.15	1.83	24.80
77.50	11.40	2.03	1.78	19.00	1.83	25.70
97.00	12.80	2.03	1.78	20.42	2.03	29.60
120.00	14.75	2.03	1.78	22.38	2.03	31.50
161.00	16.50	2.28	2.03	25.20	2.03	34.30
194.00	18.30	2.28	2.03	26.95	2.65	37.30
258.00	21.30	2.54	2.28	30.90	2.65	41.40
322.00	23.60	2.54	2.28	33.20	3.25	44.80
397.00	26.00	2.54	2.54	36.14	3.25	47.80
485.00	28.80	2.80	2.54	39.45	3.25	51.00
548.00	30.70	2.80	2.80	41.90	4.06	55.10
645.00	34.00	2.80	2.80	45.20	4.06	58.50

第八表

「ワニス」ヲ施シタル「カムブリック」電纜ノ絶縁體及鉛被ノ厚
(使用電壓 660「ヴォルト」以下)

導體ノ公稱斷面積 mm ²	素線ノ數及徑 mm	絶縁體ノ厚 mm	鉛 被 ノ 厚 mm		
			單 心	二 心	三 心
1.95	3/0.91	2.03	1.52	1.78	1.78
1.95	1/1.62	2.03	1.52	1.78	1.78
2.90	7/0.75	2.03	1.52	1.78	1.78
4.50	7/0.91	2.03	1.52	1.78	1.78
6.45	7/1.10	2.03	1.52	1.78	1.78
9.35	7/1.30	2.03	1.52	1.78	2.03
14.50	7/1.60	2.03	1.52	1.78	2.03
19.40	19/1.10	2.03	1.52	2.03	2.03
25.80	19/1.30	2.03	1.52	2.03	2.29
38.70	19/1.60	2.03	1.78	2.03	2.29
48.50	19/1.85	2.03	1.78	2.03	2.29
64.50	19/2.10	2.03	1.78	2.29	2.54
77.50	37/1.60	2.03	1.78	2.29	2.54
97.00	37/1.85	2.03	1.78	2.29	2.54
120.00	37/2.10	2.03	1.78	2.54	2.79
161.00	37/2.35	2.29	2.03	2.79	3.05
194.00	37/2.60	2.29	2.03	3.05	3.30
258.00	61/2.35	2.54	2.29	3.30	3.56
322.00	61/2.60	2.54	2.29	3.56	3.81
387.00	91/2.35	2.54	2.54	—	—
485.00	91/2.60	2.79	2.54	—	—
548.00	127/2.35	2.79	2.79	—	—
645.00	127/2.60	2.79	2.79	—	—

第九表

強靱護謨絶縁電纜ノ寸法

- (一) 船殻ノ電位ヨリ250「ヴォルト」ヲ超ユル變化ヲナササル直流配電用
- (二) 線間電壓500「ヴォルト」ヲ超過セス且ツ中性點ヲ接地セル三相交流配電用

導體ノ公稱斷面積 mm ²	素線ノ數及徑 mm	絶縁體ノ厚 mm	強靱護謨絶縁體ノ厚 mm			
			單心	丸二心	平二心	三心
0.645	1/0.90	0.865	1.27	1.27	1.27	1.27
0.963	1/1.10	0.865	1.27	1.27	1.27	1.27
1.29	3/0.75	0.915	1.27	1.52	1.52	1.52
1.95	3/0.90	0.965	1.27	1.52	1.52	1.52
1.95	1/1.60	0.915	1.27	1.52	1.52	1.52
2.90	7/0.75	0.990	1.27	1.52	1.52	1.52
4.50	7/0.90	1.040	1.27	1.52	1.52	1.52
6.45	7/1.10	1.090	1.27	1.52	1.52	1.52
9.35	7/1.30	1.170	1.27	1.52	1.52	2.03
14.50	7/1.60	1.245	1.52	2.03	2.03	2.03
19.5	19/1.10	1.320	1.52	2.03	2.03	2.03
25.80	19/1.30	1.420	1.52	2.54	2.54	2.54
38.70	19/1.60	1.575	1.52	2.54	2.54	2.54
48.50	19/1.85	1.680	1.52	2.54	2.54	3.05
64.50	19/2.10	1.830	2.03	3.05	3.05	3.05
77.50	37/1.60	1.900	2.03	3.05	3.05	3.30
79.00	37/1.85	2.030	2.03	3.30	3.30	3.30
129.00	37/2.10	2.240	2.54	3.81	3.81	3.81
161.00	37/2.35	2.410	2.54	3.81	—	4.44
193.00	37/2.60	2.580	2.54	4.44	—	4.44
258.00	61/2.35	2.900	3.05	5.08	—	5.72
322.00	61/2.60	3.080	3.05	5.72	—	6.35
387.00	91/2.35	3.180	3.30	6.35	—	6.35
485.00	91/2.60	3.330	3.30	6.35	—	6.35
548.00	127/2.35	3.430	3.30	6.35	—	6.35
645.00	127/2.60	3.580	3.81	6.35	—	6.35

第十表

單心護謨絶縁電纜ノ絶縁抵抗

(600「メグオーム」級)

導體ノ公稱斷面積 mm ²	最小絶縁抵抗 (15.6°C = 於テ 1km) (= 對スル「メグオーム」)	導體ノ公稱斷面積 mm ²	最小絶縁抵抗 (15.6°C = 於テ 1km) (= 對スル「メグオーム」)
0.65	3,220	48.50	965
0.97	3,220	64.50	965
1.30	2,010	77.50	965
1.95	2,010	97.00	965
1.95	3,220	129.00	965
2.90	2,010	161.50	965
4.50	1,450	194.00	965
6.45	1,450	258.00	965
9.35	1,450	322.00	965
14.50	1,450	387.00	965
19.40	1,210	485.00	965
25.80	1,210	548.00	965
38.70	1,210	645.00	965

力及時間=對シ耐へ得ルモノトス但シ試験中電壓ハ定格電壓ヲ保ツモノトス

(一) 連続定格電動機ノ場合(全閉型ヲ含ム)

(イ) 凡テノ電動機 50%ノ過回転力=對シ1分間

(ロ) 直流電動機=シテ毎分1,000回轉=於テ
112kW以下ノモノ 100%ノ過回転力=對シ15秒間

(ハ) 凡テノ誘導電動機 100%ノ過回転力=對シ15秒間

(二) 短時間定格電動機ノ場合(全閉型ヲ含ム)

凡テノ電動機 100%ノ過回転力=對シ30秒間

第四條 耐 壓 試 驗

耐壓試験ハ新製機械ニシテ組立完了シタルモノニ對シ之ヲ執行ス、該試験ハ特ニ指定セサルトキハ製造工場ニ於テ溫度試験終了後直チニ執行スルモノトス

耐壓試験ハ捲線ト鐵心及枠ヲ總括シタルモノトノ間並捲線ト他ノ捲線トノ間ニ1分間次ニ掲クル試験電壓ヲ加フルモノトス但シ試験電壓ハ周波數25乃至100「サイクル」ノ交流ニシテ正弦波形ノモノタルヘシ

機械又ハ部分品	試 驗 電 壓
(1) 1kW 又ハ kVA 以上 3kW 又ハ kVA 未滿ノ機械	{ 1,000 V = 定格電壓ノ2倍ヲ加ヘタルモノ 1,000 V = 定格電壓ノ2倍ヲ加ヘタルモノ但シ最小2,000 V トス
(2) 3kW 又ハ kVA 以上ノ機械	{ 1,000 V = 定格電壓ノ2倍ヲ加ヘタルモノ但シ最小2,000 V トス
(3) 同期發電機ノ界磁捲線 但シ勵磁電壓 750 V ヲ超エサルトキ	{ 勵磁電壓ノ10倍但シ最小2,000 V 最大 3,500 V トス
(4) 同期電動機ノ界磁捲線	
(イ) 界磁捲線ヲ短絡シテ起動セシムル場合	{ 勵磁電壓ノ10倍但シ最小2,000 V 最大 3,500 V トス
(ロ) 界磁捲線ニ分切開閉器ヲ備ヘ起動セシムル場合	5,000 V
(ハ) 分切開閉器ヲ備ヘスシテ界磁回路ヲ開放シタル儘起動セシムル場合	{ 勵磁電壓 275 V 未滿ナルトキ 5,000 V 勵磁電壓 275 V 以上ナルトキ 8,000 V
(ニ) 交流側ノ捲線ヲ使用セシテ起動セシムル場合	(イ)=同シ

(5) 勵 磁 機

(6) 誘導電動機ノ回轉子捲線
(短絡回轉子型ヲ除ク)

{ 勵磁サルル機械ノ界磁捲線ノ試験電壓ヨリ小ナルヘカラス但シ同期機ノ場合ニ於テ交流側ヨリ起動セシムル場合ハ(3)=依ル

{ 1,000 V = 滑動環間ニ於ケル最大誘起電壓ノ2倍ヲ加ヘタルモノ、又回轉方向ヲ變スル電動機ニ在リテハ 1,000 V = 最大誘起電壓ノ4倍ヲ加ヘタルモノ

第五條 絕緣抵抗ノ測定

絕緣抵抗ハ耐壓試験前ニ於テ測定シ次ノ値ヨリ小ナルヘカラス

$$\frac{\text{定格電壓}}{1,000 + \text{定格出力 (kW 又ハ kVA)}} \text{「メガオーム」}$$

絕緣抵抗ハ直流電壓 500 V ヲ加ヘテ測定スルモノトス

第六條 給 油 装 置

發電機及電動機ニハ之ヲ水平位置ヨリ何レノ方向ニ 15 度傾クルモ連續運轉ニ支障ヲ來ササル軸受給油装置ヲ備フルモノトス

第七條 制御装置及抵抗ノ溫度上昇

制御装置及抵抗各部ノ溫度上昇ハ次表ニ掲クル範圍ヲ超ユヘカラス

器械ノ部分名稱	溫度上昇(寒暖計ニテ測定)
接觸部分及導體	30°C
釋 放 線 輪	
(イ) 木綿、絹、紙及類似ノ材料ニ「ワニス」ヲ含浸シタルモノ	50°C
(ロ) 「エナメル」線	50°C
(ハ) 「アスベスト」、「マイカ」、「マイカナイト」及裸線輪	100°C
接觸器用線輪	70°C
抵抗(裸線ノ上ニテ測定)	260°C

第八條 制御装置及抵抗ノ耐壓試験

制御装置及抵抗ハ導體ト枠トノ間ニ 1,000 V = 定格電壓ノ2倍ヲ加ヘタル電壓(但シ最小 2,000 V トス)ヲ課シ1分間耐へ得ルモノトス

附 錄 第 二 號

電 纜 規 程

第一條 銅線ノ萬國標準抵抗

次ノ各號ヲ標準軟銅ノ常規數量トシテ定ム

- (一) 20°Cノ溫度ニ於テ長 1m 斷面積 1mm²ノ標準軟銅線ノ抵抗ヲ $\frac{1}{58} = 0.017241 \dots$ 「オーム」トス
- (二) 20°Cノ溫度ニ於ケル標準軟銅ノ密度ヲ 1cm³ニ付 8.89g トス
- (三) 20°Cノ溫度ニ於ケル標準軟銅ノ線膨脹係數ヲ攝氏 1度ニ付 0.000017 トス
- (四) 膨脹自由ナル電線上ニ固著セシメタルニツノ測點間ニ於テ測定セル標準軟銅ノ 20°Cニ於ケル抵抗溫度係數ヲ攝氏 1度ニ付 0.00393 即チ $\frac{1}{254.45}$ トス
- (五) (一)及(二)ニ依リ 20°Cノ溫度ニ於ケル標準軟銅ノ「グラム」質量抵抗ヲ 1m 1gニ付 $\frac{1}{58} \times 8.89 = 0.15323$ 「オーム」トス

第二條 撚線ノ標準

撚線ノ斷面積、重量及抵抗ハ素線ノ斷面積、重量及抵抗ニ夫々次表ニ掲クル定數ヲ乘シタルモノトス

素線ノ數	定 數		
	斷 面 積	重 量	抵 抗
3	2.94118	3.06000	0.340000
7	6.88235	7.12000	0.145299
19	18.6471	19.3600	0.0536278
37	36.2941	37.7200	0.0275527
61	59.8235	62.2000	0.0167158
91	89.2353	92.8000	0.0112063
127	124.529	129.520	0.00803023
169	165.706	172.360	0.00603479

第三條 可撚紐線ノ標準

可撚紐線ニ於ケル徑 0.193 mmノ素線ノ數並導體ノ斷面積及抵抗ハ次表ニ依ル

可 撚 紐 線 ノ 導 體

(標 準 軟 銅)

1	2	3	4	5	6
可撚紐線ニ於ケル素線ノ數		導體ノ徑	20°Cニ於ケル 1,000 mノ抵抗		
公稱斷面積	素線ノ數及徑		標 準	最大許容抵抗軟銅	最大許容抵抗錫鍍軟銅
0.4 mm ²	14/0.193 mm	0.873 mm	44.1 オーム	45.0 オーム	45.9 オーム
0.65	23/0.193	1.168	26.9	27.3	27.9
1.0	40/0.193	1.418	15.4	15.8	16.0
2.0	70/0.193	1.930	8.83	9.01	9.19
3.0	110/0.193	2.515	5.62	5.73	5.84
4.5	162/0.193	2.794	3.81	3.89	3.97

第四條 可撚電纜ノ標準

可撚電纜ニ於ケル素線ノ數及徑並導體ノ斷面積及抵抗ハ次表ニ依ル

可撓電纜ノ導體

(標準軟銅)

1 公稱 斷面積	2 素線ノ數及徑				3 20°Cニ於ケル1,000mノ抵抗		
	徑0.254mm	徑0.304mm	徑0.457mm	徑0.736mm	標準	最大許容抵抗 軟銅	最大許容抵抗 錫鍍軟銅
6.5 mm ²	140/254	97/304			2.553+-2	2.604+-2	2.655+-2
9.5	195/254		60/457		1.828	1.864	1.901
15	296/254		91/457		1.207	1.231	1.255
20		266/304	117/457		0.9425	0.9613	0.9802
25		368/304	163/457		0.6748	0.6883	0.7018
40		577/304	248/457		0.4454	0.4543	0.4632
50		705/304	313/457	121/736	0.3519	0.3550	0.3660
65			416/457	160/736	0.2648	0.2701	0.2754
75			482/457	186/736	0.2288	0.2334	0.2380
95			610/457	235/736	0.1808	0.1844	0.1880
125			810/457	312/736	0.1350	0.1388	0.1415
160			1017/457	392/736	0.1083	0.1105	0.1127
195				481/736	0.08836	0.09013	0.09189
260				646/736	0.06576	0.06708	0.06839
320				792/736	0.05361	0.05468	0.05575

第五條 導體ノ標準重量及抵抗ニ對スル公差

導體ノ標準重量及抵抗ニ對スル公差ハ次表ニ依ル

導 體	公差(百分率)	
	重 量 +又ハ-	抵 抗 +又ハ-
單 線 (同心電纜ノ環狀導體ヲ含ム)		
軟 銅 線	3	3
徑 0.915mm 以上ノ錫鍍軟銅線	3	4
徑 0.915mm 未滿ノ錫鍍軟銅線	3	5
撚 線		
軟 銅 線	2	2
徑 0.915mm 以上ノ錫鍍軟銅線	2	3
徑 0.915mm 未滿ノ錫鍍軟銅線	2	4

第六條 絕 緣 體

一、絕緣體ノ標準厚

絕緣體ノ厚ハ第四十三章第六表乃至第九表ニ依ル

二、絕緣體ノ標準厚ニ對スル公差

絕緣體ノ厚ノ最大誤差ハ第四十三章第六表乃至第九表ニ掲ケタル厚ヨリ小ナルコト其ノ 10% ヲ超ユヘカラス、又周圍ニ沿ヒ等分ノ點ニ於テ測リタル厚ノ平均カ標準値ヨリ小ナルヘカラス

第七條 保 護 被 覆

一、被覆ノ標準厚

被覆ノ厚ハ第四十三章第六表乃至第九表ニ依ル

二、被覆ノ標準厚ニ對スル公差

被覆ノ厚ノ最大誤差ハ第四十三章第六表乃至第九表ニ掲ケタル厚ヨリ小ナル

コト其ノ 10% ヲ超ユヘカラス、又周圍ニ沿ヒ等分ノ點ニ於テ測リタル厚ノ平均カ標準値ヨリ小ナルヘカラス

強靱ナル護謨混合物ヲ以テ多心ノ間隙ヲ充填スル様被覆シテ保護シタル多心電纜ニ在リテハ護謨混合物ノ厚ハ其ノ最小ナル部分ニ於テ測リ其ノ最大誤差ハ次表ニ掲クル標準値ヨリ小ナルコト其ノ 10% ヲ超ユヘカラス、又周圍ニ沿ヒ等分ノ點ニ於テ測リタル厚ノ平均カ標準値ヨリ小ナルヘカラス

強靱ナル護謨混合物ヲ以テ保護被覆サレタル可撓線
(標準錫鍍軟銅)

1 公稱 斷面積	2 素線ノ數及徑	3 導體ノ 直徑	4 20°Cニ於ケル 1,000 mノ抵抗		6 強靱ナル 護謨混合 物ノ厚	7 外徑 (250Vノ 場合)	8 外徑 (250Vノ 場合)
			標準	最大			
0.4 mm ²	8-錫鍍軟銅線 2-錫鍍軟銅線 7/304 mm	0.915 mm	45.07+-±	45.96+-±	1.27 mm	5.13 mm	6.25 mm
0.65	9-錫鍍軟銅線 2-錫鍍軟銅線 11/304	1.219	27.38	27.94	1.27	5.48	6.55
1.0	凡テノ錫鍍軟 銅線 16/304	1.448	15.80	16.03	1.27	5.76	6.83
2.0	" " 28/304	1.930	9.01	9.19	1.27	6.30	7.36
3.0	" " 44/304	2.337	5.73	5.84	1.27	6.81	7.82
4.5	" " 65/304	2.845	3.89	3.97	1.27	7.36	8.38

第八條 試 驗

一、屈曲試驗

外徑ノ 60 倍ノ長ヲ有スル試料ヲ取リ其ノ兩端ヲ其ノ儘ニシテ之ヲ其ノ外徑ノ 12 倍ノ徑ヲ有スル圓嚢ノ周ニ沿ヒ一方向ニ、次ニ其ノ反對ノ方向ニ曲ケ斯クスルコト三回ニ及フモ電纜ニ損傷ヲ生スルコトナク且ツ次ノ耐壓試驗ニ耐ヘ得ルモノトス

二、耐壓試驗

250 V ノ電壓ニ使用セララル絶縁電纜ハ 15 分間 1,000 V ノ電壓ニ耐ヘ、又

660V ノ電壓ニ使用セララル絶縁電纜ハ 15 分間 2,500V ノ電壓ニ耐ヘ得ルモノトス

特ニ指定セサル場合ニ在リテハ耐壓試驗ハ製造工場ニ於テ 24 時間水中ニ浸シタル後執行スルモノトス

三、絶縁抵抗試驗

絶縁抵抗試驗ハ第四十三章第十條第六號ニ依ル

四、導線ノ扯斷力及伸長率

日本電氣工藝委員會制定ノ電線標準ニ依ル

五、錫鍍、護謨絶縁體、亞鉛鍍試驗

日本電氣工藝委員會制定ノ電線標準ニ依ル

附 録 第 三 號

電 纜 ノ 温 度 上 昇

第四十三章第四表ハ周圍溫度 26.6°C ヲ超エス且ツ單心ニシテ護謨ニテ絶縁セラレタル電纜ニ對シテハ 11.1°C、紙ニテ絶縁セラレタル電纜ニ對シテハ 27.7°C ノ溫度上昇ヲ許スモノトシテ制定セラル即チ護謨絶縁電纜ニシテ斷面積 4.5 mm² 未滿ノモノ及紙絶縁電纜ニシテ斷面積 11 mm² 未滿ノモノハ電流密度 1 mm² = 付 6.2 amp トシテ計算セラル

前項ニ依リ使用状態ニ於ケル最大溫度ハ護謨絶縁電纜ニ在リテハ 37.7°C、紙絶縁電纜ニ在リテハ 54.4°C ナリ

護謨絶縁電纜ハ長キ使用期間ニ於テハ 48.8°C、短キ使用期間ニ於テハ 54.4°C ヲ超ユル溫度ニ昇ルコトヲ許サス、又紙絶縁電纜ハ 80°C ヲ超ユル連續シタル溫度ニ保ツコトアルヘカラス

周圍溫度カ 26.6°C ヲ超ユル場合ニ在リテハ電纜ノ最大溫度カ前記ノ値ヲ超エサル様許容電流ヲ減スルコトヲ要ス

第四十四章

冷 藏 装 置

委員會ハ冷藏貨物ノ運搬ニ使用スル冷藏船ノ防熱装置及冷凍機關ニ關シ本則ヲ承認シ船主又ハ製造者ノ申込ニ應シ検査員ヲシテ必要ナル検査ヲ行ハシム

第一條 本則ニ依リ且ツ本會検査員ノ製造中検査ヲ受ケ施設シタル冷藏装置ニ對シテハ委員會ノ承認ヲ經テ船舶原簿ニ R. M. C. * (検査年月) ヲ附記シ且ツ冷藏船ノ數及容積、防熱材ノ種類、冷凍方法並冷凍機ノ種類及數ヲ表示シテ之ヲ登録シ検査證書ヲ發行ス

製造中検査ヲ受ケサル冷藏装置ニ對シ検査ノ申込アリタルトキハ本會検査員ニ於テ検査ヲ行ヒ良好ト認メタルトキハ委員會ノ承認ヲ經テ船舶原簿ニ R. M. C. (検査年月) ヲ附記シ前項ノ表示事項ト共ニ之ヲ登録シ検査證書ヲ發行ス

本會ノ登録ヲ繼續セントスル冷藏装置ニ對シテハ六箇月ヲ超エサル期間毎ニ第十四條ニ定ムル定期検査ヲ行フモノトス

三箇月以内ニ一航海ヲ終ル船ニ在リテハ前回定期検査後約三箇月目ニ第十四條ニ定ムル中間検査ヲ行ヒ次回定期検査ニ於テ其部分ノ検査ヲ省略スルコトヲ得本則ハ主トシテ航洋船ノ冷藏装置ニ付之ヲ適用スルモ特殊ノ航路、用途ニ使用スル冷藏船ノ冷藏装置及本則ニ規定セサル特殊構造ノ冷藏装置ニ付テハ委員會ニ於テ特ニ銓衡シ之ニ適應スル検査證書ヲ發行ス

第二條 冷凍機室ニハ有效ナル通風装置及排水装置ヲ爲シ且鋼製水密仕切板ヲ設ケ完全ニ防熱區劃ト隔離スルコトヲ要ス

油艙ノ頂板又ハ隔壁ニ防熱装置ヲ施ストキハ該板ト防熱装置トノ間ニ適當ノ空隙ヲ設ケ同部ノ「ドレイン」ヲ「オイル ガツターウエー」及「ビルジ」ニ導ク様装置スルコトヲ要ス

前項ノ空隙ニハ大氣ニ通スル通風管ヲ設ケ其ノ末端ニ金網製ノ隔膜ヲ備フルコトヲ要ス

第三條 冷蔵艙ノ防熱装置ハ堅實ナル構造ト爲シ且ツ之ニ使用スル防熱材料ハ凡テ有效ノモノナルコトヲ要ス

防熱装置ノ材料及構造ニ關シテハ其ノ明細ヲ委員會ニ報告シ承認ヲ受クルコトヲ要ス

防熱装置ニシテ貨物ノ爲メニ損傷ヲ受クル惧アル部分ハ適當ニ之ヲ保護スルコトヲ要ス

「ブライン」管ノ加減弁ハ防熱區劃外ニ設ケ室外ヨリ之ヲ取扱ヒ得ル様取附クルコトヲ要ス

各防熱區劃内ニ於ケル「ブライン」管ハ二箇以上ニ區分セラレ各區分カ單獨ニ使用シ得ルモノトナスコトヲ要ス

第四條 防熱區劃ニ於ケル諸管、空氣通路等ハ適當ニ之ヲ配置シテ其ノ位置ニ固定シ且ツ貨物ノ爲メニ損傷ヲ受ケサル様保護スルコトヲ要ス

防熱區劃ニ於ケル「ビルジ」吸水管、測深管、空氣管等ニハ凡テ適當ニ防熱装置ヲ施スコトヲ要ス

石炭庫ヲ通過スル冷却管及石炭庫隔壁ノ防熱装置ハ失火ニ對シ特別ノ注意ヲ以テ之ヲ施スコトヲ要ス

第五條 寒暖計鞘ノ鍔及蓋ハ鋼甲板ヨリ傳熱セサルモノト爲シ且ツ鞘内ニ浸水セサル様之ヲ装置スルコトヲ要ス

寒暖計鞘及冷却管ハ其ノ所屬防熱區劃外ニ在リテハ之ニ有效ナル防熱装置ヲ施スコトヲ要ス但シ冷却管ニシテ「ブライン」槽室及蒸化器室ヲ通過スルモノニ在リテハ此ノ限ニアラス

第六條 滿載吃水線下ニ在ル防熱區劃ノ「ドレイン」ハ防熱装置ヲ施シタル不還弁又ハ水封弁ヲ經テ之ヲ「ビルジ」ニ排泄スルコトヲ要ス

防熱區劃ニ通スル外部ヨリノ「ドレイン」ハ該區劃ニ冷蔵貨物ヲ積載スル間之

ヲ遮斷シ得ル様装置スルコトヲ要ス尙外部「ドレイン」ヲ排除シ得ル他ノ方法ヲ備フルヲ可トス

第七條 防熱區劃ニ於ケル「ビルジ」、芥除箱等ハ容易ニ検査シ得ル様施設スルコトヲ要ス

第八條 冷蔵艙ノ船側、隔壁及床上ニハ凡テ冷蔵貨物積載前ニ於テ「バツテン」ヲ施シ船側及隔壁ニ於ケルモノハ之ヲ固著スルコトヲ要ス

前項ノ床及側部ニ於ケル「バツテン」ハ少クとも幅 50 mm、厚 50 mm、車軸室頂板ニ於ケル「バツテン」ハ幅 76 mm、厚 76 mm トシ之等ノ間隔ハ約 300 mm トナスコトヲ要ス

懸吊ノ方法ニ依リ貨物ヲ積載スルトキハ床上ノ「バツテン」ヲ要セス

第九條 冷凍機關ハ承認ヲ經タル構造ノモノ二組以上ヲ備ヘ其ノ各部分ハ互ニ交換シ得ルモノナルコトヲ要ス

各冷凍機關ハ原動機、壓縮機、冷汽器及蒸化器若クハ冷却器ヨリ構成スルモノトス

冷凍機關ハ一組ノ機關ヲ休止シ殘餘ノ機關ヲ熱帶地ノ氣温ニ於テ一日ニ 24 時間運轉シテ冷蔵艙ヲ所要ノ温度ニ保持スルニ充分ナル能力ヲ有スルモノナルコトヲ要ス

冷凍機關ハ二箇以上ノ力源ヲ備フル場合ニ在リテハ其ノ何レニ依リテモ運轉シ得ル装置ト爲スヘシ

「ブライン」唧筒、冷却水唧筒及海水弁ハ各二箇ヲ備フルカ又ハ補助唧筒ニ獨立ノ連結ヲ爲スベシ

第十條 冷凍機關ノ壓力ヲ受クル部分ハ次ノ各號ニ依リ之ヲ試験スヘシ

一、CO₂ 壓縮管、分離器、凝縮器並蒸化器ノ「コイル」、「ヘツダー」及此等ヲ連結スル管ハ 210 kg/cm² ノ水壓試験ヲ行ヒ次ニ水中ニ於テ 105 kg/cm² ノ氣壓試験ヲ行フコト

二、NH₃ 壓縮管及之ニ附屬スル管ハ 42 kg/cm² ノ水壓試験ヲ行フコト

三、NH₃ 凝縮器及蒸化器ノ各「コイル」ハ 105 kg/cm² ノ水壓試験ヲ行ヒ次ニ水中ニ於テ 35 kg/cm² ノ氣壓試験ヲ行ヒ更ニ現場ニ取附ケタル後 14 kg/cm² ノ氣壓試験ヲ行フコト

四、NH₃ 多管式凝縮器及蒸化器ハ 35 kg/cm² ノ水壓試験ヲ行ヒタル後水中ニ於テ 17.6 kg/cm² ノ氣壓試験ヲ行フコト

五、「ブライン」管ハ現場ニ取附ケタル後 6.3 kg/cm² ノ水壓試験ヲ行フコト

六、瓦斯凝縮器及蒸化器ノ外筐ハ使用壓力ノ二倍ヨリ少カラサル水壓試験ヲ行フコト

冷凍及防熱装置ハ完成シタル後使用状態ニ於テ之ヲ試験スルコトヲ要ス前項ノ試験ニ於テハ冷蔵艙カ凍結肉及表面凍結肉ヲ積載セントスルモノナルトキハ約 -12°C ニ、又果實其ノ他輕度冷却ヲ要スル貨物ヲ積載セントスルモノナルトキハ約 -7°C ニ全艙ヲ同時ニ冷却シ各艙カ該溫度ニ冷却セリト認メタルトキ機關ノ運轉ヲ停止シ約 12 時間ノ後各艙ノ昇溫度ヲ檢シ之ヲ記録スヘシ

第十一條 豫備品ハ次表ニ依リ之ヲ備ヘ接近シ易キ場所ニ藏置スルコトヲ要ス

豫 備 品

曲拐軸錨螺釘	一組
電動機軸錨螺釘及坐金	各種一組
壓縮筭吸錨及吸錨鉗	各種一組
壓縮筭吸錨及吸錨鉗ノ彈環	各種一組
壓縮筭ノ吸入瓣及排出瓣(瓣匣及發條完備セルモノ)	各種一組
瓦斯加減瓣(完備セルモノ)	一組
循環水、排氣及「ブライン」唧筒ノ瓣	各一組
管及曲管、錨、接手及締附用具共	各種若干
瓣、嘴子、錨及附屬品	各種若干
螺釘、母螺、植込螺釘「パッキング」及接合環	各種若干

電氣豫備品ハ第四十三章第二十一條ニ規定スルモノノ外通風器用電動機ニ對シ

次ノ豫備品ヲ備フルコトヲ要ス

分卷界磁線輪	各種一組
電機子	各種一箇

第十二條 檢 査

冷凍機關ハ各檢査毎ニ使用状態ニ於テ之ヲ試験スルコトヲ要ス、該試験ハ成ルヘク揚荷港ニ於テ揚荷完了前之ヲ行フヘシ

定期檢査 定期檢査ハ次ノ各號ニ依リ之ヲ行フコトヲ要ス

一、「リンバー ハツチ」其ノ他出入口ノ蓋ヲ全部取外シ「リンバー」ヲ掃除シ「ビルジ」吸水管及測深管ヲ檢査スルコト

二、艙口、空氣通路、寒暖計鞘、通風筒緣材及甲板ニ於ケル諸取附部ノ防熱装置ヲ檢査シ空氣通路カ支水隔壁ヲ貫通スルトキハ支水扉ノ開閉試験ヲ行フコト

三、「ブライン」カ「ビルジ」ニ排出シ得ル装置ノモノニ於テハ其ノ「セメント」ヲ檢査スルコト

四、冷凍機ノ各部、各唧筒、汽管、水管、冷汽器、瓦斯凝縮器、「ブライン」冷却器、冷却媒劑液管、瓦斯管、「ブライン」管及豫備品ヲ檢査スルコト

五、瓦斯凝縮器ノ「コイル」カ鐵製又ハ鋼製ナルトキハ約四年目毎ニ又鋼製ナルトキハ約六年目毎ニ之ヲ取出シ成規ノ水壓試験ヲ爲スコト

中間檢査 中間檢査ハ少クトモ次ノ各號ニ依リ行フモノトス

- 一、防熱装置、空氣通風路及防熱區劃ニ於ケル冷却管ノ一般檢査ヲ爲スコト
- 二、壓縮筭及其ノ諸瓣ヲ檢査シ豫備品ヲ調査スルコト

積荷前檢査 揚荷港ニ於テ冷凍機關及防熱装置ノ檢査ヲ行ヒタルトキト雖モ更ニ積荷港ニ於テ冷蔵貨物積載前「バツテン」及防熱装置ニ異狀ナキヤヲ確メ且ツ冷凍機關ヲ使用状態ニ於テ運轉シテ艙内ノ溫度ヲ記録スルコトヲ要ス但シ本檢査ハ短期間ノ航海ニ從事スル船ニ在リテハ二箇月以内ニ一回行フモノトス船カ本會檢査員ノ檢査ヲ受ケ難キ地ニ在ル場合ニハ委員會ハ相當ノ技能ヲ有スル者ノ檢査報告書ヲ承認ス又相當ノ技能者ヲ得難キ場合ニハ本船ニ於ケル當該技術者二名ノ檢査報告書ヲ承認ス

船級ノ登録ヲ受ケタル船ノ検査

第一條 船級登録ヲ受ケタル船ノ特別検査ハ製造工事完成ノ日又ハ前回特別検査
終了ノ日ヨリ四年毎ニ之ヲ行フ

船カ進水後六箇月以内ニ完成セサル場合ニ於テハ航行開始前ニ於ケル入渠検査
ノ月ヲ以テ製造工事完成ノ月ト看做スルコトアルヘシ

第二條 船級登録ヲ受ケタル日本船舶ニハ本會ヨリ検査證明書、船舶検査件名手
帖及検査通知簿ヲ發行ス

前項ノ船舶検査件名手帖及検査通知簿ハ検査ノ申込ト同時ニ差出サルヘシ
検査ヲ終了シタルトキハ船舶検査件名手帖ハ之ヲ封緘シ検査通知簿ハ之ニ記入
ヲ爲シタル上検査申込者ニ交付スルモノトス

第二條ノ二 船舶検査件名手帖ハ船舶検査官吏又ハ本會検査職員ノ外之ヲ開封ス
ルコトヲ得サルモノトス

前項ノ手帖ヲ毀損滅失シタルトキハ本會又ハ最寄出張所ニ再發行又ハ再封緘ヲ
申込マルヘシ

第二條ノ三 検査ヲ受クヘキ期日ニ相當ノ手續ヲ爲ササル場合ニ於テ生スル責ハ
船主又ハ其ノ代理人ニ歸スルモノトス

第三條 船級登録ヲ受ケタル船ノ特別検査期間滿了シタル場合ニ於テ當該船舶カ
現ニ受有スル船舶検査證書ノ有効期間カ船舶安全法ノ規定ニ依リ延長セラレタ
ルトキハ該期間内特別検査期間ハ延長セララルモノトス

第三條ノ二 船級登録ヲ受ケタル船ノ特別検査ヲ行ヒタル場合ニ特別ノ事由アル
トキハ委員會ノ承認ヲ受ケ一部ノ検査ハ成規ノ時期ヨリ一箇年以内ノ範圍ニ於
テ之ヲ延期スルコトヲ得但シ前條ニ依リ特別検査期間ヲ延長セラレタル船ニ付
テハ此ノ限ニ在ラス

第四條ノ二 年次検査ハ製造工事完成ノ日又ハ前回特別検査若ハ年次検査終了ノ
日ヨリ一年毎ニ之ヲ行フ但シ逓信省令船舶安全法施行規則ノ規定ニ依リ中間檢

査ヲ延期セラレタルトキハ該期間内之ヲ行ハス

第五條 船級登録ヲ受ケタル船カ坐礁、衝突又ハ其ノ他ノ原因ニ依リ損傷ヲ受ケ
航行ニ支障ヲ生シタル場合又ハ検査ヲ受ケタル事項ニ變更ヲ爲シ若ハ其ノ事項
ニ變更アリタル場合ニ於テハ船主ハ本會ニ検査ヲ請求シ検査員ノ必要ト認ムル
修理ヲ加フヘシ

第六條 機關ノ一部又ハ汽鐘ヲ移動セントスルトキハ本會又ハ最寄出張所ニ其ノ
旨ヲ通知シ検査員ノ臨檢ヲ受ケ缺陷ヲ發見シタルトキハ検査員ノ指示ニ從ヒ修
理ヲ加フヘシ

第七條 検査員ハ前二條以外ノ場合ニ於テモ成ルヘク適當ノ機會ヲ利用シ船級ノ
登録ヲ受ケタル船ニ臨檢スヘキモノトス

船級ノ登録ヲ受ケタル船ヲ入渠又ハ上架シタルトキハ船主又ハ其ノ代理人ヨリ
之ヲ本會又ハ最寄出張所ニ通知セラルヘシ

船舶原簿ニハ最近臨檢ノ年月ヲ登録スルモノトス

検査員臨檢ノ上修理ヲ必要ト認メタルトキハ之ヲ船主又ハ其ノ代理人ニ通知ス
ヘシ

修理ハ船級ノ登録ヲ繼續スル爲メ成ルヘク迅速ニ之ヲ執行スヘシ

第八條 検査員船級ノ登録ヲ受ケタル船ノ所有者又ハ船長ヨリ請求ヲ受ケタルト
キハ検査ヲ行ヒ遲滞ナク其ノ成績ヲ委員會ニ報告スヘシ

検査員損傷又ハ修繕ニ對スル検査ヲ行フ場合ニ於テハ曷メテ同時ニ特別検査ノ
手續ヲ行ヒ検査ノ重複ヲ避クヘシ

船體及艤裝品

年次検査

年次検査ハ一年一回船ヲ入渠セシメテ之ヲ行フ但シ正當ノ事由アル場合ニ於テ
委員會ノ承認ヲ受ケタルトキハ其ノ指定スル時期迄入渠ヲ延期スルコトヲ得

年次検査=於テハ次ノ各號=掲クル事項=付簡易ナル現場検査ヲ行ヒ二、三、四、五及九=掲クル事項=付操作ヲ検査ス

- 一、船底、舵其ノ他船體各部ノ現状
- 二、繫船、揚錨及揚貨ノ装置ノ現状
- 三、特殊貨物ノ積附設備ノ現状
- 四、操舵装置ノ現状
- 五、水密扉及「スルース ヴアルヴ」ノ現状
- 六、艙口ノ縁材、蓋板及縦材ノ現状
- 七、通風筒ノ縁材及其ノ他ノ暴露甲板ノ開口ノ保護装置ノ現状
- 八、排水口ノ一般状態及蝶番ノ現状
- 九、浚水「ポンプ」ノ現状

前項各號ノ検査ハ船主ノ便宜ノ爲メ機會アル毎=分割シテ行フコトヲ得但シ一項目ノ検査期間ハ一年ヲ超ユルコトヲ得ス

附 則

本改正ノ際既=船級ノ登録ヲ受ケタル非旅客船=付定メタル満載吃水線ノ位置ハ本則=依リ之ヲ定メタルモノト看做ス

船級ノ登録ヲ受ケタル非旅客船=シテ前項=該當セサルモノノ満載吃水線ノ指定ハ船舶安全法關係法規ノ定ムル所=從ヒ之ヲ行フ

第一次第一種特別検査

本検査=於テハ船ヲ入渠又ハ上架セシムヘシ

検査準備ハ次ノ各號=依ル

- 一、貨物艙、船首尾艙、「ビルジ」及汽船=在リテハ機關室並石炭庫内ヲ取片付ケ掃除スルコト
- 二、船ノ首尾ヲ通シテ船底内張板ヲ少クトモ各舷一條宛取外シ又「セメント」ヲ検査スル爲メ必要アルトキハ機關室床板ヲ取外シ尙「ビルジ」覆板其ノ他取外シ得ヘキ船底内張板ハ總テ之ヲ取外スコト

三、二重底ノ部分=於テハ検査員ノ指示=從ヒ船底内張板ヲ取離シ人孔ヲ開キ二重底内ヲ掃除シ尙頂板ノ掃除及塗装上必要アルトキハ内張板ノ殘部ヲ取離スコト

二重底ハ満載吃水=相當スル水高壓力ヲ以テ其ノ水密ヲ試験スヘシ
艙内深水艙及船首尾水艙ハ満載吃水及満水状態=於ケル水艙内ノ最高水面迄ノ高ノ中大ナルモノ=相當スル水高壓力ヲ以テ水密ヲ試験スヘシ
橋、「スパー」、「リギング」、「アウトフィット」、舵及操舵装置ノ全部、艙口ノ蓋板及縦材、艙口及通風筒ノ縁材、機關室圍壁及暴露甲板=於ケル開口保護装置、船外=通スル「サニタリー パイプ」其ノ他ノ諸管、揚錨機、「スルース ヴアルヴ」、水密扉、排氣管並測深管等ノ現状及操作、排水口ノ一般状態及蝶番ノ現状ヲ検査シ其ノ成績ヲ報告スヘシ

手用唧筒=付テハ揚水試験ヲ行フヘシ

肋骨及鋼板ノ表面ハ必要=應シ錆落ヲ爲シ「ペイント」ヲ施スヘシ

乾舷標示ノ正否ヲ検査スヘシ

冷蔵ノ爲メ貨物艙=絶縁装置ヲ施シタル部分ハ「リンバー」及艙口ノ蓋板ヲ取外シ該部ヲ検査スヘシ

各測深管ノ下部=當ル外板=ハ厚キ鋼板ヲ固定シ測深桿ノ衝撃受タラシムコトヲ要スル=付特=注意シテ検査スヘシ

油艙船=在リテハ油艙内ノ瓦斯ヲ驅除シ検査ノ際危険ナカラシムヘシ

油艙ノ各區劃室ハ膨脹室艙口頂部迄ノ高=相當スル水高壓力ヲ以テ水密ヲ試験スヘシ

第一次第二種特別検査

本検査=付テハ第一次第一種特別検査=對スル規定=依ルノ外次ノ規定=依ルヘシ

本検査=於テハ船ノ首尾ヲ通シ彎曲部=於ケル内張板ヲ各舷一條宛取離シ且ツ二重底又ハ深水艙ノ部分=於テハ内張板全部ヲ取離スコトヲ要ス

揚錨機ヲ検査スヘシ但シ木製揚錨機ニ付テハ之ヲ解放シ添木ヲ剥離スルコトヲ要ス

木甲板ノ磨滅部分ヲ穿孔シ其ノ状態ヲ検査シ厚カ規定ノ厚ノ $\frac{3}{4}$ 以下ニ減シタル部分又ハ不良ノ部分ハ之ヲ新換スヘシ

錨鎖ハ之ヲ船外ニ整列シ「シャツクルピン」ヲ抜キテ検査スヘシ

錨鎖ハ其ノ截面積ノ減少カ規定ノ截面積ノ25% 即チ徑ノ減少カ次表ニ掲クルモノ以上トナリタルトキハ之ヲ新換スヘシ

錨鎖ノ徑(吋ニテ)		徑ノ減少ノ最大限度(吋ニテ)
$\frac{8}{16}$ 以上	$\frac{12}{16}$ 未滿	$\frac{1}{16}$
$\frac{12}{16}$ "	$1\frac{4}{16}$ "	$\frac{2}{16}$
$1\frac{4}{16}$ "	$1\frac{12}{16}$ "	$\frac{3}{16}$
$1\frac{12}{16}$ "	2 "	$\frac{4}{16}$
2 "	$2\frac{8}{16}$ "	$\frac{5}{16}$
$2\frac{8}{16}$ "	3 "	$\frac{6}{16}$
3 "	$3\frac{8}{16}$ "	$\frac{7}{16}$

船體ノ構造ニ變更ヲ加ヘタル爲メ錨量等ヲ定ムル數増大シ新造當時ヨリモ大ナル艤装ヲ要スルモノトナリタル船ニ在リテハ現ニ備フル錨鎖ハ其ノ截面積カ新ニ備フヘキ錨鎖ノ截面積ヨリ其ノ25%ヲ減シタルモノニ達スル迄使用スルコトヲ得

第一次第三種特別検査

本検査ニ付テハ第一次第一種及第二種特別検査ニ對スル規定ニ依ルノ外次ノ規定ニ依ルヘシ

本検査ニ於テハ船側及船底内張板全部ヲ取離シ肋骨、二重底頂板及外板全部ヲ露出セシムルコトヲ要ス

船底ニ施シタル「セメント」ハ板トノ接著完全ナル部分ハ之ヲ剥離スルニ及ハス

外板ノ兩面並ニ肋骨及肋板ニ生シタル錆其ノ他鋼材及鐵材ノ露出面ニ生シタル錆ハ之ヲ除去シ更ニ「ペイント」ヲ施スヘシ

檣及斜檣ノ楔ヲ新換シ尙必要ニ應ジ鐵製又ハ鋼製「スパー」ニ對シ銳打又ハ穿孔試験ヲ行フヘシ

船室ノ部分ニ於テハ先ツ舷窓下ノ内張板ノミヲ取離シ鋼材ノ現状ヲ検査スルニ支障ナカラシメ尙必要アルトキハ検査員ノ指示ニ從ヒ内張板ヲモ取離スヘシ

検査員ノ指示ニ從ヒ絶縁箇所ニ於ケル内張板ヲ取離シ尙該箇所ノ板、肋骨等ヲ検査スルニ支障ナカラシムヘシ

鋼製汽船ニ於テハ検査員ノ指示ニ從ヒ外板其ノ他構造上ノ重要部分ニシテ錆ノ多量ニ生スル箇所ヲ穿孔シ磨耗ノ甚シキ部分アルトキハ該部分ヲ新換又ハ補強シ委員會ノ承認ヲ受クヘシ

鐵船及鋼製帆船ニ於テハ船體ノ現状良好ナルトキハ検査員ノ見込ニ依リ穿孔試験ヲ省略スルコトヲ得

木製梁壓材ハ検査員ノ指示ニ從ヒ塗料ヲ剥去シ木地ヲ露出セシムヘシ

第二次第一種特別検査

本検査ニ付テハ第一次第一種特別検査ニ對スル規定及第一次第二種特別検査ノ項錨鎖ノ検査及寸法ニ關スル規定並第一次第三種特別検査ノ項絶縁箇所ニ於ケル鋼材ノ検査ニ關スル規定ニ依ルノ外次ノ規定ニ依ルヘシ

本検査ニ於テハ内張板ヲ更ニ各舷一條宛取離シ且ツ二重底及深水艙上ノ内張板全部ヲ取離スコトヲ要ス

外板其ノ他構造上ノ重要部分ノ現状ヲ特ニ細密ニ検査シ錆ノ多量ニ生スル箇所ニシテ第一次第三種特別検査ノ際検査セサリシ部分ハ之ヲ穿孔スヘシ

第二次第二種特別検査

本検査 = 付テハ第一次第二種特別検査及第二次第一種特別検査 = 對スル規定 = 依ル

第二次第三種特別検査

本検査 = 付テハ第一次第三種特別検査 = 對スル規定 = 依ル

検査員ハ船體材料ノ寸法ヲ實測シ之ヲ委員會ニ詳報スヘシ

本検査ハ第一次第三種特別検査完了ノ月ヨリ起算シ十三年以内ニ行フ

第三次第一種特別検査

委員會ニ於テ特ニ指定スル場合ヲ除クノ外第三次第一種特別検査及其ノ後ニ行フヘキ特別検査ハ第二次第一種特別検査及其ノ後ニ行フ特別検査ニ準シテ夫々之ヲ行フ

機 關

船級登録ヲ受ケタル船ノ機關ノ検査ハ次ノ各號ニ依ル

(1) 機關ノ検査

本會ノ船級登録ヲ受ケタル船ノ機關ハ船體ノ特別検査ト同時ニ其ノ特別検査ヲ又船體ノ年次検査ト同時ニ其ノ年次検査ヲ受クルコトヲ要ス但シ特別検査ニ限リ特殊ノ事由アルトキハ委員會ノ承認ヲ經テ單獨ニ之ヲ行フコト得

損傷ノ場合大修理ヲ施シ十分ナル検査ヲ行ヒタルトキハ委員會ノ承認ヲ經テ之ヲ特別検査ト同等ノモノト看做スコトアルヘシ

同形ノ汽機又ハ内燃機關ニ依ル推進軸系二箇以上ヲ有スル船舶ノ機關ニ關スル特別検査ニ於テハ機關ノ現狀、年齢又ハ製造中特別検査ヲ受ケタルヤ否ヤ等ヲ考慮シ検査員ニ於テ其ノ検査ノ方法ヲ斟酌スルコトヲ得

(2) 汽 機

汽機ノ年次検査ニ於テハ汽笛、「タービン」、推力受、主軸受、中間軸受、諸

軸、減速装置及潤滑油装置ノ開放検査ヲ行ヒ又機關備品其ノ他検査員ニ於テ必要ト認ムル部分ノ検査ヲ行フモノトス

汽機ノ特別検査ニ於テハ汽機カ往復動汽機ナルトキハ汽笛、吸錨、滑瓣、冷汽器、唧筒、推力受、主軸受、中間軸受、諸軸、蒸化器、補助汽機、操舵汽機及揚錨汽機ノ開放検査ヲ行ヒ又唧筒装置其ノ他検査員ニ於テ必要ト認ムル部分ノ検査ヲ行フモノトス

汽機ノ特別検査ニ於テ汽機カ「タービン」汽機ナルトキハ前項ノ外「ロートル」ヲ扛擧シ且ツ「ギヤーケース」ノ上半ヲ取外シ検査ヲ行フモノトス

(3) 内 燃 機 關

内燃機關ハ年次検査毎ニ次ノ各號ニ依リ検査ヲ行フモノトス

一、次ニ掲クル部分ハ之ヲ開放シテ検査スルコト

甲、氣槽、分離器及管

乙、主及補助内燃機關ノ氣笛、吸錨、氣笛蓋及瓣並掃除空氣唧筒ノ蓋及瓣若干組

丙、空氣壓縮機ノ氣笛、瓣及冷却装置若干組

丁、曲拐軸及栓ノ受金若干

戊、潤滑油装置及機關備品

二、次ニ掲クル部分ハ其ノ現狀ニ付検査員ノ適當ト認ムル程度ニ於テ出來得ル限リ之ヲ検査スルコト

甲、内燃機關ノ動瓣装置、反轉装置、唧筒其ノ他一般

乙、燃料油槽及唧筒装置

特別検査ニ於テハ次ノ各號ニ依リ全般ニ亙ル検査ヲ行フモノトス

一、主及補助内燃機關ノ氣笛、氣笛蓋、瓣、吸錨、十字頭、接續鉚、唧筒、曲拐及中間軸系、推力受、空氣壓縮機、掃除空氣唧筒、操舵機及揚錨機其ノ他検査員ニ於テ必要ト認ムル部分ハ之ヲ開放シテ検査スルコト但シ本検査以前十二箇月以内ニ検査シタル部分ハ特別ノ事情アル場合ヲ除ク外之ヲ

開放スルコトヲ要セス

二、燃料油槽及氣槽ハ丁寧ニ之ヲ検査シ又検査員ニ於テ必要ト認ムルトキ油槽ハ製造ニ關スル規定ニ依リ定メタル水壓力ヲ以テ又氣槽ハ次ニ掲クル水壓力ヲ以テ試験スルコト

甲、鉸釘接合ノモノナルトキハ制限壓力ノ $1\frac{1}{2}$ 倍ノ壓力

乙、無接合、鍛合又ハ銲接合ノモノナルトキハ制限壓力ノ 2 倍ノ壓力

三、唧筒装置ヲ検査スルコト

(4) 螺旋軸

螺旋軸ハ二箇年以内ニ一回拔出シ検査ヲ受クヘシ但シ検査員ニ於テ必要ト認ムルトキハ其ノ検査期間ヲ短縮スルコトアルヘシ

螺旋軸ニ全通黃銅卷ヲ施シ又ハ船尾管ニ承認シタル注油装置ヲ備ヘタルモノニ在リテハ前項ノ検査期間ヲ三箇年トス

船尾管支面材ノ磨耗其ノ内徑ノ二十分ノ一若ハ 8 mm ニ及フ時ハ之ヲ調整スヘシ

(5) 海水弁其ノ他

流水ニ通スル諸孔竝之ニ附屬スル弁及嘴子ハ特別検査及年次検査毎ニ船渠内ニ於テ検査ヲ受クルコトヲ要ス

鐵又ハ鋼製ノ螺釘ヲ用キテ海水弁又ハ嘴子ヲ外板ニ取附ケタルトキハ船體ノ第三種特別検査毎ニ全部之ヲ取外シテ検査ヲ受クヘシ

溢水唧筒及冷却唧筒ヲ開放スルコト

(6) 汽 罐

汽罐ハ特別検査及年次検査ニ於テ之ヲ検査スルモノトス但シ製造中検査ヲ受ケタルモノニシテ製造後七年未滿ノ筒形汽罐ノ年次検査ニ於テハ前回内部検査以後一年六箇月ノ期間ヲ經過セサル汽罐ニ限り航海中ノ成績ニ徴シ特ニ異狀アリト認ムル場合ヲ除クノ外内部検査ヲ省略スルコトヲ得

汽罐附屬諸弁及嘴子竝過熱器ハ年次検査毎ニ内外ヨリ丁寧ニ之ヲ検査シ驗壓器

ハ驗壓標準器ニ照シ其ノ適否ヲ検査シ又安全弁ハ検査後最大汽壓ニ對シ調整スルモノトス

検査員ニ於テ必要ト認ムルトキハ鐵板ノ厚又ハ支柱ノ大サヲ實測シテ其ノ最大汽壓ヲ改定スルコトアルヘシ

汽罐ハ特別検査ニ於テ重大ナル修繕ヲ施ササルトキハ次ノ各號ニ掲クル水壓力ヲ以テ試験スルモノトス但シ委員會ニ於テ差支ナシト認ムル場合ハ之ヲ省略スルコトヲ得

一、最大汽壓 7 kg/cm² 未滿ナルトキハ最大汽壓ノ $1\frac{1}{2}$ 倍

二、最大汽壓 7 kg/cm² 以上ナルトキハ最大汽壓ニ 3.5 kg/cm² ヲ加ヘタルモノ

汽罐ニ重大ナル修繕ヲ施シタルトキハ第三十六章第五十六條又ハ第三十七章第十條ニ掲クル水壓力ヲ以テ試験スルモノトス

既ニ使用シタル汽罐ニシテ第三十六章第五十六條又ハ第三十七章第十條ノ水壓試験ヲ受ケタルモノハ製造後七年未滿ノ場合ニ限り其ノ特別検査ニ於テ検査員ノ見込ニ依リ水壓試験ヲ省略スルコトヲ得

検査員ニ於テ必要ト認ムルトキハ過熱器ノ水壓試験ヲ行フコトアルヘシ

本會ノ船級登録ヲ繼續セントスル帆船ノ副汽罐ハ前記ノ規定ニ依リ検査ヲ受クルモノトス

(7) 主 汽 管

主汽管ハ特別検査及其ノ他検査員ニ於テ必要ト認ムル場合ニ於テ最大汽壓ノ 2 倍ノ水壓力ヲ以テ試験スルモノトス

銅管ハ水壓試験前之ヲ燒鈍スヘシ

検査ノ結果委員會ニ於テ汽機、汽罐又ハ内燃機關ノ一部若ハ全部ニ付前記規定ノ期間以内ニ於テ之ヲ検査スルヲ適當ト認メタルトキハ船主ハ其ノ要求ニ應ゼラルヘシ

(8) 電 氣 装 置

特別検査ニ於テハ使用状態ニ於テ電氣装置ヲ検査試験スルコトヲ要ス
 主副配電盤ニ於ケル附屬品及接續ニ付全體ノ検査ヲ爲スコトヲ要ス
 電纜ハ取外ヲ爲サスシテ出來得ル限リ検査ヲ爲シ又主副回路ニ於ケル可銻片ハ
 検査ヲ爲スコトヲ要ス
 電氣ニヨリ動作セラルル操舵装置、揚錨機、冷凍機及推進機關ニ必要ナル補助
 機又ハ發電機及電動機ハ出來得ル限リ検査ヲ爲スコトヲ要ス
 發電機用ノ汽機又ハ内燃機ハ検査ノ爲メ開放スルコトヲ要ス
 發電機ハ單獨ニ又ハ連結シテ負荷運轉ヲナシ開閉器及遮斷器ノ動作ヲ試験スル
 コトヲ要ス
 電動機及電纜ノ絶縁抵抗ハ之ヲ試験シ其ノ値ハ 100,000「オーム」ヨリ小ナラ
 サルコトヲ要ス

鋼船規則取扱手續

第一章 總 則

第一條 本手續ハ鋼船規則第一章、第三十四章及「船級ノ登録ヲ受ケタル船ノ検査」ノ章ノ運用ニ資スルヲ目的トス

本手續ハ主トシテ非旅客船ニ適用スルモノナルモ差支ナキ限リ旅客船ニ適用スヘキモノトス

第二條 船級ノ登録、満載吃水線ノ指定、検査ノ申込ハ別途所定ノ申込書書式ニ依ル

第三條 本會検査員ニ於テ製造中検査ヲ行ハサリシ船ニ對スル船級登録ノ申込書ニハ次ノ圖面ノ添附ヲ要スルモノトス但シ検査職員ニ於テ差支ナシト認ムルトキハ其ノ一部又ハ全部ヲ省略スルコトヲ得

- 一、船體中央横截面圖（縦通板各條ノ幅ヲモ記載スヘシ）
- 二、船體中心線縦截面ノ諸材構造配置圖
- 三、甲板平面圖
- 四、甲板積木材貨物ノ積附及定著ニ要スル装置並其ノ配置ヲ示ス圖面（木材満載吃水線ノ標示ヲ有スル船ニ限ル）

第四條 初メテ満載吃水線ノ指定ヲ受ケントスル船ノ指定申込書ニハ前條ニ掲クル圖面ノ外次ノ圖面ノ添附ヲ要スルモノトス

- 一、船體線圖
- 二、排水量曲線圖（最上層全通甲板迄ノ各吃水ニ對スル全排水量及每一センチメートル排水量ヲ示スモノ）

第五條 前二條ノ申込書ニ添附スヘキ圖面ノ組數ハ當該船舶カ本會ノミノ船級登録ヲ爲スモノナルカ又ハ聯盟協會ノ船級登録ヲモ爲スモノナルカニ應シテ之ヲ定ムヘシ

第六條 製造中検査ノ申込ヲ受ケタルトキハ遲滯ナク其ノ旨當該船舶ノ製造地ヲ

管轄スル管海官廳ニ報告スヘシ

第七條 鋼船規則第一章第二條ノ二及第三十四章第二條ノ二ニ依リ假船級證書及假機關證書ヲ發行スル必要アルトキハ出張所長ハ豫メ證書記載事項ヲ記入シタル書面ヲ添ヘ本部ノ指揮ヲ受クヘシ

第二章 満載吃水線ノ指定

第八條 指定主任船ニ臨檢シ指定上必要ナル検査及調査ヲ爲シタルトキハ乾舷計算表ニ通テ調製スヘシ但シ再指定ノ場合ニ於テハ乾舷計算表ニハ變更シタル部分ノミヲ記載スルコトヲ得

乾舷計算表書式ハ別途之ヲ定ム

第九條 指定主任前條ノ乾舷計算表ヲ調製シタルトキハ出張所長ハ關係圖面ト俱ニ之ヲ本部ニ提出スヘシ

本部ニ於テ前項ノ乾舷計算表及圖面ヲ受ケタルトキハ調査ノ上指定ノ指揮ヲ爲ス

第十條 出張所ニ於テ前條第二項ノ指揮ヲ受ケタルトキハ満載吃水線指定書一通及寫一通ヲ作成シ正本ハ之ヲ指定申込者ニ交付シ寫ハ之ヲ指定主任ニ交付スヘシ

満載吃水線指定書ノ書式及指定書發行簿ノ様式ハ別途之ヲ定ム

第十一條 指定主任満載吃水線ノ標示カ正確ナルコトヲ確メタルトキハ指定書寫ヲ用キ報告書ヲ作成スヘシ

出張所長ニ於テ前項ノ報告書ヲ受ケタルトキハ遲滞ナク之ヲ本部ニ提出スヘシ

第三章 検査

第十二條 製造中特別検査ヲ行ハサリシ船ニ對シ行フ特別船級検査ニ於テハ製造工事完成ノ日（該期日カ不明ナルトキハ進水年月日）ヨリ起算シ年齢ニ相當スル特別検査ヲ行ヒ且ツ船級登録ニ必要ナル調査及検査ヲ行フ

第十三條 船級登録後行フ特別検査又ハ年次検査ハ成ルヘク法規ニ依ル定期検査又ハ中間検査ノ時期ニ一致セシムヘシ

第十四條 船級登録後行フ特別検査ニ於テハ前回ノ年次検査又ハ其ノ後ノ検査ニ於テ特別検査ニ準シ検査ヲ行ヒタル事項ニ關シテハ検査職員ノ見込ニ依リ精密ナル検査ヲ省略スルコトヲ得

第十五條 年次検査ニ於テハ其ノ以前六月以内ニ年次検査ニ準シ検査ヲ執行シタル事項ニ付テハ検査職員ノ見込ニ依リ其ノ検査ヲ省略スルコトヲ得

第十六條 年次検査ニ於テ船舶ノ機關ノ部分ニシテ製造中特別検査ヲ受ケタルモノニ付テハ當該部分ノ年齢、現場等ヲ考慮シ検査職員ニ於テ特ニ差支ナシト認ムル場合ニ限り其ノ検査ノ方法ヲ斟酌スルコトヲ得

第十七條 検査終了シタルトキハ次ノ區別ニ依リ別紙書式ノ検査證明書ヲ發行スヘシ

- | | |
|---------------|-------|
| 一、特別検査ヲ行ヒタルトキ | 第一號書式 |
| 二、年次検査ヲ行ヒタルトキ | 第二號書式 |
| 三、臨時検査ヲ行ヒタルトキ | 第三號書式 |

検査證明書發行簿ノ様式ハ別途之ヲ定ム

第十八條 検査終了シタルトキハ船舶検査證書ヲ請受クル爲メ船級證書（又ハ假船級證書）、機關證書（又ハ假機關證書）及検査證明書ヲ管海官廳ノ檢閱ニ供スル様検査申込者ニ注意スヘシ

第十九條 検査終了シタルトキハ出張所長ハ第五號書式ノ検査通知簿ニ夫々記入ヲ爲シ検査申込者ニ交付スヘシ

第二十條 安全鑰匙ハ所定ノ袋ニ入レ船長ニ交付スヘシ

第二十一條 検査終了シタルトキハ検査主任ハ検査報告書ヲ調製シ且ツ検査件名手帖ニ記入ヲ爲スヘシ

検査報告書ノ書式及検査件名手帖ノ様式ハ別途之ヲ定ム

検査報告書ハ本會ノミノ船級登録ヲ爲シタル船ニ對シテハ和文ノモノニ通

聯盟協會ノ船級登録ヲモ爲シタル船ニ對シテハ英文ノモノ三通（内一通ニハ船
 船主要件名ヲ和文ニテ記入シタル表紙ヲ添フルコト）ヲ調製スヘシ

第二十二條 出張所長検査報告書ヲ受ケタルトキハ之ニ検査證明書ノ寫二通ヲ添
 へ遲滞ナク本部ニ提出スヘシ

（書式省略、必要ノ節ハ本協會ニ御問合セヲ乞フ）

船 級 檢 査 料 金

船 體 及 艤 裝 品

種 別	料 金
最低料金	110圓
總噸數 1,000 噸未滿ナルトキ	10 噸毎 = 11圓
總噸數 1,000 噸ナルトキ	1,100圓
總噸數 1,000 噸ヲ超ユルトキ	超過噸數 10 噸毎 = 7圓50錢
總噸數 2,000 噸ナルトキ	1,850圓
總噸數 2,000 噸ヲ超ユルトキ	超過噸數 10 噸毎 = 5圓
總噸數 5,000 噸ナルトキ	3,350圓
總噸數 5,000 噸ヲ超ユルトキ	超過噸數 10 噸毎 = 2圓50錢
總噸數 10,000 噸ナルトキ	4,60 圓
總噸數 10,000 噸ヲ超ユルトキ	超過噸數 10 噸毎 = 1圓25錢

油船ノ建造中特別検査ノ場合ニ於ケル料金ハ前記料金ノ5割増トス

往 復 動 汽 機

種 別	料 金
最低料金	60圓
低壓汽笛ノ容積 0.6 立方米未滿ナルトキ	0.03 立方米毎 = 10圓
〃 容積カ 0.6 立方米ナルトキ	200圓
〃 〃 0.6 立方米ヲ超ユルトキ	超過 0.03 立方米毎 = 5圓
〃 〃 3 立方米ナルトキ	600圓
〃 〃 3 立方米ヲ超ユルトキ	超過 0.03 立方米毎 = 2圓
〃 〃 6 立方米ナルトキ	800圓
〃 〃 6 立方米ヲ超ユルトキ	超過 0.03 立方米毎 = 1圓

全馬力ニ於ケル汽機ノ回轉數カ毎分時 120 ヲ超ユルトキハ其ノ回轉數ト 120

トノ比ヲ汽笛ノ容積ニ乗シタル容積ヲ以テ前表ノ容積ニ充ツ、雙螺旋汽機ニ對スル料金ハ各低壓汽笛ノ容積ノ和ヲ基礎トシテ之ヲ計算ス

「タービン」汽機

種 別	料 金
軸馬力カ 500 馬力未滿ナルトキ	25 軸馬力毎 = 10圓
軸馬力カ 500 馬力ナルトキ	200圓
軸馬力カ 500 馬力ヲ超ユルトキ	超過 25 軸馬力毎 = 5圓
軸馬力カ 2,500 馬力ナルトキ	600圓
軸馬力カ 2,500 馬力ヲ超ユルトキ	超過 25 軸馬力毎 = 2圓
軸馬力カ 5,000 馬力ナルトキ	800圓
軸馬力カ 5,000 馬力ヲ超ユルトキ	超過 25 軸馬力毎 = 1圓

本料金ハ各船ニ於ケル「タービン」汽機ニ依リテ發生スル全軸馬力ヲ基礎トシテ之ヲ計算ス

内 燃 機 關

種 別	料 金
最低料金	75圓
純馬力カ 500 馬力未滿ナルトキ	25 純馬力毎 = 15圓
純馬力カ 500 馬力ナルトキ	300圓
純馬力カ 500 馬力ヲ超ユルトキ	超過 25 純馬力毎 = 9圓
純馬力カ 2,500 馬力ナルトキ	1,020圓
純馬力カ 2,500 馬力ヲ超ユルトキ	超過 25 純馬力毎 = 3圓
純馬力カ 5,000 馬力ナルトキ	1,320圓
純馬力カ 5,000 馬力ヲ超ユルトキ	超過 25 純馬力毎 = 1圓50錢

本料金ハ主機ニ依リテ發生スル全純馬力ヲ基礎トシテ之ヲ計算ス

汽 罐

主機ト同時ニ据附クル汽罐ノ検査料金

種 別 料 金

汽罐一箇ニ對スル最低料金	45圓
受熱面積カ 400 平方米未滿ナルトキ	10 平方米毎 = 6圓50錢
〃 400 平方米ナルトキ	260圓
〃 400 平方米ヲ超ユルトキ	超過 10 平方米毎 = 3圓
〃 800 平方米ナルトキ	380圓
〃 800 平方米ヲ超ユルトキ	超過 10 平方米毎 = 1圓25錢
〃 1,600 平方米ナルトキ	480圓
〃 1,600 平方米ヲ超ユルトキ	超過 10 平方米毎 = 0圓50錢

常用汽壓カ毎平方 c.m = 付キ 12.5 疋ヲ超ユルトキハ其ノ常用汽壓ト 12.5 疋トノ比ヲ受壓面積ニ乗シタル面積ヲ前表ノ面積ニ充ツ

強壓通風又ハ誘引通風ヲ採用スル汽罐ナルトキハ其ノ面積ハ前記ノ 2.5 割増トス

主汽罐ト同所ニ於テ同時ニ製造セララル副汽罐ノ検査料金ハ一箇ニ付 45 圓トス

主汽罐ト同所ニ於テ同時ニ製造セラレサル副汽罐及主機ト同時ニ据附ケラレサル主汽罐及副汽罐ノ検査料金ハ次ノ如シ

種 別 料 金

汽罐一箇ニ對スル最低料金	45圓
受熱面積 300 平方米未滿ナルトキ	10 平方米毎 = 7圓50錢
〃 300 平方米ナルトキ	225圓
〃 300 平方米ヲ超ユルトキ	100 平方米毎 = 3圓70錢

本料金ハ同一場所ニ於テ同時ニ製造セララル汽罐ノ受熱面積ヲ基礎トシテ之ヲ計算ス

補機其ノ他ノ船用品

補機其ノ他ノ船用品ニシテ主機關ト同時ニ又ハ同一ノ場所ニ於テ製造セラレサ

ルモノノ試験及検査ニ付テハ上記諸表ニ掲クル料金ノ外別ニ相当料金ヲ申受ク

電 氣 装 置

最低料金			50圓
發電機ノ總容量	15 kW 未滿ナルトキ	1 kW = 付	10圓
" "	15 kW ナルトキ		150圓
" "	15 kW ヲ超エ 30 kW 未滿ナルトキ	1 kW = 付	5圓
" "	30 kW ナルトキ		225圓
" "	30 kW ヲ超エ 50 kW 未滿ナルトキ	1 kW = 付	2圓50錢
" "	50 kW ナルトキ		275圓
" "	50 kW ヲ超エ 80 kW 未滿ナルトキ	1 kW = 付	1圓
" "	80 kW ナルトキ		305圓
" "	80 kW ヲ超エ 200 kW 未滿ナルトキ	1 kW = 付	50錢
" "	200 kW ナルトキ		365圓
" "	200 kW ヲ超ユルトキ	1 kW = 付	25錢

特 別 檢 査 料 金

船體、機關併セテ

總噸數	料 金
100 噸未滿	50 圓
100 噸以上 300 噸未滿	70 圓
300 " 500 "	100 圓
500 " 1,000 "	150 圓

船 體

總噸數	第一種 特別検査	第二種 特別検査	第三種 特別検査
1,000 噸以上 1,500 噸未滿	110 圓	140 圓	180 圓
1,500 " 2,500 "	130 圓	150 圓	210 圓
2,500 " 5,000 "	150 圓	170 圓	230 圓
5,000 " 7,000 "	160 圓	180 圓	230 圓
7,000 " 10,000 "	170 圓	190 圓	240 圓
10,000 "	180 圓	200 圓	250 圓

備考 (一) 總噸數 1,000 未滿ノ船 (油艙船ヲ除ク) = 付キ船體若ハ機關ノ何レ
カ一方ニ特別検査ヲ行フ場合料金ハ表ノ半額トス

(二) 總噸數 1,000 未滿ノ油艙船 = 付テハ表ノ 2.5 割増トシ船體特別検査
料金ハ表ノ $\frac{3}{4}$ 額又機關特別検査料金ハ表ノ半額トス

(三) 總噸數 1,000 未滿ノ補助機附帆船 = 付テハ表ノ 2.5 割減トシ船體特
別検査料金ハ表ノ半額又機關特別検査料金ハ表ノ $\frac{1}{4}$ 額トス

(四) 總噸數 1,000 以上ノ船 = 付キ第二次以後ノ特別検査料金ハ表ノ 2.5
割増トス

(五) 總噸數 1,000 以上ノ油艙船 = 付テハ表ノ五割増トス但シ第二次以後
ノ特別検査料金ハ表ノ 8.5 割増トス

汽 機

(總噸數 1,000 噸未滿ノ船ニハ之ヲ適用セス)

低壓汽笛容積 (立方米ニテ)	軸馬力 (「タービン」用)	料 金
0.3 未滿	250 未滿	30圓
0.3 以上 0.6 未滿	250 以上 500 未滿	50圓
0.6 " 1.2 "	500 " 1,000 "	70圓
1.2 " 2.4 "	1,000 " 2,000 "	80圓
2.4 " 6.0 "	2,000 " 5,000 "	90圓
6.0	5,000 "	100圓

内 燃 機 關

(總噸數 1,000 噸未滿ノ船ニハ之ヲ適用セス)

純 馬 力	料 金
250 未滿	50圓
250 以上 500 未滿	70圓
500 " 1,000 "	90圓
1,000 " 2,000 "	110圓
2,000 " 4,000 "	130圓
4,000 " 8,000 "	150圓
8,000 "	160圓

副汽罐検査料金ハ申受ケス

汽 罐

(總噸數 1,000 噸未滿ノ船ニハ之ヲ適用セス)

種 別	料 金
單口汽罐一箇ニ付	20圓
兩口汽罐一箇ニ付	30圓
單口汽罐一箇ヲ加フル毎ニ	10圓

兩口汽罐一箇ヲ加フル毎ニ 20圓

最 高 料 金 100圓

汽機及汽罐ヲ同時ニ検査スルトキ合計最高料金 160圓

電 氣 装 置

(點燈用、補機用等ノ電氣装置)

發電機ノ總容量	料 金
6 kW ヲ超エ 15 kW 以下ナルトキ	10圓
" 15 kW " 25 kW "	20圓
" 25 kW " 50 kW "	30圓
" 50 kW " 75 kW "	40圓
" 75 kW " 100 kW "	50圓
" 100 kW " 500 kW "	60圓
" 500 kW ヲ超ユルトキ	70圓

總噸數 15,000 噸以上 30,000 噸ニ至ル旅客船ノ電氣装置 80圓

" 30,000 噸ヲ超ユル旅客船ノ電氣装置 100圓

大ナル構造變更又ハ修繕ヲ行フ場合ニハ料金ノ割増ヲ申受ク

年 次 檢 査 料 金

(第一章第九條注意書ニ依ル船ヲ除ク)

(一) 船體検査料金ハ次ノ表ニ依ル

總 噸 數	料 金
300 噸未滿	7圓50錢
300 噸以上 500 噸未滿	10圓
500 " 1,500 "	12圓50錢
1,500 " 5,000 "	15圓
5,000 " 10,000 "	17圓50錢
10,000 "	20圓

- (二) 汽罐検査料金ハ汽罐特別検査料金表ヲ適用ス
- (三) 内燃機検査ハ二箇年以内ニ行ヒ特別検査料金ノ半額ヲ申受ク但シ日本船舶ニ在リテハ一年毎ニ逓信省検査規則ニ依リ開放検査ヲ要スルカ故ニ此ノ機會ヲ利用シ検査ヲ行ヒ料金ハ特別検査料金ノ $\frac{1}{3}$ トス
- (四) 螺旋軸ノ検査料金ハ臨時検査料金(初回分)ノ半額ヲ加算ス但シ(三)ニ依リ内燃機検査料金ヲ申受クルトキハ螺旋軸検査ヲ爲ストモ其ノ料金ハ申受ケス

第一章第九條注意書ニ依ル船ノ年次検査料金

船體、機關併セテ

總噸數	料 金
100 噸未滿	25圓
100 噸以上 300 噸未滿	35圓
300 " 500 "	45圓
500 " 1,500 "	55圓
1,500 " 3,000 "	70圓
3,000 " 6,000 "	90圓
6,000 " 10,000 "	110圓
10,000 "	130圓

船體若ハ機關ノ何レカ一方ニ特別検査ヲ行フ場合年次検査料金ハ表ノ半額トス

第一章第五條第二項ニ依ル検査料金

特別検査又ハ年次検査ニ於テ自然磨損以外ノ損傷部復舊工事、構造變更等ニ付キ特ニ臨檢ヲ要スルトキハ臨時検査料金表中第二回以後ノ臨檢料金ヲ加算ス

臨時検査料金

船體、機關共通

本表ハ自然磨損、過失損傷等ヲ問ハス總テノ日本船舶ニ適用ス

總噸數	料 金
100 噸未滿	臨檢一回ニ付 { 初回 10圓 第二回以後 5圓
100 噸以上 500 噸未滿	同上 { 初回 15圓 第二回以後 10圓
500 " 1,500 "	同上 { 初回 20圓 第二回以後 10圓
1,500 " 6,000 "	同上 { 初回 25圓 第二回以後 15圓
6,000 "	同上 { 初回 30圓 第二回以後 20圓

備考

- (一) 臨檢一回トハ約四時間以内ヲ看做ス
- (二) 船體検査員及機關検査員ヲ要スルトキ上記表中ノ「初回」トハ船體、機關各検査ノ初回ニ在ラス從テ初回料率ハ二重ニ申受ケス
- (三) 船體、機關臨時検査料金ハ各特別検査料金以内ニ止ム

満載吃水線指定料金

總噸數	料 金
200 噸未滿	10圓
200 噸以上 300 噸未滿	20圓
300 " 500 "	30圓
500 " 1,000 "	45圓
1,000 " 2,000 "	65圓
2,000 " 3,000 "	85圓
3,000 " 4,000 "	100圓

4,000 噸以上 5,000 噸未滿	115圓
5,000 " 6,000 "	130圓
6,000 " (超過一千噸又ハ未滿毎 = 十圓ヲ加算ス)	

備考

- (一) 昭和九年三月一日以前 = 滿載吃水線ノ指定ヲ受ケタル船 = 對シ初メテ再指定ヲ爲ス場合 = 於テハ本表 = 依リ料金ヲ申受ク
- (二) 前號ノ場合ヲ除クノ外再指定 = 對スル料金ハ本表 = 掲クル金額ノ八割トス
航行區域變更ノ爲メ冬期北大西洋滿載吃水線ノ標示ヲ附加又ハ抹消スル場合 = 限リ指定料金ハ本表 = 掲クル金額ノ二割トス

材料試驗及檢查料金

(本會ノ船級登録ヲ受クヘキ船舶 = 使用スル材料 = 適用ス)

壓延鋼材

	料 金
船體用板及形材	一噸又ハ未滿毎 = 50錢
汽罐用板及形材	同 上 1圓

以上ハ壓延工場 = 於ケルモノ = 適用シ検査員臨檢回数 = 10 圓ヲ乘シタルモノヲ一箇月最低料金トス

鍛造材及鑄造材

一箇二噸迄ハ「ハンドレットウエイト」毎 =	25錢				
一箇二噸ナルトキ	10圓				
一箇二噸以上ハ超過一噸又ハ未滿毎 = 増額	5圓				
一箇最高料金	<table border="0"> <tr> <td>鍛造材</td> <td>30圓</td> </tr> <tr> <td>鑄造材</td> <td>40圓</td> </tr> </table>	鍛造材	30圓	鑄造材	40圓
鍛造材	30圓				
鑄造材	40圓				

以上ハ他ノ製造工場 = 於テ試験検査スルモノ = 適用シ検査員臨檢回数 = 10 圓ヲ乘シタルモノヲ一箇月最低料金トス

冷藏裝置入級檢查料金

(登録検査ノ料金)

冷藏船ノ容積	1,120	立方米未滿	80圓
"	1,120	" 以上	90圓
"	1,680	" "	100圓
"	2,240	" "	110圓
"	2,800	" "	120圓
"	3,360	" "	140圓
"	3,920	" "	160圓
"	4,480	" "	180圓
"	5,040	" "	200圓
"	5,600	" "	220圓
"	6,160	" "	240圓
"	7,000	" "	260圓
"	7,840	" "	280圓
"	8,960	" "	310圓
"	10,080	" "	350圓
"	11,200	" "	400圓
"	14,000	" "	450圓
"	16,800	" "	500圓

冷藏裝置ノ定期及中間檢查料金

(特定ノ時期ニ行フ検査ノ料金)

冷藏船ノ容量	1,120 立方米未滿	定期検査	中間検査
		40圓	30圓

第一號表

方形龍骨、船首材及船尾材

寸法ハ吋トス

方形龍骨				船首材及船尾材									
L	深	L	厚	L	幅	L	幅	L	船首材ノ厚	L	船尾材ノ厚	L	船尾材ノ厚
100	5 $\frac{1}{4}$	100	1 $\frac{1}{4}$	100	5	270	7 $\frac{3}{8}$	100	1	100	1 $\frac{1}{4}$	404	4
110	6	115	1 $\frac{3}{8}$	108	5 $\frac{1}{2}$	280	7 $\frac{1}{2}$	115	1 $\frac{1}{2}$	115	1 $\frac{3}{8}$	418	4 $\frac{1}{2}$
126	6 $\frac{1}{2}$	130	1 $\frac{1}{2}$	116	5 $\frac{1}{4}$	290	7 $\frac{1}{2}$	130	1 $\frac{1}{2}$	130	1 $\frac{1}{2}$	432	4 $\frac{1}{4}$
142	6 $\frac{1}{2}$	145	1 $\frac{3}{8}$	124	5 $\frac{3}{8}$	300	8	150	1 $\frac{3}{8}$	145	1 $\frac{3}{8}$	446	4 $\frac{3}{8}$
158	6 $\frac{3}{4}$	160	1 $\frac{3}{4}$	132	5 $\frac{1}{2}$	314	8 $\frac{1}{8}$	170	1 $\frac{1}{2}$	160	1 $\frac{3}{4}$	460	4 $\frac{1}{2}$
174	7	175	1 $\frac{7}{8}$	140	5 $\frac{5}{8}$	328	8 $\frac{1}{4}$	190	1 $\frac{5}{8}$	175	1 $\frac{7}{8}$	474	4 $\frac{5}{8}$
190	7 $\frac{1}{4}$	190	2	148	5 $\frac{3}{4}$	342	8 $\frac{3}{8}$	210	1 $\frac{3}{4}$	190	2	488	4 $\frac{3}{4}$
206	7 $\frac{1}{2}$	210	2 $\frac{1}{8}$	156	5 $\frac{7}{8}$	356	8 $\frac{1}{2}$	230	1 $\frac{7}{8}$	205	2 $\frac{1}{8}$	502	4 $\frac{7}{8}$
222	7 $\frac{3}{4}$	230	2 $\frac{1}{4}$	164	6	370	8 $\frac{5}{8}$	250	2	220	2 $\frac{1}{4}$	516	5
238	8	250	2 $\frac{3}{8}$	172	6 $\frac{1}{8}$	384	8 $\frac{3}{4}$	275	2 $\frac{1}{8}$	234	2 $\frac{3}{8}$	530	5 $\frac{1}{8}$
255	8 $\frac{1}{4}$	270	2 $\frac{1}{2}$	180	6 $\frac{1}{4}$	398	8 $\frac{7}{8}$	300	2 $\frac{1}{4}$	248	2 $\frac{1}{2}$	544	5 $\frac{1}{4}$
275	8 $\frac{1}{2}$	290	2 $\frac{5}{8}$	188	6 $\frac{3}{8}$	412	9	330	2 $\frac{3}{8}$	261	2 $\frac{5}{8}$	558	5 $\frac{3}{8}$
295	8 $\frac{3}{4}$	310	2 $\frac{3}{4}$	196	6 $\frac{1}{2}$	426	9 $\frac{1}{8}$	360	2 $\frac{1}{2}$	274	2 $\frac{3}{4}$	572	5 $\frac{1}{2}$
315	9	330	2 $\frac{7}{8}$	204	6 $\frac{5}{8}$	450	9 $\frac{1}{4}$	390	2 $\frac{7}{8}$	287	2 $\frac{7}{8}$	586	5 $\frac{7}{8}$
340	9 $\frac{1}{4}$	350	3	212	6 $\frac{3}{4}$	470	9 $\frac{3}{8}$	420	2 $\frac{3}{4}$	300	3	600	5 $\frac{3}{4}$
370	9 $\frac{1}{2}$	375	3 $\frac{1}{8}$	220	6 $\frac{1}{2}$	490	9 $\frac{1}{2}$	460	2 $\frac{7}{8}$	313	3 $\frac{1}{8}$	614	5 $\frac{3}{8}$
400	9 $\frac{3}{4}$	400	3 $\frac{1}{4}$	228	7	520	9 $\frac{3}{4}$	500	3	326	3 $\frac{1}{4}$	628	6
				236	7 $\frac{1}{8}$	550	9 $\frac{3}{4}$	550	3 $\frac{1}{8}$	339	3 $\frac{1}{8}$	642	6 $\frac{1}{8}$
				244	7 $\frac{1}{4}$	600	9 $\frac{3}{4}$	600	3 $\frac{1}{4}$	352	3 $\frac{1}{4}$	656	6 $\frac{1}{4}$
				252	7 $\frac{3}{8}$	650	10	650	3 $\frac{3}{8}$	365	3 $\frac{5}{8}$	670	6 $\frac{3}{8}$
				260	7 $\frac{1}{2}$	700	10	700	3 $\frac{1}{2}$	378	3 $\frac{1}{2}$	684	6 $\frac{1}{2}$
										391	3 $\frac{1}{2}$	698	6 $\frac{3}{8}$

第二號表

船尾骨材
寸法ハ吋トス

* 船尾骨材一推進器柱														
L	*幅	L	*幅	L	*幅	L	†吃水	厚	L	†吃水	厚	L	†吃水	厚
100	5	252	7 $\frac{3}{8}$	410	9 $\frac{1}{2}$	100	7	2 $\frac{3}{8}$	260	15.5	5 $\frac{1}{2}$	424	24	8 $\frac{1}{2}$
108	5 $\frac{1}{2}$	260	7 $\frac{1}{2}$	420	9 $\frac{3}{8}$	106	7.33	2 $\frac{1}{2}$	267	15.87	5 $\frac{3}{8}$	432	24.33	8 $\frac{1}{4}$
116	5 $\frac{1}{4}$	268	7 $\frac{5}{8}$	430	10	113	7.66	2 $\frac{5}{8}$	274	16.25	5 $\frac{1}{2}$	440	24.66	8 $\frac{3}{8}$
124	5 $\frac{3}{8}$	276	7 $\frac{3}{4}$	440	10 $\frac{1}{8}$	120	8	2 $\frac{3}{4}$	281	16.62	5 $\frac{3}{8}$	448	25	8 $\frac{1}{2}$
132	5 $\frac{1}{2}$	284	7 $\frac{3}{4}$	450	10 $\frac{1}{4}$	127	8.37	2 $\frac{3}{4}$	288	17	5 $\frac{3}{4}$	456	25.33	8 $\frac{3}{8}$
140	5 $\frac{5}{8}$	292	8	460	10 $\frac{3}{8}$	134	8.75	3	295	17.37	5 $\frac{5}{8}$	464	25.66	8 $\frac{3}{4}$
148	5 $\frac{3}{4}$	300	8 $\frac{1}{8}$	470	10 $\frac{1}{2}$	141	9.12	3 $\frac{1}{8}$	302	17.75	6	472	26	8 $\frac{7}{8}$
156	5 $\frac{7}{8}$	308	8 $\frac{1}{4}$	480	10 $\frac{3}{8}$	148	9.5	3 $\frac{1}{4}$	309	18.12	6 $\frac{1}{2}$	480	26.33	9
164	6	316	8 $\frac{3}{8}$	490	10 $\frac{1}{4}$	155	9.87	3 $\frac{3}{8}$	316	18.5	6 $\frac{1}{4}$	488	26.66	9 $\frac{1}{8}$
172	6 $\frac{1}{8}$	324	8 $\frac{1}{2}$	500	10 $\frac{7}{8}$	162	10.25	3 $\frac{1}{2}$	323	18.87	6 $\frac{3}{8}$	496	27	9 $\frac{1}{4}$
180	6 $\frac{1}{4}$	332	8 $\frac{5}{8}$	510	11	169	10.62	3 $\frac{5}{8}$	330	19.25	6 $\frac{1}{2}$	504	27.33	9 $\frac{3}{8}$
188	6 $\frac{3}{8}$	340	8 $\frac{3}{4}$	520	11 $\frac{1}{8}$	176	11	3 $\frac{3}{4}$	337	19.62	6 $\frac{3}{4}$	512	27.66	9 $\frac{1}{2}$
196	6 $\frac{1}{2}$	348	8 $\frac{7}{8}$	530	11 $\frac{1}{4}$	183	11.37	3 $\frac{7}{8}$	344	20	6 $\frac{3}{4}$	520	28	9 $\frac{3}{4}$
204	6 $\frac{5}{8}$	356	9	540	11 $\frac{3}{8}$	190	11.75	4	351	20.37	6 $\frac{5}{8}$	528	28.33	9 $\frac{1}{2}$
212	6 $\frac{3}{4}$	364	9 $\frac{1}{8}$	550	11 $\frac{1}{2}$	197	12.12	4 $\frac{1}{8}$	358	20.75	7	536	28.66	9 $\frac{3}{8}$
220	6 $\frac{7}{8}$	372	9 $\frac{1}{4}$	560	11 $\frac{3}{4}$	204	12.5	4 $\frac{1}{4}$	365	21.12	7 $\frac{1}{8}$	544	29	10
228	7	381	9 $\frac{3}{8}$	570	11 $\frac{3}{4}$	211	12.87	4 $\frac{3}{8}$	372	21.5	7 $\frac{1}{4}$	552	29.33	10 $\frac{1}{8}$
236	7 $\frac{1}{8}$	390	9 $\frac{1}{2}$	580	11 $\frac{7}{8}$	218	13.25	4 $\frac{1}{2}$	379	21.87	7 $\frac{3}{8}$	560	29.66	10 $\frac{1}{4}$
244	7 $\frac{1}{4}$	400	9 $\frac{3}{4}$	590	12	225	13.62	4 $\frac{5}{8}$	386	22.25	7 $\frac{1}{2}$	568	30	10 $\frac{3}{8}$
						232	14	4 $\frac{3}{4}$	393	22.62	7 $\frac{5}{8}$	576	30.33	10 $\frac{1}{2}$
						239	14.37	4 $\frac{7}{8}$	400	23	7 $\frac{3}{4}$	584	30.66	10 $\frac{3}{4}$
						246	14.75	5	408	23.33	7 $\frac{7}{8}$	592	31	10 $\frac{3}{4}$
						253	15.12	5 $\frac{1}{8}$	416	23.66	8			

一、* 舵柱ノ幅及推進器柱ノ上部ノ幅ハ本表ニ掲ケルモノノ 85% ト爲スコトヲ得
 二、† 滿載吃水カ本表ニ掲ケルモノヲ超ユルトキハ吃水ノ超過1呎ニ付 $\frac{1}{8}$ 吋ノ割合ヲ以テ船尾骨材ノ厚ヲ増スヘシ

第三號表

平板龍骨、中心線桁板及船側縦通材
寸法ハ吋トス

L	平板龍骨			中心線桁板				船側縦通材		
	幅	厚		厚			底部山形材		*山形材	*斷切板
		中央部	首尾	中央部	首尾	汽艙室	†中央部及船首部	船尾部		
100	39	4	34	28	24	36	2 $\frac{1}{2}$ × 2 $\frac{1}{2}$ × 3	34	4 × 2 $\frac{1}{2}$ × 28	24
125	40	44	36	3	26	38	2 $\frac{1}{2}$ × 2 $\frac{1}{2}$ × 3	36	4 × 2 $\frac{1}{2}$ × 3	26
150	40	46	38	32	28	4	3 × 2 $\frac{1}{2}$ × 32	38	4 × 2 $\frac{1}{2}$ × 32	26
175	41	48	42	34	3	42	3 × 2 $\frac{1}{2}$ × 32	4	4 × 3 × 34	28
200	41	52	46	36	32	44	3 × 3 × 34	42	4 $\frac{1}{2}$ × 3 × 36	3
225	42	56	48	38	34	46	3 × 3 × 34	44	4 $\frac{1}{2}$ × 3 × 38	3
250	43	6	52	4	34	48	3 $\frac{1}{2}$ × 3 × 36	44	5 × 3 × 4	32
280	44	64	56	42	36	5	3 $\frac{1}{2}$ × 3 × 38	46	5 × 3 × 42	34
310	45	68	6	44	36	52	3 $\frac{1}{2}$ × 3 $\frac{1}{2}$ × 4	46	5 $\frac{1}{2}$ × 3 × 44	34
340	46	72	64	46	38	54	4 × 3 $\frac{1}{2}$ × 44	48	6 × 3 × 46	36
370	47	76	68	48	4	56	4 × 3 $\frac{1}{2}$ × 46	5	6 × 3 $\frac{1}{2}$ × 48	38
400	48	8	72	5	42	58	4 × 4 × 48	52	6 $\frac{1}{2}$ × 3 $\frac{1}{2}$ × 5	4
430	49	84	74	52	44	6	4 × 4 × 5	54	6 $\frac{1}{2}$ × 3 $\frac{1}{2}$ × 52	4
460	50	88	78	54	46	62	4 × 4 × 54	56	7 × 3 $\frac{1}{2}$ × 54	4
490	51	92	82	56	48	64	4 $\frac{1}{2}$ × 4 × 56	58	7 × 3 $\frac{1}{2}$ × 56	42
520	51	96	86	58	5	66	4 $\frac{1}{2}$ × 4 $\frac{1}{2}$ × 58	5	7 × 3 $\frac{1}{2}$ × 58	42
550	52	1	9	6	52	68	4 $\frac{1}{2}$ × 4 $\frac{1}{2}$ × 6	52	7 $\frac{1}{2}$ × 3 $\frac{1}{2}$ × 6	42
580	53	104	94	62	54	7	5 × 4 $\frac{1}{2}$ × 64	54	7 $\frac{1}{2}$ × 3 $\frac{1}{2}$ × 62	44
610	54	108	98	64	56	72	5 × 5 × 66	56	7 $\frac{1}{2}$ × 3 $\frac{1}{2}$ × 64	44
640	55	112	102	66	58	74	5 × 5 × 68	58	8 × 3 $\frac{1}{2}$ × 66	46
670	56	116	106	68	6	76	5 × 5 × 7	6	8 × 3 $\frac{1}{2}$ × 68	46
700	57	12	11	7	62	78	5 × 5 × 74	62	8 × 3 $\frac{1}{2}$ × 7	46

一、船ノ長カ本表ニ掲ケルモノノ間ニ在ルトキハ挿間法ニ依リ寸法ヲ定ムヘシ
 二、* 汽艙室ニ於テハ厚ヲ 0.08吋増スヘシ
 三、† 單山形材ナルトキハ厚ヲ 0.08吋増スヘシ

第四號表

内龍骨

寸法ハ吋トス

L	中心線内龍骨				側内龍骨			
	*平置板		*頂部山形材		*山形材		*斷切板	
	中央部	首尾	中央部	首尾	中央部	首尾	中央部	兩端
100	7½×3	7½×28	2½×2½×3	28	4×2½×3	28	26	24
110	8×3	8×28	2½×2½×3	28	4×2½×3	28	26	24
120	9×32	9×28	2½×2½×32	28	4×2½×32	28	28	26
130	9½×32	9½×3	3×2½×32	3	4×2½×32	3	28	26
140	10½×34	10½×3	3×3×34	3	4×2½×34	3	28	26
150	11×34	11×32	3×3×34	32	4×2½×34	32	28	26
160	12×36	12×32	3×3×36	32	4×2½×36	32	3	28
170	12½×36	12½×32	3×3×36	32	4×3×36	32	3	28
180	13½×38	13½×34	3×3×38	34	4×3×38	34	3	28
190	14×38	14×34	3×3×38	34	4×3×38	34	32	28
200	15×4	15×36	3×3×4	36	4½×3×4	36	32	3
210	15½×4	15½×36	3×3×4	36	4½×3×4	36	32	3
220	16½×42	16½×36	3×3×42	36	4½×3×42	36	34	3
230	17×42	17×38	3×3×42	38	4½×3×42	38	34	3
240	18×44	18×38	3×3×44	38	5×3×44	38	34	32
250	18½×44	18½×4	3×3×44	4	5×3×44	4	36	32
260	19½×46	19½×4	3×3×46	4	5×3×46	4	36	32
270	20×46	20×4	3×3×46	4	5×3×46	4	36	32
280	21×48	21×42	3×3×48	42	5×3×48	42	38	34
290	22×48	22×42	3½×3×48	42	5×3×48	42	38	34
300	22½×5	22½×42	3½×3½×5	42	5½×3×5	42	38	34
310	23×5	23×44	3½×3½×5	44	5½×3×5	44	38	34

- 一、船ノ長カ本表ニ掲クルモノノ間ニ在ルトキハ挿間法ニ依リ寸法ヲ定ムヘシ
- 二、*子龍室ニ於テハ厚ヲ0.08吋増スヘシ

第五號表 二重底

甲表 中心線桁板及縁板ノ深

寸法ハ吋トス

L	B	d	中心線桁板	縁板	L	B	d	中心線桁板	縁板
160	27	19	440	60	21	40	32
180	27	19	460	61	21.5	41	33
200	..	10	28	20	480	62	22	42	34
220	..	11	29	21	500	63	22.5	43	35
240	..	12	30	22	520	64	23	44	36
260	..	13	31	23	540	65	23.5	45	37
280	..	14	32	24	560	66	24	46	38
300	..	15	33	25	580	67	24.5	47	39
320	..	16	34	26	600	68	25	48	40
340	..	17	35	27	620	69	25.5	49	41
360	..	18	36	28	640	70	26	50	42
380	..	19	37	29	660	71	26.5	51	43
400	58	20	38	30	680	72	27	52	44
420	59	20.5	39	31	700	73	27.5	53	45

- 一、船ノ長カ本表ニ掲クルモノノ間ニ在ルトキハ挿間法ニ依リ寸法ヲ定ムヘシ
- 二、長400呎未満ノ船ニシテ吃水カ20呎ヲ超ユル場合及長400呎以上ノ船ニシテ吃水カ本表ニ於テL又ハBニ對シ規定シタル吃水ノ中大ナルモノヲ超ユル場合ニ於テハ中心線桁板ノ深ハ本表ニ掲クルモノヨリモ吃水ノ超過1呎ニ付1吋ノ割合ヲ以テ之ヲ増スヘシ
- 三、吃水カ本表ニ於テL又ハBニ對シ規定シタル吃水ノ中大ナルモノヲ超ユル場合ニ於テハ縁板ノ深ハ本表ニ掲クルモノヨリモ吃水ノ超過1呎ニ付1吋ノ割合ヲ以テ之ヲ増スヘシ
- 四、縁板ヲ水平ニ設クル場合ニ於テハ縁板ノ幅ハ第五號乙表ニ掲クル中心線頂板ノ幅ヨリモ小ナルヘカラス
- 五、第二號及第三號ニ依リ寸法ノ算定方ハ次ノ例ニ依ル
 L=480' B=63' D=42' d=26.5' ノ船ニ於テハ表ニ掲クルBニ對スル中心線桁板ノ深ハ43' 縁板ノ深ハ35' ニシテdト表ニ掲クルBニ對スル吃水22.5' トノ差ハ4' ナルヲ以テ中心線桁板及縁板ノ深ハ表ニ掲クルモノニ4'ヲ増シテ47'及39'ト爲スコトヲ要ス

第五號表 二重底

乙表 内底板ノ寸法及縁板ト外板トヲ固著スル山形材ノ寸法

寸法ハ吋トス

L	肋骨ノ 心距	中心線頂板			厚				縁板ト外板 トヲ固著ス ル山形材
		幅	厚		縁板	* 其ノ他ノ 頂板	* 汽罐室	* 汽罐室	
			中央部	首 尾					
100	21	39	3	22	3	22	3	38	3 × 3 × 3
130	21	40	32	24	32	24	32	4	3 × 3 × 32
160	22	41	34	26	34	26	34	42	3 × 3 × 34
180	23	42	36	28	36	28	36	44	3 × 3 × 36
220	23.5	42	38	3	38	3	38	46	3 × 3 × 38
250	24.5	43	4	32	4	32	4	48	3 × 3 × 4
280	25	44	42	34	42	34	42	5	3½ × 3½ × 42
310	26	45	44	36	44	36	44	52	3½ × 3½ × 44
340	26.5	46	46	38	46	38	46	54	3½ × 3½ × 46
370	27.5	47	48	4	48	4	48	56	3½ × 3½ × 48
400	28.5	48	5	42	5	42	5	58	4 × 4 × 5
430	29	49	52	44	52	44	52	6	4 × 4 × 52
460	30	50	54	46	54	46	54	62	4 × 4 × 54
490	30.5	51	56	48	56	48	56	64	4 × 4 × 56
520	31.5	52	58	5	58	5	58	66	4 × 4 × 58
550	32	53	6	52	6	52	6	68	4 × 4 × 6
580	33	54	62	54	62	54	62	7	4 × 4 × 62
610	34	54	64	56	64	56	64	72	4 × 4 × 64
640	34.5	55	66	58	66	58	66	74	4½ × 4½ × 66
670	35.5	56	68	6	68	6	68	76	4½ × 4½ × 68
700	36	57	7	62	7	62	7	78	4½ × 4½ × 7

- 船ノ長カ本表ニ掲ケルモノノ間ニ在ルトキハ挿間法ニ依リ寸法ヲ定ムヘシ
- 肋骨ノ心距カ表ニ掲ケルLニ對スル心距ヲ超スル場合ニ於テハ板ノ厚ハ表ニ掲ケル厚ニ心距ノ超過1吋毎ニ次ノ算式ニ依リテ計算シタル厚ノ割合ヲ以テ増スコトヲ要ス
心距ノ超過1吋毎ニ増加スヘキ厚(吋ニテ)ノ算式 $0.004 + 0.0002d$
dハ龍骨上面ヨリ滿載吃水線迄ノ垂直距離(呎ニテ)トス
- 中心線頂板、縁板及汽罐室ニ於ケル頂板ノ厚ハ前號ニ依リ定メタル厚ヨリモ小ナルヘカラス
- 船ノ首尾ニ於ケル頂板ノ厚ハ之ヲ當該部分ニ於ケル普通隔壁板ノ厚ニ0.04吋ヲ加ヘタルモノト爲スコトヲ得
- 汽罐室内ニ於テ縁板ト外板トヲ固著スル山形材ヲ「セメント」ヲ以テ覆ハサルトキハ該山形材ノ厚ヲ縁板ノ厚ニ等シカラシムヘシ
- 第二號ニ依ル寸法ノ算定方ハ次ノ例ニ依ル
L=480' 肋骨ノ心距 36"ノ船ニ於テハ表ニ掲ケルLニ對スル頂板ノ厚ハ 0.47"ニシテ肋骨ノ實際ノ心距ト、表ニ掲ケルLニ對スル心距トノ差ハ 36"-31"=5"ナルヲ以テ頂板ノ厚ハ表ニ掲ケルモノニ 0.05"ヲ増シテ 52"ト爲スコトヲ要ス

第五號表 二重底

丙表 二重底用山形材(縁板ト外板トヲ固著スル山形材ヲ除ク)

寸法ハ吋トス

L	肘板、斷切板、肋板			正 肋 材			副 肋 材			
	厚			前 端	船 内	機 關 室	船 内	機 關 室 ニ 於 ケ ル 各 幅	厚	
	船 内	機 關 室	汽 罐 室						機 關 室	汽 罐 室
96	24	3	36	4 × 4 × 3	2½ × 2½ × 24	3	2½ × 2½ × 24	2½ × 2½	3	36
120	24	3	36	" " 3	" " 24	3	" " 24	" "	3	36
144	26	32	38	4½ × 4½ × 32	" " 26	32	" " 26	" "	32	38
168	26	32	38	" " 32	3 × 2½ × 26	32	" " 26	" "	32	38
192	28	34	4	" " 34	" " 28	34	" " 28	" "	34	4
216	28	34	4	" " 34	3 × 3 × 28	34	" " 28	3 × 3	34	4
240	3	36	42	" " 36	" " 3	36	" " 3	" "	36	42
264	3	36	42	5 × 5 × 38	" " 32	36	" " 32	" "	36	42
288	32	38	44	" " 4	" " 34	38	3 × 3 × 34	" "	38	44
312	32	38	44	" " 42	" " 36	38	" " 36	" "	38	44
336	34	4	46	" " 44	3½ × 3 × 38	4	" " 38	3½ × 3	4	46
360	34	4	46	" " 46	" " 4	4	" " 4	" "	4	46
384	36	42	48	6 × 6 × 48	" " 42	42	" " 42	" "	42	48
408	36	42	48	" " 48	3½ × 3½ × 42	42	" " 42	3½ × 3½	42	48
432	38	44	5	" " 5	" " 44	44	" " 44	" "	44	5
456	38	44	5	" " 5	" " 44	44	" " 44	" "	44	5
480	4	46	52	" " 52	" " 46	46	" " 46	" "	46	52
504	4	46	52	" " 52	" " 46	46	" " 46	" "	46	52
528	42	48	54	" " 54	" " 48	48	" " 48	" "	48	54
552	42	48	54	" " 56	" " 48	48	3½ × 3½ × 48	" "	48	54
576	44	5	56	7 × 7 × 58	4 × 3½ × 5	5	" " 5	" "	5	56
600	44	5	56	" " 6	" " 5	5	" " 5	" "	5	56
624	46	52	58	" " 62	" " 52	52	" " 52	" "	52	58
648	46	52	58	" " 64	4 × 4 × 52	52	" " 52	" "	52	58
672	48	54	6	" " 66	" " 54	54	" " 54	" "	54	6
696	48	54	6	" " 68	" " 54	54	" " 54	" "	54	6

船ノ長カ本表ニ掲ケルモノノ間ニ在ルトキハ挿間法ニ依リ寸法ヲ定ムヘシ

第五號表 二重底

丁表

二重底用山形材(縁板ト外板トヲ固著スル山形材ヲ除ク)

寸法ハ吋トス

L	* 中心線桁頂部山形材 (二重山形材ナルトキ)					肋板ニ附スル防撓材	
	各邊ノ幅	厚				船内	汽罐室
		中央部	首尾	機械室	汽罐室		
96	2½×2½	24	24	3	36		
120	" "	24	24	3	36		
144	" "	26	26	32	38		
168	3×2½	26	26	32	38		
192	" "	28	28	34	4		
216	3×3	28	28	34	4		
240	" "	3	3	36	42		
264	" "	32	32	36	42		
288	" "	34	34	38	44	2½×2½×32	3×3×44
312	" "	36	36	38	44	" "	" "
336	3½×3	38	38	4	46	" "	" "
360	" "	4	4	4	46	3×2½×34	3½×3×46
384	" "	42	42	42	48	" "	" "
408	3½×3½	44	44	44	5	3×3×36	" "
432	" "	46	44	46	52	" "	" "
456	" "	48	44	48	54	" "	" "
480	" "	5	46	5	56	" "	" "
504	" "	52	46	52	58	" "	" "
528	" "	54	48	54	6	" "	" "
552	" "	56	5	56	62	3½×3½×42	" "
576	4×3½	58	52	58	64	" "	" "
600	" "	6	54	6	66	" "	" "
624	" "	62	56	62	68	" "	" "
648	4×4	64	58	64	7	" "	" "
672	" "	66	6	66	72	" "	" "
696	" "	68	62	68	74	" "	" "

- 一、船ノ長カ本表ニ掲ケルモノノ間ニ在ルトキハ挿間法ニ依リ寸法ヲ定ムヘシ
- 二、壁山形材ノ邊ノ幅ハ使用鉋釘ノ徑ニ應シ第二十四章表ニ依リテ之ヲ定ムヘシ
- 三、中心線桁板ト肋板トヲ固著スル壁山形材及縁板ト外側桁板トヲ固著スル壁山形材ノ厚ハ機械室ニ於ケル肋板ノ厚ニ等シカラシムヘシ但シ汽罐室ニ於テハ其ノ厚ヲ該室ニ於ケル肋板ノ厚ニ等シカラシムルコトヲ要ス
- 四、前二號ニ掲ケルモノヲ除クノ外壁山形材ノ厚ハ肋板ノ厚ニ等シカラシムヘシ
- 五、外側桁板ヲ水平ニ設ケタル縁板ニ固著スル山形材ハ第八章第七條ノ規定ニ適合シ其ノ厚ハ肋板ノ厚ニ0.08吋ヲ増シタルモノナルコトヲ要ス又汽罐室内ニ於テハ其ノ厚更ニ0.06吋増スヘシ
- 六、斷切桁板上線及下線ニ附スル山形材ノ寸法ハ夫々副肋材及正肋材ノ寸法ニ等シカラシムヘシ
- 七、船首ニテ船底ノ扁平ナル部分ニ於テ斷切桁板及斷切半桁板ト外板トヲ固著スル短山形材ノ厚、寸法ハ次ノ各號ノ別ニ依リテ之ヲ定ムヘシ
 - (一) 短山形材ノ厚ハ之ヲ前端正肋材ノ厚ニ等シカラシムヘシ
 - (二) 船尾部ニ機關室ヲ備フル船及航海速力14節以上ノ船ニ於ケル短山形材ノ寸法ハ之ヲ前端正肋材ノ寸法ニ等シカラシムヘシ
- 八、機械室ヲ取附クル爲メ厚キ頂板ヲ用ウル場合等ニ於テ本表第二號及第六號ニ規定シタル山形材ノ邊ノ幅カ使用鉋釘ノ徑ニ對シ十分ナラサルトキハ邊ノ幅ハ第二十四章表ニ依リテ之ヲ定ムヘシ
- 九、中心線桁板ノ頂部山形材ヲ單材ト爲ストキハ山形材ノ厚ハ中心線桁板ノ厚ヨリ小ナルヘカラス

第六號表 其ノ一

梁、「スケルトン フローア」、隔壁防撓材其ノ他ニ用ウル山形材及球山形材

寸法ハ吋トス

l	N								
	2	3	4	5	6	7	8	9	
3
3.5
4	2½×2½×2	2½×2½×22	2½×2½×24	3×2½×2
4.5	2½×2½×2	2½×2½×24	3×2½×2	3×2½×22	3×2½×26
5	2½×2½×2	3×2½×2	3×2½×22	3×2½×24	3½×2½×24	3½×2½×24
5.5	2½×2½×24	3×2½×22	3×2½×26	3½×2½×24	3½×2½×24	3½×2½×28
6	2½×2½×22	3×2½×2	3×2½×26	3½×2½×24	3½×2½×26	4×2½×26	4×2½×26
6.5	3×2½×2	3×2½×24	3½×2½×24	3½×2½×26	3½×2½×3	4×2½×26	4×3×3
7	2½×2½×2	3×2½×2	3×2½×28	3½×2½×26	3½×2½×3	4×2½×28	4×3×3	4×3×36	4×3×36
7.5	2½×2½×22	3×2½×24	3½×2½×24	3½×2½×28	4×2½×26	4×3×3	4½×3×3	4½×3×32	4½×3×32
8	2½×2½×24	3×2½×26	3½×2½×26	4×2½×26	4×3×3	4½×3×3	4½×3×32	4½×3×36	4½×3×36
8.5	3×2½×2	3½×2½×24	3½×2½×3	4×2½×28	4×3×34	4½×3×32	4½×3×36	5×3×34	5×3×34
9	3×2½×22	3½×2½×24	4×2½×26	4×3×32	4½×3×3	4½×3×36	5×3×34	5×3×38	5×3×38
9.5	3×2½×24	3½×2½×28	4×3×28	4½×3×3	4½×3×34	5×3×32	5×3×38	5½×3×36	5½×3×36
10	3×2½×28	4×2½×26	4×3×32	4½×3×32	5×3×32	5×3×36	5½×3×34	6×3×34	6×3×34
10.5	3½×2½×24	4×2½×26	4×3×34	4½×3×34	5×3×34	5½×3×34	5½×3×38	6×3×36	6×3×36
11	3½×2½×24	4×2½×28	4½×3×3	5×3×32	5×3×38	5½×3×36	6×3×36	5½×3×3	5½×3×3
11.5	3½×2½×26	4×3×3	4½×3×34	5×3×34	5½×3×34	6×3×34	5×2½×34	5½×3×3	5½×3×3
12	4×2½×26	4×3×34	4½×3×36	5×3×38	5½×3×38	6×3×38	5½×3×3	5½×3×34	5½×3×34
12.5	4×2½×26	4½×3×3	5×3×32	5½×3×34	6×3×34	5×2½×36	5½×3×32	6×3×32	6×3×32
13	4×2½×26	4½×3×32	5×3×34	5½×3×36	6×3×38	5½×3×3	5½×3×36	6×3×34	6×3×34

- 一、l 及 N カ本表ニ掲ケルモノノ間ニ在ルトキハ挿間法ニ依リ寸法ヲ定ムヘシ
- 二、本表ニ於ケル球山形材ニ代用スヘキ1924年英國標準型球山形材ノ寸法ハ第六號補表其ノ一ニ依リ

第六號表 其ノ二

10

梁、「スケルトン フローア」、隔壁防撓材其ノ他ニ用ウル山形材及球山形材

寸法ハ吋トス

l	N							
	2	3	4	5	6	7	8	9
13.5	4 × 2½ × 28	4½ × 3 × 34	5 × 3 × 38	6 × 3 × 32	5½ × 3 × 3	5½ × 3 × 32	6 × 3 × 32	6 × 3 × 36
14	4 × 3 × 3	4½ × 3 × 36	5½ × 3 × 34	6 × 3 × 36	5½ × 3 × 3	5½ × 3 × 36	6 × 3 × 36	6½ × 3 × 32
14.5	4 × 3 × 32	5 × 3 × 32	5½ × 3 × 36	5½ × 3 × 3	5½ × 3 × 32	6 × 3 × 32	6 × 3 × 38	6½ × 3 × 36
15	4½ × 3 × 3	5 × 3 × 36	6 × 3 × 32	5½ × 3 × 3	5½ × 3 × 36	6 × 3 × 36	6½ × 3 × 34	6½ × 3 × 4
15.5	4½ × 3 × 32	5 × 3 × 38	6 × 3 × 34	5½ × 3 × 3	6 × 3 × 32	6 × 3 × 38	6½ × 3 × 36	7 × 3 × 36
16.25	4½ × 3 × 34	5½ × 3 × 36	6 × 3 × 38	5½ × 3 × 34	6 × 3 × 34	6½ × 3 × 34	7 × 3 × 36	7 × 3 × 4
17	5 × 3 × 32	6 × 3 × 32	5½ × 3 × 3	6 × 3 × 32	6 × 3 × 38	6½ × 3 × 4	7 × 3 × 4	7½ × 3 × 38
17.75	5 × 3 × 34	6 × 3 × 34	5½ × 3 × 32	6 × 3 × 34	6½ × 3 × 34	7 × 3 × 36	7 × 3 × 44	7½ × 3 × 42
18.5	5 × 3 × 36	6 × 3 × 36	5½ × 3 × 36	6 × 3 × 38	6½ × 3 × 4	7 × 3 × 42	7½ × 3 × 4	8 × 3 × 4
19.25	5½ × 3 × 34	5½ × 3 × 3	6 × 3 × 32	6½ × 3 × 34	7 × 3 × 36	7½ × 3 × 38	8 × 3 × 4	8 × 3 × 44
20	5½ × 3 × 36	5½ × 3 × 3	6 × 3 × 36	6½ × 3 × 4	7 × 3 × 4	7½ × 3 × 42	8 × 3 × 42	8½ × 3 × 42
20.75	6 × 3 × 3	5½ × 3 × 34	6 × 3 × 38	7 × 3 × 36	7½ × 3 × 38	8 × 3 × 4	8½ × 3 × 42	8½ × 3 × 48
21.5	6 × 3 × 32	5½ × 3 × 36	6½ × 3 × 34	7 × 3 × 4	7½ × 3 × 4	8 × 3 × 42	8½ × 3 × 44	9 × 3 × 44
22.25	6 × 3 × 34	6 × 3 × 32	6½ × 3 × 38	7 × 3 × 42	8 × 3 × 4	8½ × 3 × 42	8½ × 3 × 48	9 × 3 × 5
23	6 × 3 × 36	6 × 3 × 34	7 × 3 × 36	7½ × 3 × 38	8 × 3 × 42	8½ × 3 × 44	9 × 3 × 44	9½ × 3½ × 46
23.75	6 × 3 × 38	6 × 3 × 38	7 × 3 × 38	7½ × 3 × 42	8 × 3 × 46	8½ × 3 × 48	9 × 3 × 5	9½ × 3½ × 48
24.5	5½ × 3 × 3	6½ × 3 × 34	7 × 3 × 42	8 × 3 × 4	8½ × 3 × 42	9 × 3 × 44	9½ × 3½ × 46	10 × 3½ × 46
25.25	5½ × 3 × 32	6½ × 3 × 36	7½ × 3 × 38	8 × 3 × 42	8½ × 3 × 46	9 × 3 × 48	9½ × 3½ × 48	10 × 3½ × 5
26	5½ × 3 × 36	6½ × 3 × 4	7½ × 3 × 4	8 × 3 × 46	9 × 3 × 44	9 × 3 × 52	10 × 3½ × 46	10½ × 3½ × 46
26.75	6 × 3 × 32	7 × 3 × 36	7½ × 3 × 44	8½ × 3 × 42	9 × 3 × 46	9½ × 3½ × 46	10 × 3½ × 5	10½ × 3½ × 52
27.5	6 × 3 × 32	7 × 3 × 38	8 × 3 × 4	8½ × 3 × 46	9 × 3 × 5	9½ × 3½ × 5	10½ × 3½ × 46	11 × 3½ × 48

一、l 及 N カ本表ニ掲クルモノノ間ニ在ルトキハ挿間法ニ依リ寸法ヲ定ムヘシ
 二、本表ニ於ケル球山形材ニ代用スヘキ1924年英國標準型球山形材ノ寸法ハ第六號補表其ノ一ニ依ル

第六號表 其ノ三

11

梁、「スケルトン フローア」、隔壁防撓材其ノ他ニ用ウル山形材及球山形材

寸法ハ吋トス

l	N							
	10.5	12	13.5	15	16.5	18	20	22
3	2½ × 2½ × 2	2½ × 2½ × 22	3 × 2½ × 2	3 × 2½ × 2	3 × 2½ × 2	3 × 2½ × 22	3 × 2½ × 26	3½ × 2½ × 24
3.5	3 × 2½ × 2	3 × 2½ × 2	3 × 2½ × 24	3 × 2½ × 26	3½ × 2½ × 24	3½ × 2½ × 24	3½ × 2½ × 26	3½ × 2½ × 28
4	3 × 2½ × 24	3 × 2½ × 26	3½ × 2½ × 24	3½ × 2½ × 24	3½ × 2½ × 28	4 × 2½ × 26	4 × 2½ × 26	4 × 2½ × 28
4.5	3½ × 2½ × 24	3½ × 2½ × 24	3½ × 2½ × 28	4 × 2½ × 26	4 × 2½ × 26	4 × 3 × 28	4 × 3 × 32	4½ × 3 × 3
5	3½ × 2½ × 26	4 × 2½ × 26	4 × 2½ × 26	4 × 3 × 3	4 × 3 × 32	4½ × 3 × 3	4½ × 3 × 32	4½ × 3 × 34
5.5	4 × 2½ × 26	4 × 3 × 28	4 × 3 × 32	4½ × 3 × 3	4½ × 3 × 32	4½ × 3 × 34	5 × 3 × 32	5 × 3 × 34
6	4 × 3 × 3	4 × 3 × 34	4½ × 3 × 3	4½ × 3 × 34	5 × 3 × 32	5 × 3 × 34	5 × 3 × 38	5½ × 3 × 34
6.5	4½ × 3 × 3	4½ × 3 × 32	4½ × 3 × 36	5 × 3 × 32	5 × 3 × 36	5½ × 3 × 34	5½ × 3 × 36	5 × 2½ × 28
7	4½ × 3 × 32	5 × 3 × 32	5 × 3 × 34	5 × 3 × 38	5½ × 3 × 36	5½ × 3 × 38	5 × 2½ × 3	5½ × 3 × 3
7.5	4½ × 3 × 36	5 × 3 × 34	5½ × 3 × 34	5½ × 3 × 36	5 × 2½ × 28	5 × 2½ × 32	5½ × 3 × 3	5½ × 3 × 3
8	5 × 3 × 34	5½ × 3 × 34	5½ × 3 × 38	5 × 2½ × 3	5 × 2½ × 34	5½ × 3 × 3	5½ × 3 × 32	5½ × 3 × 38
8.5	5½ × 3 × 34	5½ × 3 × 38	5 × 2½ × 3	5½ × 3 × 3	5½ × 3 × 3	5½ × 3 × 34	6 × 3 × 32	6 × 3 × 34
9	5½ × 3 × 36	5 × 2½ × 3	5½ × 3 × 3	5½ × 3 × 3	5½ × 3 × 36	6 × 3 × 32	6 × 3 × 36	6½ × 3 × 34
9.5	6 × 3 × 34	5½ × 3 × 3	5½ × 3 × 3	5½ × 3 × 36	6 × 3 × 32	6 × 3 × 36	6½ × 3 × 34	6½ × 3 × 38
10	5½ × 3 × 3	5½ × 3 × 3	5½ × 3 × 36	6 × 3 × 32	6 × 3 × 38	6½ × 3 × 34	6½ × 3 × 4	7 × 3 × 36
10.5	5½ × 3 × 3	5½ × 3 × 34	6 × 3 × 32	6 × 3 × 38	6½ × 3 × 34	6½ × 3 × 4	7 × 3 × 36	7 × 3 × 42
11	5½ × 3 × 32	6 × 3 × 32	6 × 3 × 36	6½ × 3 × 34	6½ × 3 × 4	7 × 3 × 36	7 × 3 × 42	7½ × 3 × 38
11.5	6 × 3 × 32	6 × 3 × 36	6½ × 3 × 34	6½ × 3 × 4	7 × 3 × 36	7 × 3 × 42	7½ × 3 × 38	7½ × 3 × 44
12	6 × 3 × 34	6 × 3 × 4	6½ × 3 × 38	7 × 3 × 36	7 × 3 × 42	7½ × 3 × 38	7½ × 3 × 44	8 × 3 × 42
12.5	6 × 3 × 38	6½ × 3 × 36	7 × 3 × 36	7 × 3 × 4	7½ × 3 × 38	7½ × 3 × 42	8 × 3 × 4	8 × 3 × 48
13	6½ × 3 × 34	6½ × 3 × 42	7 × 3 × 38	7½ × 3 × 38	7½ × 3 × 42	8 × 3 × 4	8 × 3 × 46	8½ × 3 × 44

一、l 及 N カ本表ニ掲クルモノノ間ニ在ルトキハ挿間法ニ依リ寸法ヲ定ムヘシ
 二、本表ニ於ケル球山形材ニ代用スヘキ1924年英國標準型球山形材ノ寸法ハ第六號補表其ノ一ニ依ル

第六號表 其ノ四

梁、「スケルトン フローア」、隔壁防撓材其ノ他ニ用ウル球山形材

寸法ハ吋トス

l	N							
	10.5	12	13.5	15	16.5	18	20	22
13.5	6½×3×36	7×3×36	7×3×44	7½×3×4	8×3×4	8×3×44	8½×3×44	8½×3×5
14	6½×3×42	7×3×4	7½×3×38	7½×3×46	8×3×42	8½×3×42	8½×3×48	9×3×46
14.5	7×3×36	7×3×44	7½×3×42	8×3×42	8½×3×42	8½×3×46	9×3×44	9×3×52
15	7×3×4	7½×3×38	8×3×4	8×3×46	8½×3×44	9×3×44	9×3×48	9½×3½×46
15.5	7½×3×38	7½×3×44	8×3×42	8½×3×42	8½×3×5	9×3×46	9½×3½×46	9½×3½×52
16.25	7½×3×42	8×3×42	8½×3×42	9×3×44	9×3×46	9½×3½×46	9½×3½×52	10×3½×5
17	8×3×4	8½×3×42	8½×3×48	9×3×46	9×3½×54	9½×3½×5	10×3½×5	10½×3½×52
17.75	8×3×44	8½×3×46	9×3×44	9½×3½×46	9½×3½×5	10×3½×48	10½×3½×5	11×3½×48
18.5	8½×3×42	9×3×44	9×3×52	9½×3½×48	10×3½×48	10½×3½×48	11×3½×48	11½×3½×48
19.25	8½×3×48	9×3×48	9½×3½×46	10×3½×48	10½×3½×48	11×3½×48	11½×3½×48	11½×3½×56
20	9×3×44	9½×3½×46	10×3½×46	10½×3½×46	11×3½×48	11×3½×52	11½×3½×54	12×3½×52
20.75	9×3×5	9½×3½×48	10×3½×5	10½×3½×52	11×3½×5	11½×3½×52	12×3½×5	
21.5	9½×3×46	10×3½×48	10½×3½×48	11×3½×48	11½×3½×5	12×3½×5		
22.25	9½×3½×5	10½×3½×46	11×3½×48	11½×3½×48	11½×3½×56	12×3½×54		
23	10×3½×48	10½×3½×5	11×3½×5	11½×3½×54	12×3½×52	12×3½×6		
23.75	10½×3½×46	11×3½×48	11½×3½×48	12×3½×5				
24.5	10½×3½×5	11×3½×52	11½×3½×54	12×3½×54				
25.25	11×3½×48	11½×3½×5	12×3½×5	12×3½×6				
26	11×3½×5	11½×3½×56						
26.75	11½×3½×48	12×3½×5						
27.5	11½×3½×54	12×3½×56						

一、 l 及 N カ本表ニ掲クルモノノ間ニ在ルトキハ挿間法ニ依リ寸法ヲ定ムヘシ
 二、 本表ニ於ケル球山形材ニ代用スヘキ1924年英國標準型球山形材ノ寸法ハ第六號補表其ノ一ニ依ル

第六號表 其ノ五

梁、「スケルトン フローア」、隔壁防撓材其ノ他ニ用ウル山形材及球山形材

寸法ハ吋トス

l	N							
	24	27	30	34	39	42	46	50
3	3½×2½×24	3½×2½×24	3½×2½×28	4×2½×26	4×2½×28	4×3×3	4×3×32	4½×3×3
3.5	4×2½×26	4×2½×26	4×3×28	4×3×32	4½×3×3	4½×3×32	5×3×32	5×3×32
4	4×3×3	4×3×34	4½×3×3	4½×3×34	5×3×32	5×3×34	5½×3×34	5½×3×34
4.5	4½×3×3	4½×3×34	5×3×32	5×3×36	5½×3×34	5½×3×36	5×2½×28	5×2½×32
5	5×3×32	5×3×36	5½×3×34	5×2½×28	5×2½×28	5×2½×34	5½×3×3	5½×3×32
5.5	5×3×38	5½×3×36	5×2½×28	5×2½×34	5½×3×3	5½×3×32	5½×3×36	6×3×32
6	5½×3×38	5×2½×3	5½×3×3	5½×3×3	5½×3×36	6×3×32	6×3×38	6½×3×34
6.5	5×2½×32	5½×3×3	5½×3×32	6×3×32	6×3×36	6½×3×34	6½×3×38	7×3×36
7	5½×3×3	5½×3×34	6×3×32	6×3×38	6½×3×34	6½×3×42	7×3×38	7×3×42
7.5	5½×3×36	6×3×32	6×3×38	6½×3×36	7×3×36	7×3×4	7½×3×38	7½×3×42
8	6×3×34	6½×3×34	6½×3×36	7×3×36	7×3×42	7½×3×38	7½×3×44	8×3×42
8.5	6½×3×34	6½×3×38	7×3×36	7×3×42	7½×3×4	8×3×4	8×3×44	8½×3×42
9	6½×3×38	7×3×36	7×3×42	7½×3×4	8×3×4	8×3×46	8½×3×44	9×3×44
9.5	7×3×36	7×3×42	7½×3×4	8×3×4	8×3×46	8½×3×46	9×3×44	9×3×5
10	7×3×42	7½×3×38	8×3×4	8×3×46	8½×3×46	9×3×44	9×3×5	9½×3½×46
10.5	7½×3×38	8×3×4	8×3×44	8½×3×46	9×3×44	9×3×52	9½×3½×48	10×3½×46
11	7½×3×44	8×3×44	8½×3×42	9×3×44	9×3×5	9½×3½×48	10×3½×46	10½×3½×46
11.5	8×3×42	8½×3×42	8½×3×5	9×3×5	9½×3½×48	10×3½×48	10½×3½×46	11×3½×48
12	8½×3×42	8½×3×48	9×3×46	9½×3½×46	10×3½×46	10½×3½×46	11×3½×48	11×3½×52
12.5	8½×3×46	9×3×44	9½×3½×46	10×3½×46	10½×3½×46	10½×3½×54	11×3½×52	11½×3½×52
13	9×3×44	9×3×5	9½×3½×48	10×3½×5	10½×3½×52	11×3½×5	11½×3½×52	12×3½×5

一、 l 及 N カ本表ニ掲クルモノノ間ニ在ルトキハ挿間法ニ依リ寸法ヲ定ムヘシ
 二、 本表ニ於ケル球山形材ニ代用スヘキ1924年英國標準型球山形材ノ寸法ハ第六號補表其ノ一ニ依ル

第六號表 其ノ六

梁、「スケルトン フローア」、隔壁防撓材其ノ他ニ用ウル球山形材

寸法ハ吋トス

l	N							
	24	27	30	34	38	42	46	50
13.5	9 × 3 × 48	9½ × 3½ × 46	10 × 3½ × 46	10½ × 3½ × 48	11 × 3½ × 48	11½ × 3½ × 5	12 × 3½ × 5	12 × 3½ × 56
14.0	9½ × 3½ × 46	9½ × 3½ × 52	10 × 3½ × 52	11 × 3½ × 48	11 × 3½ × 54	11½ × 3½ × 58	12 × 3½ × 56	
14.5	9½ × 3½ × 48	10 × 3½ × 48	10½ × 3½ × 5	11 × 3½ × 52	11½ × 3½ × 54	12 × 3½ × 54		
15.0	10 × 3½ × 46	10½ × 3½ × 46	11 × 3½ × 48	11½ × 3½ × 5	12 × 3½ × 5	12 × 3½ × 6		
15.5	10 × 3½ × 5	10½ × 3½ × 52	11 × 3½ × 52	11½ × 3½ × 56	12 × 3½ × 56			
16.25	10½ × 3½ × 5	11 × 3½ × 5	11½ × 3½ × 54	12 × 3½ × 54				
17.0	11 × 3½ × 48	11½ × 3½ × 52	12 × 3½ × 5					
17.75	11½ × 3½ × 48	12 × 3½ × 5	12 × 3½ × 6					
18.5	12 × 3½ × 5	12 × 3½ × 58						
19.25	12 × 3½ × 54							
20	12 × 3½ × 6							

一、 l 及 N カ本表ニ掲クルモノノ間ニ在ルトキハ挿間法ニ依リ寸法ヲ定ムヘシ
 二、 本表ニ於ケル球山形材ニ代用スヘキ1924年英國標準型球山形材ノ寸法ハ第六號補表其ノ一ニ依ル

第六號表 其ノ七

梁、「スケルトン フローア」、隔壁防撓材其ノ他ニ用ウル山形材及球山形材

寸法ハ吋トス

l	N			
	55	60	65	70
3	4½ × 3 × 3	4½ × 3 × 34	5 × 3 × 32	5 × 3 × 32
3.5	5 × 3 × 34	5½ × 3 × 34	5½ × 3 × 34	5½ × 3 × 36
4	5 × 2½ × 28	5 × 2½ × 3	5 × 2½ × 34	5½ × 3 × 3
4.5	5½ × 3 × 3	5½ × 3 × 3	5½ × 3 × 34	6 × 3 × 32
5	5½ × 3 × 36	6 × 3 × 32	6 × 3 × 36	6½ × 3 × 34
5.5	6 × 3 × 38	6½ × 3 × 34	6½ × 3 × 38	7 × 3 × 36
6	6½ × 3 × 38	7 × 3 × 36	7 × 3 × 4	7½ × 3 × 38
6.5	7 × 3 × 38	7½ × 3 × 38	7½ × 3 × 4	8 × 3 × 4
7	7½ × 3 × 38	7½ × 3 × 44	8 × 3 × 42	8 × 3 × 46
7.5	8 × 3 × 4	8 × 3 × 46	8½ × 3 × 42	8½ × 3 × 48
8	8½ × 3 × 42	8½ × 3 × 46	9 × 3 × 44	9 × 3 × 48
8.5	8½ × 3 × 48	9 × 3 × 46	9½ × 3½ × 46	9½ × 3½ × 48
9	9 × 3 × 48	9½ × 3½ × 46	9½ × 3½ × 5	10 × 3½ × 48
9.5	9½ × 3½ × 46	10 × 3½ × 46	10½ × 3½ × 46	10½ × 3½ × 5
10	10 × 3½ × 46	10½ × 3½ × 46	10½ × 3½ × 52	11 × 3½ × 48
10.5	10½ × 3½ × 46	11 × 3½ × 48	11 × 3½ × 52	11½ × 3½ × 5
11	11 × 3½ × 48	11 × 3½ × 52	11½ × 3½ × 52	12 × 3½ × 5
11.5	11 × 3½ × 52	11½ × 3½ × 54	12 × 3½ × 5	12 × 3½ × 58
12	11½ × 3½ × 54	12 × 3½ × 5	12 × 3½ × 58	
12.5	12 × 3½ × 5	12 × 3½ × 58		
13	12 × 3½ × 58			

一、 l 及 N カ本表ニ掲クルモノノ間ニ在ルトキハ挿間法ニ依リ寸法ヲ定ムヘシ
 二、 本表ニ於ケル球山形材ニ代用スヘキ1924年英國標準型球山形材ノ寸法ハ第六號補表其ノ一ニ依ル

第六號表 其ノ八

梁、「スケルトンフローア」、隔壁防撓材其ノ他ニ用ウル山形材及球山形材

寸法ハ吋トス

L	N							
	75	80	85	90	95	100	106	112
3	5 × 3 × 34	5 × 3 × 36	5 1/2 × 3 × 34	5 1/2 × 3 × 36	5 1/2 × 3 × 36	5 × 2 1/2 × 28	5 × 2 1/2 × 3	5 × 2 1/2 × 32
3.5	5 × 2 1/2 × 28	5 × 2 1/2 × 3	5 × 2 1/2 × 34	5 1/2 × 3 × 3	5 1/2 × 3 × 3	5 1/2 × 3 × 3	5 1/2 × 3 × 34	5 1/2 × 3 × 36
4	5 1/2 × 3 × 3	5 1/2 × 3 × 32	5 1/2 × 3 × 36	6 × 3 × 32	6 × 3 × 32	6 × 3 × 36	6 1/2 × 3 × 34	6 1/2 × 3 × 34
4.5	6 × 3 × 32	6 × 3 × 36	6 1/2 × 3 × 34	6 1/2 × 3 × 34	6 1/2 × 3 × 36	6 1/2 × 3 × 4	7 × 3 × 36	7 × 3 × 38
5	6 1/2 × 3 × 34	6 1/2 × 3 × 38	7 × 3 × 36	7 × 3 × 38	7 × 3 × 4	7 1/2 × 3 × 38	7 1/2 × 3 × 38	7 1/2 × 3 × 42
5.5	7 × 3 × 38	7 × 3 × 42	7 1/2 × 3 × 38	7 1/2 × 3 × 4	7 1/2 × 3 × 44	8 × 3 × 4	8 × 3 × 42	8 × 3 × 46
6	7 1/2 × 3 × 38	7 1/2 × 3 × 44	8 × 3 × 4	8 × 3 × 42	8 × 3 × 46	8 1/2 × 3 × 42	8 1/2 × 3 × 46	9 × 3 × 44
6.5	8 × 3 × 42	8 × 3 × 46	8 1/2 × 3 × 42	8 1/2 × 3 × 46	9 × 3 × 44	9 × 3 × 44	9 × 3 × 48	9 1/2 × 3 1/2 × 46
7	8 1/2 × 3 × 44	8 1/2 × 3 × 48	9 × 3 × 44	9 × 3 × 48	9 1/2 × 3 1/2 × 46	9 1/2 × 3 1/2 × 46	9 1/2 × 3 1/2 × 5	10 × 3 1/2 × 46
7.5	9 × 3 × 44	9 × 3 × 5	9 1/2 × 3 1/2 × 46	9 1/2 × 3 1/2 × 48	10 × 3 1/2 × 46	10 × 3 1/2 × 48	10 1/2 × 3 1/2 × 46	10 1/2 × 3 1/2 × 5
8	9 1/2 × 3 1/2 × 46	9 1/2 × 3 1/2 × 48	10 × 3 1/2 × 46	10 × 3 1/2 × 5	10 1/2 × 3 1/2 × 46	10 1/2 × 3 1/2 × 52	11 × 3 1/2 × 48	11 × 3 1/2 × 52
8.5	10 × 3 1/2 × 46	10 × 3 1/2 × 5	10 1/2 × 3 1/2 × 48	10 1/2 × 3 1/2 × 52	11 × 3 1/2 × 48	11 × 3 1/2 × 52	11 1/2 × 3 1/2 × 5	11 1/2 × 3 1/2 × 56
9	10 1/2 × 3 1/2 × 46	10 1/2 × 3 1/2 × 52	11 × 3 1/2 × 48	11 × 3 1/2 × 52	11 1/2 × 3 1/2 × 5	11 1/2 × 3 1/2 × 56	12 × 3 1/2 × 5	12 × 3 1/2 × 56
9.5	11 × 3 1/2 × 48	11 × 3 1/2 × 52	11 1/2 × 3 1/2 × 5	11 1/2 × 3 1/2 × 56	12 × 3 1/2 × 5	12 × 3 1/2 × 54	12 × 3 1/2 × 6	
10	11 1/2 × 3 1/2 × 48	11 1/2 × 3 1/2 × 54	12 × 3 1/2 × 5	12 × 3 1/2 × 54	12 × 3 1/2 × 6			
10.5	12 × 3 1/2 × 5	12 × 3 1/2 × 52	12 × 3 1/2 × 6					
11	12 × 3 1/2 × 56							

一、L 及 N カ本表ニ掲クルモノノ間ニ在ルトキハ挿間法ニ依リ寸法ヲ定ムヘシ
 二、本表ニ於ケル球山形材ニ代用スヘキ1924年英國標準型球山形材ノ寸法ハ第六號補表其ノ一ニ依ル

第六號表 其ノ九

梁、「スケルトンフローア」、隔壁防撓材其ノ他ニ用ウル球山形材

寸法ハ吋トス

L	N							
	118	124	130	136	142	148	154	160
3	5 × 2 1/2 × 34	5 1/2 × 3 × 3	5 1/2 × 3 × 3	5 1/2 × 3 × 3	5 1/2 × 3 × 32	5 1/2 × 3 × 34	5 1/2 × 3 × 36	6 × 3 × 32
3.5	6 × 3 × 32	6 × 3 × 32	6 × 3 × 36	6 × 3 × 38	6 1/2 × 3 × 34	6 1/2 × 3 × 34	6 1/2 × 3 × 34	6 1/2 × 3 × 38
4	6 1/2 × 3 × 34	6 1/2 × 3 × 38	7 × 3 × 36	7 × 3 × 36	7 × 3 × 38	7 × 3 × 4	7 × 3 × 42	7 1/2 × 3 × 38
4.5	7 × 3 × 4	7 1/2 × 3 × 38	7 1/2 × 3 × 38	7 1/2 × 3 × 4	7 1/2 × 3 × 44	8 × 3 × 4	8 × 3 × 4	8 × 3 × 42
5	7 1/2 × 3 × 44	8 × 3 × 4	8 × 3 × 42	8 × 3 × 46	8 1/2 × 3 × 42	8 1/2 × 3 × 44	8 1/2 × 3 × 46	9 × 3 × 44
5.5	8 1/2 × 3 × 42	8 1/2 × 3 × 44	8 1/2 × 3 × 48	9 × 3 × 44	9 × 3 × 46	9 × 3 × 48	9 1/2 × 3 1/2 × 46	9 1/2 × 3 1/2 × 46
6	9 × 3 × 44	9 × 3 × 48	9 1/2 × 3 1/2 × 46	9 1/2 × 3 1/2 × 46	9 1/2 × 3 1/2 × 48	10 × 3 1/2 × 46	10 × 3 1/2 × 46	10 × 3 1/2 × 5
6.5	9 1/2 × 3 1/2 × 46	9 1/2 × 3 1/2 × 5	10 × 3 1/2 × 46	10 × 3 1/2 × 5	10 1/2 × 3 1/2 × 46	10 1/2 × 3 1/2 × 5	10 1/2 × 3 1/2 × 52	11 × 3 1/2 × 48
7	10 × 3 1/2 × 5	10 1/2 × 3 1/2 × 46	10 1/2 × 3 1/2 × 52	11 × 3 1/2 × 48	11 × 3 1/2 × 48	11 × 3 1/2 × 52	11 1/2 × 3 1/2 × 5	11 1/2 × 3 1/2 × 52
7.5	11 × 3 1/2 × 48	11 × 3 1/2 × 48	11 1/2 × 3 1/2 × 52	11 1/2 × 3 1/2 × 5	11 1/2 × 3 1/2 × 54	12 × 3 1/2 × 5	12 × 3 1/2 × 52	12 × 3 1/2 × 54
8	11 1/2 × 3 1/2 × 48	11 1/2 × 3 1/2 × 54	12 × 3 1/2 × 5	12 × 3 1/2 × 52				
8.5	12 × 3 1/2 × 5	12 × 3 1/2 × 54						
9	12 × 3 1/2 × 6							

一、L 及 N カ本表ニ掲クルモノノ間ニ在ルトキハ挿間法ニ依リ寸法ヲ定ムヘシ
 二、本表ニ於ケル球山形材ニ代用スヘキ1924年英國標準型球山形材ノ寸法ハ第六號補表其ノ一ニ依ル

第六號表 其ノ十

梁、隔壁防撓材其ノ他ニ用ウル溝形材

寸法ハ吋トス

l	N				
	4	6	8	10	12
15.5	6x3 x'42' 48
16.25	6x3 x'32' 44	7x3 x'38' 48
17	6x3 x'42' 48	7x3 x'38' 48
17.75	7x3 x'38' 48	7x3 x'48' 48
18.5	6x3 x'4' 44	7x3 x'38' 48	8x3 x'38' 5
19.25	6x3 x'46' 48	7x3 x'46' 48	8x3½x'38' 52
20	7x3 x'38' 48	8x3 x'38' 5	8x3½x'38' 52
20.75	6x3 x'32' 44	7x3 x'38' 48	8x3 x'38' 5	8x3½x'42' 52
21.5	6x3 x'4' 44	7x3 x'46' 48	8x3 x'46' 5	9x3½x'38' 5
22.25	6x3 x'46' 48	8x3 x'38' 5	8x3½x'38' 52	9x3½x'42' 5
23	7x3 x'38' 48	8x3 x'38' 5	8x3½x'46' 52	9x3½x'44' 55
23.75	7x3 x'38' 48	8x3 x'42' 5	9x3½x'38' 5	10x3½x'38' 5
24.5	7x3 x'42' 48	8x3½x'38' 52	9x3½x'42' 5	10x3½x'42' 58
25.25	6x3x'32' 44	7x3 x'48' 48	8x3½x'38' 52	9x3½x'44' 55	10x3½x'46' 58
26	6x3x'36' 44	8x3 x'38' 5	8x3½x'46' 52	10x3½x'38' 5	10x3½x'54' 58
26.75	6x3x'38' 48	8x3 x'38' 5	9x3½x'38' 5	10x3½x'46' 5	11x3½x'44' 58
27.5	6x3x'46' 48	8x3 x'42' 5	9x3½x'42' 5	10x3½x'46' 58	12x3½x'44' 5
28.25	7x3x'38' 48	9x3 x'38' 44	9x3½x'44' 55	10x3½x'52' 58	12x3½x'5' 5
29	7x3x'38' 48	8x3½x'38' 52	10x3½x'38' 5	11x3½x'42' 58	12x3½x'46' 6

一、 l 及 N カ本表=掲ケルモノノ間=在ルトキハ挿間法=依リ寸法ヲ定ムヘシ
 二、 本表=於ケル溝形材=代用スヘキ1924年英國標準型溝形材ノ寸法ハ第六號補表其ノニ=依ル

第六號表 其ノ十一

梁、隔壁防撓材其ノ他ニ用ウル溝形材

寸法ハ吋トス

l	N				
	15	18	21	24	27
9.5
10	6x3 x'36' 44
10.5	6x3 x'34' 44	6x3 x'44' 48
11	6x3 x'42' 48	7x3 x'38' 48
11.5	6x3 x'4' 44	7x3 x'38' 48	7x3 x'4' 48
12	6x3 x'46' 48	7x3 x'38' 48	8x3 x'38' 5
12.5	6x3x'38' 48	7x3 x'38' 48	7x3 x'48' 48	8x3 x'38' 5
13	6x3x'48' 48	7x3 x'4' 48	8x3 x'38' 5	8x3 x'44' 5
13.5	6x3x'38' 44	7x3x'38' 48	8x3 x'38' 5	8x3 x'4' 5	8x3½x'38' 52
14	6x3x'44' 48	7x3x'48' 48	8x3 x'38' 5	8x3½x'38' 52	8x3½x'44' 52
14.5	7x3x'38' 48	7x3x'48' 48	8x3 x'4' 5	8x3½x'38' 52	9x3½x'38' 5
15	7x3x'38' 48	8x3x'38' 5	8x3½x'38' 52	8x3½x'48' 52	9x3½x'44' 5

一、 l 及 N カ本表=掲ケルモノノ間=在ルトキハ挿間法=依リ寸法ヲ定ムヘシ
 二、 本表=於ケル溝形材=代用スヘキ1924年英國標準型溝形材ノ寸法ハ第六號補表其ノニ=依ル

第六號表 其ノ十二

梁、隔壁防撓材其ノ他ニ用ウル溝形材

寸法ハ吋トス

l	N				
	15	18	21	24	27
15.5	7x3 1/2 x'42 '48	8x3 x'38 '5	8x3 1/2 x'38 '52	9x3 1/2 x'38 '5	9x3 1/2 x'48 '55
16.25	7x3 1/2 x'38 '5	8x3 1/2 x'38 '52	9x3 1/2 x'38 '5	9x3 1/2 x'44 '55	10x3 1/2 x'42 '58
17	7x3 1/2 x'46 '5	8x3 1/2 x'42 '52	9x3 1/2 x'4 '55	10x3 1/2 x'42 '5	10x3 1/2 x'5 '58
17.75	8x3 1/2 x'38 '52	9x3 1/2 x'38 '5	10x3 1/2 x'38 '5	10x3 1/2 x'46 '58	11x3 1/2 x'44 '58
18.5	8x3 1/2 x'42 '52	9x3 1/2 x'4 '55	10x3 1/2 x'42 '58	11x3 1/2 x'42 '58	12x3 1/2 x'46 '5
19.25	9x3 1/2 x'38 '5	10x3 1/2 x'38 '5	10x3 1/2 x'5 '58	12x3 1/2 x'42 '5	12x3 1/2 x'46 '6
20	9x3 1/2 x'42 '5	10x3 1/2 x'42 '58	11x3 1/2 x'42 '58	12x3 1/2 x'5 '5	12x4 x'48 '62
20.75	9x3 1/2 x'48 '55	10x3 1/2 x'5 '58	12x3 1/2 x'44 '5	12x3 1/2 x'5 '6	12x4 x'52 '62
21.5	10x3 1/2 x'42 '5	11x3 1/2 x'42 '58	12x3 1/2 x'46 '6	12x4 x'48 '62	13x4 x'48 '62
22.25	10x3 1/2 x'42 '58	12x3 1/2 x'42 '5	12x3 1/2 x'52 '6	12x4 x'54 '62	13x4 x'56 '62
23	10x3 1/2 x'52 '58	12x3 1/2 x'5 '5	12x4 x'48 '62	13x4 x'48 '62	14x4 x'48 '62
23.75	11x3 1/2 x'42 '58	12x3 1/2 x'48 '6	12x4 x'52 '62	13x4 x'56 '62	14x4 x'58 '62
24.5	12x3 1/2 x'42 '5	11x4 x'6 '6	13x4 x'48 '62	14x4 x'48 '62	15x4 x'52 '62
25.25	12x3 1/2 x'5 '5	12x4 x'48 '62	13x4 x'56 '62	14x4 x'58 '62	15x4 x'58 '62
26	12x3 1/2 x'46 '6	12x4 x'56 '62	14x4 x'48 '62	15x4 x'52 '62	16x4 x'52 '65
26.75	12x3 1/2 x'54 '6	13x4 x'48 '62	14x4 x'56 '62	15x4 x'58 '62	16x4 x'58 '65
27.5	12x4 x'48 '62	13x4 x'56 '62	15x4 x'48 '62	16x4 x'5 '65	17x4 x'52 '68
28.25	12x4 x'56 '62	14x4 x'48 '62	15x4 x'56 '62	16x4 x'58 '65	
29	13x4 x'48 '62	14x4 x'56 '62	16x4 x'48 '65	17x4 x'48 '68	

一、 l 及 N カ本表ニ掲クルモノノ間ニ在ルトキハ挿間法ニ依リ寸法ヲ定ムヘシ
 二、 本表ニ於ケル溝形材ニ代用スヘキ1924年英國標準型溝形材ノ寸法ハ第六號補表其ノ二ニ依ル

第六號表 其ノ十三

梁、隔壁防撓材其ノ他ニ用ウル溝形材

寸法ハ吋トス

l	N				
	30	34	38	42	46
7.5	6x3 x'32 '44
8	6x3 x'36 '44	6x3 x'44 '48
8.5	6x3 x'38 '44	6x3 x'46 '48	7x3 x'38 '48
9	6x3 x'38 '44	6x3 x'48 '48	7x3 x'38 '48	7x3 x'46 '48
9.5	6x3 x'36 '44	6x3 x'48 '48	7x3 x'38 '48	7x3 x'48 '48	8x3 x'38 '5
10	6x3 x'46 '48	7x3 x'38 '48	7x3 x'48 '48	8x3 x'38 '5	8x3 x'46 '5
10.5	7x3 x'38 '48	7x3 x'48 '48	8x3 x'38 '5	9x3 x'38 '44	8x3 1/2 x'4 '52
11	7x3 x'42 '48	8x3 x'38 '5	8x3 x'44 '5	8x3 1/2 x'4 '52	9x3 1/2 x'38 '5
11.5	8x3 x'38 '5	8x3 x'42 '5	8x3 1/2 x'38 '52	9x3 1/2 x'38 '5	9x3 1/2 x'44 '5
12	8x3 x'38 '5	9x3 x'42 '44	8x3 1/2 x'5 '52	9x3 1/2 x'44 '5	10x3 1/2 x'38 '5
12.5	9x3 x'38 '44	8x3 1/2 x'46 '52	9x3 1/2 x'42 '5	9x3 1/2 x'5 '55	10x3 1/2 x'42 '58
13	8x3 1/2 x'4 '52	9x3 1/2 x'38 '5	9x3 1/2 x'46 '55	10x3 1/2 x'44 '5	11x3 1/2 x'4 '5
13.5	9x3 1/2 x'38 '5	9x3 1/2 x'42 '55	10x3 1/2 x'42 '5	10x3 1/2 x'48 '58	11x3 1/2 x'42 '58
14	9x3 1/2 x'4 '5	10x3 1/2 x'38 '5	10x3 1/2 x'44 '58	11x3 1/2 x'42 '58	12x3 1/2 x'44 '5
14.5	9x3 1/2 x'44 '55	10x3 1/2 x'46 '5	10x3 1/2 x'52 '58	11x3 1/2 x'48 '58	12x3 1/2 x'46 '6
15	10x3 1/2 x'38 '5	10x3 1/2 x'46 '58	11x3 1/2 x'44 '58	12x3 1/2 x'48 '5	12x3 1/2 x'5 '6

一、 l 及 N カ本表ニ掲クルモノノ間ニ在ルトキハ挿間法ニ依リ寸法ヲ定ムヘシ
 二、 本表ニ於ケル溝形材ニ代用スヘキ1924年英國標準型溝形材ノ寸法ハ第六號補表其ノ二ニ依ル

第六號表 其ノ十四

梁、隔壁防撓材其ノ他ニ用ウル溝形材

寸法ハ吋トス

l	N				
	20	34	38	42	46
15.5	10x3½x'42 '58	11x3½x'42 '58	12x3½x'44 '5	12x3½x'46 '6	12x4x'48 '62
16.25	10x3½x'52 '58	12x3½x'42 '5	12x3½x'46 '6	12x4 x'48 '62	12x4x'56 '62
17	12x3½x'38 '5	12x3½x'46 '6	12x4 x'48 '62	12x4 x'56 '62	13x4x'56 '62
17.75	12x3½x'48 '5	12x3½x'54 '6	12x4 x'56 '62	13x4 x'52 '62	14x4x'48 '62
18.5	12x3½x'5 '6	12x4 x'52 '62	13x4 x'52 '62	14x4 x'48 '62	15x4x'48 '62
19.25	12x4 x'48 '62	13x4 x'48 '62	14x4 x'48 '62	15x4 x'48 '62	15x4x'58 '62
20	12x4 x'56 '62	13x4 x'56 '62	14x4 x'58 '62	15x4 x'56 '62	16x4x'52 '65
20.75	13x4 x'48 '62	14x4 x'52 '62	15x4 x'52 '62	16x4 x'52 '65	17x4x'48 '68
21.5	13x4 x'58 '62	15x4 x'48 '62	16x4 x'48 '65	17x4 x'48 '68	17x4x'6 '68
22.25	14x4 x'54 '62	15x4 x'56 '62	16x4 x'56 '65	17x4 x'56 '68	
23	15x4 x'48 '62	16x4 x'52 '65	17x4 x'52 '68		
23.75	15x4 x'56 '62	16x4 x'6 '65	17x4 x'6 '68		
24.5	16x4 x'48 '65	17x4 x'52 '68			
25.25	16x4 x'58 '65				
26	17x4 x'52 '68				

一、 l 及 N カ本表ニ掲ケルモノノ間ニ在ルトキハ挿間法ニ依リ寸法ヲ定ムヘシ
 二、 本表ニ於ケル溝形材ニ代用スヘキ1924年英國標準型溝形材ノ寸法ハ第六號補表其ノ二ニ依ル

第六號表 其ノ十五

梁、隔壁防撓材其ノ他ニ用ウル溝形材

寸法ハ吋トス

l	N				
	50	55	60	65	70
6
6.5	6x3 x'38 '44	6x3 x'44 '48
7	6x3 x'44 '48	7x3 x'38 '48	7x3 x'38 '48
7.5	6x3 x'38 '48	6x3 x'48 '48	7x3 x'38 '48	7x3 x'44 '48	8x3 x'38 '5
8	7x3 x'38 '48	7x3 x'38 '48	8x3 x'38 '5	8x3 x'38 '5	8x3 x'42 '5
8.5	7x3 x'42 '48	8x3 x'38 '5	7x3½x'46 '5	9x3 x'38 '44	8x3½x'4 '52
9	8x3 x'38 '5	8x3 x'42 '5	8x3½x'38 '52	8x3½x'44 '52	9x3½x'38 '5
9.5	8x3 x'42 '5	8x3½x'38 '52	8x3½x'48 '52	9x3½x'4 '5	9x3½x'44 '55
10	8x3½x'38 '52	9x3½x'38 '5	9x3½x'42 '5	9x3½x'48 '55	10x3½x'42 '5
10.5	9x3½x'38 '5	9x3½x'44 '5	9x3½x'5 '55	10x3½x'46 '5	10x3½x'48 '58
11	9x3½x'44 '5	10x3½x'38 '5	10x3½x'42 '58	11x3½x'4 '5	11x3½x'42 '58
11.5	10x3½x'38 '5	10x3½x'42 '58	11x3½x'42 '5	11x3½x'44 '58	12x3½x'46 '5
12	10x3½x'42 '58	11x3½x'42 '5	11x3½x'46 '58	12x3½x'48 '5	12x3½x'46 '6
12.5	11x3½x'4 '5	11x3½x'44 '58	12x3½x'48 '5	12x3½x'48 '6	12x4 x'48 '62
13	11x3½x'42 '58	12x3½x'46 '5	12x3½x'48 '6	12x4 x'48 '62	12x4 x'52 '62
13.5	12x3½x'44 '5	12x3½x'46 '6	12x4 x'48 '62	12x4 x'54 '62	13x4 x'48 '62
14	12x3½x'46 '6	12x3½x'56 '6	12x4 x'52 '62	13x4 x'48 '62	13x4 x'58 '62
14.5	12x3½x'52 '6	12x4 x'52 '62	13x4 x'48 '62	13x4 x'58 '62	14x4 x'52 '62
15	12x4 x'48 '62	12x4 x'58 '62	13x4 x'56 '62	14x4 x'52 '62	14x4 x'58 '62

一、 l 及 N カ本表ニ掲ケルモノノ間ニ在ルトキハ挿間法ニ依リ寸法ヲ定ムヘシ
 二、 本表ニ於ケル溝形材ニ代用スヘキ1924年英國標準型溝形材ノ寸法ハ第六號補表其ノ二ニ依ル

第六號表 其ノ十六

梁、隔壁防撓材其ノ他ニ用ウル溝形材

寸法ハ吋トス

L	N				
	50	55	60	65	70
15.5	12x4x56.62	13x4x52.62	14x4x48.62	15x4x48.62	15x4x56.62
16.25	13x4x52.62	14x4x52.62	15x4x48.62	15x4x58.62	16x4x56.65
17	14x4x48.62	15x4x5.62	16x4x48.65	16x4x56.65	17x4x52.68
17.75	15x4x48.62	16x4x48.65	16x4x58.65	17x4x52.68	
18.5	15x4x58.62	16x4x56.65	17x4x54.68		
19.25	16x4x56.65				
20	17x4x48.68				

- 一、L及Nカ本表ニ掲クルモノノ間ニ在ルトキハ挿間法ニ依リ寸法ヲ定ムヘシ
- 二、本表ニ於ケル溝形材ニ代用スヘキ1924年英國標準型溝形材ノ寸法ハ第六號補表其ノニニ依ル

第六號表 其ノ十七

梁、隔壁防撓材其ノ他ニ用ウル溝形材

寸法ハ吋トス

L	N		
	75	80	85
15.5	16x4x52.65	16x4x58.65	17x4x52.68
16.25	17x4x48.68	17x4x6.68	

- 一、L及Nカ本表ニ掲クルモノノ間ニ在ルトキハ挿間法ニ依リ寸法ヲ定ムヘシ
- 二、本表ニ於ケル溝形材ニ代用スヘキ1924年英國標準型溝形材ノ寸法ハ第六號補表其ノニニ依ル

第六號表 其ノ十八

梁、隔壁防撓材其ノ他ニ用ウル溝形材

寸法ハ吋トス

L	N				
	75	80	85	90	95
5.5	6x3 x38.44	6x3 x4.48
6	6x3 x36.44	6x3 x4.48	6x3 x48.48	7x3 x38.48	7x3 x38.48
6.5	7x3 x38.48	7x3 x38.48	7x3 x42.48	7x3 x48.48	8x3 x38.5
7	7x3 x44.48	8x3 x38.5	8x3 x38.5	8x3 x4.5	8x3½x38.52
7.5	8x3 x38.5	8x3 x42.5	8x3½x38.52	8x3½x38.52	8x3½x46.52
8	8x3½x38.52	8x3½x4.52	9x3½x38.5	9x3½x38.5	9x3½x44.5
8.5	9x3½x38.5	9x3½x38.5	9x3½x4.55	9x3½x48.55	10x3½x4.5
9	9x3½x44.5	9x3½x48.55	10x3½x4.5	10x3½x42.58	10x3½x48.58
9.5	10x3½x38.5	10x3½x46.5	10x3½x48.58	11x3½x44.5	11x3½x44.58
10	10x3½x44.58	11x3½x42.5	11x3½x42.58	11x3½x5.58	12x3½x48.5
10.5	11x3½x42.58	11x3½x48.58	12x3½x48.5	12x3½x46.6	12x3½x52.6
11	12x3½x44.5	12x3½x5.5	12x3½x5.6	12x3½x56.6	12x4 x48.62
11.5	12x3½x46.6	12x3½x52.6	12x4 x48.62	12x4 x54.62	13x4 x48.62
12	12x3½x56.6	12x4 x48.62	12x4 x58.62	13x4 x48.62	13x4 x58.62
12.5	12x4 x52.62	12x4 x58.62	13x4 x52.62	14x4 x48.62	14x4 x54.62
13	13x4 x48.62	13x4 x56.62	14x4 x48.62	14x4 x58.62	15x4 x5.62
13.5	13x4 x58.62	14x4 x52.62	15x4 x48.62	15x4 x54.62	16x4 x48.65
14	14x4 x52.62	15x4 x48.62	15x4 x56.62	16x4 x48.65	16x4 x56.65
14.5	15x4 x48.62	15x4 x56.62	16x4 x48.65		
15	15x4 x56.62	16x4 x5.65	16x4 x58.65		

- 一、L及Nカ本表ニ掲クルモノノ間ニ在ルトキハ挿間法ニ依リ寸法ヲ定ムヘシ
- 二、本表ニ於ケル溝形材ニ代用スヘキ1924年英國標準型溝形材ノ寸法ハ第六號補表其ノニニ依ル

第六號表 其ノ十九

梁、隔壁防撓材其ノ他ニ用ウル溝形材

寸法ハ吋トス

l	N				
	100	106	112	118	124
5	6x3 x'34 '44	6x3 x'38 '48	6x3 x'44 '48	7x3 x'38 '48
5.5	6x3 x'46 '48	7x3 x'38 '48	7x3 x'38 '48	7x3 x'4 '48	7x3 x'48 '48
6	7x3 x'42 '48	8x3 x'38 '5	8x3 x'38 '5	8x3 x'38 '5	8x3 x'42 '5
6.5	8x3 x'38 '5	8x3 x'42 '5	8x3½x'38 '52	8x3½x'38 '52	8x3½x'44 '52
7	8x3½x'38 '52	8x3½x'42 '52	9x3½x'38 '5	9x3½x'38 '5	9x3½x'44 '5
7.5	9x3½x'38 '5	9x3½x'42 '5	9x3½x'44 '55	10x3½x'38 '5	10x3½x'42 '5
8	9x3½x'46 '55	10x3½x'38 '5	10x3½x'46 '5	10x3½x'46 '58	11x3½x'42 '5
8.5	10x3½x'42 '58	10x3½x'48 '58	11x3½x'44 '5	11x3½x'44 '58	11x3½x'5 '58
9	11x3½x'44 '5	11x3½x'44 '58	12x3½x'44 '5	12x3½x'5 '5	12x3½x'46 '6
9.5	11x3½x'5 '58	12x3½x'5 '5	12x3½x'46 '6	12x3½x'54 '6	12x4 x'48 '62
10	12x3½x'46 '6	12x3½x'54 '6	12x4 x'48 '62	12x4 x'52 '62	12x4 x'58 '62
10.5	12x4 x'48 '62	12x4 x'52 '62	12x4 x'58 '62	13x4 x'5 '62	13x4 x'58 '62
11	12x4 x'56 '62	13x4 x'48 '62	13x4 x'56 '62	14x4 x'48 '62	14x4 x'56 '62
11.5	13x4 x'52 '62	14x4 x'48 '62	14x4 x'52 '62	15x4 x'48 '62	15x4 x'52 '62
12	14x4 x'48 '62	14x4 x'58 '62	15x4 x'5 '62	15x4 x'58 '62	16x4 x'48 '65
12.5	15x4 x'48 '62	15x4 x'54 '62	16x4 x'48 '65	16x4 x'52 '65	17x4 x'48 '68
13	15x4 x'56 '62	16x4 x'48 '65	16x4 x'58 '65	17x4 x'48 '68	17x4 x'56 '68
13.5	16x4 x'52 '65	16x4 x'6 '65	17x4 x'52 '68		
14	17x4 x'48 '68	17x4 x'56 '68			

一、 l 及 N カ本表ニ掲ケルモノノ間ニ在ルトキハ挿間法ニ依リ寸法ヲ定ムヘシ
 二、 本表ニ於ケル溝形材ニ代用スヘキ1924年英國標準型溝形材ノ寸法ハ第六號補表其ノニニ依ル

第六號表 其ノ二十

梁、隔壁防撓材其ノ他ニ用ウル溝形材

寸法ハ吋トス

l	N					
	130	136	142	148	154	160
5	7x3 x'38 '48	7x3 x'38 '48	7x3 x'4 '48	7x3 x'46 '48	7x3½x'36 '5	7x3½x'36 '5
5.5	8x3 x'38 '5	8x3 x'38 '5	8x3 x'38 '5	8x3 x'42 '5	8x3½x'38 '52	8x3½x'38 '52
6	8x3½x'38 '52	8x3½x'38 '52	8x3½x'4 '52	8x3½x'46 '52	9x3½x'38 '5	9x3½x'38 '5
6.5	9x3½x'38 '5	9x3½x'38 '5	9x3½x'42 '5	9x3½x'42 '55	9x3½x'48 '55	10x3½x'38 '5
7	9x3½x'44 '55	10x3½x'38 '5	10x3½x'42 '5	10x3½x'42 '58	10x3½x'46 '58	11x3½x'4 '5
7.5	10x3½x'42 '58	10x3½x'46 '58	11x3½x'42 '5	11x3½x'42 '58	11x3½x'46 '58	11x3½x'5 '58
8	11x3½x'42 '58	11x3½x'46 '58	12x3½x'44 '5	12x3½x'48 '5	12x3½x'46 '6	12x3½x'5 '6
8.5	12x3½x'48 '5	12x3½x'46 '6	12x3½x'5 '6	12x3½x'54 '6	12x4 x'48 '62	12x4 x'5 '62
9	12x3½x'52 '6	12x4 x'48 '62	12x4 x'48 '62	12x4 x'54 '62	13x4 x'48 '62	13x4 x'48 '62
9.5	12x4 x'52 '62	12x4 x'58 '62	13x4 x'48 '62	13x4 x'54 '62	13x4 x'58 '62	14x4 x'48 '62
10	13x4 x'48 '62	13x4 x'56 '62	14x4 x'48 '62	14x4 x'52 '62	14x4 x'58 '62	15x4 x'5 '62
10.5	14x4 x'48 '62	14x4 x'56 '62	15x4 x'48 '62	15x4 x'52 '62	15x4 x'58 '62	16x4 x'48 '65
11	15x4 x'48 '62	15x4 x'54 '62	15x4 x'58 '62	16x4 x'48 '65	16x4 x'54 '65	16x4 x'6 '65
11.5	15x4 x'58 '62	16x4 x'5 '65	16x4 x'56 '65	17x4 x'48 '68	17x4 x'52 '68	17x4 x'58 '68
12	16x4 x'56 '65	17x4 x'48 '68	17x4 x'52 '68	17x4 x'6 '68		
12.5	17x4 x'52 '68	17x4 x'6 '68				
13						
13.5						
14						

一、 l 及 N カ本表ニ掲ケルモノノ間ニ在ルトキハ挿間法ニ依リ寸法ヲ定ムヘシ
 二、 本表ニ於ケル溝形材ニ代用スヘキ1924年英國標準型溝形材ノ寸法ハ第六號補表其ノニニ依ル